

令和3年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和3年9月1日 開会

}

令和3年9月24日 閉会

吉田町議会

令和3年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 7
○議案第44号～議案第57号の一括上程、説明	2 2
○報告第4号～報告第7号の報告	5 1
○散会の宣告	5 5

第 2 号 (9月3日)

○開議の宣告	5 6
○議事日程の報告	5 6
○議案第52号の質疑、討論、採決	5 6
○散会の宣告	6 6

第 3 号 (9月13日)

○開議の宣告	6 7
○議事日程の報告	6 7
○議案第46号の質疑	6 7
○議案第47号の質疑	6 7
○議案第48号の質疑	6 9
○議案第49号の質疑	6 9
○議案第53号の質疑	7 1
○議案第54号の質疑	7 1
○議案第55号の質疑	7 2
○議案第56号の質疑	7 2
○議案第50号の質疑	7 2
○議案第51号の質疑	7 5
○散会の宣告	8 2

第 4 号 (9月16日)

○開議の宣告	8 3
○議事日程の報告	8 3
○一般質問	8 3
増田剛士	8 3
平野積	9 7

楠元由美子	110
盛純一郎	120
○議案第58号、議案第59号の一括上程、説明	128
○第8号報告の報告	131
○散会の宣告	132

第5号 (9月17日)

○開議の宣告	133
○一般質問	133
山内均	133
八木栄	146
蒔田昌代	152
○散会の宣告	162

第6号 (9月21日)

○開議の宣告	163
○議事日程の報告	163
○議案第45号の質疑	163
○散会の宣告	206

第7号 (9月22日)

○開議の宣告	207
○議事日程の報告	207
○議案第45号の質疑	207
○議案第58号の質疑	245
○議案第59号の質疑	246
○散会の宣告	246

第8号 (9月24日)

○開議の宣告	247
○議事日程の報告	247
○委員会活動報告	247
○議案第45号の討論、採決	249
○議案第46号の討論、採決	250
○議案第47号の討論、採決	250
○議案第48号の討論、採決	251
○議案第49号の討論、採決	251
○議案第50号の討論、採決	251
○議案第51号の討論、採決	252
○議案第53号の討論、採決	254

○議案第54号の討論、採決	254
○議案第55号の討論、採決	255
○議案第56号の討論、採決	255
○議案第58号の討論、採決	256
○議案第59号の討論、採決	256
○議案第44号の質疑、討論、採決	256
○議案第57号の質疑、討論、採決	257
○発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	258
○議会閉会中の継続調査について	259
○町長挨拶	260
○議長挨拶	260
○閉会の宣告	260

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、おはようございます。

9月議会に当たって、議員の皆様元気な顔に接してうれしく思っております。

議員の皆様はこの9月議会に向けて日々を送られて今日に至っているとそのように拝察をいたしますが、皆様御承知のとおり当町もコロナ禍の真ただ中に投げ込まれ、まさに行政として翻弄されている状況でございます。

そのような状況でございますので、この議会でございますので、本来は全ての管理職がこの場にいなければならないわけでございますけれども、その対応に当たらなければならないと、そのような状況が生じてしまいました。議長のほうから議員の皆様にはお話があったと思いますけれども、今日もこども未来課長とそれから健康づくり課長はその対応に追われて出席を見合わせていただきました。

そんな状況でございますので、議員の皆様にはぜひともこのようなコロナ禍で翻弄される行政の立場をぜひとも御理解の上、町民の皆様への付託に応えるように頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和3年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月24日までの24日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月24日までの24日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び財政的援助団体等監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。7月6日火曜日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市において開催されました。

7月26日月曜日、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえた対応として、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会及び志太榛原五市二町議会議長連絡協議会においては、書面による開催と代わり、富士山静岡空港と地域開発をすすめる会総会においては、会員15団体による書面形式による対応となりました。

各総会等につきましては、それぞれ令和2年度事業報告並びに決算報告及び令和3年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて、いずれも承認、可決されました。

また、例年、この時期に開催されておりました静岡縣市町議会議員研修会は、動画配信されたものを視聴する研修となりました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほど、お願いいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） 令和3年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等につきまして御報告申し上げます。

7月下旬の4連休以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、8月13日には、初めて全国の新規感染者数が2万人を超え、病床不足が深刻化するとともに、自宅療養を余儀なくされる方が増え続けている状況でございます。県内におきましても、連日過去最多の感染者数を更新するなど爆発的な感染の拡大に歯止めがかからず、病床使用率が60%を超えるなど医療現場は危機的な状況に追い込まれております。

このような状況を受け、川勝平太静岡県知事は8月16日、国に対しまして新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を静岡県にも適用するよう要請し、政府はその翌日、静岡県を含む7府県を追加した13都府県において8月20日から9月12日まで緊急事態宣言の対象地域とすることを決定しました。宣言後も、県内においては、学校の部活動や学習塾、帰省した友人同士の集まりなどで若い世代のクラスターが頻発し、新規感染者が3日連続で600人を上回るなど、猛烈なスピードで感染者が増え続け、かつてない感染の拡大と医療が逼迫した状況が続いております。

こうした状況を踏まえ、町では、8月16日及び17日の両日で3回にわたり吉田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、緊急事態宣言に係る町の対応方針を決定し、町民の皆様にお知らせしてまいりました。

この対応方針では、公共施設の使用制限、観光施設の閉鎖などの対策のほか、個人の感染対策といたしまして、町民の皆様にはマスクの着用や「密」の回避などを徹底していただくよう改めてお願いするとともに、不要不急の外出の自粛や県境をまたぐ移動を避けるなど最大限の感染予防を呼びかけ、事業者の皆様に対しましては、業種別ガイドラインに沿って職場や店舗から感染者を出さないよう感染防止対策の徹底を呼びかけております。

さらに、これらの対応に加えまして、ワクチン接種を希望する皆様は速やかに接種できる体制を維持するとともに、より多くの方が正しい知識を持って接種できるよう、ワクチンの有効性や副反応などの必要な情報を広く周知し、関係機関と連携して接種を推進することとしております。

この新型コロナウイルス感染症対策の切り札とも言えるワクチン接種の状況でございますが、当町におきましては、7月末に希望する65歳以上の高齢者への接種がおおむね完了し、また、国が示す優先接種の対象となる方につきましても順次接種を開始してまいりました。加えて、町独自の取組といたしまして、保育・教育施設におけるクラスターの発生を防ぐため、幼稚園や保育園等の職員や小・中学校の教職員への先行接種を進めるとともに、ファイザー社製ワクチンの接種対象年齢が「12歳以上」まで引き下げられたことに伴い、希望する中学生への接種を夏休み期間中に実施したところでございます。

さらに、8月25日から希望する妊婦やそのパートナー、御家族を優先接種の対象とするとともに、8月27日からは、学校でのクラスター発生が危惧される高校生年代を対象とした先行接種予約も開始いたしました。

現在は、全ての年代において接種予約を開始している段階ですが、今後も国からのワクチン供給などの状況を見据えながら、希望される全ての町民の皆様が一日でも早く、安全にワクチンを接種できるよう、引き続き、関係機関及び医療従事者の皆様に御協力をいただきながら、必要な体制の整備に全力を尽くしてまいります。

当町は今、間違いなくこれまでに経験したことのない最大級の危機に直面しております。今後、さらなる感染の拡大が継続しますと、医療提供体制が崩壊し、救える命が救えなくなる可能性がございます。このため、町民の皆様におかれましては、いま一度、マスクの着用や手洗い、3密回避などの基本的な感染症対策に努めていただき、不要不急の外出の自粛を改めて強くお願いするとともに、町といたしましても、町民の皆様の安全と安心を確保するため、これまで以上に緊張感を持って感染拡大防止対策に全力で取り組み、この難局を町一丸となって乗り切ってまいりたいと考えております。

それでは、令和3年度に入り、5か月が経過しました本年度の主な事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして御報告申し上げます。

川尻工区における防潮堤陸側の側道整備につきましては、7月から工事に着手し、来年2月の完成に向けて着々と整備を進めております。また、天端道の舗装につきましては、10月中に工事に着手できるよう準備を進めているところでございます。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、天端の一部を11.8メートルにかさ上げする盛土工事と法面に芝生を植生する護岸工事を予定しており、いずれの工事とも10月には工事に着手できるよう準備を進めているところでございます。

次に、吉田漁港におけるレベル2の津波対策についてでございます。

吉田漁港におけるレベル2の津波対策につきましては、吉田漁港多目的広場の整備を最優先で進めているところでございますが、本年度は、漁港全体の整備計画の策定に向け、6月に津波対策整備計画策定業務委託を発注し、来年3月下旬の完了を目指して業務を進めております。

次に、吉田町防災コミュニティセンター整備事業補助金についてでございます。

災害時の避難所における生活環境の改善や充実を図るため、町が避難所として指定している施設を所有する自治会等が新增築及び改修を行う場合に、県の制度であります地震・津波対策等減災交付金の「防災コミュニティセンター整備事業」を活用して支援することとし、8月に「吉田町防災コミュニティセンター整備事業補助金交付要綱」を定めました。

本年度は、川尻会館の設備老朽化などに伴う空調機改修工事が予定されておりますが、その事業費全体の2分の1を川尻区自治会が負担し、残りを県と町が半分ずつ負担するものでございまして、本議会定例会に提出を予定しております補正予算に川尻会館空調機改修工事補助金として1,402万5,000円を計上させていただいております。

次に、河川改修事業についてでございます。

大幡川及び大窪川につきましては、河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら改修工事を実施しております。本年度は、昨年度に引き続き、神戸地区において大窪川の護岸整備を上流側に進める予定でございます。出水期明けの11月には工事に着手できるように、準備を進めているところでございます。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、介護人材の確保対策につきまして御報告申し上げます。

国は、7月、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込量等に基づき都道府県が推計した介護職員の必要数を公表しました。その推計によりますと、令和5年度には約233万人の介護職員が必要になるとされており、さらに令和7年度には約243万人、令和22年度には約280万人もの人材が必要になると見通されております。

こうした状況の中、当町においても多様な人材の確保に向け、介護経験のない元気な中高年齢層や子育てが一段落した方などを対象として、7月に介護の入門的研修を実施いたしました。この研修は、介護に関する基礎知識や認知症に関する知識を身につけるための講義、ベッドや車椅子を利用した実技などを行い、就業を希望される方だけではなく、より多くの方に介護を知っていただく機会として開催したもので、20代から70代までの13人に御参加いただきました。今後、受講者の中で就業を希望される方には、介護施設への就労相談やマッチングについても支援してまいります。

次に、吉田町と株式会社杏林堂薬局との包括連携に関する協定についてでございます。

これまでに株式会社杏林堂薬局とは、平成30年の同社の出店に際しまして、当町に大規模な災害が発生した場合に物資を提供していただく「災害時物資支援協力に関する協定」と、杏林堂吉田店の駐車場を被災者支援物資の荷さばき所として提供していただく「災害時荷捌き拠点に関する協定」の災害時に関する2つの協定を締結しております。

今回は株式会社杏林堂薬局からの申出により、町との協力体制を明確化するとともに連携をさらに強化するため、7月15日に「吉田町と株式会社杏林堂薬局との包括連携に関する協定」を締結いたしました。この協定は、吉田町と株式会社杏林堂薬局が多様な連携と協働による活動を積極的に推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応することで、町民の健康増進と食育の推進、地域の活性化及び町民サービスの向上を図るものでございます。これにより、町が掲げる「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に寄与する取組がより一層可能になるものと期待をしております。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関する事業のうち、商工業振興事業費補助金について御報告申し上げます。

長引くコロナ禍において、深刻な経済的影響を受けております小規模事業者の事業継続などを支援するため、吉田町商工会が実施しますプレミアム付商品券発行事業に対して商工業振興事業費補助金を交付いたしました。第3弾となる今回のプレミアム付商品券発行事業は、全ての町民の皆様に購入の機会を提供するため、6月26日から町内全世帯を対象に先行販売が実施され、7月4日から一般販売が開始されると、翌日には5万セット全てが完売となった旨の報告を受けております。今回は、昨年度に実施されました第1弾及び第2弾を大幅に上回る、発行総額1億5,000万円の事業規模となるもので、町といたしましては、このプレミアム付商品券発行事業により消費の拡大が図られるとともに、町内事業者の事業継続の一助となりますことを期待しております。

次に、吉田漁港の整備についてでございます。

水産物供給基盤機能保全事業により実施いたします4号岸壁防食工事と港内泊地浚渫工事につきましては、いずれの工事も9月下旬には工事に着手できるよう準備を進めているところでございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町子ども家庭総合支援拠点の設置につきまして御報告申し上げます。

平成28年5月に成立しました「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、市町村は子供及び妊産婦の福祉に関する支援事業を適切に行わなければならないことが明確化され、子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないと規定されております。当町におきましては、こども未来課内に拠点を設置することを目指して県と協議を重ね、10月1日から開始できる運びとなりました。

この支援拠点の実施主体は町となりますが、子供たちの健やかな成長には、地域の皆様の見守りや子供たちを取り巻く関係機関との連携が必要不可欠でございますので、これまで以上に様々な社会資源を活用しながら、互いの情報を共有するネットワークの中核機関としてこの支援拠点を最大限に活用し、課題を抱える子供たちとその家庭に寄り添える体制づくりに努めてまいります。

次に、「吉田町教育元気物語TCP Triwins Plan」の本年度における主な事業について御報告申し上げます。

まず、「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」のうち、「ICT環境の充実」として進めている事業についてでございます。

1つ目は、デジタル教材等を大きく映すことができる大型モニターの整備についてでございます。この大型モニターの整備につきましては、7月1日に65型電子黒板の37台の購入について契約を締結し、8月11日には町内各小学校へ納品が完了いたしました。

2つ目は、小・中学校のICT活用についてでございます。小・中学校のICT活用につきましては、主な3点について御報告申し上げます。

1点目は、学習者用コンピューターの持ち帰りについてでございます。4月から児童・生徒1人1台の学習者用コンピューターの本格的な利用が始まり、各学校では積極的な活用に努めておりますが、夏休み期間中も各家庭でこのコンピューターを使用してもらえよう、また、保護者の皆様にもコンピューターを活用した学習への理解を深めていただけるよう、全小・中学校において、コンピューターの家庭への持ち帰りを実施いたしました。このコンピューターの活用とともに緊急時に備え、8月3日、自彊小学校では2年生から6年生までの全クラスにおいて試行的に「オンライン朝の会」を実施したところでございます。

2点目は、親子Chromebook体験会についてでございます。3月27日に開催しました親子体験会と同様、保護者にもコンピューターを活用した学習に対する理解を深めていただくことを目的に、常葉大学の三井一希助教と学生の皆さんを講師としてお招きし、7月17日に住吉小学校で親子体験会を開催いたしました。今回はグーグル合同会社にも御協力をいただき、71組144人の参加がございました。

3点目は、教職員を対象としたICT活用に係る研修会についてでございます。学習者用コンピューターの本格的な活用に向け、昨年度から教職員を対象とした研修を実施しておりますが、本年度は新たに吉田町情報化推進研修会とICT自主研修会を実施しております。吉田町情報化推進研修会につきましては、教職員が学校と家庭の切れ目のない学びのイメージを持つことや、オンライン授業の実施方法を学ぶことを目的に、町内の全教職員を対象として7月14日に開催いたしました。また、ICT自主研修会につきましては、教職員のICT活用に関する悩みなどを解決することを目的に、信州大学の佐藤和紀助教と学生の皆さんに講師をお願いし、毎月1回オンラインで開催しております。この研修会は、希望する教職員が自主的に参加するもので、6月から始まり、これまでに3回開催いたしました。

いずれも教職員のICT活用のスキル向上を目指すものでございますが、これらの研修会だけでなく、本年度から新たに各学校に配置しているICT支援員の活用や、さきに述べました電子黒板の整備も含め、教職員が充実した授業が行える環境を提供できるよう努めてまいります。

次に、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」のうち、「放課後の子どもの居場所づくり」の一つとして進めております「公設学習塾の実施」についてでございます。

基礎学習の定着を図ることを主な目的として開催する公設学習塾は、昨年度まで自由参加の形で実施しておりましたが、本年度からは学校が参加を勧めた児童・生徒のうち、希望する児童・生徒を対象に実施しております。6月1日にスタートし、各校とも各学年、年間20回程度を開催する予定でございます。

新型コロナウイルス感染状況が予断を許さない中ではありますが、感染予防と学習保障を両立させ、確かな学力と健全な心身を着実に育成するため、町内小・中学校においては、夏休み期間が終了した8月24日以降、登校が再開されております。当面の間は、全ての学校において4時間の短縮授業とし、8月30日から9月10日までの間は、登校に不安を感じている家庭への対応といたしまして、学校における対面授業と家庭におけるオンライン授業のどちらかを選択できるものとし、教育活動が行われております。

教育委員会では、このコロナ禍においても、引き続き心のケアにも配慮しながら児童・生徒の健やかな学びを保障し、感染症対策や学力向上に係る取組を進めていくこととしております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業につきまして、御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用して送水管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業、漏水事故による被害軽減及び有収率向上を図るため老朽管を耐震管に布設替えする老朽管布設替え事業及び他事業に伴う配水管の布設替え等の事業を進めているところでございます。

工事の発注状況につきましては、既に発注済みの4件は順調に進んでおり、残る工事につきましても発注に向けて準備を進めているところでございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として事業を進めております。管渠につきましては、債務負担行為を活用し、本年度当初に着手しました川尻南部汚水幹線工事の3工区の工事が本年度中に完了する見込みでござ

います。また、それ以外の管渠工事につきましては、2件の工事の発注を既に終えており、その他の工事につきましても発注に向けて準備を進めているところでございます。

浄化センターにつきましては、本年度、ストックマネジメント計画に基づく沈砂池・管理棟の建築附帯整備更新工事及び反応タンクの耐震補強工事を予定しており、今月中に発注する見込みでございます。

次に、浄化槽設置費補助金交付事業についてでございます。

浄化槽設置費補助金交付事業につきましては、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、本年度から転換に対する宅内配管費用及び浄化槽撤去費を補助対象に追加しましたところ、7月末までに18件の申請がございました。昨年1年間の転換数と比較しましても大幅に増加しており、補助の拡充の効果が表れているものと受け止めておりますので、さらなる転換の促進を図るため、引き続き補助制度のPRに努めてまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税推進事業につきまして御報告申し上げます。

第2回議会定例会で報告させていただきましたとおり、当町における昨年度のふるさと納税の寄附額は7億645万円で、令和元年度と比較しますと、約14%増加しております。本年度は、寄附額のさらなる増加を目指し、事業者の皆様に対して積極的に返礼品の充実に向けた協力を呼びかけているほか、既存の返礼品につきましても、ふるさと納税サイトへの掲載方法を工夫するなどして、寄附者の皆様にも町の特産品の魅力が十分に伝わるよう努めているところでございます。その結果、寄附額につきましては、4月と5月は昨年度の実績に及ばなかったものの、6月と7月は昨年度を上回る状況でございます。

今後、新たなふるさと納税サイトの追加も予定しており、引き続き、ふるさと納税を通じてより多くの方々に当町の魅力をPRできる環境を整えてまいります。

次に、企業版ふるさと納税の取組についてでございます。

去る7月9日に、地方創生応援税制に関する地域再生計画として、内閣府から「第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標を盛り込んだ「吉田町まち・ひと・しごと創生推進計画」の認定を受けたところでございます。これにより、当町の地方創生事業の取組に対して企業が寄附を行った場合に、最大9割の税額控除が受けられることとなりました。

この企業版ふるさと納税の対象は、町内に本社が所在していない企業となりますことから、町ホームページ等を活用し、魅力ある町の地方創生事業について広く周知することにより町の取組に御賛同いただき、多くの企業の皆様に応援していただけるよう努めてまいります。

次に、吉田町LINE公式アカウントの運用開始についてでございます。

様々な分野でデジタル化が進む中、特にスマートフォンは世界的に広く普及しており、7月に総務省が発表しました「令和3年度版情報通信白書」によりますと、日本国内のスマートフォン保有率は、全世帯の80%以上となっております。このスマートフォンで使用するアプリの中で、無料のコミュニケーションツールであります「LINEアプリ」は身近な連絡手段として幅広い年齢層で多くの人が利用し、自治体による活用も進んでおりますことから、当町におきましても、8月10日から吉田町LINE公式アカウントの運用を開始したところでございます。

このLINEアプリは、メッセージがプッシュ通知でユーザーに届くため、リアルタイムに情報を伝えることが可能となるもので、これまでに、新型コロナウイルス感染症に関する情報を中心に防災や福祉、イベントなどの情報を配信しており、8月25日時点で3,000人を超える方々に登録いただいております。

今後も引き続き、LINE公式アカウントの活用を広く呼びかけるとともに、町からの様々な情報をいち早くお届けし、皆様が知りたい情報をできるだけ分かりやすくお伝えできるよう努めてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきました。新型コロナウイルス感染症の状況など社会情勢は厳しい中にございますが、引き続き、住民サービスを低下させぬよう着実に事業を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を何としても抑え、町民の皆様が安心した生活を送ることができるよう国や県、他の自治体、医療機関等と緊密な連携を図りながら、これまで以上に感染拡大防止対策に万全を期してまいります。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、藁科武夫君。

〔監査委員 藁科武夫君登壇〕

○監査委員（藁科武夫君） おはようございます。

監査委員の藁科武夫です。よろしく申し上げます。

令和2年度決算等審査意見を申し述べます。審査意見を述べる順序につきましては、1番目に、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見。2番目に、水道事業会計及び公共下水道事業会計決算審査意見。3番目に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見とします。

では、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の1ページをお願いします。

審査に当たっては、吉田町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び同法第241条5項の規定により、各会計の決算その他関係書類及び基金の運用状況について資料の提出及び関係職員の説明を求めた上で審査を行った。

審査の結果、各会計の令和2年度決算その他関係書類について審査した限りにおいて、法令に適合しかつ正確であると認められる。また、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められる。

2ページをお願いします。

審査の概要。

まず初めに、決算の概要。

令和2年度の一般会計と特別会計の歳入歳出決算額は次表のとおりであり、令和2年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は210億4,318万5,000円で、前年度に比べて44億3,966万1,000円増加している。

歳入合計は204億3,893万円で、前年度に比べて41億5,312万5,000円の増加をしている。

歳出合計は197億8,252万9,000円で、前年度に比べて41億5,858万3,000円の増加をしている。

実質収支額合計は6億4,611万3,000円で、前年度に比べて765万8,000円の減少となっている。

一般会計歳入歳出決算額、上記の表から見ると歳入額は152億5,487万6,000円、歳出額は148億248万円、歳入歳出差引額は4億5,239万7,000円、翌年度繰越額1,028万9,000円を差引くと、実質収支額は4億4,210万8,000円となっている。

歳入決算額の概要。

歳入額は152億5,487万6,000円で、自主財源と依存財源に分類すると自主財源は76億5,675万1,000円で構成比率50.2%、依存財源は75億9,812万5,000円で構成比率49.8%となっている。

4ページから5ページをお願いします。

収入済額の款別内容は次のとおりです。

一般会計収入額総額は152億5,487万6,000円である。そのうち町税収入額は54億3,476万5,000円で35.6%を占めている。令和2年度における町税の収納率は98%であり、経済状況が厳しい中高い収納率を維持している。

なお、町税収入未済額は1億825万8,000円の内訳及び不納欠損状況は次表のとおりである。

6ページをお願いします。

不納欠損額の数及び理由は次のとおりである。

主に、無財産、海外出国職権削除などで、合計で132名、415万となっている。

ふるさとよしだ寄附金について。

令和2年度ふるさとよしだ寄附金総額は7億645万円で、前年度に比べて8,636万5,000円の増加となっている。地域産業活性化に活用することを期待します。

町債による本年度の借入額は、10億6,730万4,000円であり、前年度に比べて3億3,566万7,000円の増加となっている。また、町債の令和2年度末現在高109億1,720万1,000円は、前年度に比べて1億202万6,000円の増額となっている。

7ページ、8ページをお願いします。

歳出決算額の概要。

歳出予算現額158億3,009万5,000円に対し、支出済額は148億247万9,000円である。翌年度繰越額は2億4,795万6,000円、不用額は7億7,965万8,000円で、執行率は93.5%となっている。

歳出決算額の款別内容は次表のとおりである。

歳出構成の性質別に見ると、主に人件費が21億1,783万5,000円、物件費が18億5,963万1,000円、補助費が53億1,409万7,000円、扶助費が14億5,825万3,000円、公債費が10億2,758万5,000円等である。

続いて、特別会計をお願いします。

1、吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額 3 万 5,000 円、歳出総額 1 万 8,000 円、差引残額 1 万 7,000 円である。土地取得事業特別会計の令和 2 年度末土地残高は 10 億 880 万 7,000 円、地積は 2 万 5,271.54 平米となっている。

吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額 28 億 584 万 4,000 円、歳出総額 27 億 3,095 万 1,000 円、歳入歳出差引残額 7,489 万 3,000 円である。

9 ページをお願いします。

国税の過去 6 年間の収納率等の推移は次表のとおりとなっております。

収納率等の推移表を見ると、日常管理の努力により徐々に収納率が改善されている。今後とも引き続き滞納整理に一層の努力を期待する。

10 ページから 11 ページをお願いします。

吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額 2 億 9,566 万 5,000 円、歳出総額 2 億 9,544 万 1,000 円、差引 22 万 4,000 円である。後期高齢者医療保険料は、調定額 2 億 4,638 万 2,000 円に対して、99.6%の収納をしている。

11 ページから 14 ページをお願いします。

吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額 20 億 8,250 万 9,000 円、歳出総額 19 億 5,363 万 9,000 円、歳入歳出差引残額 1 億 2,887 万円である。

事業の実施状況は次のとおりとなっております。

被保険者の状況。

第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者合計は前年度より 13 人減の 1 万 7,310 人。高齢化率は 0.5 ポイント上昇の 25.6%となっている。

要介護認定関係。

申請状況は、前年度より 205 人減の 836 人。認定状況は、前年度より 147 人減の 815 人になっている。なお、減の要因は新型コロナウイルス感染症への拡大防止を図る観点から面会等が困難な場合において臨時的な取扱いとして要介護認定及び要支援認定の認定期間を従来の期間より新たに 12 か月までの範囲で市町村が定める範囲を合算できることになったことによるものであります。

保険給付状況は、介護サービス等諸費 1,054 万 7,000 円増の 16 億 2,327 万 3,000 円、給付費は前年度より 1,097 万 6,000 円増の 17 億 1,312 万 2,000 円となっている。

14 ページをお願いします。

実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合した結果、計数は正確であった。

財産に関する調書。

公有財産。

土地及び建物。

土地は、当年度末の面積は 64 万 8,009.96 平米である。

建物は、当年度末建物の延べ面積は、8 万 6,962.66 平米である。

有価証券は、当年度末保有額は、265万8,000円である。

出資による権利、当年度末出資額は、2,601万7,000円である。

続いて、物品。

当年度末物品は、前年度に比べて2,482増加し、3万5,337となっている。増加したものは主に、OA機器類、発電機・充電器、空気清浄機等である。

債権。

吉田町奨学金貸与金は、65万7,000円増額し、当年度末561万7,000円となっている。

基金の運用状況。

吉田町物品調達基金。

基金運用に係る収入金額は、本年度売上金額798万円等である。支出金額は、本年度仕入金額805万8,000円で、合計805万8,000円となっている。前年度繰越金308万7,000円を加えた差引現金は372万9,000円で、期末棚卸額は27万1,000円となっており、基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円、回転率は2.0となっている。

以上が令和2年度一般会計及び各特別会計の決算審査結果である。

新型コロナウイルス感染症はいまだ収束の兆しも見られず、猛威を振るっている状況である。待望のワクチン接種も始まったが、新型コロナウイルス感染者が日増しに増え始めており、私たちの日常生活をなお一層脅かしている。

また、災害に強い町づくりのため防災対策として最終段階に入った川尻工区の防潮堤の整備や新型コロナウイルス感染予防対策、中小企業事業資金利子助成制度や感染拡大防止協力金、吉田町商工会が実施するプレミアム商品券等への補助金交付事業者への支援、小・中学校の対応など、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や社会経済活動の両立の行政運営であり、大変な御苦勞をされた令和2年度であったと思われる。

なお、予算執行については、事業の目的及び事業計画に沿った行政運営が行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められる。引き続き町民が安心して暮らせる町づくりの行政運営を期待する。

令和2年度吉田町水道事業会計及び吉田町公共下水道事業会計決算意見書を願います。

審査に当たっては、吉田町監査基準を準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算関係書類が法令に適合しかつ正確であるかといった観点から検討を加え、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料及び関係職員の説明を求めた上で、審査を行いました。

審査の結果、各事業会計とも審査した限りにおいて法令に適合しかつ正確であると認められる。

3ページをお願いします。

水道事業会計の概要です。

事業概要。

令和2年度業務実績は次のとおりである。

令和2年度末の給水区域内人口は3万3,645人に対して、年度末給水人口は3万2,095人で、前年度に比べて207人減少し、給水件数は1万3,905件で、前年度に比べ80件増加している。

施設の利用状況や適正規模を判断する指標である施設利用率は、69.3%である。

予算の執行状況。

収益収入及び支出の執行状況について。

収益的収入の予算執行状況は次のとおりであります。

4ページをお願いします。

収益的収入の決算額は6億3,775万1,000円で、予算額に対して収入率は105.3%となっている。

収益的支出の決算額は5億1,881万1,000円で、予算額に対して執行率は93.7%になっている。

資本的収入及び支出の執行状況。

資本的収入の決算額は1億841万7,000円で、予算額に対して収入率は71.8%となっている。

資本的支出決算額は3億8,979万円で、予算額に対して執行率は87.9%となっている。

棚卸資産の購入額。

棚卸資産の購入額は710万8,000円で、予算額1,088万4,000円に対して不用額は377万6,000円であり、執行率は65.3%になっている。

よって、限度額の範囲内で執行されている。

事業経営。

収益は次表のとおりである。

5、6ページをお願いしたいと思います。

営業収益。

給水収益は5億1,137万6,000円で、収益全体の87.3%を占め、前年度に比べ1,014万4,000円増額となっている。

費用は次表のとおりである。

営業費用。

営業費用は前年度より819万6,000円増加となっている。

人件費は予算額7,813万6,000円に対して決算額は6,082万9,000円で、予算額の範囲内で執行されている。交際費は、予算額1万円であるが、支出はなかった。

経営成績。

経営成績は次表のとおりである。

総収支比率は121.4%であり、前年度より2.1ポイント上昇している。

経常収支の推移は次表のとおりである。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標であります。

8ページをお願いします。

供給単価と給水原価の比較。

供給単価は前年度より46銭減少し、給水原価も前年度より2円59銭減少している。

なお、供給単価から給水原価を差し引いた額は23円24銭となり、前年度より2円13銭増加している。

財政状態。

資産。

令和3年3月31日現在の資産状況は次表のとおりである。

資産合計は73億3,451万9,000円で、その内訳は固定資産66億8,751万2,000円、流動資産が6億4,700万7,000円で前年度より848万1,000円減少している。

負債・資本。

負債・資本の状況は次表のとおりであります。

10ページをお願いしたいと思います。

負債。

負債合計は37億5,544万8,000円であり、前年度に比べて1億1,301万1,000円減少している。

起債額の本年度末現在高は22億485万8,000円で、前年度に比べて1億1,698万1,000円の減少となっている。

企業債過去4か年の状況は次のとおりであります。

一時借入金は行われておりません。

資本。

資本合計は35億7,907万2,000円であり、前年度に比べて1億453万円増加している。

続いて、資金状況。

キャッシュ・フロー計算書の推移は次表のとおりであります。

13ページをお願いします。

資金期末残高は6億2,393万1,000円で、期首残高の5億9,175万1,000円に比べ、3,218万円増加となっている。

なお、現金預金残高は金融機関の残高と一致していることを確認しました。

以上が令和2年度水道事業会計の決算審査の結果である。

14ページをお願いします。

今後の水道事業には、住民生活にはライフラインとして、安全で高品質な水道水の安定した供給が求められている。したがって、地震など自然災害に備え、より一層の基幹管路の耐震化や老朽管の布設替えが必要である。かつ、応急給水計画に基づき、応急給水の体制整備を進めることも必要である。

健全な水道事業会計を運営するには、今後も有収率の向上を図ることが必要である。かつ、施設更新計画や管路更新計画の策定、経営戦略に基づいた効率的な水道事業運営により経営状況の健全化を図ることを大いに期待する。

続いて、15ページより公共下水道事業会計について申し述べます。

事業概要。

水洗化率は、前年度に比べて0.8ポイント上昇し72%になっている。この指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加の観点から100%が望ましいが、汚水処理ビジョンの目標値（令和17年度までに85%を）を目指して、より一層の企業努力をお願いしたい。

予算の執行状況。

収益的収入及び支出。

16ページをお願いします。

事業収益の総額は7億5,826万9,000円で、その内訳は営業収益9,118万5,000円、営業外収益6億4,939万8,000円、特別利益1,768万5,000円となっている。なお、予算執行率は99.3%である。

17 ページをお願いします。

事業外費用の総額は7億3,922万8,000円で、その内訳は営業費用6億3,959万2,000円、営業外費用9,532万7,000円、特別損失430万9,000円となっている。なお、予算の執行率は99.1%である。

資本的収入及び支出。

予算の執行状況は次のとおりである。

18 ページをお願いします。

資本的収入は予算額9億9,796万4,000円に対し、決算額は9億6,617万6,000円で、96.8%の予算執行となっている。

資本的支出については予算額10億469万2,000円に対し、決算額は9億6,617万6,000円で96.2%の予算執行となっております。

事業経営。

収益的収入及び支出。

収支状況の決算表は次のとおりである。

収益的収入及び支出の収支状況を見ると、営業収支は営業収益8,291万1,000円に対し、営業費用6億2,557万2,000円で、5億4,266万1,000円の損失となっている。

営業外収支については、営業外収益6億2,905万5,000円に対し、営業外費用9,943万7,000円で5億2,961万9,000円の利益となっている。その結果、経営収支は1,304万2,000円の損失となっている。

また、過年度の消費税還付により、本年度の純利益は33万4,000円となっている。

事業収益と事業費用。

営業収益のうち下水道使用料は前年度に比べて241万9,000円減額で、構成比全体の11.3%になっている。

なお、下水道使用料未収金は506万3,000円となっている。

20 ページをお願いします。

事業費用は7億2,931万8,000円で、その内訳は営業費用6億2,557万2,000円、営業外費用は9,943万7,000円、特別損失は430万9,000円となっている。

人件費は、予算額4,873万8,000円に対し決算額は3,892万5,000円で、予算の範囲内で執行されている。

汚水処理単価と使用料単価及び経費回収率推移表は次表のとおりであります。

前年度に比べて使用料単価は5円29銭低下、汚水処理単価も69円88銭上昇、企業会計への変更等により経費回収率が42.6%となり、経費回収率100%を大きく下回っている結果となっている。

不納欠損処分等の状況について。

下水道使用料の不納欠損処分額は34万1,000円で、処分理由の内訳は消滅等時効が完成したものである。時効理由は町外転出が53件、納付意識希薄48件、倒産6件、不明が5件である。

21 ページをお願いします。

不納欠損処分推移は次表のとおりとなっております。

財政状態。

資産。

資産合計は126億7,416万2,000円で、その内訳は固定資産125億4,841万円、流動資産は1億2,575万2,000円、令和2年4月1日に比べて1億764万9,000円増加している。

22 ページをお願いします。

負債・資本。

令和3年3月31日現在の負債・資本状況は次表のとおりであります。

23 ページをお願いします。

負債合計は121億5,780万2,000円で、その内訳は固定負債が47億2,236万9,000円、流動負債が5億474万3,000円、繰延収益が69億3,069万1,000円で、令和2年4月1日に比べて1億731万5,000円増加している。

企業債の本年度末現在高は51億6,850万円で、令和2年4月1日に比べて1億6,028万8,000円減少となっている。一時借入金は2回行ったが、その都度返済をして残高はゼロである。

過去3年間の状況については次のとおりであります。

資本合計は、5億1,635万9,000円で、令和2年4月1日に比べて33万4,000円増加している。

24 ページをお願いします。

資金の増減。

キャッシュ・フロー計算書は次の表のとおりであります。

資金期末残高は1億104万6,000円で期首残高の3,566万7,000円に比べ6,538万円増加となっている。

なお、現金預金残高、金融機関の通帳残高と一致していることを確認した。

以上が令和2年度下水道事業の決算審査の結果である。

本年度の決算状況を見ると、収益収支は黒字決算となったが、経常収支はマイナスの1,304万2,000円である。また、下水道使用料も収益全体の11.3%であり、水洗化率も72%であることから、事業運営に必要な財源を一般会計繰入れに依存している状況である。

令和2年4月1日から地方公営企業法の適用により公営企業会計へ移行して財務諸表を作成することになり、経営や資産等の状況を把握できるようになった。また、今後も持続可能な下水道事業を実現していくため、現行の汚水処理施設整備構想を見直し、短期的な実効性の高い未普及解消を目的とした整備計画の「吉田町汚水処理ビジョン」と中長期的な視野に立った経営の投資・財務計画である「下水道事業経営戦略」を策定した「吉田町公共下水道事業経営戦略」が令和2年度に策定されたことは、高く評価するものである。

したがって、町民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目指して、計画的に事業を推進することを期待する。

令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見をお願いします。

審査に当たっては、吉田町監査基準に準拠し、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づき算定された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかといった観点から検討を加え、資料及び関係職員の説明を求めた上で慎重に審査した。

その比率は、関係法令に準拠して算定されており、その基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められる。

2ページをお願いします。

健全化判断比率等の状況について。

ア、実質赤字比率について。

実質収支は4億4,212万5,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

イ、資金不足比率について。

2会計とも資金剰余の状態にあるので資金不足比率は生じていないので、健全な財政状況下にある。

ウ、連結実質赤字について。

連結実質収支は13億4,164万7,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

エ、実質公債費比率について。

平成30年度から令和2年度まで3か年平均である実質公債費比率は11.5%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について。

将来負担比率は59.4%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

是正を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上をもちまして、令和2年度決算等審査意見とします。

よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 監査委員、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告をお願いします。

10番、八木 栄君。

〔議会運営委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会運営委員会委員長（八木 栄君） 10番、八木 栄です。議会運営委員会の活動報告をいたします。

令和3年6月30日水曜日、第1会議室にて午前8時56分から委員会を開催しました。参加者は、委員6名、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項1、令和3年第3回吉田町議会臨時会の運営について。

(1) 町長提出議案について総務課長より説明があった。

①第 42 号議案 吉田町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について。

②第 43 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 5 号）についての 2 議案。

(2) 上程議案の審議方法について。

常任委員会の付託審査なし、本会議で審議。審議方法は、議案の上程後、提案説明。その後、詳細説明。休憩を取り、全員協議会にて内容確認、論点整理。会議再開後、質疑、討論、表決。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。

①会期は 7 月 5 日の 1 日限り。

②会議録署名議員の指名。1 番、福世義己君、2 番、楠元由美子君。

全員協議会での内容確認等に係る質問通告書の提出締切りは、7 月 1 日木曜日午後 5 時までとする。

以上、散会は 9 時 8 分でした。

令和 3 年 7 月 12 日月曜日、第 1 会議室にて、午前 8 時 55 分から委員会を開催しました。

参加者は委員 6 名、番外 1 名、事務局 2 名。

協議事項 1、議会運営について協議しました。

(1) 当局との下協議について。

①事前通告の内容及び一般質問の内容確認と再質問について。

②町政連絡会、町政懇談会の在り方と開催時期について。

次回下協議予定は、7 月 19 日 17 時からを予定。

(2) B C P については、スケジュール案を提出し今後協議する。

以上、散会は 10 時 35 分でした。

令和 3 年 8 月 18 日水曜日、第 1 会議室にて午前 10 時 55 分から委員会を開催しました。

参加者は委員 6 名、番外 1 名、事務局 2 名。

協議事項 1、議会運営に関する協議について。

(1) 当局との下協議について、委員長から報告があった。報告内容については、8 月 20 日の全員協議会にて全議員に報告することとした。

以上、散会は 11 時 8 分でした。

令和 3 年 8 月 24 日火曜日、第 1 会議室にて午前 9 時から委員会を開催しました。

参加者は委員 6 名、番外 1 名、事務局 2 名、総務課長。

協議事項 1、令和 3 年第 3 回吉田町議会定例会の運営について。

(1) 町長提出議案及び報告事項について総務課長より説明がありました。提出議案は条例の一部改正 1 件、決算の認定 7 件、補正予算 5 件、人事案件 1 件の 14 件です。そのほか報告が 4 件あります。

(2) 上程議案の審議方法について。

議案は 14 件、常任委員会への付託審査なし、早期議決議案は第 52 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）についての 1 件。一般会計の決算、特別会計と企業会計の補正予算及び決算に係る議案の第 45 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号、第 49 号、第 50 号、第 51 号、第 53 号、第 54 号、第 55 号、第 56 号議案の 11 議案の審議については、中間日に

質疑を行い、最終日に討論、表決。本会議最終日で審議するその他の議案は、第 44 号議案及び第 57 号議案の 2 議案。

(3) 会期の決定及び審議予定表について。

①定例会の会期は 9 月 1 日から 24 日までの 24 日間とする。

②会議録署名議員の指名。3 番、盛 純一郎君、4 番、中田博之君。

③詳細については、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおりです。

なお、全員協議会での質問通告書の締切りは 9 月 2 日、早期議決の内容確認においては 8 月 31 日 17 時まで。9 月 7 日、決算及び補正予算（特別会計、企業会計）については 9 月 3 日 17 時まで。9 月 8 日、決算（一般会計、款別）においては 9 月 6 日 17 時までとなりました。

次に、一般質問の取扱いについて協議しました。

一般質問者は 7 名で、受付順に 9 月 16 日午前 3 名、午後 1 名。9 月 17 日午前 3 名とする 2 日間で行います。9 月 16 日木曜日午前、増田剛士議員、平野 積議員、楠元由美子議員。午後、盛 純一郎議員。9 月 17 日金曜日午前、山内 均議員、八木 栄議員、蒔田昌代議員。

協議事項 2、意見書の取扱いについて。

(1) 辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書について。

結果的に議員配付となりました。

(2) 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。

これも議員配付となりました。

(3) コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書。

これについては最終日に委員会発議となりました。

以上、散会は午後 4 時 31 分でした。

以上が議会運営委員会の議会閉会中における活動報告です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告をお願いします。

8 番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より議会閉会中の調査活動について報告をいたします。

総務文教常任委員会では、所管事務調査を国民健康保険事業についてといたしました。

①調査事項は国民健康保険事業について。

②目的は、町は総合計画の基本理念における施策の大綱の一つを誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりとしている。国民健康保険事業については、広域化による体制の強化が

行われたが、健全な事業運営の確保のためには町民が制度について正しく理解し、適切な受診と公平な負担を行うことが必要である。そこで、町が行っている国民健康保険事業の現状と課題について調査研究をすることとした。

③方法は、執行部から説明員の出席及び資料の提供を求め、現状と課題を検証する。

④期間は、調査研究が終了するまでといたしました。

まず、令和3年7月14日午後2時30分から午後3時20分まで、委員7名、遅刻1人、事務局2人の出席で委員会を開催しました。協議事項は国民健康保険事業について、各委員から出された調査事項をまとめた。

(1) 国民健康保険制度に関することについて、被保険者の種類と人数。

(2) 被保険者の構成。

(3) 平成30年度から制度の広域化の要因について。

2つ目は、国民健康保険税に関することについて。

(4) 国民健康保険税が高額である原因、実態について。国民健康保険税の算定方式について、所得割、均等割、平等割です。

(5) 減免制度について。

3つ目は国民健康保険給付費等に関することについて。

(6) 保険給付費の実態。

(7) 保険者努力支援制度について。

(8) 特定健診について。

上記のとおり1から3の分類に分け、各分類ごとに順次調査をすることを決定した。

(1) から (8) は調査事項として町民課に説明を求めることとした。

令和3年8月17日午前9時から午後11時12分まで、委員7人、欠席1人、事務局2人の出席で委員会を開催した。

協議事項は、国民健康保険事業について。担当課から以下のことについて詳細説明を受けた。

1、国民健康保険制度に関することについて。

(1) 被保険者の種類と人数。

ア、国民健康保険制度及び他保険との関連について。

イ、静岡県内の国民健康保険被保険者数と、吉田町内の健康保険被保険者数の推移について。

(2) 被保険者の構成。

ア、吉田町内の国民健康保険被保険者数加入率、出産、死亡、転入、転出、退職、就職等による加入の増減はどの程度か。

(3) 平成30年度から制度広域化の要因。

ア、広域的運用の必要性はどこにあるのか。

イ、国民健康保険の運営主体が県に移った主なる理由は。

ウ、運営主体が県に移ったことによるメリット、デメリットは。

以上の説明を正副委員長でまとめることとし、再質問がある場合は9月10日までに事務局に提出することを決定した。次回予定は、9月14日午後1時と決定した。

以上が総務文教常任委員会の報告です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

6番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

産業建設常任委員会から議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

令和3年6月の第2回定例会中の委員会において、所管事務調査事項として「活力あふれる産業復興の町づくりについて」を決定いたしました。

令和3年8月6日金曜日、吉田町役場4階第2会議室において、午前9時から午前11時55分まで委員6人、番外1人、事務局2人、当局3人で委員会を開催いたしました。

協議事項1、所管事務調査について。

所管事務調査で依頼した7つの分野。農業、水産業、商工業、観光、新産業、企業誘致、雇用就業対策の（1）分野の主な目標の目標値の設定理由と進捗度。

（2）各施策の方向性の進捗状況について、産業課から説明を受け、分野ごと質問をいたしました。

本日の質問した答弁を正副委員長で取りまとめ、委員へメール配付すること。各委員は再質問を8月27日までに提出すること。今後のスケジュールについては、9月の定例会中に委員会を開催し再質問の内容を協議し、担当課に再質問を提出すること。次回の委員会の開催は9月9日木曜日、午後1時半から開催する。

以上を決定し、委員会を閉会いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

ここで休憩といたします。

再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎議案第44号～議案第57号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第44号議案から、日程第18、第57号議案までの14議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、決算の認定について7件、補正予算について5件、人事案件1件の合計14件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第44号議案は、吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されたことに伴い連携施設の確保義務が緩和されましたことなどから、当町における基準も同様のものとする内容等の条例改正をお認めいただくものがございます。

第45号議案は、令和2年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和2年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額152億5,487万6,428円、歳出総額148億247万9,708円、歳入歳出差引残額4億5,239万6,720円となります内容をお認めいただくものがございます。

第46号議案は、令和2年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和2年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額3万5,307円、歳出総額1万8,000円、歳入歳出差引残額1万7,307円となります内容をお認めいただくものがございます。

第47号議案は、令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和2年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額28億584万4,383円、歳出総額27億3,095万1,141円、歳入歳出差引残額7,489万3,242円となります内容をお認めいただくものがございます。

第48号議案は、令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和2年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億9,566万4,673円、歳出総額2億9,544万892円、歳入歳出差引残額22万3,745円となります内容をお認めいただくものがございます。

第 49 号議案は、令和 2 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和 2 年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額 20 億 8,250 万 9,196 円、歳出総額 19 億 5,363 万 8,822 円、歳入歳出差引残額 1 億 2,887 万 374 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 50 号議案は、令和 2 年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和 2 年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入 6 億 3,775 万 1,181 円、収益的支出 5 億 1,881 万 1,033 円、資本的収入 1 億 841 万 6,900 円、資本的支出 3 億 8,978 万 9,557 円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 8,137 万 2,657 円は減災積立金 1,500 万円、建設改良積立金 7,500 万円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,440 万 938 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 1,110 万 4,422 円、当年度分損益勘定留保資金 6,586 万 7,297 円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第 51 号議案は、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度吉田町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和 2 年度の公共下水道事業会計決算につきまして収益的収入 7 億 5,816 万 8,572 円、収益的支出 7 億 3,922 万 7,906 円、資本的収入 9 億 6,617 万 6,433 円、資本的支出 9 億 6,617 万 6,433 円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第 52 号議案は、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）についてでございます。

本議案は、令和 3 年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 9,216 万 6,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 18 億 4,052 万 8,000 円とするとともに、債務負担行為の設定と地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 53 号議案は、令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、令和 3 年度の土地取得事業特別会計歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,502 万 5,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 54 号議案は、令和 3 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い令和 3 年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,489 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 27 億 6,382 万 4,000 円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第 55 号議案は、令和 3 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてでございます。

本議案は、決算に伴い令和3年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,255万6,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は決算に伴い令和3年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,686万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億6,885万5,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在吉田町教育委員会委員であります増田真也氏が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き増田氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

以上が上程いたします14議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の14議案のうち第52号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、信号機の撤去に伴うカーブミラーを設置する安全対策に係る事業及び避難所の空調設備改修に係る支援事業につきまして早急に実施する必要があることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例会中になると思っておりますが、会計年度任用職員人件費に係る補正予算についての議案、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について及び令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案につきまして、追加で上程させていただきたいと思っておりますので御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

〔会計管理者兼会計課長 中村真也君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会に上程いたしました第45号議案 令和2年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の令和2年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー3の吉田町一般会計歳入歳出決算参考資料並びに参考資料ナンバー2の吉田町一般会計歳入歳出決算資料（主要な施策と成果に関する説明書）を御用意いただきたいと存じます。

それでは、最初に決算書の10ページを御覧ください。

令和2年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額152億5,487万6,428円、歳出総額148億247万9,708円、歳入歳出差引残額4億5,239万6,720円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入歳出を前年度令和元年度と比較いたしますと、歳入では金額で41億13万5,392円、率にいたしまして36.8%の増額となっております。また、歳出は金額で41億5,871万8,304円、率にいたしまして39.1%の増額となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

決算書は2ページ、3ページ、それから参考資料ナンバー3の決算参考資料の1ページ右側の令和2年度の列を併せて御覧ください。

初めに、歳入でございます。

主なものについて申し上げますと、1款町税は収入済額54億3,476万5,094円で、歳入に占める構成比は35.6%でございます。前年度対比2.2%の減となっております。

町税の収入状況につきまして御説明いたします。決算書は12ページから15ページを御覧ください。

課税状況につきましては、参考資料ナンバー2の主要な施策と成果に関する説明書の65ページから67ページを御覧ください。

町税全体の収入状況といたしましては、調定額55億4,717万5,064円、収入済額54億3,476万5,094円でございます。町税全体の収納率は97.97%で、前年度対比0.34%の増でございます。不納欠損額は415万1,483円、前年度対比498万5,280円の減でございます。収入未済額は1億825万8,487円、前年度対比1,721万4,985円、13.72%の減でございます。収納につきましては、各種実態調査などの強化、文書催告などの実施、早期の滞納処分などにより、令和2年度末の未納者数は1,239人となっております。

次に、種目別の収入状況でございます。

個人町民税の現年課税分については、調定額16億747万8,080円、前年度対比752万7,580円、率にして0.47%の減でございます。収入済額は15億9,488万3,434円、収納率は99.22%でございます。

滞納繰越分につきましては、調定額6,491万2,788円、収入済額2,187万2,103円、収納率は33.69%でございます。

次に、不納欠損でございますが、294万4,283円でございます。不納欠損の理由としましては、財産のないものが14人、67万6,631円、生活保護、生活困窮によるものが18人、72万5,070円、海外出国によるものが36人、109万3,248円、法人解散、破産によるものが8人、24万6,408円、死亡、相続人不在が7人、20万2,926円でございます。

次に、町民税の法人の現年分については、調定額4億6,882万9,500円、前年度対比1億2,225万5,200円、20.68%の減でございます。収入済額は4億6,796万1,102円、前年度対比1億2,254万9,369円、20.75%の減、収納率は99.81%でございます。法人税の課税状況につきましては、法人納税義務者数は903社で、前年度と比べ1社の増でございます。滞納繰越分については、調定額135万2,473円、前年度対比22万1,444円、14.07%の減、収入済額は30万8,300円、収納率は22.80%でございます。不納欠損はございません。

次に、固定資産税でございます。

現年分については、調定額28億457万5,600円で前年度対比1,627万5,500円、0.58%の減でございます。土地につきましては、前年度対比課税標準額は2億8,189万5,580円、税額で422万2,300円の減。家屋につきましては、前年度対比課税標準額は17億6,011万3,722円、税額で2,170万7,000円の増。償却資産につきましては、前年度対比課税標準額

は19億8,139万8,532円、税額で3,376万200円の減。収入済額は、27億9,182万5,721円、前年度対比1,143万8,908円、0.41%の減でございます。収納率は99.55%でございます。滞納繰越分につきましては、調定額5,075万9,874円、収入済額1,637万8,270円、収納率は32.27%でございます。不納欠損額につきましては、96万2,415円。欠損理由としましては、財産のないものは4人、86万2,554円、生活保護、生活困窮によるものが1人、2万7,605円、死亡、相続人不在によるものが5人、7万2,256円でございます。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は250万1,700円。県有資産に関わる交付金でございます。

次に、軽自動車税でございます。

環境性能割でございますが、調定額、収入済額ともに318万4,800円でございます。環境性能割につきましては、税制改正により令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能などに応じて自動車購入時に支払う環境性能割が導入されたもので、当分の間は県が徴収し、徴収した翌々月に町へ払い込むことになっております。

決算書の14ページ、15ページを御覧ください。

種別割の現年分につきましては、調定額9,982万5,600円で前年度対比361万9,800円、3.76%の増でございます。軽自動車税の課税台数は1万3,770台で、前年度と比較して49台増加しております。主に自家用の4輪乗用が増加しております。収入済額は9,874万7,257円、前年度対比412万2,456円、4.36%の増で収納率は98.92%でございます。滞納繰越分については、調定額384万6,400円、収入済額124万4,224円、収納率は32.35%でございます。不納欠損でございますが、不納欠損額は16万1,300円、不納欠損の理由としましては、財産のないものが7人、3万3,400円。生活保護、生活困窮によるものが9人、6万2,500円。海外出国によるものが12人、5万8,200円。死亡、相続人不在によるものが1人、7,200円でございます。

次に、たばこ税でございます。

調定額、収入済額は1億9,747万2,912円、売上本数につきましては、3,521万7,844本。前年度対比0.5%の増でございます。

次に、都市計画税でございます。

現年分の調定額は2億3,805万3,700円で、前年度対比0.83%の増でございます。土地につきましては、前年度対比課税標準額は4億4,572万7,568円、税額で64万3,300円の減。家屋につきましては、前年度対比課税標準額は17億6,011万3,722円、税額で260万4,200円の増でございます。収入済額は、2億3,697万1,484円、前年度対比1%の増、収納率は99.55%でございます。滞納繰越分は調定額438万1,637円、収入済額は141万3,787円、前年度対比5%の減で、収納率は32.27%でございます。

不納欠損につきましては、不納欠損額は8万3,485円、欠損理由につきましては、財産のないものが4人、7万4,846円、生活保護生活困窮によるものが1人、2,395円、死亡相続人不在によるものが5人、6,244円でございます。

以上が1款町税の収入状況でございます。

続いて、決算書は2ページ、3ページと、参考資料ナンバー3の決算参考資料の1ページ右側の令和2年度の列を併せて御覧ください。

6 款法人事業税交付金は、税制改正に伴い令和 2 年度から各市町に交付されるもので、収入済額 6,225 万 4,000 円で、歳入に占める構成比は 0.4%でございます。これは、県に納付された法人事業税の 7.7%に相当する額が市町に交付されるものでございます。市町への交付基準は、令和 2 年度は法人税割額によって案分され、交付されるものでございます。

7 款地方消費税交付金は、収入済額 6 億 7,967 万 1,000 円、歳入に占める構成比は 4.5%でございます。前年度対比 20.8%の増となっております。これは、都道府県下における生産後の地方消費税収入額の 2 分の 1 に相当する額が市町村に交付されるものでございます。市町に対する交付は、直近の国勢調査の結果による各市町の人口と経済センサス基礎調査において公表された結果による各市町の従業者数によって案分され交付されるものでございます。

10 款地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせまして、収入済額 5 億 2,622 万円で、歳入に占める構成比は 3.4%でございます。前年度対比 33.1%の増となっております。令和 2 年度におきましても、当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、普通交付税が交付される団体となっております。普通交付税は、3 億 9,698 万 5,000 円の収入額となりました。なお、令和 2 年度における吉田町の財政力指数は、単年度で 0.923、3 か年平均で 0.938 でございました。特別交付税につきましては、普通交付税で補足されない特別の財政需要に対して交付されるものでございます。令和 2 年度におきましては、特別交付税は 1 億 2,923 万 5,000 円の収入額となりました。

14 款国庫支出金は、収入済額 42 億 4,669 万 106 円、歳入に占める構成比は 27.8%でございます。前年度対比 401.5%の増となっております。増額の要因は、1 人当たり 10 万円給付の特別定額給付金給付事業費補助金に伴うものでございます。

決算書は 4 ページ 5 ページを御覧ください。

15 款県支出金は、収入済額 7 億 6,446 万 3,356 円で、歳入に占める構成比は 5%でございます。前年度対比 6.3%の増となっております。

17 款寄附金は、収入済額 7 億 911 万 8,100 円、歳入に占める構成比は 4.6%でございます。前年度対比 14.0%の増となっております。内訳は、一般寄附金が 266 万 8,100 円、ふるさとよしだ寄附金が 7 億 645 万円でございます。

21 款町債は、収入済額 10 億 6,730 万 4,000 円で、歳入に占める構成比は 7%でございます。前年度対比 45.9%の増となっております。このうち、前年度令和元年度からの繰越明許分は 3,560 万円でございます。主なものは総合体育館空調設備整備事業や、防潮堤整備事業臨時財政対策債などに係る借入れでございます。

以上、歳入合計は、予算現額 158 億 3,009 万 5,000 円に対して、調定額 153 億 7,584 万 4,018 円、収入済額 152 億 5,487 万 6,428 円、不納欠損額 464 万 2,423 円により、収入未済額 1 億 1,632 万 5,167 円でございます。

以上が歳入でございます。

続いて、歳出でございます。

決算書は 6 ページ、7 ページと、参考資料ナンバー 3 の決算参考資料の 3 ページ右側の令和 2 年度の列を併せて御覧ください。

1 款議会費は、支出済額 9,538 万 6,427 円で、歳出に占める構成比は 0.6%でございます。前年度対比 0.6%の増となっております。

2款総務費は、支出済額 43 億 1,499 万 1,154 円で、歳出に占める構成比は 29.2%でございます。前年度対比 207.3%の増となっております。翌年度繰越額は 1,379 万 3,000 円で、総務管理費の広報公聴事業費、庁舎管理費、シティプロモーション事業費でございます。

参考資料ナンバー 2 の主要な施策と成果に関する説明書の 9 ページを御覧ください。

特別定額給付金給付事業費では、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、令和 2 年 4 月 27 日現在において、住民基本台帳に登録されている者に対して、1 人当たり 10 万円を支給し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている家計を支援するとともに、冷え込んだ地域経済を回復するために実施された事業でございます。当町は、5 月 28 日から支給決定を行い、給付対象者 2 万 9,556 人に対して、2 万 9,511 人へ、総額 29 億 5,110 万円の支給を行っております。支給率は 99.8%ございました。

同じく資料の同じく 20 ページを御覧ください。

多文化共生推進事業費では、新たに多文化共生社会の実現を図るため、役場 1 階に外国人受け入れ相談窓口を令和 2 年 6 月に開設いたしました。2 名の外国人コーディネーターを配置、タブレット端末や音声通訳機を新たに活用し、外国人からの新型コロナウイルス感染症関連など、多岐にわたる相談に迅速に対応することができました。延べ 1,962 件の相談がございました。

決算書は 6 ページ、7 ページと、参考資料ナンバー 3 の決算参考資料の 3 ページにお戻りください。

3 款民生費は、支出済額 29 億 7,283 万 9,213 円で、歳出に占める構成比は 20.1%でございます。前年度対比 5.1%の増となっております。このうち、前年度令和元年度からの繰越明許額は 244 万 6,400 円でございます。

参考資料ナンバー 2 の主要な施策と成果に関する説明書の 117 ページを御覧ください。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対しまして、臨時特別給付金として 3,917 万円を支給いたしました。3,917 人の児童へ 1 人当たり 1 万円を支給したものでございます。この事業は、国の足並みに合わせて事業を実施しましたので、令和 2 年 4 月 30 日に予算を専決し、支給の第 1 回目は 6 月 29 日に行い、その後、担当課では把握していない公務員などの受給者からの申請を受け付け、12 月末までの事業として実施いたしました。

同じ資料の 118 ページを御覧ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金事務費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため、児童扶養手当を受給している方や、一時的に収入が減少し、児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方などに対して、1 世帯当たり 5 万円、第 2 子以降、1 人につき 3 万円を支給するものでございます。また、コロナ禍の影響で家計が急変し、収入が減少した申出のあった方には、1 世帯につき 5 万円を追加給付する事業であります。なお、給付金は児童扶養手当を所管している事業主体が実施することとなりましたので、当町の場合は県から各世帯へ一時金が直接支給されました。町は、給付に関する周知、申請者からの受付及び審査、決定通知書の送付などの事務を執行いたしました。なお、本事業は、県のスケジュールに合わせなければならなかったことから、令和 2 年 7 月 13 日に専

決させていただきました、8月26日が第1回目の支給日、その後該当となる申請者からの受付に応じて随時支給を行いました。

決算書は6ページ、7ページと、参考資料ナンバー3の決算参考資料の3ページにお戻りください。

4款衛生費は、支出済額16億6,291万4,712円で、歳出に占める構成比は11.2%でございます。前年度対比4.8%の増となっております。翌年度繰越額は4,000万円で、保健衛生費の地域医療対策事業費でございます。

参考資料ナンバー2の主要な施策と成果に関する説明書の144、145ページを御覧ください。

感染症予防費では、新たにロタウイルスワクチンの予防接種が令和2年10月から定期接種化され、生後6週から32週までの対象となる乳児へ開始されました。特に問題が生じることもなく、予防接種を円滑に行うことができました。

同じく、同資料で149ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、新型コロナウイルス感染症対策の切り札としてのワクチン接種を厚生労働大臣の指示により、定期予防接種の臨時接種として市町村が事業主体となり実施する新規事業でございます。事業費は、本年1月21日開催の臨時議会第11号補正においてお認めいただき、ワクチン接種に係わる体制確保事業を開始いたしました。さらに3月議会定例会第13号補正において、ワクチン接種の接種記録システムに対応するための管理システム改修事業費を増額補正した経緯がございます。本事業は、国から可及的速やかに接種体制の構築に取り組むよう指示があり、円滑に準備が遂行されるよう7名の他課の職員に対し兼務辞令が発令され、健康づくり課内にワクチン接種推進チームを設置し、接種体制の構築が図られました。なお、ワクチン接種推進チームは、本年1月14日に設置、コールセンターを3月15日に開設、その後、集団接種模擬訓練を3月24日に実施し、4月以降の接種に備えた必要な準備態勢を確保することができました。

決算書は6ページ、7ページと、参考資料ナンバー3の決算参考資料の3ページにお戻りください。

5款労働費は、支出済額297万4,360円、歳出に占める構成比は0.0%でございます。前年度対比0.1%の増でございます。

6款農林水産業費は、支出済額2億207万6,185円で、歳出に占める構成比は1.4%でございます。前年度対比5.2%の減となっております。

参考資料ナンバー2の主要な施策と成果に関する説明書の198ページを御覧ください。

漁港環境整備事業費では、吉田漁港東側に水産振興によるにぎわいと防潮堤機能を備えた多目的広場を整備しているもので、令和2年度は国土交通省の防潮堤との取り合い部分の盛土工事などを行い、施設延長548メートルの区間において、海拔10メートルの高さまでの盛土が完成し、川尻防潮堤と一連の構造物となったところでございます。

決算書は6ページ、7ページと、参考資料ナンバー3の決算参考資料の3ページにお戻りください。

7款商工費は、支出済額2億7,217万9,691円、歳出に占める構成比は1.8%でございます。前年度対比16.8%の増となっております。翌年度繰越額は5,500万円で、商工費の商工業振興費でございます。

参考資料ナンバー 2 の主要な施策と成果に関する説明書の 201 ページ 202 ページを御覧ください。

商工業振興費では、特筆すべき事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済対策の一環として、吉田町商工会が事業主体となり、プレミアム付商品券発行事業を 2 回実施したことに対しまして、商工業振興事業費補助金の商品券発行事業として、補助金 4,222 万 9,558 円を交付いたしました。第 1 弾の補助金の交付確定額は 1,083 万 8,500 円、販売期間は令和 2 年 5 月 31 日から 6 月 8 日、使用期間は 7 月 31 日まで、発行総額は 3,000 万円、うち、プレミアム 50%分が 1,000 万円、加盟店は 106 事業所で行いました。第 2 弾の補助金の交付確定額は 3,139 万 1,058 円、販売期間は令和 2 年 11 月 1 日から 2 日、使用期間は令和 3 年 2 月 28 日まで、発行総額は 9,000 万円、うち、プレミアム 50%分が 3,000 万円、加盟店は 138 事業所で行いました。このプレミアム付き商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費停滞対策として、町内事業者の売上拡大や、町民の生活への支援を図ることができたものと捉えております。

同じく 203 ページ、204 ページを御覧ください。

中小企業振興費は、事業資金の低利融資や利子補給を実施することにより、中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、経営基盤の安定に資することが目的であります。特筆すべきは、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けました中小企業者への支援として、県と協調した経済変動対策貸付資金利子助成金 1,783 万 4,935 円の交付と、県や町の休業要請に応じた事業者に対する新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 2,700 万円の支給をいたしました。経済変動対策貸付資金では 41 件の利子助成を実施したほか、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金につきましては、令和 2 年 4 月下旬から 5 月上旬までの期間に休業要請に応じた事業者に対して、町の休業要請対象者へは 30 万円、県の休業要請対象者へは 10 万円を町から支給いたしました。対象者数については、町の休業要請対象者は 88 事業者、県の休業要請対象者は 6 事業者で行いました。

同じく、206 ページを御覧ください。

企業立地振興費では、企業誘致を促進し、所得向上や雇用安定を図る目的で町内へ進出、立地した企業に対しまして、用地取得や雇用に要する経費を補助する企業立地促進事業費補助金を、企業 3 社に対して 1 億 3,161 万円を交付いたしました。

決算書は 6 ページ、7 ページと、参考資料ナンバー 3 の決算参考資料の 3 ページにお戻りください。

8 款土木費は、支出済額 13 億 7,937 万 9,925 円、歳出に占める構成比は 9.3%でございます。前年度対比 21.1%の増となっております。このうち、前年度令和元年度からの繰越明許額は 2,730 万円でございます。翌年度繰越額は 1 億 987 万 6,800 円で、土木管理費の防潮堤整備事業費、道路橋梁費の橋梁維持補修費、河川費の治水対策推進事業費でございます。

参考資料ナンバー 2 の主要な施策と成果に関する説明書の 212 ページ、213 ページを御覧ください。

防潮堤整備事業費では、測量設計業務委託を実施したほか、2 件の工事を実施しております。1 つ目の防潮堤整備工事その 2 では、川尻工区防潮堤としての最終的な盛土及び張芝や階段の設置を行い、海拔 11.8 メートルの背後盛土が完成いたしました。2 つ目の防潮堤整

備工事その3では、完成した背後盛土が落ち着くまでの雨水対策として背後盛土の天端に舗装による被覆を実施するものでございますが、年度内での予算執行がかなわなかったため4,247万6,800円の繰越明許をお認めいただき、令和3年度へ繰り越しております。

決算書は6ページ、7ページと、参考資料ナンバー3の決算参考資料にお戻りください。

9款消防費は、支出済額6億6,754万8,662円で、歳出に占める構成比は4.5%でございます。前年度対比36.8%の増となっております。翌年度繰越額は2,828万7,000円で、地震対策費と情報伝達充実強化事業費でございます。

10款教育費は、支出済額13億543万6,381円で、歳出に占める構成比は8.8%でございます。前年度対比20.3%の増となっております。このうち、前年度令和元年度からの繰越明許額は6,278万300円でございます。翌年度繰越額は100万円で、教育総務費の幼児教育振興事業費でございます。

参考資料ナンバー2の主要な施策と成果に関する説明書の266ページを御覧ください。

教育振興事業費では、前年度令和元年度からの繰越明許により、国の推し進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、小・中学校のWi-Fi環境を整備し、教育環境の充実を図るため、小・中学校Wi-Fi環境整備工事を施工し、全普通教室及び一部の特別教育にアクセスポイントを設置いたしました。これにより、教育環境が整備され、国が推し進めるGIGAスクール構想の実現に向けた準備を着実に進めることができました。委託料として設計業務委託に275万円、管理業務委託に238万2,600円、工事請負費として5,764万7,700円、総額6,278万300円を支出いたしました。

同じ資料で270ページ、271ページを御覧ください。

確かな学力定着事業費では、ベネッセコーポレーションを経由して、プログラミング教育支援員の小・中学校への派遣業務委託を行い、ICTに関わる事業の支援を実施いたしました。小・中学校へプログラミング教育支援員を派遣することにより、教諭の指導力向上に寄与することができ、委託料として105万6,000円を支出いたしました。また、これに併せて、理科備品として小学校のプログラミング教育教材を105セット、3小学校に対しまして、各35セットずつを購入し、教育環境の充実に努めました。備品購入費として377万7,427円を支出いたしました。

同じく、同資料の317ページ、318ページを御覧ください。

総合体育館運営費では、災害時に避難所として利用することを想定し、施設整備として、空調設備設置工事を行い、非常用発電機と受電設備の改修工事も併せて施工いたしました。これらの施設整備に要した工事請負費が2億4,145万円、当該工事を管理する委託料として405万9,000円を支出いたしました。空調設備設置工事の施工により、万が一の避難生活においても、町民が日常生活に近い環境で快適に過ごすことができる体制を整えるとともに、平常時においても、快適な環境の中でスポーツなどに親しむことができるようになりました。

決算書は8ページ、9ページに変わります。あわせて参考資料ナンバー3の決算参考資料は引き続き3ページを御覧ください。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

12 款公債費は、支出済額 10 億 2,758 万 5,020 円で、歳出に占める構成比は 6.9%でございます。前年度対比 3.8%の減となっております。町債の償還金の元金と利子でございます。

13 款諸支出金は、支出済額 8 億 9,916 万 7,978 円で、歳出に占める構成比は 6.1%でございます。前年度対比 82.2%の増となっております。基金への積立てでございます。

14 款予備費の支出はございませんでした。

次に、職員人件費について申し上げます。参考資料はございません。

最初に、正規職員全体について申し上げます。

令和 2 年度決算時の職員数は 227 人、令和元年度が 231 人でしたので 4 人減となり、執行金額も減額となりました。

給与、手当、共済費の合計支出額は 15 億 6,518 万 7,273 円で、前年度対比 2.5%の減となりました。

職員採用については、例年定年退職人員を見込み、その人員の補充として採用計画を立てておりますが、近年、普通退職者もおり、職員の人員確保に苦慮し、令和 2 年度は年度途中の 7 月に 2 人の職員を採用し、人材確保に努めました。

次に、会計年度任用職員について申し上げます。

令和 2 年度はこれまでの臨時職員から会計年度任用職員制度が新たに導入され、その人件費については、事業費ごとに予算が組まれておりますので、全体額について申し上げますと、会計年度任用職員は、短時間任用のパート職員とフルタイム任用職員とに分けられ、令和 2 年度はパート職員が 170 人、フルタイム職員が 64 人の、合計 234 人でした。会計年度任用職員全体の人件費は 4 億 7,751 万 9,003 円、一定の条件を満たした職員には、期末手当が支給されました。

以上、歳入合計は、予算現額 158 億 3,009 万 5,000 円に対し、支出済額 148 億 247 万 9,708 円、翌年度繰越額 2 億 4,795 万 6,800 円。これにより、不用額は 7 億 7,965 万 8,492 円でございます。

以上が歳出でございます。

参考資料ナンバー 3 の決算参考資料の 5 ページを御覧ください。

一般会計の性質別の歳出構成比でございます。主なものを申し上げますと、人件費の構成比は 14.3%、物件費の構成比は 12.6%、扶助費の構成比は 9.9%、補助費の構成比は 35.9%で、これらが全体の 70%以上を占めております。なお、公債費の構成比は 6.9%となっております。

最後に、決算書の 322 ページを御覧ください。

令和 2 年度決算の実質収支に関する調書でございます。

3 の歳入歳出差引額 4 億 5,239 万 6,000 円から、4 の翌年度へ繰り越すべき財源 1,028 万 8,000 円を控除した 5 の実質収支額は 4 億 4,210 万 7,000 円でございます。

以上が令和 2 年度吉田町一般会計歳入歳出決算額の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 57 号議案について、そして、こども未来課から上程しております第 44 号議案について御説明申し上げます。

初めに、総務課から第 57 号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてにつきまして御説明申し上げます。

議案書の 22 ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、現在吉田町教育委員会委員であります増田真也委員が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、引き続き増田真也氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

増田氏の住所は、吉田町住吉 572 番地の 2。氏名は増田真也。生年月日は昭和 46 年 11 月 2 日、現在 49 歳でございます。

増田氏は人格が高潔で地域住民からの信望も厚く、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて P T A 本部役員を歴任されております。また、平成 29 年 10 月 1 日からは、吉田町教育委員会委員として御活躍され、子供を持つ保護者としての見地から、町の教育行政の推進に貢献していただいております。

これらの経験や識見をお持ちの増田氏は、現在町が取り組んでいる教育改革、吉田町教育元気物語 T C P T r i w i n s P l a n を推進していく上で適任の人材であると確信しております。

以上が総務課からの 1 議案につきましての御説明でございます。

引き続き、こども未来課から上程しております第 44 号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、2 ページ及び参考資料ナンバー 1 を御覧いただきたいと存じます。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所が、家庭的保育事業者と連携することができる施設として認められましたことに加え、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、家庭的保育事業者等が、書面により記録、作成していたものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことが認められましたことから、省令の趣旨に沿った内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、主要な改正内容につきまして、参考資料を基に御説明申し上げます。

参考資料の 3 ページを御覧ください。

第 6 条第 5 項は、家庭的保育事業者等が確保する連携協力を行うものに、国家戦略特別区域法に規定する、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を追加し、併せて必要な文言の修正を行うものでございます。

第 49 条は、本則に新たに第 6 章雑則として、事業者の業務負担軽減等の観点から、諸記録の作成や、保存等について、電磁的記録を認める内容を追加するものでございます。

附則第 3 条は、本則第 6 条第 1 項に規定する連携施設の確保の経過措置期間を 5 年から 10 年に改めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は公布の日からとしております。

以上がこども未来課からの1議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石 巖君） ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からとしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 零時58分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、財政管理課長、お願ひします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第46号議案、第52号議案及び第53号議案について御説明申し上げます。

それでは、まず第46号議案 令和2年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和2年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております、令和2年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

歳入総額3万5,307円、歳出総額1万8,000円、歳入歳出差引残額1万7,307円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、まず初めに歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページの歳入事項別明細書を御覧ください。

1款1項財産運用収入の収入済額は3万5,284円でございます。これは、土地開発基金の利子収入でございます。

次に、1款2項財産売却収入、そして2款1項繰入金につきましては、実績なしのため収入はございませんでした。

次に、3款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金がありませんでしたので、収入はございませんでした。

次に、10ページ、11ページにかけての4款1項預金利子の収入済額は23円でございます。これは、土地取得事業特別会計の普通預金の利子収入でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12ページ、13ページの歳出事項別明細書を御覧ください。

1款1項総務管理費の1目一般管理費の支出済額は1万8,000円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

次に、2目財産取得費及び3目繰出金につきましては、支出がございませんでした。

以上が歳出でございます。

次に、16 ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 3 万 5,000 円、歳出総額 1 万 8,000 円、歳入差引額は 1 万 7,000 円でございます。

次に、23 ページには、令和 2 年度末土地残高を記載させていただいております。また、この附属資料といたしまして、参考資料ナンバー 4 の 2 の令和 2 年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただいております。

以上が第 46 号議案 令和 2 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

続きまして、第 52 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 6 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 億 9,216 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 4,052 万 8,000 円とするものでございます。また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページから 4 ページまでの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

次に、第 2 条でございます。

こちらは債務負担行為の設定をさせていただこうとするものでございます。

その内容につきましては、5 ページにございます第 2 表、債務負担行為を御覧ください。

まず、定年延長制度整備支援業務委託につきましては、期間を令和 4 年度まで、限度額を 203 万円とする債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。

次の、個人情報保護制度改正支援業務委託につきましては、期間を令和 4 年度まで、限度額を 253 万円とする債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。

次に、第 3 条でございます。

こちらは、地方債の補正をお認めいただくものでございます。

その内容につきましては、6 ページから 8 ページにございます、第 3 表地方債補正を御覧ください。

まず、1 の追加でございます。

川尻会館空調設備改修事業につきまして、700 万円を限度額として設定するものでございます。

次に、7 ページの 2 の変更でございます。

大幡川改修事業につきましては 650 万円減額し、補正後の限度額を 1,800 万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましては 9,975 万 1,000 円増額し、補正後の限度額を 6 億 8,175 万 1,000 円とするものでございます。

次に、3 の廃止でございます。

こちらは、大幡川尻 2 号線整備事業につきまして、起債の借入を取りやめるものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

9款地方特例交付金につきましては45万6,000円の増額でございます。その内訳でございますが、それぞれ交付決定に伴いまして、個人住民税減収補填特例交付金を298万1,000円増額、自動車税減収補填特例交付金を161万円減額、軽自動車税減収補填特例交付金を91万5,000円減額するものでございます。

続きまして、10款地方交付税でございます。こちらは、1億903万2,000円の増額でございます。これは、令和3年8月3日に令和3年度普通交付税大綱が閣議に報告、了解され、本年度の当町に対する普通交付税の額が5億2,003万2,000円と決定されましたことから、当初予算計上額を上回る額につきまして増額するものでございます。

続きまして、4ページ、14款国庫支出金でございます。こちらは1,139万2,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず1項1目民生費国庫負担金におきましては、36万2,000円の増額でございます。これは、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金過年度分につきまして、令和2年度決算に係る精算に伴い36万2,000円を計上するものでございます。

次に、2項3目衛生費国庫補助金におきましては47万6,000円の増額でございます。これは、健康管理システムの改修に係るマイナンバー情報連携体制整備事業費補助金47万6,000円を増額するものでございます。

次に、6目教育費国庫補助金におきましては、280万円の増額でございます。これは、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策に対する学校保健特別対策事業費補助金につきまして、280万円を計上するものでございます。

次に、4ページから5ページにかけての8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては775万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、15款県支出金でございます。こちらは705万円の増額でございます。その内訳でございますが、まず1項1目民生費県負担金におきましては2,000円の増額でございます。これは、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減県負担金過年度分につきまして、令和2年度決算に係る精算に伴い2,000円を計上するものでございます。

次に、2項6目消防費県補助金におきましては、川尻会館の空調設備改修支援に伴いまして、地震津波対策等減災交付金を701万2,000円増額するものでございます。

次に、3項3目土木費県委託金におきましては、県と締結している湯日川水系湯日川樋門及び坂口谷川水系坂口谷川樋門操作業務委託契約の金額確定に伴いまして、水門管理事務費委託金を3万6,000円増額するものでございます。

続きまして、17款寄附金につきましては100万円の増額でございます。これは、1項2目ふるさと吉田寄附金におきまして、企業版ふるさと納税について100万円を計上するものでございます。

7ページを御覧ください。

続きまして、18款繰入金でございます。こちらは2,212万9,000円の増額でございます。これは1項1目の特別会計繰入金におきまして、令和2年度決算に伴い、介護保険事業

特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、19 款繰越金でございます。こちらにつきましては、令和 2 年度の一般会計決算がまとまったことに伴いまして、令和 2 年度一般会計の歳入歳出差引額から令和 2 年度からの繰越明許費の一般財源の額を差し引いた額が 4 億 4,210 万 7,000 円となり、当初予算計上額を上回りましたので、上回る額の 2 億 4,210 万 7,000 円を増額するものでございます。

続きまして、20 款諸収入でございます。こちらは 4 万 9,000 円の増額でございます。これは、5 項 2 目雑入におきまして、2 節民生費雑入について、過年度分の精算に伴う地域会合福祉空間整備等施設整備事業費補助金返還金 4 万 9,000 円を計上するものでございます。

続きまして、21 款町債でございます。こちらは 9,895 万 1,000 円の増額でございます。まず、1 項 3 目土木債、1 節道路橋梁債の大幡川尻 2 号線整備事業及び 2 節河川債の大幡川改修事業につきましては、一般財源として収入される普通交付税、前年度繰越金、臨時財政対策債が決定しましたことから、交付税措置のない起債をそれぞれ取りやめるものでございます。

次に、8 ページから 9 ページにかけての 4 目消防債、川尻会館空調設備改修事業につきましては、川尻会館の空調設備改修に係る防災コミュニティセンター整備事業費補助金の増額補正に伴い、その財源といたしまして 700 万円を限度額として設定するものでございます。

次に、5 目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付額の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額も決定いたしましたので、その発行可能額に合わせるよう 9,975 万 1,000 円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10 ページを御覧ください。

1 款議会費は、19 万 6,000 円の増額でございます。これは 1 項 1 目の議会費におきまして、人事異動等に伴い、職員人件費を 19 万 6,000 円増額するものでございます。

続きまして、2 款総務費でございます。こちらは 2,040 万 7,000 円の減額でございます。10 ページから 11 ページにかけての 1 項 1 目一般管理費におきましては、人事異動に伴いまして、職員人件費を 2,377 万 9,000 円減額するものでございます。

次に、11 ページの 6 目企画費におきましては、シティプロモーション事業費につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の支援と、地域経済の活性化を図るための新型コロナウイルス感染症対応事業費補助金 300 万円を増額するものでございます。

次に、9 目交通安全対策費におきましては、交通安全推進費につきまして、川尻地内における信号機の撤去に伴う、カーブミラー設置に係る施設整備 64 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、10 目人事管理費におきましては、会計年度任用職員の増員に伴いまして、会計年度任用職員人件費を 309 万 5,000 円増額するものでございます。

次に、12 ページから 13 ページにかけての 2 項 1 目税務総務費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 483 万 3,000 円減額するものでございます。

次に、13 ページの 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を 146 万円増額するものでございます。

次に、4 項 1 目選挙管理委員会費におきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を 1,000 円増額するものでございます。

続きまして、3 款民生費でございます。こちらは 995 万 9,000 円の増額でございます。

まず、14 ページから 15 ページにかけての 1 項 1 目社会福祉総務費におきましては、人事異動に伴い、職員人件費を 222 万 2,000 円増額するものでございます。

次に、15 ページの 2 目国民年金事務におきましては、こちらも人事異動等に伴い、職員人件費を 5 万 1,000 円増額するものでございます。

次に、3 目国民健康保険費におきましては、こちらも人事異動等に伴い、職員人件費を 22 万 2,000 円増額するものでございます。

次に、4 目老人福祉費におきましては、社会福祉施設管理事業費につきまして、過年度分の精算に伴う県補助金等返還金を 4 万 9,000 円増額するものでございます。

次に、6 目人権地域改善費におきましては、会計年度任用職員の増員に伴いまして、会計年度任用職員人件費を 205 万円増額するものでございます。

17 ページを御覧ください。

次に、7 目介護保険費におきましては 49 万 8,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を 21 万 6,000 円減額、また、介護保険事業会計繰出金につきましては、令和 2 年度決算に係る精算に伴い、低所得者保険料軽減繰出金過年度分 69 万 7,000 円を増額するものでございます。また、低所得者利用者負担額軽減措置事業につきましては、令和 2 年度決算に係る精算に伴い、県補助金等返還金 1 万 7,000 円を増額するものでございます。

次に、2 項 1 目児童福祉総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を 271 万 1,000 円減額するものでございます。

次に、3 目保育所費におきましては 757 万 8,000 円の増額でございます。その内訳でございますが、19 ページの職員人件費につきましては、人事異動に伴い 854 万 8,000 円を減額。また、会計年度任用職員人件費につきましては、会計年度任用職員の増員に伴いまして、会計年度任用職員人件費を 1,497 万円増額するものでございます。次のさゆり保育園運営費につきましては、1 歳児室の体制整備に伴いまして、保育材料費を 2 万 4,000 円、保育園備品を 113 万 2,000 円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、4 款衛生費でございます。こちらは、2,749 万 8,000 円の増額でございます。

まず、20 ページから 21 ページにかけての 1 項 1 目保健衛生総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を 2,580 万 8,000 円増額するものでございます。

次に、21 ページの 2 目予防費におきましては 169 万円の増額でございます。その内訳でございますが、感染症予防費につきましては、健康管理システムの改修に伴いまして、電算処理委託料を 121 万円増額、また、感染拡大防止検査費用助成事業費につきましては、令和 2 年度決算に係る精算に伴い、県補助金等返還金 48 万円を増額するものでございます。

続きまして、22 ページを御覧ください。

6款農林水産業費は1,189万6,000円の減額でございます。その内訳でございますが、いずれも人事異動に伴う職員人件費の減額補正で、1項1目農業委員会費におきましては33万7,000円の減額、2目農業総務費におきましては92万1,000円の減額。また、23ページの3項2目の漁港管理費におきましては1,063万8,000円の減額となるものでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。

7款商工費は567万2,000円の増額でございます。これは、1項1目の商工総務費におきまして、人事異動に伴い職員人件費を567万2,000円増額するものでございます。

25ページを御覧ください。

続きまして、8款土木費でございます。304万5,000円の増額でございます。まず、1項1目土木総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を168万3,000円減額するものでございます。

次に、2項2目道路新設改良費におきましては、大幡川尻2号線道路改良事業費につきまして、大幡川尻2号線整備事業130万円の起債を取りやめましたことから、130万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、3項1目河川総務費におきましては、歳入で御説明いたしました土木費県委託金の水門管理事務費委託金の確定に伴いまして、水門管理委託料を3万6,000円増額するものでございます。

次に、3目河川新設改良費の大幡川改修事業費につきましては、大幡川改修事業650万円の起債を取りやめましたことから650万円を一般財源に振り替えるものでございます。

次に、26ページから27ページにかけての4項1目都市計画総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を516万円増額するものでございます。

次に、27ページの2目土地地区画整理事業費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を46万8,000円減額するものでございます。

続きまして、9款消防費は1,574万5,000円の増額でございます。まず1項5目災害対策費におきましては1,574万5,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を1,720万円増額。また、29ページの地震対策費につきましては、県の地震津波対策等減災交付金を活用いたしまして、避難所における生活環境の改善充実を図るための、川尻会館の空調設備改修に係る防災コミュニティセンター整備事業補助金1,402万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、10款教育費は9,550万1,000円の増額でございます。まず、1項2目事務局費におきましては、人事異動に伴いまして職員人件費を1,075万4,000円減額するものでございます。

次に、2項小学校費の1目学校管理費におきましては713万1,000円の減額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を1,332万4,000円減額。また30ページから31ページにかけての、住吉小学校維持管理費につきましては、飛沫防止パネル等の特定消耗品費を12万7,000円、企業版ふるさと納税を活用して図書費を100万円、自動検温機及び空気清浄機に係る一般備品を81万9,000円それぞれ増額するものでございます。

次に、31ページの中央小学校維持管理費及び自彊小学校維持管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、飛沫防止パネル等の特定消耗品、体育館校舎

の網戸改修に係る修繕料、自動検温機及び空気清浄機に係る一般備品をそれぞれ増額するもので、中央小学校維持管理費につきましては311万8,000円を増額。自彊小学校維持管理費につきましては112万9,000円を増額するものでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費におきましては184万2,000円を増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を69万1,000円増額。また、吉田中学校維持管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、飛沫防止パネル等の特定消耗品費を67万9,000円、自動検温機及び空気清浄機に係る一般備品を47万2,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、32ページから33ページにかけての4項1目社会教育総務費におきましては、人事異動に伴い職員人件費を249万3,000円減額するものでございます。

次に、33ページの4目図書館費におきましては1億1,395万1,000円を増額でございます。その内訳でございますが、人事異動に伴い職員人件費を44万6,000円増額。会計年度任用職員人件費につきましては、会計年度任用職員の採用状況に伴いまして、会計年度任用職員人件費を6万5,000円増額するものでございます。また、図書館管理費につきましては、吉田町立図書館の用地購入に係る経費として、証紙印紙代を6万円、図書館用地1億1,338万円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、5項1目保健体育総務費におきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費を8万6,000円増額するものでございます。

35ページを御覧ください。

続きまして、12款公債費につきましては、394万円の減額でございます。これは、平成22年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利率の見直しがあり、利率が下がるとともに、令和2年度借入れ分の借入れ利率が当初の見込みを下回って確定され、利息の支払いが減ることとなりましたので、1項1目元金につきましては125万5,000円増額し、2目利子につきましては519万5,000円減額となるものでございます。

最後に、13款諸支出金でございます。3億7,079万3,000円を増額でございます。これは、2項1目基金費におきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出でございます。その内訳といたしましては、財政調整基金3億6,770万6,000円。また、ふるさと吉田寄附金基金に308万7,000円をそれぞれ積み立てるものでございます。

以上が52号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての内容でございます。

なお、今回の補正予算のうち、2款総務費の1項9目交通安全協会対策費の交通安全推進費につきましては、信号機の撤去に伴う交通安全対策に係る事業であり、できる限り早急に事業着手するため、また、9款消防費の1項5目災害対策費の地震対策費につきましては、県の補助金を活用して実施する事業であり、年度内事業を完了させる必要があることから、空調設備改修に係る事業の公費を確保するためにも、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。

このため、この補正予算につきましては、早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

続きまして、第 53 号議案 令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,502 万 5,000 円とするものでございます。また、第 2 項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 2 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

3 款繰越金につきましては 1 万 8,000 円の増額でございます。これは、令和 2 年度決算に伴いまして、前年度繰越金 1 万 8,000 円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

1 款総務費につきましては 1 万 8,000 円を増額するものでございます。これは歳入で計上いたしました前年度繰越金 1 万 8,000 円を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上が第 53 号議案 令和 3 年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）についての内容でございます。

財政管理課から第 46 号議案、第 52 号議案及び第 53 号議案の 3 議案について御説明させていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは第 47 号議案、第 48 号議案、第 54 号議案、第 55 号議案の 4 議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書 7 ページの第 47 号議案 令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書のうちの、吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の 6 ページを御覧いただきたいと存じます。

令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額 28 億 584 万 4,383 円、歳出総額 27 億 3,095 万 1,141 円、歳入歳出差引残額 7,489 万 3,242 円という内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から説明申し上げます。

事項別明細書の8ページを御覧ください。

8ページから11ページにかけての、1款国民健康保険税は、調定額7億9,168万1,157円に対し、収入済額は6億3,786万8,134円、不納欠損額は347万9,424円でございます。現年度分の保険税の収納率は95.19%で、前年度対比1.01ポイント上昇いたしました。

次に、10ページ、11ページの2款使用料及び手数料は、収入済額31万7,931円で、保険税に係る督促手数料でございます。

次に、10ページから13ページにかけての3款国庫支出金は、収入済額514万3,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定額以上減少した世帯の保険税の減免措置に対する災害臨時特例補助金と、システム改修費でございます。

次に、4款県支出金は、収入済額18億6,264万998円で、保険給付費のうち療養諸費、高額療養費及び移送費の全額が県から交付される普通交付金と保険者努力支援分などの特別交付金でございます。

次に、5款財産収入は、収入済額8万5,024円で、基金利子でございます。

次に、12ページから15ページにかけての、6款繰入金は、収入済額1億7,732万6,510円で、低所得者に対する減額措置に伴う保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金と、基金からの繰入れでございます。

次に、14ページから17ページにかけての、7款繰越金は、収入済額7,171万7,783円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、16ページから19ページにかけての、8款諸収入は収入済額5,074万5,003円で、保険税に係る延滞金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書の20ページ21ページを御覧ください。

1款総務費は支出済額1,341万3,869円で、1項1目の一般管理費と2目の国民健康保険団体連合会への負担金でございます。22ページ、23ページの2項徴収費は支出済額326万2,233円で、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費でございます。3項運営協議会費は支出済額8万6,400円で、委員報酬が主なものでございます。

次に、24ページから33ページにかけての2款保険給付費は、支出済額18億801万6,096円でございます。主なものは1項療養諸費の支出済額15億6,539万8,368円で、疾病や負傷に係る療養給付費等でございます。

また、26ページから29ページにかけての2項高額療養費は一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。

次に、32ページから37ページにかけての3款国民健康保険事業費納付金は支出済額8億1,089万1,141円で、県へ納付したものでございます。

次に、36ページから39ページにかけての4款共同事業拠出金は、支出済額450円で、退職医療制度に係る事務費でございます。

次に、38ページ、39ページの5款財政安定化基金拠出金の支出はございません。

次に、38ページから43ページにかけての6款保健事業費は支出済額2,046万6,865円で、各種人間ドックの助成事業等を行う保健衛生普及費と、生活習慣病に特化した特定健康診査等事業費でございます。

次に、42 ページ、43 ページの 7 款基金積立金は支出済額 5,704 万 7,000 円で、令和元年度決算に伴う確定額を国民健康保険事業基金に積み立てたものでございます。なお、令和 2 年度末の基金残高は 4 億 7,982 万 8,643 円でございます。

次に、42 ページから 47 ページにかけての 8 款諸支出金は支出済額 2,111 万 5,720 円で、保険税還付金及び保険給付費等交付金の前年度精算に係る償還分でございます。

次に、46 ページ、47 ページの 9 款予備費は、当初予算で 500 万円を計上しておりましたが、8 款 1 項 1 目の一般被保険者保険税還付金が予測以上に発生し、180 万 4,000 円を充用したことにより、319 万 6,000 円が不用額となっております。

次に、50 ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額 28 億 584 万 4,000 円、歳出総額 27 億 3,095 万 1,000 円により、歳入歳出差引額は 7,489 万 3,000 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 7,489 万 3,000 円でございます。

以上が第 47 号議案 令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書 9 ページの第 48 号議案 令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の 6 ページを御覧ください。

令和 2 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額 2 億 9,566 万 4,637 円、歳出総額 2 億 9,544 万 892 円、歳入歳出差引残額 22 万 3,745 円という決算内容をお認めいただこうとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から説明申し上げます。

事項別明細書の 8 ページ、9 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料は調定額 2 億 4,638 万 2,170 円に対して、収入済額は 2 億 4,534 万 8,100 円で不納欠損額は 24 万 3,970 円でございます。現年度分の保険料の収納率は 99.73%でございます。

次に、2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 万 4,900 円で、保険料に係る督促手数料でございます。

次に、3 款繰入金は収入済額 4,528 万 5,861 円で、低所得者と被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の減額分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、8 ページから 11 ページにかけての 4 款繰越金は 354 万 7,731 円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、10 ページ、11 ページの 5 款諸収入は収入済額 146 万 8,045 円で、保険料に係る延滞金などでございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。

14 ページ、15 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額 2 億 9,402 万 4,861 円でございます。被保険者に納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた減額分を後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

次に、14 ページから 17 ページにかけての 2 款諸支出金は支出済額 141 万 6,031 円で、保険料の還付金のほか、督促手数料及び預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次の3款予備費からの充用はございませんでした。

次に、22ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額2億9,566万4,000円、歳出総額2億9,544万円により、歳入歳出差引額は22万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は22万3,000円でございます。

以上が、第48号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の19ページ、第54号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,489万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,382万4,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

別冊の令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入の7款繰越金でございますが、6,489万3,000円の増額でございます。令和2年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

3ページの7款基金積立金でございますが、3,513万6,000円の増額でございます。令和2年度決算及び補正予算第1号がまとまり、国民健康保険事業基金に積み立てる額が確定しましたことから措置するものでございます。

次に、8款諸支出金でございますが、2,975万7,000円の増額でございます。令和2年度決算に伴う精算のため、保険給付費等交付金の普通交付金と特別交付金の償還分をそれぞれ措置するものでございます。

以上が、第54号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、議案書20ページ、第55号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

別冊となっております令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,255万6,000円とするものでございます。また、第2項にありますとおり款・項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出

予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただこうとするものでございます。

引き続き、その詳細について説明させていただきます。

また、別冊の令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入の4款繰越金でございますが、22万4,000円の増額でございます。令和2年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金額の差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、20万9,000円の増額でございます。令和2年度に収納いたしました保険料のうち、未精算分の保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次に、4ページの2款諸支出金でございますが、1万5,000円の増額でございます。令和2年度決算に伴う精算分で、保険料に係る督促手数料と預金利子を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、第55号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から提出いたしました4議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは第49号議案、第56議案の2議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の11ページ、第49号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧いただきたいと存じます。

令和2年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額20億8,250万9,196円、歳出総額19億5,363万8,822円、歳入歳出差引残額1億2,887万374円という内容をお認めいただこうとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から説明申し上げますので、8ページからの事項別明細書を御覧ください。

1款保険料は1号被保険者保険料で、調定額4億6,537万8,904円、収入済額4億5,755万9,997円で、不納欠損額は256万2,215円でございます。第7期介護保険事業計画により、平成30年度から令和2年度の3年間、保険料基準額は月額4,800円にて実施しております。

2款使用料及び手数料は収入済額2万6,600円で、介護保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金は収入済額4億1,996万7,108円で、介護給付費に対しての国庫負担

金、財政調整交付金、地域支援事業に対しての国庫補助金、事務費交付金、保険者機能強化推進交付金、令和2年度新規の介護保険保険者努力支援交付金と介護保険災害等臨時特例補助金でございます。

次に、12 ページからの4 款支払基金交付金でございます。収入済額4 億8,705 万2,000 円で、2 号被保険者の保険料でございます。

5 款県支出金でございます。収入済額は2 億8,225 万6,756 円で、県負担金及び県補助金で介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、14 ページからの6 款財産収入でございます。

収入済額4 万8,689 円で介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、16 ページからの7 款繰入金でございます。

収入済額は3 億5,760 万2,560 円、一般会計からの繰入金と介護給付費準備基金繰入金でございます。

次に、18 ページ8 款繰越金でございます。収入済額7,561 万4,038 円で、前年度の決算による繰越金でございます。9 款諸収入でございます。収入済額は238 万1,448 円で、雑入預金利子延滞金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

22 ページからの1 款総務費でございます。支出済額は4,017 万4,575 円で、介護保険の執行に必要な事務費でございます。1 項の総務管理費のほかに、3 項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、26 ページからの2 款保険給付費でございます。支出済額17 億1,312 万2,050 円で、1 項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。

次に、30 ページからの3 款基金積立金でございます。支出済額3,654 万9,000 円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。令和2年度末現在基金残高は2 億9,385 万6,296 円でございます。

次に、32 ページからの4 款地域支援事業費でございます。

支出済額1 億641 万2,250 円で、1 項の介護予防生活支援サービス事業費は、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業、そして、34 ページの2 項包括的支援任意事業費は、地域包括支援センター運営事業や認知症施策推進事業などの包括的支援事業、36 ページの介護相談員の派遣や配食サービスなどを行う任意事業がございます。

38 ページの3 項一般介護予防事業は、一般高齢者への運動器の機能向上事業、認知症予防事業、栄養改善事業が主な事業でございます。

次に、40 ページからの5 款保健福祉事業費でございます。支出済額245 万8,153 円で、高齢者の自立支援重度化防止対策の事業として、高齢者移動支援事業、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業、ワンコインサービス500 の事業、アクティブシニア等活動支援事業委託料として、介護の入門的研修を行ったものでございます。

次に、42 ページからの6 款諸支出金でございます。支出済額5,492 万2,794 円で、1 項償還金及び還付加算金は保険料の還付金と前年度の精算分として、国・県等への返還金でございます。

2 項の繰出金は、一般会計への繰出金でございます。44 ページの7 款予備費につきましては、64 万2,000 円を保険料の還付を迅速に対応するために充用いたしました。

次に、48 ページ、実質収支に関する調書でございます。歳入総額 20 億 8,250 万 9,000 円、歳出総額 19 億 5,363 万 8,000 円、歳入歳出差引額 1 億 2,887 万円でございます。翌年へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 1 億 2,887 万円となります。

以上が、第 49 号議案 令和 2 年度、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の 21 ページ、第 56 号議案 令和 3 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

別冊の令和 3 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の 1 ページを御覧ください。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,686 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 6,885 万 5,000 円とするものでございます。また、2 項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って説明申し上げます。

令和 3 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に関する説明書の 2 ページから 3 ページ、歳入を御覧ください。

3 款国庫支出金 829 万 9,000 円で、令和 3 年度の介護保険機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の内示額が示されたことから増額計上するものでございます。

次に、7 款繰入金でございます。令和 2 年度決算に伴う精算として、一般会計より低所得者保険料軽減繰入金 69 万 7,000 円を繰り入れるものでございます。

次に、8 款繰越金でございます。令和 2 年度の歳入歳出決算に基づき 1 億 2,787 万円を繰越金として増額計上するものでございます。

次に、歳出でございます。説明書の 4 ページから御覧ください。

3 款基金積立金でございます。基金条例に基づき、令和 2 年度の歳入歳出差引残額から、国・県等への精算を行った後、算出した 6,061 万 2,000 円を基金へ積み立てるものでございます。

次に、4 款地域支援事業費でございます。令和 3 年度の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の内示額が示されたことから、地域支援事業へ財源振替するものでございます。

次に、6 款諸支出金でございます。令和 2 年度の実績に基づき、国・県等からの交付金の返還金と一般会計からの繰入金に対して返還金が生じたことから、一般会計へ繰り出すもので、合わせて 7,625 万 4,000 円を増額計上するものでございます。

以上が、第 56 号議案 令和 3 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての説明でございます。

福祉課から第 49 号議案、第 56 号議案の 2 件の議案につきまして説明申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道からは第 50 号議案、第 51 号議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の 13 ページ、第 50 号議案 令和 2 年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊令和 2 年度吉田町水道事業会計決算書の 1 ページを御覧ください。

1 ページから 4 ページまでが決算報告書でございます、この金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款の水道事業収益の決算額は 6 億 3,775 万 1,181 円でございます。その内訳としまして、第 1 項営業収益の決算額 5 億 6,897 万 9,853 円で、主な項目は給水収益でございます。第 2 項営業外収益の決算額は 6,877 万 1,328 円で、主な項目は長期前受金戻入及び雑収益でございます。

続きまして、支出につきましては、第 1 款水道事業費用の決算額は 5 億 1,881 万 1,033 円でございます。

その内訳としまして、第 1 項営業費用の決算額は 4 億 4,891 万 9,981 円、主な項目は、原水浄水及び排水給水費及び減価償却費などでございます。第 2 項営業外費用の決算額は 6,989 万 1,052 円で、主な項目は支払利息及び企業債取扱額でございます。第 3 項特別損失からの支出及び第 4 項予備費からの充用はございません。

続いて、3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款資本的収入の決算額は 1 億 841 万 6,900 円でございます。その内訳としまして、第 1 項企業債の決算額は 5,000 万円でございます。第 2 項他会計出資金の決算額は 119 万 9,000 円で、消火栓の更新でございます。第 3 項国庫県支出金の決算額は 3,486 万 7,000 円で、基幹管路耐震化事業に関わる補助金でございます。第 4 項その他資本的収入の決算額は 2,235 万 900 円で、工事負担金及び加入分担金でございます。

続きまして、支出につきましては、第 1 款資本的支出の決算額は 3 億 8,978 万 9,557 円でございます。その内訳としまして、第 1 項建設改良費の決算額は 2 億 2,280 万 8,500 円で、主な内容は高区配水系送水管布設替え工事、高区配水系同配水管布設替え工事などでございます。第 2 項企業債償還金の決算額は 1 億 6,698 万 1,057 円でございます。第 3 項国庫県支出金返還金からの支出はございません。

この結果、欄外に記載しましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 2 億 8,137 万 2,657 円は、減債積立金 1,500 万円、建設改良積立金 7,500 万円、過年度分消費税資本的収支調整額 1,440 万 938 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 1,110 万 4,422 円、当年度分損益勘定留保資金 6,586 万 7,297 円で補填するものでございます。

次に、5 ページ、6 ページを御覧ください。

令和 2 年度吉田町水道事業損益計算書でございます。この金額は消費税を含んでおりません。損益計算書の結果、当年度純利益は 6 ページ下から 4 行目にありますとおり、1 億 333 万 859 円でございます。また、その他未処分利益剰余金変動額の 9,000 万円は、減債積立金、金額 1,500 万円と、建設改良積立金取崩し金額 7,500 万円の合計金額でございます。

以上により、当年度未処分利益剰余金は 1 億 9,369 万 204 円でございます。

次に、7 ページ、8 ページを御覧ください。

令和2年度吉田町水道事業剰余金計算書でございます。最終行にあります当年度末残高は、資本金が29億87万6,481円、資本剰余金合計が1億350万4,896円、利益剰余金合計が5億7,469万204円でありまして、資本合計35億7,907万1,581円でございます。

次に、9ページを御覧ください。

令和2年度吉田町水道事業剰余金処分計算書案でございます。当年度末残高の未処分利益剰余金は1億9,369万204円でありまして、議会の議決による処分量1億9,000万円のうち、資本金への繰入れ9,000万円は、令和2年度の減債積立金の取崩し金額1,500万円と建設改良積立金の取崩し金額7,500万円の合計金額です。また、減債積立金への積立ては2,000万円、建設改良積立金の積立ては8,000万円とすることを、本議会で認めていただくとするものでございまして、この結果、処分後の繰越し利益剰余金を369万204円とするものでございます。

次に、決算書10ページから12ページを御覧ください。

吉田町水道事業貸借対照表でございます。10ページの資産状況でございますが、固定資産合計66億8,751万2,035円、流動資産合計6億4,700万7,057円を加えた73億3,451万9,092円が資産の合計となっております。

11ページの負債状況でございますが、3の固定負債の企業債については20億4,213万4,761円で、4の流動負債は企業債未払金、引当金、預り金合わせて1億8,133万3,835円でございます。さらに、5の繰越し収益と合わせて負債合計37億5,544万7,511円でございます。

12ページには資本状況を示しておりまして、資本合計35億7,907万1,581円で、負債資本合計73億3,451万9,092円となり、これが資産合計と一致するものでございます。

以上が、第50号議案 令和2年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

続きまして、議案書の15ページ、第51号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊の令和2年度吉田町公共下水道事業会計決算書の1ページを御覧ください。

1ページから4ページまでが決算報告書でありまして、この金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の下水道事業収益の決算額は7億5,826万8,572円でございます。その内訳としまして、第1項営業収益の決算額9,118万5,480円で、主な項目は下水道使用料でございます。第2項営業外収益の決算額は6億4,939万7,993円で、主な項目は長期前受金戻入などでございます。第3項特別収益の決算額は1,768万5,099円で、主な項目はその他特別利益でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款下水道事業費用の決算額は7億3,922万7,906円でございます。その内訳としまして、第1項営業費用の決算額は6億3,959万1,610円で、主な項目は管渠及び処理場費及び減価償却費でございます。第2項営業外費用の決算額は9,532万7,247円で、主な項目は支払利息及び企業債取扱諸費でございます。第3項特別損失の決算額は430万9,049円で、主な項目はその他特別損失でございます。第4項予備費からの充用はございません。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入の決算額は9億6,617万6,433円でございます。その内訳としまして、第1項の企業債の決算額は2億6,917万5,780円でございます。第2項受益者負担金の決算額は1,342万570円で、主な項目は公共下水道整備に伴う受益者負担金でございます。第3項他会計負担金の決算額は4億5,648万8,233円で、企業債の元金償還に充てるものでございます。第4項国庫補助金の決算額は2億2,709万1,850円で、管渠の整備や浄化センターの機器更新等に関わる社会資本整備総合交付金でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額は9億6,617万6,433円でございます。その内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は5億968万8,200円で、管渠及び浄化センターの建設改良費でございます。第2項企業債償還金の決算額は4億5,648万8,233円でございます。

次に、5ページを御覧ください。

令和2年度吉田町公共下水道事業損益計算書でございます。損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。計算の結果、下から2行目にあります当年度純利益は33万3,920円でございます。また、当年度未処分利益剰余金も同額の33万3,920円でございます。

次に、6ページを御覧ください。

上段は剰余金計算書でございます。最終行にあります当年度末残高は、資本金が2,107万5,223円、資本剰余金合計が4億9,495万304円、利益剰余金合計が33万3,920円でありまして、資本合計5億1,635万9,447円でございます。

下段は、剰余金処分計算書案でございます。議会の議決による処分数はなく、繰越利益剰余金を33万3,920円とするものでございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

これは貸借対照表でございます。

7ページの資産状況でございますが、固定資産合計125億4,841万339円と、流動資産合計1億2,575万1,598円を加えた126億7,416万1,937円が資産の合計となっております。また、負債状況でございますが、3の固定負債の企業債については47億2,236万8,558円で、4の流動負債は企業債、未払金、引当金、その他流動負債合わせて5億474万2,699円でございます。

さらに、8ページ5の繰越収益と合わせて負債合計121億5,780万2,490円でございます。

資本状況でございますが、資本合計5億1,635万9,447円で、負債資本合計126億7,416万1,937円となり、これが資産合計と一致するものでございます。

以上が、第51号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

上下水道からは提出した2議案につきまして、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

35分から再開いたしますのでお願いします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時35分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎報告第4号～報告第7号の報告

○議長（大石 巖君） 次に、日程19、法令に基づく報告を行います。

第4号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第5号報告 令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第6号報告 令和2年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について、第7号報告 令和2年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の報告についての4件について、各担当課長から順次報告をお願いします。

初めに、総務課長をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。総務課からは1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第4号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の23ページから26ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る2事案と、道路瑕疵による損害賠償の額を定めることに係る1事案の合計3事案でございます。

議案書の24ページを御覧ください。

1事案目は、本年7月9日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年6月25日午後、住吉地内において除草作業中に小石が飛び、隣接する民地内に駐車されていた軽自動車のフロントガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は9万9,022円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額は9万9,022円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

続きまして、2事案目でございます。議案書の25ページを御覧ください。

こちらは、本年8月4日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年7月26日午後、神戸地内において除草作業中に小石が

飛び、隣接する町道中瀬北原2号線を走行中の軽自動車のフロントガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は13万768円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額は13万768円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

続きまして、3事案目でございます。議案書の26ページを御覧ください。

こちらは、本年8月10日に専決処分したものでございます。相手方は御覧の方でございます。事故の概要としましては、本年4月13日午前、住吉地内の町道西浜7号線に設置された集水桝の上を普通自動車が通過した際に、集水桝の蓋が跳ね上がり車体を損傷させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は9万9,990円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額は9万9,990円でございます。この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

以上が、総務課から報告事項1件の御説明でございます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長をお願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

第5号報告といたしまして、令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率について御報告申し上げます。議案書の27ページと28ページ及び参考資料ナンバー10を御覧ください。

この報告は、令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率がございまして、算出された比率を主要として、財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。当町の令和2年度決算に基づく4つの健全化判断比率は、議案書の27ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計において、実質収支が赤字ではないため、いずれも比率は表示されておりません。また、実質公債費比率につきましては11.5%、将来負担比率につきましては59.4%となりました。なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も括弧内に表示した基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となり、いずれの指標から見ましても健全な状況であることを表しています。

それでは、別冊の参考資料ナンバー10、令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率を御覧ください。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございます。

上段には、先ほどの4つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この4つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の3つに区分されます。その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画、財政再生計画の作成や起債制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率について御説明いたします。

まず初めに、実質赤字比率でございます。対象となる会計は、2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得会計事業特別会計になります。この2つの会計の実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率で表すこととなっておりますが、いずれの会計においても赤字が出ていない実質収支となっている当町の場合は計算結果が反映されないため、1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございます。この対象となる会計は、2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質赤字額及び資金不足額等の総額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率で表すものでございますが、いずれの会計も実質収支が赤字ではないため、計算結果が反映されず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれております。この実質公債費比率は標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借入れを行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と、一部事務組合への負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかを表したものになります。

令和2年度決算に基づく実質公債費比率は11.5%となりまして、前年度の12.1%から0.6ポイント下がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

比率が下がった要因といたしましては、前年度、令和元年度決算では、平成29年度12.3%、平成30年度12.6%、令和元年度11.5%、3か年平均で12.1%であったのに対し、令和2年度決算は平成30年度12.6%、令和元年度11.5%、令和2年度10.5%の3か年平均で11.5%となっております。また、令和2年度単年度につきましては、元利償還金が減少したことから、前年度より比率が下がっております。なお、実質公債費比率は決算の数値、決められた計算方法により求めた数値、交付税算定資料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3か年平均で判断することになっております。こうしたルールに基づいて算出した令和2年度決算に基づく実質公債費比率が11.5%となるものでございます。

1ページを御覧ください。

続きまして、将来負担比率について御説明いたします。

将来負担比率は地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけるこの比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の令和2年度決算に基づく将来負担比率は59.4%となり、前年度の68.9%から9.5ポイント下がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上、分子に計算される将来負担額は地方債残高は増加したものの、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額がそれぞれ減少したことから、分子全体で前年度より減少となりました。

また、算定上、分母に計上される標準財政規模が増加したことから、分母全体で前年度よりも増加となっております。分子が減少し、分母が増加したことにより、前年度より比率が下がっております。

ここまで4つの比率について御説明いたしました。各比率から見た当町の財政状況はいずれも健全であることが示されております。

以上が、第5号報告 令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての内容でございます。報告を終わります。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、上下水道課長お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは第6号報告と第7号報告について説明申し上げます。

議案書の29ページ、30ページ及び参考資料ナンバー11を御覧ください。

初めに、第6号報告 令和2年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定により、令和2年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、吉田町水道事業会計の決算は黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。したがって、報告書の資金不足比率欄は数字での表示はございません。

続きまして、議案書の31ページ、32ページ及び参考資料ナンバー12を御覧ください。

第7号報告 令和2年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項により、令和2年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率を算定した結果、吉田町公共下水道事業会計の決算は黒字となっておりますので資金不足は生じておりません。したがって、報告書の資金不足比率の欄は数字での表示はございません。

以上が、第6号、第7号の報告でございます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めましておはようございます。
本日は定例会3日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第52号の質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第52号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから、第52号議案についての質疑を行います。質疑は最初に、歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑については、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質疑とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

- 10番（八木 栄君） 10番、八木です。

全協でも伺いましたが、人件費についてですけれども、減額補正の理由が、7人職員の予定された人数よりも少なかったということで、ある程度その部分の減額ということでかなり金額的には大きいかなとも思いますけれども、7名とは約3%くらいだと思いますがね、そ

の少なかつた分、ほかの職員に与える影響と申しますか、補正予算書を見ていくと、時間外手当なんかも乗っかったりしているものですから、そういうことで7名少なかつた分が他の職員に与えた影響があるかどうかということをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員人件費ということで、全体の職員人件費にもなりますけれども、今回7人の減というところの当初見込んだ人員よりは7人少ないというところで、これ、あくまでも予算ベースでの人員になりますけれども、7人少ないというところのお話なんですけれども、やはり、それだけの人員が少ないというところではやっぱり影響も出るんじゃないかというふうに思っております、そのためにやはり途中採用したりとか、あと、今後のお話にもなるんですけれども、民間に事業委託とか、アウトソーシングするとかといったところで事業を展開できるような、そういうふうにしていったらどうかというふうにも考えます。

ただ、職員の影響というところでは、今コロナ禍ではありますので、そういったところの事業については非常に大変な、時間外も使いながら事業を行っております。ただ、コロナ禍の中で取りやめられた事業も中にはあるものですから、そういったところの中では通常の間外もかなり減ってきているというところの部署もあります。全体と見れば、時間外ベースで見るとまだまだ余裕のある時間外ではなっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

7人少なかつたという中で、新規の方が2名ということで、新しく就職するに当たってはいろいろ職業選択の自由とあるものですから、いろいろ難しい点もあると思っておりますけれども、1か所だけ試験を受けるんじゃないで何か所も受けているという方もあると思うもので、ですから、合格した方が全て吉田町役場入ってくるかというところはいかないとも思いますからね。今後は、7人というのは新規の方と退職者と、あと、合計何人出入りというところか、そういうことを踏まえて、今後ね、やはり、最初予定したらその辺の人数を確保するというところか、そうしたほうがやっぱりほかの人の業務が、今お話があったと思っておりますが、影響がないようにそれぞれがしっかりできると思っておりますが、今後何かしらその辺のことでこうしてやっていきたいということがありましたら、お願いしたいですけれども。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員の採用というところでは、近隣市町も職員の採用に非常に力を入れて、私どもも関係する、今、高校卒まで年齢を下げております。高校のほうにも訪問させて受験が可能となっているところのお話もさせていただいてまして、こちらとしても、人員確保には努力しなければいけないというところでもやらせていただいております。

ただ、年齢幅も、例えば、今まで25、6歳までのところを、年齢幅を広げて、ちょっと、幅を広くして、30歳代までとかというふうにさせていただいておりますし、あるいは、それでも人員が確保できないときには年度途中で、昨年度も年度途中で2人採用させていただいております。今年も年度途中で採用させていただいております。そういったところで、年間を通して職員の募集をしていきたいというふうには思っております。

そんな中で、吉田町役場を希望して来ていただいた方を採用するということ、面接をしながら、試験をやりながらですね、吉田町役場としての職員としての資質があるとか、そういったところを見させていただきながら採用していきたいというふうに思っていますので、今、方策としては、資格を高校卒業まで、そして年齢幅も広げて、そして学校にも訪問させていただくといったようなところでPRをさせていただいています。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

保育所費のところ、全協でもお伺いしましたがけれども、正規職員の保育士が減り、非正規の保育士が増えていますが、さゆり保育園の1歳児の新しい部屋の増設に伴い保育士が必要となりますが、保育士の人数は大丈夫でしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

保育士の人員の確保というところになりますと、今、保育士の人数はもうこれ固まっているんですけども、今回も非正規の職員をやっぱり年度途中で1人採用させていただきながら、あと会計年度も今回増員させていただいていますので、そういうところで人員の確保はさせていただいております。

○4番（中田博之君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の29ページ、9款、最後のところですね。

防災コミュニティーセンター整備事業補助金ということであります。

大変いいこととかいうか、総額の半分を補助するということであれなんですけれども、一番今聞きたいところが、突然とかいうか、補助メニューが県のほうからあったから、急遽とかいうか、補正で上がってきているかと思うんですが、もしこういったものがなかった場合、この話はなかったことになっちゃうのか、その辺の点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今回の補助金の出すような形になりました経緯というのが、まず、川尻区の自治会さんのほうから町のほうに御要望がありまして、その中で何かいい補助メニューがないかというところを探した段階で、それこそ静岡県さんのほうが今年度新たに、今議員がおっしゃったように、新規のメニューを作ったということで、町のほうもそのメニューに合わせたもので対応させていただいたところでございます。

もし、そのメニューがなかった場合どうかというようなところになるんですけれども、そちらにつきましては、その時々状況によってまた判断をさせていただくような形であるかと思うんですけれども、できる範囲その地域の要望に沿うような形をとっていきたいというふうには考えてございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

こういった自治会の建物であるとか、整備に関しては、本来はその自治会で持つというのがルールなのかなと思います。そうしたときに、今回のように本当に金額が大きなき、もう自治会でなかなか対応できないというのもこれから起きてくると思います。ましてや各自治会も、建物から何からかなり老朽化しているところもあると思います。そうした中で自治会で面倒を見なきゃいけないんだけど、じゃ、自治会の住民の皆さんに負担をかけるということが、これからどんどん大変になってくる時代かなと思います。

そうしたときに、町としてどう補助していくのか、探してメニューがなかったとか、町のお金をかけることができない、だからそのまま我慢しろということになるのか、その点についてどういうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今回の補助メニューにつきましては、静岡県の地震・津波対策等減災交付金という交付金の事業を使ってもらいます。この事業につきましては、避難所に特定されているところという限定がございますので、そういう中で、町のほうとしましても、避難者の支援というような形も含めて今回やらせていただいているところがあります。議員おっしゃいました、他の

自治会ないし団体等がコミュニティー施設をとというようなのがああるんですけれども、それはそれでまた別の補助自体のものを備えてございますので、そういうもので対応していくような形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

地方債として700万円やっているんですけども、これを昨日の全協で聞いたときには、交付税措置できますよというような話で、そうしたことができるんだったら、まず、なんで交付税でこれが措置できていくようになるのかということところを、まずお聞きします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回この事業自体が資産形成されるもので、適材性があるということで交付税措置の対象になる、これが資産として形成されるものであるということの中で、要は起債の適用ができるということでございますので、今回起債を入れているというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、資産に残るものだったら、今後は、仮に起債を起こしても交付税措置でやれる可能性があるということですよ。そうしたら、先ほどの話じゃないんですけども、今後特別なメニューがなくても起債を起こしてというようなことが可能であると考えていいんですか。その点、お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今、資産形成できるものということで、それぞれ起債について取決めがございますので、そこに合致するものであれば当然受けることができますので、それなら活用可能かと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今日はこの補正についてなんだけれども、今後そういった事案が出たときに、速やかに自治会なりそういった団体から、町で使う、最終的には町民のために使うものであったらスムーズにやっていけるような、だから、仮に最初そういったメニューというか、その補助メニュー、国・県のなくても、当初のほうである程度上げられるというようなことができるんだったら、そういった方法もあるのかな、それで途中で、今回のようにそういったメニューが出たときには、それこそ補正で切り替えていくというようなやり方でもできるのかなと思うんですけども、そういったやり方というのは一切できないものなんですか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回補助の関係ということですが、補助というのは、やはり制度として、目的等をしっかり明確になっていないと補助というのができないというふうに思っております。今回も、この県の補助メニューがちょうど民間の、民間というか、自治会等が所有する避難所指定され

ていれば、こうした、当然内訳内容があるわけですが、その補助メニューに合致すれば補助対象にするというのが、新たに制度ができたものですから。

今回、今の現状の補助メニューであるのは、コミュニティー施設の改修費という助成が一応あります。ただ金額は大分低い状況なんですけど、今回目的がこうした避難所指定されてその避難施設ということで、合致するというので、やはり目的に沿った形で予算立てをしていくということになるかと思っておりますので、先ほど、全く目的というか、補助メニュー、町で決められるじゃないかということも多分言われているのかとは思いますが、やはり、当然制度として目的を持ってその辺を確立してからの予算計上ということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回のは理解しています。私が言っているのは、申し訳ないけれども、将来的にこういったものがどんどん増えてくる中で、当初のほうでまずは何かしらの実財源使ってもいいですよ、そういう中で組んでおいて、それで後からその合致したものがあればそれを途中で補正というか、それを補填するような形でやっていくという方法はできないのかというところで聞いているんですけども。いやもう途中で、一回組んだ予算で、それを後でこういった合致する補助メニューが来たから、それを充てて、そっちを減らすということではできませんよと言うんだったら、それでいいんだけど、そういうことってできないんですか。要は財源振替みたいな形になると思うんですが、そこを聞いているんですけども。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員おっしゃられているように、財源振替ということで、途中で補助のメニューが出てきたのでそれに合致させて一般財源だけ切り替えるということは可能でございます。当初予算を組むときに、その歳入の見立てと歳出の見立てがあった中で予算組むもんですから、そういう中で当然上げられてきている事業であるとか、多分要望しているいろいろあるもんですから、その中の優先順位とか、緊急度という中で、当然一般財源投入してでもやらなければいけないものはそこに積むことにはなりますが、ただどっちにしてもその歳入と歳出のバランスがございますので、その中でやはりあそこに積めないものというのは、補助ができたときに新たにプラスしてのせるということがございますので、そういった中で当初予算についてはまたいろいろ検討していきたいということになると思います。

以上です。

○9番（増田剛士君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

29 ページ、30 ページ、教育総務費、事務局費、小学校学校管理費の職員人件費の減額について質疑いたします。

昨日協議会にて伺いましたが、学校教育を支える部分の人件費になるかと思うんですが、現在教育内容の多様化ですとか、GIGAスクール構想の実現ですとか、また、コロナ禍への対応など、様々な業務量の増大が見込まれると思います。そうした中での減額になっておりまして、昨日、概要については少し伺ったんですが、この減額の経緯ですとか、あるいは減額による影響、人手不足感はどうか、その補いやカバー策をどうしているのかについて、可能であれば現場レベル、学校教育課の方に質疑したいと思います。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

職員人件費の減額ということについてなんですが、今回減額した内容については、昨日全員協議会のほうで総務課長からもお話があったように、主席指導主事、県の教育委員会のほうに帰任したということで減額になったよという話をさせていただいたと思います。その中で、今回については、そのまま1人が原因になったわけじゃなくて、会計年度任用職員で代用していますと、会計年度任用職員につきましては町の会計年度任用職員として校長のOBを採用させていただいて、現在主席指導主事としてやっております。

学校教育課の体制ですけれども、事務局内は今10人おります。昨年度も正規の職員10人ということで、職員の人数は変わっていない中で、会計年度任用職員の主席指導主事が1人入ったということになると、ある意味今年度は1人増員というような形で行われています。その中で、金額は減額しておりますけれども、実際の体制としてはしっかりしておるものですから、先ほども申し上げましたとおり、校長のOBを、学校園に経験豊富な校長のOBということの採用をさせていただいておりますので、現在業務の支障は出ていなくて、適正な業務運営ができていると判断しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その学校教育費のそのことについては理解を、今聞いたので、いたしました。

もう一つ質疑いたします。

ちょっと時間の外に及ぶところもあるかもしれないんですけれども、私常々、公共公務に携わる人的リソース、これもう少し拡充すべきではないかと考えておる、その観点で質疑いたしますが、吉田町としては、歳出に占める人件費の割合ですとか、あるいはラスパイレス指数ですとか、加重平均ですね、そこが全国平均ですとか、あるいは他市町よりは少し抑制が効いているというか、低めに抑えているという認識が、例えば、議員の研修ですとか、情報を取り寄せたりして、認識しておるんですが、コロナ禍でございます、先ほど同僚議員の質疑の中で今後の拡充策みたいなのも伺ったのですが、とは言え、今なかなか人的リソースがない中で行政サービスとか、コロナ対応を拡充させるとするとどうしても限界があるのではないかなというところで、可及的な状態である認識なんです、この中で直近で、例えば募集を増やそうとか、要件を緩和していこうとか、そのような考えはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

先ほども申し上げましたけれども、アウトソーシングしたいとかというところのお話もさせていただきましたし、年齢幅も、採用する年齢幅も広げる、資格、高校卒業程度の資格といったところも考えて、採用の枠を広げているというところで、今考えておるところの策ではあります。そうしたところで、やっぱり採用人員がやっぱり近隣の市町も、人が取られてしまうというか、そっちに引っ張られてしまうときもありますけれども、年度途中の採用も考えながら、1年間を通して人を採用していきたいというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その辺り期待して、質疑終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、債務負担行為についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑をこれで終結したいと思います。全般にわたり、特に質疑がある方、質疑を許します。

いかがですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

全般的に、昨日お聞きしました人員とそれと配置と、特に中にあった時間外の件に関しては、課長から把握している事項と、それとこれからどうしようというのをお聞きしましたので、その点は、昨日言ったとおり、周りの人にはそういう返事はできるので、それはよかったと思います。

ただ、その中で1つお聞きをしたいんですね。7名が実際の、途中退職を含めて、そういう結果が出たんですけれども、私が一番気になるのはやっぱり、途中の退職をした人たち、その人たちがどういう状況と、同僚議員が言ったように選択の自由がありますから、それはその中でいいんですけれども、その中で、その人たちをやっぱり大事にするというか、育成するというか、そういうのをね、やる必要があるだろうと。

その中で今言われた、本当は職員の途中採用のことも聞こうと思っているんですけれども、さっき返事されました、ただその中でその途中採用というのは具体的にはどういう形で

採用の発信をするんですか。私が言ったのは、人数もさることながら、内容も欲しい、そしてこの、要するに人材の確保がまず第一に人材の確保だと思っているんですね。その上で、人材の確保をした上で、その人たちのスキルアップをどうするかということで、吉田町のやるべきことがあるだろうということ考えていますけれども、具体的にはそういうどういう再任用とあった、途中採用、それはどういう形での募集とか、そういう形のどういう発信をするんですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

途中採用の採用の仕方ということでよろしいですか。

○8番（山内 均君） 増員。

○総務課長（久保田明美君） 増員ですね、はい。

年間を通して、先ほど募集していきたいというところをお話しさせていただいたんですが、やはり事業をやっていく中で途中で退職するとか、産休、育休に入る職員とかというところで、人員が欠員になるというところが出てくる、そこを補充するためのところで中途採用というふうなことも考えられると思ひまして、年間を通して採用していこうというふうな方針をとっております。

採用の仕方については、先ほど申し上げました、年齢とか資格については先ほどのとおりなんですけれども、やはり、そこでほしい資格が何かというところも見ながら募集していきたい。今、先ほども申し上げましたけれども、保育園の関係が、入所が増加してきている中で保育士の採用というところも途中で、今年も1人採用させていただいているので、そういったところの欠員を見ながら、計画を立てて採用させていただいております。

年間通してと言ひましても、来年度どのぐらいの退職が出るかというところはなかなか見越すことが難しいというところでもありますものですから、結果的に今年は7人足りなくなったりだとか、予算ペースで当初の見込みよりは7人減額というふうな形になっておりますけれども、普通、途中退職については様々な理由があるものですから、引き止めることも難しいというところもありまして、途中退職になっている職員もおりますので、なるべく引き止めたいというのはこちらのほうはやまやまですけれども、そこは難しいだろうというふうに思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうですね、途中の人たちというのはなかなか理由がもちろんあるでしょう。しかし、やっぱり一番大事なのが、大事なのかどうか一番吉田町としてもったいないのは、育ってきた人たちが途中ですばっと辞められちゃうと、それをカバーするためには3人ぐらい補充しなくちゃいけないわけですね。

そうすると、じゃ、そこには何が大事かというものが一つ出てきて、一つはやっぱり、私はいつも感じているのが、職員の研修という欄がなかなか執行率低いもんですから、私が関係するのはJ I A Mとかときどき行きますけれども、そういうところでは研修はいっぱい来るわけですよ、そういう研修をしながら、お金を使いながら、研修をしながらその職員の方々に自信とプライドを持っていただけるような状況をどうして作るかというのを、やっぱり必要だと思うんですよ。そういう意味ではやっぱり研修というものは、少数精鋭も含めて大事なことになるかと思うんですけれども、その辺りのいつも執行率が低いんですけれど

も、それも含めて研修、できるだけ退職を減らすためにはやらなければならないことがいっぱいあると思うんですけれども、その辺は今回この4人の中というのは特に把握はしているんですか。やむを得ない理由以外に何かということは別にないですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 4人の退職については、本当に個人的な理由とかなので、引き止める理由というか、そこのところは難しいと思っていますけれども、研修については、自分が受けた研修については、もう、行ってくださいというふうなところで研修メニューも出させてもらってやるんですけれども、やっぱりぴかぴかの新規採用職員をどう育てていくかというところは研修メニューがありますので、それにのっとった研修をやらせていただいています。

吉田町も、インターンシップ制度も採用していますので、大学3年生が町に来て吉田町の事業について学んでくるとか、吉田町を学んでくるといったようなこともさせていただいていますので、そうした新しい人材を確保するにはそのような制度も活用していただきたいというところで考えております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にします。

それこそ途中採用の具体的なやつが常に発信をしているわけですよ。その発信をしながら、やっぱりいい人材というか、必要なものを必要な人たちをやっぱり入れていきたい、そういうことが一番大事なことだと思うんです。そういう意味で、本当、具体的にはどういう形で発信をしているんですか。最後ですけれども。もし、吉田町に途中採用で、希望する人がもし聞いていたとしたら、吉田町にもう1人いるかもしれないですし、そうすると、吉田町ではそういう発信に対してどのような発信をしているのかというのをちょっとお聞きをしたいと思うんですけれどもね。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

採用するので募集していますというところの発信の仕方だと思うんですけれども、一般的には広報とか、ホームページとかというところもありますけれども、今、途中採用の募集については庁舎内の中も、職員に対しても、今募集します、これから募集しますというところを広く職員も知っていただいて、職員からも情報を出していただくような形で吉田町職員募集しているよというところを広げていただきたいと思います。職員に対しても出しています。学校訪問もさせていただいて、今、吉田町職員こういう人材が欲しいというところもさせていただいています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これをもって、第52号議案についての質疑を終結します。

これから、第52号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時37分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会 13 日目でございます。

ただいまの出席議員数は 13 名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

本日は、特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を総務文教常任委員会の所管課に係る議案を行い、続けて産業建設常任委員会の所管課に係る議案をそれぞれ議案番号順に行います。途中、説明員の入替えを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

◎議案第 46 号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第 1、第 46 号議案 令和 2 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第 46 号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第 47 号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第 2、第 47 号議案 令和 2 年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第 47 号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 国民健康保険事業基金積立金についてお伺いします。

決算書の 42 ページから 43 ページです。

積立金に関しましては、一般会計においては財政調整基金を 20 億ぐらいまでもっていくという方針がある。また、介護保険事業においては介護給付費準備基金を取り崩してでも低い保険料で進めるというような方針をお伺いしております。

では、国民健康保険事業におけるその積立額に対する何か方針とか、考え方とかありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

国民健康保険事業基金積立金の方針、考え方についてですけれども、まず、今、議員おっしゃったように、一般会計、それから介護保険事業の会計のように明確な、もう幾らまで積み立てたいとか、こういったものに明確に使うというような方針は、今はございません。

現在もそうですけれども、今後ですが、納付金を納めるため、税金も皆さんに納めていただいておりますけれども、その不足分を基金で今補う形になっております。特に令和 2 年度については、資産割をやめた、廃止をしたということもありまして、そういったこと、全体、全部を見てですけれども、そこに基金を使わせていただいております。

以前は、基金を取り崩すよりも積み立てる額のほうがずっと多いことで基金がこれだけ積み立てられてきたという経緯があるんですけれども、令和 2 年度からは、もう積み立てるよりも取り崩すほうが、金額が多くなっていく傾向がございます。それで、令和 3 年度の推計についても崩すほうが多いのではないかと、今推計は立てておりますけれども、あと、今、県で保険料率の統一を目指しておりますけれども、その中で、資産割をまず廃止しようということで、資産割を廃止しました。今後、今度は賦課方式の統一を図ろうということに、今、方針がなっております、それによつては当町も税率の改正の必要など出てきますので、全体を見ながらですけれども、そのときも基金を使わせていただくというような形で今行っていますので、明確な、幾らにしたらいのかというような方針は今ございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 先ほど、県の税率を統一化しようと、これ前々から話がありますよね、統一しようというような流れは、これいつ頃やる計画なんでしょう。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

県内の保険料率の統一ということに関しましては、今、静岡県では令和 9 年度を目標に進めております。

すみません、今、私が先ほど言った賦課方式の統一というのは、この全体の保険料率の統一とは別に、賦課方式、例えば今、当町では、医療は所得割、平等割、均等割の 3 方式、それから後期と介護は所得割と均等割の 2 方式で、3、2、2 という方式をとっておりますけれども、ここの方式を統一しようということで、今動いておりますということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと確認になるかもしれません。

料率は令和9年、賦課方式、各市町いろいろなんですけれども、料率が決まれば賦課方式は決まるんじゃないですか、そうではない。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

料率を決めるのに、例えば、ちょっと例ですけども、後期高齢者医療などは、今、所得割と均等割の2方式でやっております。そのように県下で1つにまとめる前に、まず今、各市町ばらばらになっている賦課方式をまず1つに、じゃ、3、2、2の方式にするのか、3、3、3の方式にするのかと、まず決めて、そこをそろえてから保険料率を今度決めようという方針で、今、行っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ最後にしますけれども、そうすると令和9年よりも早く賦課方式は決まるという理解でよろしいんですね。

○議長（大石 巖君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

この賦課方式の統一につきましては、今、令和3年度、令和4年度、今年度、来年度の2年間で、もう決定をしようと。先のことがはっきり明確には言えないですけども、ただ県としましては、令和9年度の保険料率の統一を目指すに当たっては、逆に考えても、もうこの2年間で決定をしないと令和9年度に間に合わないということで、県が主導になって、今、全市町で取りかかったところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎議案第48号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第3、第48号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第48号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第49号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第4、第49号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第49号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書の28ページから29ページの2事業、その中で配食サービスに関してでございます。

利用人数は、人は変わったかもしれませんが、人数は49人で前年度と変わらない、しかし発注の回数というのは16%ぐらい伸びています。吉田町の配食サービス事業実施要綱を見ますと、宅配による週2回以内の昼食または夕食ということになっておりまして、回数の制限がございます。件数が増えた、その制限というのはそのまま件数が増えたという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員御質問のございましたように、要綱の改正のほうはしておりません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それでは、この16%伸びたわけですが、その要因としてはどうということが考えられるというふうに推察していますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

年々、先ほど議員がおっしゃられたみたいに、人は入れ替わっております。入れ替わるに当たりましては、ここにある49人という方が、登録はしていても入院をしていたりですとか、入院から戻ってきてサービスを利用される方、あと、しばらく御家族のほうへ行くので給食のほうは中止しますよといった方もありますので、昨年度につきましては、そういったお休みする方が少なかったということというふうに判断しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） お休みする人が少なかったということなんですけれども、例えば去年新型コロナということで、あまり買物に出たくないというようなことで、ちょっと配食サービスを頼もうかという方も増えたのではないかと思います。しかし、令和2年度というのは、そのルール改正はしなかったということなんですけれども、今、緊急事態宣言、9月30日までということになっておりますけれども、まだまだ感染が収まらないという観点において、これからでも回数を増やして、そういう人たちを救うというようなことはできないものかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

この事業につきましては、説明書のほうにもございますように、食事の調理等が困難な高齢者世帯等への食事配達及び安否確認という形でやらせていただいております。今回、コロナに対しての事業ではないというのが前提で今まで行っていたものですので、ないということにはなりますが、議員が心配していただいているのは、このコロナの時なので、要綱を改

正してでも回数を増やしたりだとか、対象者を考えてみてはということで御心配いただいたのかと思うんですけども、コロナにつきましては、コロナのことで状態はどうかというふうに判断しているわけではなかったものですから、この事業につきましては、まず職員も訪問しまして、どのようにお食事を調理しているのかとか、あとお買物はどんなふうに行っているのか、御家族はどんな状態かというのも確認をさせていただいての事業を行っております。安否確認といったものも主になっておりますので、週、お食事を本当に十分にするのであれば、朝、昼、晩のお食事をきっちり提供するほうがいいんですが、こちらにつきましては、そこ全てを網羅するものではなくて、安否確認といったものも行っているものですから、この事業につきましては今のまま実施していこうと思っております。

別の事業になりますが、この新型コロナの感染をされた方に対しての、県の食料等の配布事業というのも行っておりますので、今の時期で対応するものとしては、そちらの県の事業、新しく町のほうの事業といったものも、この食料等の配布事業といったところで賄っていこうと判断しているところです。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

◎議案第53号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第5、第53号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第53号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第54号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第6、第54号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第55号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第7、第55号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第55号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第56号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第8、第56号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第56号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時18分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議案第50号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第9、第50号議案 令和2年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから、第50号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

資料ナンバー8の1のところ、5ページに有収率載っておりますが、以前にも質問したと思いますが、平成30年から1.1%上がって、それで令和元年から2年までで1.2%上がったというふうになっているんですけども、お伺いしたところ1%は大体500万ぐらいだということです。それだけ、大体10%あるので、その10倍がどこかへいっちゃっているとい

うことで、全てがどこかいつちゃっているということではないということでは分かるんですけども、火災のときの消火栓を使ったりとか、そういうのもあるものですから。ですけども、大体1%ぐらいずつ上がってきていて、ちゃんとやってきてくれるというのは分かるんですけども、もう少しこれを減らしていったほうがと自分なりに、みすみす捨てているようなものだと思ったものですから。ですからこれを踏まえて、今後もう少しこれを上げていくということの考え方をちょっとお伺いします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

令和2年度につきましては、有収率89.8%ということで、前年度より1.2%上がりました。当然、100%ということで考えると足りないんですけども、その分については全て漏水というわけではなくて、議員もおっしゃったように消火活動に使った水、あと布設替え工事、工事を耐震化に替えたときに、管の洗浄をするときに使う水とかも含まれていますので、どこの自治体を見てもなかなか100%というのは、ほとんど見たことはないんですけども、当然、ここの漏水を減らすことによって、職員の負担も、漏水検査とか減ってきますので、職員の通常の維持管理のところが変わってきますので、やっぱりここはしっかりやっていくところだと思います。

基本的に、ここは毎年変わらないところですけども、日常点検として各配水系ごとの数量のデータを職員が確認して、大きく変化しているかどうかというのは毎日確認しています。あと、漏水があったときは、すぐに直すような形でやっています。それと、毎年やっているものの中では、漏水調査がありまして、これも現状は今、2年に1回のローテーションで漏水調査をやった上で早急に修繕するということを繰り返しております。それはまだ応急的なものになりますけれども、根本的なところでいけば、やっぱり毎年予算をつけ足していただいている老朽管布設替え事業で、毎年更新することによって根本的に耐震化が図られて漏水が減っていくので、今後も地道に続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

2年に一度調査してということでは伺っているんですけども、毎年調査やると調査費かかるというのは分かりますけれども、それで、今の話の中に老朽した昔の配水管、そういうものもまだ残っているとしたら、その辺をもう計画してどんどん、今やっている以上にやっていって、ですから、パーセントの割合で損失される金額よりも工事をして漏水がなくなっていって、失われている金額のほうが少なければ、やった効果があるというように思うもので、ですから、それ勘定しないと分からないかもしれませんが、一応、工事費も幾らかかるかというのも自分、分かりませんが、そういう形の中で工事を進めていったほうが、何年か後には、何年かたつと失われた水よりも工事したほうが有収率が上がってきて、失われていく金額が少ないというような形になればいいと思うので、その辺の考えはいかがですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃるとおり、当然、後手後手に回って維持管理していくよりは、先行投資して耐震化を少しでも進めることができたほうが効率的だと思っています。ただ、うちの今ある予算の中で主には事業として、基幹管路と応急給水拠点までの耐震ネットワーク事業と老朽管が主なところになってきますので、その辺のバランスも見ながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10 番、八木 栄君。

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木です。

漏水が全て古い管でできている、そこから漏れているということばかりではないとは思いますが、できれば、要望になります、できるだけそういう計算をして、率のいいほうを選んで、それなりの工事の予算をつけてやっていっていただきたいと思います。これは要望です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 附属資料の 11 から 14 ページの水道事業収益費用の、その中で、水道事業収益的な収入及び支出において、令和 2 年度は純利益が 1 億円を超えたということでございます。その要因としては、水道料金が対前年度 2 %、1,000 万円ほど上がったと、また企業債の利息が 390 万ぐらい減っているというようなことが原因として挙げられると思います。

水道料金の増加ということに関してですが、現在給水人口は 207 人減っているんですけども、総配水量は 1 %、総有収水量は 2.4 % 上がった。その結果によって水道料金は上がったんだろうと思いますが、令和元年度を見ますと、令和元年度は現在給水人口が 179 人減って、総配水量及び総有収水量共に対前年度 2 % 減で、水道料金も 120 万ほど減っているわけです。1 年は人が減って料金が減り、2 年は人は減っているんだけども総水量とか有収水量が増えて料金がアップしたと。この辺の要因、この違いというのは何だというふうにお考えでしょうか。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

一番大きいところは、推測になりますけれども、コロナ禍の影響によって自宅にいたことが長くなって、家で水を使うことが多くなったことと推測しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） ということは、2 年度、今年もそうなる可能性が高いと。皆さんがたくさん家庭で使うようになっているというふうに推測しているという理解でよろしいということですね。はい、了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎議案第51号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第10、第51号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第51号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8ページ、資料の9の2、令和2年度公共下水道事業会計決算資料の8ページ、9ページを見ていただけますか。

この中で、全協のときにお聞きをしたんですけれども、下水を利用された方が1軒ということだったんですね。それで、もう一度確かめますけれども、可能性、何軒を網羅する中で1軒だったんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

53軒のお宅に対してという形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これ下水道法かどこかの中に、3年間のうちにつなぎなさいと、つなぎなさいというのを要求をされていますよね。そのときに、この53分の1というのは、非常に可能性として本当に必要だったかどうかということなんですよ。そうすると、まずは考えられるのが、一般質問でも聞きましたけれども、富士見のときに52%しか確保ができていなかった、それを懸念、もっとひどい懸念をするんですけれども、その辺の決算を迎えるに当たっての予定というんですか、計画、それはどうなっているんですか。

1つは、なぜ聞かかというのと、まず毎年いろいろ出してくれているこの3効果の中に、今回は、この年は何人が、何件とは書いていない、何人が利用できる状況をつくったという話があるんですけれどもね、一番大事なところはそこだと思うんですよ。目的はそこですからね、環境をよくするためにやるわけですから、その辺のもくろみというのはなかったんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

先ほど53軒と言ったのが、令和2年度工事したことによって下水道に取り付けられる状況になった、件数が現在住んでいるお宅の家で53件という形になっております。それとは別にもう取付管が設置してあるお宅につきましては、令和2年度は59件のお宅が切替えしていただいたので、ここの接続率というところでは、そのところを、力を入れていくところによって収入も増えてきますので、そこが重要だと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最近、耐震化の、地震に対する時間の中で、この地域であっても非常に合併浄化槽を使って浄化している家、結構あるんです。その辺の、今見た計算の中にはそういうのって入っていたんですか。どのくらいあるかちょっと、多分調べてないから分からないでしょうけれども、私としては、感覚的にはもう3割ぐらいの家はほとんど合併浄化槽

使っていると思うんです。それと、その後の、こういう決算を迎えるに当たって、この妥当だったのかどうか、非常に難しいことだと思うんですよ。そこが、そういう議論というか、そういうのはなかなか出ないものなんですか。これは何が足りなかった、何が必要かというこれからの将来に、前に、先に向かっての、決算を迎えての施策を、前に向かっての考察と
いうか、議論と
いうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

下水道区域の中での管渠整備になってきますので、下水道区域に指定した中で、合併浄化槽も現状あります。そのお宅につきましては、合併浄化槽の補助金を出すときに、条件として下水道が来るまでのつなぎという形で切替え、条件書として、それを付けた上でやっていますし、法律でも下水道区域は下水で整備するという形になっていきますので、その辺もある中で、現状今、正しくと
いうか、今のやり方で問題ないと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 問題ないかと思っておりますと言われても困るんですけども、実は、実際に下水での、税金からでかい金が入っていて、そしてそれをきつとやれるからやるわけでしょう。我々が犠牲になるわけですよ、一種ね。私はこちら側から見るとそう見えるんですけども、その中で、ぜひその辺を改善する方法、今言った接続をする、できるだけ多くの人に接続をしてもらおうと、そういうものの町のほうでのこれからの努力と
いうのはどう
いうふうな形をとろうと
していますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃる接続率のところについて、力を当然入れるべきだと思っておりますので、今後しっかり通知出したり、訪問した上で接続率の向上に向けてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、今の回答をもって、3年後にどのくらいの、何%くらいの目標を設定して決算を終えたわけですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここの接続率につきましては、経営戦略の中でも目標値として定めさせていただいておりまして、1%以上ということで、年1%以上を目標として設定してやっていこうと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、年1%と言いましたよね、それちょっと意味を理解できないもの
ですから、ちょっと教えてください。具体的数字も。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

接続、現状取付け管が設置してある、住んでいるお宅の中で接続できる状態のうち、その件数を年1%ということで設定しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ちょっと理解できない、1%、1、ワンですよ、1%、100分の1、100分の1を目標にする、接続を。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

年1%ずつ上昇させていく目標を設定しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ごめんなさいね、全体的な話。私が言いたいのは、この今回の53件中まだ1件しかできていないと、それに対してこのところではどういう形でこれから町は何%になるように向かってやっていきますか、やっていく目標は立てているんですかと。もちろんそういう目標がない限りは、実際に検証もできないし、反省もできないし、それに必要なものも出てこないですからね。そこを聞きたかったんですけども、それは特にないですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

先ほどまで言っていたのが、全体の接続していないお宅のところ、対して言っていたので、そのベース、その今年度、令和2年度にやった区域につきましても、同様な形で進めていきたいと思っております。そのうちの一部になります、今年度分は。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 令和2年度の決算で聞いていて、その53分の何%、53分の分子はどのくらいの目標に持っているんですかということです。ないですかと。行き当たりですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

分母が、令和2年でやった分母としては、先ほどの繰り返しで53戸になりまして、トータルで見ると今言った1%という形になりますので、そこだけで見ちゃうとすごく少ない形にはなってしまいます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） じゃ、最後にしますね。

下水道の大体、今、接続しているのが全体で3,000戸くらいですよ、3,000戸くらい。

1%、何件ですか。30件。下水ってそんなものなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

経営戦略の中で1%とうたっていますけれども、人数で100人という形で、およそですけども、30件以上という形の目標になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほどにも関連するかと思うんですが、吉田町の方針というか、全国的には調べていませんが、前年度に工事したその配管に接続するのは翌年からという方針であるということは、それでいいですね、全協でそうおっしゃっていたと思うんですが。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ここは、全て吉田町と同じやり方ではないんですけれども、自治体によってそれぞれあるんですけれども、おおむね年に1回、年2回というところもあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 繰越明許とか債務負担行為で年度初めから工事をしていこうということで、そういうことをやる、そうすると4月の初めから工事したとしても夏ぐらいにはできていないと、にもかかわらずそれを使うのは来年度と。せっかく工事しているのに、例えば半年間寝かせてしまう、つないでしまえばどんどん料金が入ってくるんだけど、それをやらない理由は何ですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

ゼロ債務が3年ほど始めて、4月から入れる体制になったので、すごくいいことだと思っております。それに合わせて、説明会でも言っているんですけれども、原則、翌年度に告示するので、翌年度からの接続ですよと言っているんですけれども、必ずしもそれで、その以前に出てきたものを拒むものではなくて、そういうお宅があればすぐにでも接続できるような形で、当然、検査して流しても問題ないという確認が取れた上での話になりますけれども、そこは拒んでいるものではないです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それはトークしなければ、本当に御本人が新築したとかであれば、それは言ってくるでしょうけれども、町からトークしなければ、ああ来年からだ、そう信じ込む、だからそれを変えればもっと早く、トークを、工事が終われば接続してくださいと言えどもどんどん接続してくれるかもしれない、だからその辺はちょっと考えて進めたほうがいいのではないかなと思います。

では、ほかの件いきます。

下水道事業収益費用、決算附属資料の12から14ページ、これ決算見ますと、企業会計になって初めての年なんですけど、黒字経営だったということは喜ばしいことなんですけれども、ちょっと懸念としては、下水道使用料、これ税抜きで8,273万3,174円で、これに税が掛かるわけですけども、対前年度600万ぐらい増加していると。これに関しては、先ほどの水道事業で答弁がありましたけれども、要はコロナでたまたま上がっていると、水道の使

用量が上がるので、下水も当然上がるということから、今 600 万上がったというのはそういうふうを考えてよろしいということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員おっしゃるところで正しいんですけども、それと併せて新たに接続した件数が増えたために収入が増えている部分もあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 第 1 回の吉田町公共下水道事業の経営戦略審議会の本編資料の年度の計画がありますね。17 年までの計画があるんですが、それと現状を比較しますと、令和 2 年度は計画では整備人口 1 万 1,534 人、水洗化人口 8,315 人になっているんですが、この附属資料見ますと、整備人口は 433 人、水洗化人口は 317 人、低いわけです。この現状を踏まえて、その計画の差異というのをどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

もともと推定としては、社人研の数値に基づいてやっているんですけども、現実的にはそのようには、そこまでの、達成しなかったというのが現状になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 今の答弁は事実を述べただけで、私が聞いているのは、なぜそうなったかというふうに担当課はお考えでしょうかということです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

地区別の人口が、全体的にも減っている部分はあるんですけども、住吉、川尻のところについても、それぞれ世帯数は増えていますが人口が減っている影響があるために、そういう状況になっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） それはそういうことで。

1 つだけ、ちょっと面白い言葉を見つけてしまったので、教えてほしいんですが、監査委員による吉田町公共下水道事業会計決算意見書の中で、下水道料金の不納欠損処分に関して、処分理由の内訳で消滅時効が成立したもの 112 件のうち町外転出が 53 件、次が納付意識希薄 48 件となっているんですよ。この納付意識希薄者というのはどういう人で、その人たちにはどういう対応を図ってきたんでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この納付意識希薄というふうに分類しているところにつきましては、下水道料金につきましては水道料金と同様に、水道料金で徴収、未納額については徴収しております。何度も電話督促、また訪問して督促したにもかかわらず払ってこないお宅の件数がその件数ということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ、ほかの会計ではそういう表現しないでと理解しているんだけれども、ほかでもそういう表現しているんですかね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

水道料金についてはそういう形でうたっているんですけども、ほかのところの課ではどういう表記というか表現をしているかちょっと現時点では即答できません。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） もう一つ大事なことがあったものですから聞かせていただきます。

まず、議案第51号議案のところの、ページが3ページ、4ページ、5ページ、まず、これ多分、担当課というのは会計のほうになるものですから、こちらにお聞きしますね。

まず、この中には純利益、ありますね。5ページに、33万3,920円という数字ありますね。その利益を出すために、おそらくこの、その前のページの基本的収入の他会計負担金4億5,648万9,000円、聞きたいのは、税を、一部税の中から下水道以外の人たちから、都市計画税から集めたお金がプラスという数字を出すために入れるわけですね、私はそう思っていますね、この数字を決める方が、基本的にこの数字というのはどういうふうに決めていくんですか。

決算じゃなくて、要するにここに比率のオーケーありきの話を多分やっていくと思うんですけども、分かりませんか。常にあるじゃないですか、健全化比率、健全化比率は、下水はいつでも、ずっと思っていたことは、健全ですよと、常にね、その健全ですよという数字を出すために他会計負担金で全体で4億5,646万、要するにそういう形を出すための、結果ありきの中で決めていくわけですね。その辺はどうなんですか。

もし、そうでなかったとしたら、毎年、毎年決まった金額が、1件当たりどのくらいでいくと決めてないといけないと思うんですけども、常にそうしていくと企業の中でもそうですけれども、必ず黒字のときもあるしマイナスのときもあるという形があるんですけども、下水に関しては全くマイナスないんですね。それはどのような形で決めていくんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 若干、ちょっと誤解があるのかもしれませんが、これは下水道事業会計としての決算でございます。下水道会計としては、若干黒字になっていると、それはおっしゃるように町の一般会計から繰り出しをしているからということで、その結果黒字です。ですから、それが問題ということじゃなくて、多分、議員がおっしゃりたいのは、一般会計からこんなに繰り出すことが問題だという御指摘なんだと思うんですね。それはですから、一般会計のほうの議論になろうかと思えます。今、この下水道事業会計としてはこういう決算をやっているということなものですから、そこは御理解いただければと思います。

多分、議員の御指摘は一般会計これだけ出すのが問題じゃないかという御議論だと思いますが、それについては我々も当然その問題意識は共有しております。それについて、ですか

ら今、経営戦略という形で、一番問題なのはやっぱり維持管理費の部分まで一般会計から投入しているのはおかしいんじゃないかという、それは国のほうもそういうことを言っておりますので、我々何とかそれは解消したいということで、今、経営戦略を作り、それに向かって我々も、そういう意味では議員の御指摘と同じ、共通認識を持っているんじゃないかというふうに私は理解しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 確かに副町長言うように私はずっとそういう見方をしているんですね。当然、ここに安全の基準の比率を出していったときに、必ずその比率をプラスにしなければ、下水道に関して世間の風当たりが強くなるだろうと、当然考えられますよね、今の状況ではなおさらですよね。そうすると、それをどこで改善するかということを考えなければいけないんですけども、それは経営戦略の中でやらしてもらえばいいし、ただ、経営戦略の話が出たからついでにちょっと言わせてもらおうと、経営戦略そのものは、工事を、受益者負担の中で、企業ですよ、負担の中で賄っていただける、今の8,000、9,000万の水道使用料金を、例えば、4億を、何億を使うときに、あと何倍かという計算というのが出てくると思うんですけども、それは期待をしますけれども、ただ、そういう意味でね、前回、副町長言われた、公認会計制度の中での、公認会計の、会計の中でのその法適用、非法適用ありますよね、私は、これ詳しく読んでいくとね、確かに法適用とこの中に、やはり書いてありますけれども、吉田町の比率のオーケーですよ、書いてありますけれども、本来は非適用であって、国は、官僚の決めているのは非適用であって、そして彼らが言っているのは、その会計制度を、公認、そっちに移行するためには、吉田町、各自治体が条例をもってそれを、支払いをしていいよと、振り込み、補助していいよというのがあると思うんですけども、その辺で私が今言った、先ほどの話に戻りますけれども、副町長の言われた意識という、そういう意識、我々も全体がそういう共有していると思うんですけども、その共有に向かって、非常に残念ながらもずっと長くやっているとそれが見えてくるものですから、これをまたどういう形で改善をしていくのか。基本的には戦略も含めてどういう形でいくのかという、もし、戦略的なものが教えていただけるものがあれば、お願いをしたいと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） それは、基準内の繰り出し、基準外の繰り出しというものがあって、それを解消していくためにどういう戦略を持っているのかということでございましょうか。

先ほどの答弁の繰り返しになってしまうんですが、我々、基準外の繰り出しは何とか、解消したいというふうに考えております。その上で、経営戦略の中で言われていることは、まず、いろんな形の経費の節減策を当然やらなければいけません。それから、それでも賄えない部分については、下水道使用料の、下水道使用料、我々、この平成の初めにやってから全然上げてないわけで、その辺のところも見直しもしなければいけないんじゃないか、そうすることによって、その基準外の繰り出しを解消していこうというふうに今、我々は経営戦略の中でうたわれているというふうに、それに向かって今進めているということでございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、今言われたそういうお金の、税金の投入の仕方、それが本当に健全なものであるかというのは、これからやっていただけるんですけども、はっきり言いますけれども、経営戦略というのはやっている人たちの話なんですね。だって、犠牲にする人たちが、それをもって経営戦略がいいという結論なんか出ないはずですから、その辺も含めてしっかりとやっていただきたいというのが私の本音なんです。その辺は言っても答えの出る話じゃないものですから、この辺であれしますけれども、ぜひ、その辺で、そういう形で吉田町の将来にとって必要なものとは何かというやつをしっかりとした形で出していただきたいと、せつかく、国からいらっしゃっているわけですから、その辺をぜひ期待をしていますので、よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） 答弁はよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時58分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 16 日目でございます。
ただいまの出席議員数は 13 名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大石 巖君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 増 田 剛 士 君

- 議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。
〔9 番 増田剛士君登壇〕
- 9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。
私はさきに通告したとおり、交通安全対策及び園児、児童、生徒の交通安全意識・マナー向上について一般質問を行います。
本年 6 月 28 日、千葉県八街市で児童 5 人が死傷する痛ましい交通事故が発生し、全国的に通学路等の安全施設の整備等が緊急課題として上がっております。
当町においても、交通安全意識の高い一部住民の方から危機感を持って対策の必要性を訴える声が出ております。
不幸な被害を伴う事故は発生してからではなく、日常において定期的な交通安全施設の整備・点検が必要であると考えております。
また、そうしたハード面のみならず、ソフト面における対策として、園児、児童、生徒の交通安全に関する意識向上やマナーについて、教育現場での指導、教育が必要であると考えております。

今回この質問をするために、当町における交通安全に関する計画や施策についてホームページ等を調べたところ、平成18年度から平成22年度までの第8次吉田町交通安全計画を町のホームページで見つけました。そしてその後の計画は見つけることができませんでした。

担当課にお尋ねすると、既に第10次までできており、今第11次に取りかかっているということでもあります。私はこれまで約10年にわたり、公開されるべき計画が公開されずにいたことをチェックできていなかったということに関しまして、議員として大変反省をしております、行政のチェック機能が働いていなかったことを町民の皆様にお詫び申し上げます。

現在は第10次吉田町交通安全計画が町ホームページに掲載されておりますが、この通告を作成していた時点ではまだ掲載されておりましたので、質問事項は第8次計画としておりますことを御理解いただくようお願いいたします。

では、以下、質問いたします。

1、第5次吉田町総合計画交通安全対策の施策2、園児等子供の移動経路等における緊急安全点検の実施、安全対策の推進というのは、前期基本計画に記載はなく、後期基本計画に掲載されております。その理由は。

2、吉田町交通安全計画は、第8次計画（平成18年度から平成22年度）が町ホームページに掲載されておりますが、それ以降の計画と進捗状況は。

3、通学路における交通安全の確保について、通学路の対策箇所（平成24年12月）が公表されておりますが、平成24年以降の対策箇所の把握と対応は。

4、住民からの要望として交通安全施設の設置があり、総合計画には、区画線やカーブミラー等の計画的な点検・整備の実施とあります。整備設置に関する基本的基準及び町の考えは。

5、園児、児童、生徒の交通安全意識・マナーの現状把握と対策は。

6、園児、児童、生徒の交通安全意識・マナー向上について、どのような指導、教育をしているか。

以上、御答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 交通安全対策及び園児、児童、生徒の交通安全意識・マナー向上についての御質問のうち、1点目の第5次吉田町総合計画・交通安全対策の施策に、園児等子供の移動経路等における緊急安全点検の実施、安全対策の推進は、前期基本計画に記載はなく、後期基本計画に掲載されている、その理由はについて、お答えいたします。

後期基本計画の施策として、園児等子供の移動経路等における緊急安全点検の実施、安全対策の推進を新たに記載した経緯でございますが、前期基本計画の最終年度であります令和元年度におきまして、それまで進めてまいりました前期基本計画の評価を実施するとともに、後期基本計画の策定に向け、今後の方向性を見直しを行ってまいりました。

こうした中、令和元年5月に、滋賀県大津市におきまして、乗用車の衝突事故により歩道上にいた保育園児の集団が巻き込まれ、園児らが死傷するという交通事故が発生しましたことから、全国的に未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施することとなりました。

当町におきましても、同年8月から9月にかけて、町内各保育園などの関係機関と共に緊急安全点検を実施し、その結果、18か所について対策を検討することといたしました。

町では、従来から区画線や転落防止柵などの交通安全施設の設置を実施してまいりましたが、この緊急安全点検を踏まえた対策につきましても同時に進めていく必要がございましたことから、園児等子供の移動経路等における緊急安全点検の実施、安全対策の推進を明確化し、施策として取り組むこととしたものでございます。

次に、2点目の吉田町交通安全計画は、第8次計画(平成18年度から平成22年度)が町ホームページに掲載されているが、それ以降の計画と進捗状況はについて、お答えをいたします。

吉田町交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、県が策定する交通安全計画を踏まえ、当町の陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画でございます。

この計画は、交通安全対策の推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法が制定をされ、昭和46年以降、5年ごとに吉田町交通安全計画を策定し、町の陸上交通の安全に関する施策の大綱を定め、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に進めてきたところでございます。

現在は、平成28年度から令和2年度までの第10次吉田町交通安全計画が終了したことから、静岡県が本年6月に策定しました第11次静岡県交通安全計画を踏まえ、新たに、本年度から令和7年度までに講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定める、第11次吉田町交通安全計画を、町内の自治会、交通関係団体、学校、警察等の代表者により構成される吉田町交通安全対策委員会にお諮りをし、御意見をいただきながら、年内中の策定に向け、準備を進めているところでございます。

次に、3点目の通学路における交通安全の確保について、通学路の対策箇所(平成24年12月)が公表されているが、平成24年以降の対策箇所の把握と対応はについて、お答えをいたします。

平成24年度におきましては、全国で登下校中の児童らが巻き込まれる交通事故が相次いで発生しました。これを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁から緊急合同点検を実施するよう要請があり、当町では、平成24年8月に関係機関と共に緊急合同点検を実施いたしました。

点検の結果、対策の検討が必要となりました箇所につきましては、対策の内容とともに通学路の対策箇所一覧表及び小学校ごとの通学路対策箇所図を公表いたしました。

ここで公表しました、22か所につきましては、これまでにおおむね対策が完了している状況でございます。

平成24年度以降も通学路の交通安全の確保の取組を推進し、危険箇所の重点的な安全対策を実施していくため、静岡県においては、平成25年度に静岡県警察本部、静岡県教育委員会、各道路管理者が連携する通学路対策推進会議が組織され、さらに平成26年7月には、静岡県通学路交通安全プログラムが策定をされました。

このプログラムの策定を受け、当町におきましては、平成26年10月に小学校区ごとに通学路における合同点検を実施いたしました。その結果、8か所において路面標示の設置などの対策を検討し、その対策につきましては、既に完了している状況でございます。

このほか、1点目の御質問でお答えをいたしました、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果、対策を検討した18か所のうち、これまでに10か所におきまして、車両用防護柵や車線分離標の設置などの対策が完了している状況でございます。

また、日常の業務における通学路を含む道路の点検パトロールや地元の皆様からの御意見や御要望により、対策が必要な箇所を把握し、対応している状況でございます。

平成30年度に吉田中学校北側の道路において実施いたしました区画線の復旧やグリーンベルトの設置などは、このような要望に対応したものでございます。

本年度におきましては、通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保を図るため、県からの指導を受けながら、7月に、吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラムを策定いたしました。

現在、千葉県八街市で発生した事故を受けた全国的な取組により、通学路等における危険箇所の抽出調査を行ったところでございまして、近日中に合同点検を実施する予定でございます。

その後につきましても、策定したプログラムの取組方針にのっとり、関係者が一丸となって、子供の移動経路の安全対策を推進してまいります。

次に、4点目の住民からの要望として交通安全施設の設置があり、総合計画には、区画線やカーブミラー等の計画的な点検・整備の実施とあるが、整備設置に関する基本的基準及び町の考えはについて、お答えをいたします。

町では、毎週、職員による道路の点検パトロールを実施し、道路の状況を確認しております。また、立会いなどで現場に出向く件も多く、その際にも道路の状況を確認し、区画線が消えかかっている箇所などの把握を行っております。

このパトロールの結果に加え、地元の皆様からの要望や牧之原警察署など関係機関からの要請、さらには、通学路等における合同点検の実施結果などを取りまとめしております。

この中から、通学路に該当する箇所、事故が発生した箇所、交通環境が変化する箇所などを優先的に実施する計画を立て、順次、整備を進めております。

今後も引き続き、交通安全施設の整備を必要とする箇所の把握に努め、効果的かつ効率的な整備を推進してまいります。

次に、5点目の園児、児童、生徒の交通安全意識・マナーの現状把握と対策はと、6点目の園児、児童、生徒の交通安全意識・マナー向上について、どのような指導、教育をしているかについては関連がございまして、併せてお答えいたします。

町立保育園では、保育の目標に「きまりや約束を守る」ことを掲げておりますので、交通ルール・マナーも日常の保育に取り入れ、園児に伝える取組をしております。

具体的には、園児たちになじみのある紙芝居等を活用し、危険な場所や危険な行動について保育士から話をしたり、園児同士で考えたりすることや、園外保育として散歩に出かける機会を利用して園児自身が危険な場所を安全に歩くことなど、交通ルール・マナーを実践しております。

また、静岡県交通安全協会牧之原地区支部の皆様の御協力をいただき、年長児を中心に毎年、交通安全教室を実施しております。

この教室では、園庭に横断歩道や歩道を設置し、異なる年齢の園児と手をつなぎ、互いに気をつけて転ばないように歩くことや、横断歩道を渡る際に、止まること、車の確認をすること、手を上げること、安全を確認して渡ることという基本的な動きの確認や、小学校に入学したことを想定し、傘をさして歩くこと、ランドセルを背負って歩くことなどの体験も行っております。

交通安全の意識やマナーは、幼い頃からの反復学習が習慣化することが効果的であるとされておりますことから、これからも園児の日常に交通安全の意識を取り入れながら、自ら危険な行動をとることのないよう教育を行ってまいります。

町といたしましても、日々変化する交通事情などを保育園や小・中学校などの関係機関と情報を共有し、子供たちの安全確保に努めてまいります。

続きまして、児童・生徒に関する内容につきましては、教育長から答弁をいたします。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） それでは、5点目と6点目の御質問のうち、児童・生徒に関する内容について、お答えいたします。

小・中学生の交通安全意識・マナーの現状把握につきましては、小学校では、年度当初や学期はじめ、全国交通安全運動などの機会に教職員が立哨するなど、登下校の様子を見守っており、中学校では、教職員の出退勤時に生徒の登下校の状況を見守っております。

交通安全意識・マナーに関する対策及び指導につきましては、児童・生徒の交通安全に対する認識を深め、交通ルールを守るとともに自分の命を自分で守ることができるよう、年間計画を立てて行っております。

具体的には、小学校では、学年に応じて正しい歩き方や自転車の乗り方、交通ルールの講話や実技などを行う交通安全教室、登校班リーダーが警察署や交通指導員、PTA役員や自治会役員、町の防災課職員などと登下校時の安全確保やマナーなどについて話し合う交通安全を語る会、登校班ごとに通学路の危険箇所やルールなどを確認する登校班集体会などを行い、交通安全意識を高めております。

また、中学校におきましては、年度当初の通学路確認、5月の連休や長期休業に入る前の交通安全指導、休日の部活動における自転車の乗り方指導などを学級活動や朝・帰りの短学活の時間に行い、自分の命を守るとともに、他に迷惑をかけないための交通ルールの遵守などについて、主体的に考える場を設けております。

このほかにも、通学路に工事箇所が生じたり、大型トラックの往来が激しくなることが生じたりする場合には、事前に児童・生徒への注意喚起を行い、地域住民から登下校中のマナーについて御意見をいただいた場合には、その都度指導するなど、交通安全意識・マナーの向上に努めております。

町教育委員会では、文部科学省から通学路の合同点検の依頼も来ておりますので、学校、警察、道路管理者と共に、改めて通学路における危険個所の確認を行い、児童・生徒への指導、教育に生かしてまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 答弁ありがとうございました。

まず、最初にお伺いしたいのが、先ほど、通告の中でも私申し上げたんですが、この吉田町交通安全対策の計画、これが第8次以降、約10年にわたって、公表というかね、ホームページ等に載ってこなかった。今は第10次が載っていて、じゃ、第9次はもう完全に検索することもできないと思うんだけど、これは大事なことで、そうしたホームページに載せるのか、ホームページになぜ載せなかったというのが、まず1点あるんですが、重要度によって載せるのか、何でこれ10年も放っておかれたのか、ましてや第9次が抜けている、その点について、まず、お答えをいただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

計画の関係になりますので、防災課のほうでお答えさせていただきます。

こちらの載っていないというような状況につきまして、本来やっぱり載せて、町民の皆様にも周知するべきものだったと思っております。やはりここにつきましては、町のほうにちょっと失念があったということで、こちらのものはもちろん載せていかなければならない計画ということを考えております。

現在、町長のほうも答弁ございましたように、第11次の計画を現在策定をしております、この計画につきまして完成をしましたら、即こちらのほうのものをホームページ上でまたアップのほうをさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 載せなきゃいけなかったものを載せなかった理由というものを明確にお答えいただいたほうがいいと思うんだけど、その点についてはっきりとお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

すみません、これ、事務方、私どものほうの事務処理のほうがしっかりできていなかったということです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

この総合計画の最初のほうのを見ると、35ページなんだけれども、交通安全対策ということで関連する個別計画、第10次吉田町交通計画とはっきり出ている。後期には、吉田町交通計画、第何次というのが抜けています。これ作ったときに、なぜ気がつかなかったのか。ただ忘れていたとかという問題じゃないと思うんだけど、その点について、これ1つこういうのがあると、ほかのものも実際調べられるのかどうかというのが、非常に皆さん不安になってくると思う。その点について、どうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

載っていないということの事実、確かにありましたので、そこはすみません、大変申し訳なかったと思っております。

もちろん、計画等の策定につきましては、総合計画であれ、既存となる計画を見ながら、もちろん策定はしているんですけども、ホームページのほうにアップするのをちょっと落としていたというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、この計画というものが、どういった方々に配布されて、どういった活用をされていたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

こちらの計画の策定につきましては、町の交通安全対策委員会のほうにお諮りして、計画のほうを策定しているものでございまして、この団体、所属いただいている方というのは、警察とあと自治会、あと町内の交通関係の各種団体、そちらが構成員となっております。そちらのほうにお諮りしながら、計画のほうを作っておりますので、交通関係の方につきましては周知がされているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

次にいきたいと思いますが、この交通安全計画、計画を立てているだけじゃどうしようもないよというのは多分あると思います。そうした中で、第10次、今第10次なんだけれども、そうした中で、結局流れが分からないから指摘のしようもないんですが、この計画によつてのその成果というものはどのような形で表されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

計画につきましては、各計画ごとに目標のほうを定めてございます。

10次の目標につきましては、人身事故の発生件数、こちらのほうが210人を下回る形に取るということ、あと交通死亡事故、こちらのほうをゼロ人ですかね、そちらのほうにするというような目標を掲げてございまして、毎年その目標に向けて交通安全の対策のほうもしているということでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

それについては、今第11次を作っているという中で、ある程度の達成はできているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

交通事故の人身事故の件数につきましては、かなり減少ということで目標のほうは達成はできているんですけども、死亡事故につきましては、昨年2件あったりとか、そういうような関係がございますので、必ずしもそこで達成ができているものではございません。

死亡事故が起きた場合は、もちろん現場におきまして、警察、あと自治会、道路管理者含めて、その現場の検証等をさせていただいて、その後の対策をどのような形にするかというものも検討をされているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

次にいきたいと思いますが、子供の移動経路安全推進会議というものが設置されているということで答弁の中にあっただけですが、これについては、申し訳ないけれども、私どもも全く知らなかったもので、いつ、どのような形でこれが策定されてきたのかということで、説明をお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム、こちら、事務を進めましたのは当課でございますので、建設課のほうからお答えさせていただきます。

この交通安全プログラムですが、町長の答弁にございましたとおり、もともとは平成26年度に、静岡県で県内の30市町が参加して策定されたものが基になっています。これがそれぞれ各市町で作るような方向になりまして、当町ではこれを本年の7月9日に策定しまして、8月17日にホームページで公表させていただいたものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

実は私、それをダウンロードして、今持っているわけですが、この中について少しお尋ねしたいと思います。

その中にあります、子供の移動経路交通安全推進会議の設置ということで載ってございますが、この関係団体というのが全て公なところであるかと思えます。この中には、自治会とか、民間のものが入っていないんですが、そこを入れなかった理由というのがもしあるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

この子供の移動経路交通安全推進会議のメンバーというんですか、構成についての御質問でございます。現在そのメンバーとしましては、静岡県の牧之原警察署、島田土木事務所、あと当町では学校、教育委員会、あと防災課、こども未来課、建設課という構成にさせていただいているところでございます。

議員がおっしゃられます自治会とかそういった民間が入っていないというところでございますが、当然自治会、自治体とか、そういう地元の皆様の意見、あと民間の幼稚園とかもございまして、そういった意見も取り入れる必要があると思っております。

ただ、最初はこの現状の構成で、今立ち上げのほうをさせていただいたところなんですけれども、まず、自治会の意見は吉田町交通安全対策委員会等を通じて、防災課が吸い上げて、この会議のところで報告させていただくような形、また私立幼稚園の意見につきましては学校教育課やこども未来課が吸い上げて会議で報告しています。また、PTAや保護者等の意見は各小学校を經由して学校教育課のほうで吸い上げて、会議に報告させていただくということで、会議の中では民間も含めていろんな意見が吸い上がってくるということで、今このようなふう立ち上げさせていただいたんですが、今後これで運用開始させていただくんですけれども、必要があれば、また更新のほうはしていきたいと考えていますが、まずはこれで運用開始させていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今、運用開始という話が出たんですが、これいつから設置して、運用していくんでしょう。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

運用開始の時期ということでございますが、それこそ、千葉県八街市の事故を受けまして、全国的に今点検をやるようなあれで、ちょうど時期が重なってしまったというんですか、そちらと同時に進めるような形で、既にもう動き出しております。

具体的には、町長の答弁にございましたように、今、危険箇所の抽出を各関係機関を通じて今上がってきたところでございまして、今後それを整理して点検のほうを進めていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） じゃ、もう動いているということで理解しておきます。

そうした中で、危険箇所に関しましては、随分前にそれこそ公表されております。このプログラムを見ますと、最後のほうには、あまり積極的に防犯上の懸念があるということで公表は相談しながらするよということではありますが、防犯上の懸念と言われるんだけれども、これ逆に、公表することによって地元の皆様の目が光る、それが防犯につながるとも考えられる、そう思うと公表して、ここは危険ですよというのを、何も子供たちだけじゃない、お年寄りもあそここのところは危険だなということが察知できるという方向に持っていったほうが、交通安全全体から見たら非常にいいのではないかと私は思います。ですから、ぜひ公表をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

公表させていただきました、プログラムに記載がございましたように、今、議員おっしゃられましたように、公表というところがございます。そこにも、今おっしゃられましたように、防犯上の懸念があるときはちょっと公表を差し控えさせていただくという記載もございますが、基本的には全て公表するような考えでおります。ただ、ちょっとそれぞれ関係する

機関と相談させていただく中で、ここはというのがあれば、それはちょっと控えさせていただくことはあるかと思いますが、基本的には全て公表する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にいきたいと思います。

4つ目の質問の中で、今回の八街の事故に限らず、大きな事故が起きると非常に交通安全に関して関心が高まる。そうした中で、危険な場所というのを一般住民の方も非常に気にされてきます。そうした中で、住民の方の目線で、ここは危険だぞ、ここには何とかしなきゃいけないじゃないかというような要望も、多分出ていると思います。そのものに対して、町としてどのように対処をされているんでしょう。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、地元の皆様からこの交通安全に対する要望というお話がございましたが、それについての対応ということでございます。

過去5年におきまして、これ平成28年から令和2年度にかけるんですけれども、交通安全に関する要望書という形でいただいたものが36件ございました。このうち35件は対応のほうをさせていただいております。1件についてはちょっと交通量も少なくというところで、今対応のほうは見直しているところでございますが、そういった要望につきましてはほぼ全て対応させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 道路によっては、町道、県道、国道があるわけで、その対応というのが、ここは県道だからちょっと時間かかるよとか、警察との兼ね合いがあつてなかなか進まないというようなことも過去あつたのかなと思うんですが、こういった事故を受けて、やるぞとなつたときには警察とか県も非常に協力的にすぐばつと動くものなんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

それこそ、公表させていただいております平成24年の点検を踏まえた対策の中には、当町だけではなくて、県道を管理する島田土木事務所であつたり、信号等を管理する警察署の案件がございます。やはり、そういった警察も、島田土木事務所も、その対策についてはなるべく早くというところで動いていただいております。できるものは順次対策のほうをさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

分かりました。ぜひ、要望に関しては非常にスムーズにやっけていただいている、なかなかできないところもあるのかもしれないけれども、そのような形でやっけていただければ今後もありがたいと思います。

続きまして、5点目の園児、児童、生徒の交通意識・マナーの現状の把握と対策はということですが、園児に関しまして、保育園の場合は意外と保護者の方が送り迎えしている中で、登園であるとか、帰りの事故というのは非常に少ないのかなとは思いますが。そうしますと、結局、ふだん歩いていないという中で、放課後というのか家に帰ってからの行動が非常に心配されるわけです。そうしたものに関して、紙芝居等とかということでもありますけれども、実際のところどうなんでしょうというのがすごくあります。

幼稚園に関しましても、ちどり幼稚園はバス、バスで送り迎えをしている。ひばり幼稚園の場合はもう本当に昔から、私もそうだったんですが、歩いて登園して、帰りも歩いて帰ってくる。そういうひばり幼稚園のあのスタイルというのは非常に交通安全に対しても、現場で分かるという意味では非常にいいのかなとは思いますが、幼稚園に関して、どこまでできるかちょっと分からないんだけど、もう送り迎えもあるんだけど、月に1回とか2回とか、そういったことというのはできないんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

私立幼稚園に関しましては学校教育課の管轄になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

それこそ、吉田町に関しましては、私立幼稚園、ちどり幼稚園、川尻、それからひばり幼稚園、住吉ということになります。

議員おっしゃったとおり、ひばり幼稚園につきましては、それこそ歩いて園児が登園しているという状況になります。町としましては、幼稚園のほうに、例えば、当然歩いて、先生方と一緒に歩いていますので、先生方がここはやっぱり危ないよというところとか、横断歩道つけてほしいとか、そういった要望が当然出てきます。それを学校教育課のほうで聞きまして、そういったところってありますかということの時々聞いております。

その中で、そういった聞いた情報を、信号を設置してほしいということであれば、うちのほうの防災課とか、警察のほうに言ってもらおうとか、そういったところで連携は取れておりますので、もし、幼稚園のほうでそういった気づいたところがあれば、学校教育課のほうに連絡していただいて、それを関係機関のほうに報告するというような連携は取れております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 交通安全に関する連携というのは分かります。

私が言ったのは、保育園児が月2回とか、そうした歩行で登園するというような企画というのか、交通安全上指導の点でできるか、できないか、検討できるかというところで聞いておりますので、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

保育園につきましては、保育園に入る要件として、親の就労だとか、出産を控えているだとか、病気だとか、そういった保育園に入る保護者の要件というものがございます。ほとんどの方が保護者の就労ということで保育園に入ってこられるんですけども、そうするとどうしても朝、お母さん、お父さんというのはその時間がすごく忙しい時間ということで、今

はまず、お父さん、お母さんが会社に間に合う時間に子供さんたちをお預かりするということを第一に考えております。

ただ、これから動きによっては、保護者と一緒に道のところを歩いていこうだとか、そういった活動が必要になってくるとは思いますので、朝という時間ではなく、何かのときに考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解しました。

でも、歩いて通うというのはね、現場で実地でできるという中では非常に勉強にもなると思うし、そういうことをまた機会があればお願いしたいと思います。

次に、交通安全意識・マナーという点につきまして、具体的に言っちゃうと、中学生の下校時、この通りあるんですけども、ここは通学路でもないよという中で、両サイドに生徒が散らばって歩いて帰る。中には列を組んで、3列、4列になって道路のほうにはみ出て、あそこ道路狭いんで、車が上から下から来るわけですが、そうしたとき本当に怖い、そういった指導というのが、答弁の中ではしていますよというようなことになっているんですけども、現実、なっていないと私は思います。

その点について、どうやっていけばそれが徹底されていくのかというのが非常に難しい問題だと思えますが、その点について今一度お聞きしたいと思えますが、何か特別な指導をしていくよというようなものがあればお願いしたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

中学生の下校時の指導というところでございます。

先ほどの教育長の答弁にもありまして、学校に関しましては、小学校から当然いろんな交通指導を行っております。保育園のほうも、町長答弁にありましたように、保育園から交通安全ルールを守ると、歩き方に始まって、自転車の乗り方、交通法規というところで当然、保育園、幼稚園、小学校と当然指導はしていった中で、子供たちはそれに基づいて成長していているというところで、当然中学生になったときにそのルールを守っていただくというのが当たり前だと思うんですが。

現実のところ、議員おっしゃったとおりですけども、特に吉中の西側の道路ですね、あそこにつきましては両側に並んで歩いてしまっているという状況は、私も承知しております。当然、道路交通法第10条に基づきますと、右側通行ということで、歩行者は右側通行ということとなっております。という中で、右でも左でも両方どちらも登校してしまっているという状況になっております。

対策としましては、まずは、実は最近もやっております、9月9日付で学級生徒指導の担当が、ちょっと小さいですが、学級担任宛てに、登下校時の道幅いっぱい登校要注意③ということで、第3弾ということで、生徒指導が学級担任宛てに通知を出しました。これは、議員おっしゃるとおりの下校時に数人の男女、吉中生が狭い道路いっぱい広がって歩いていて、車や自転車の妨げになっていたということで、これは実は放課後に町民の方から苦情が入ったよということで、至急、当然交通ルールを守って、そういった道幅いっぱいにならないよということで、横並びになって登下校はしない、車道に出ないと、通行するドライ

パーの気持ちを考えると大変迷惑になっていることを考えると、自分の命は自分で守ろう、注意されたらごめんなさいと言いましょうというような、こういった生徒指導の通知を学級担任宛てに出してしまして、学級担任はクラスのほうで生徒のほうにお伝えしている。

また、それだけではなくて、これは実際に給食の時間、今、黙食ということを徹底してしまして、本当に学校で静かに給食を食べている状況なんです、その時間にお昼の放送でこういった交通指導をさせていただきました。これが9月9日、実は本当に最近の話なんです、こういったことで、まずはここでしっかりと行って、ちゃんと交通ルールを守りましょうということ指導はしているということになっております。

ただ、どうしても、これを言って、第3弾と先ほども言いましたけれども、また同じように広がってしまっているという現状が実際にあります。という中で、当然これが続いてしまっっては困りますし、もし何かあったら大変だということがありますので、教育委員会としましては、当然、毎回毎回こうやって指導していただけないで、ちょっと大きく何か交通安全に関する、小学校はすごいたくさんいろんなことをやっていますが、中学校も何かそういう交通安全に関して今一度重く受け止めてもらって、何かやっていければいいかなと思っております。ちょっと具体的には、この場では言えませんが、そういった思いはありますので、御承知いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

これ、私の経験なんです、もう20年以上前なんです、旧小笠町に、私、取引先があってよく配達に行っていたんです。そのとき、すごくびっくりしたのが、小学生も中学生も横断歩道を走って渡る。渡り切ったところで振り向いて、ドライバーに頭を下げる。これ、感動しましたよね、ありがとうございますと言って。これ、放課後というか、全然私服、学校の帰りじゃないときもそうやって徹底してやっていたのかな、それも小学校から中学生までみんなやっていた。これすごいことだと私は思います。

ドライバーにしても、そうしてやられたら、やられたらというか、そうして早くに渡って振り向いて挨拶されたら、すごく気持ちよくなるし、あ、また止まろうという、本当に相乗的に交通安全に関してよくなっていくのかな。

そういった教育、これはもう完全に教育だと思います。小学校、もしかしたらその下、園児の頃からそういうことをされていたのか分からないけれども、そういったことって非常に大事だと思います。そういったものを、まず根づかせる。これは1年や2年でできないとは思いますが、そうした取組というものを考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃった内容につきましては、私も確かに、小笠であったということなんですけれども、私も吉田町で実際に車で走っていて、例えば、横断歩道があって、車が止まったときに、吉田町内の子でも、中学生でですね、渡って、まさに急いで渡って、ありがとうと言われたことがあります。それが1回だけじゃなくて何回もあるというところで、先ほどの道幅いっぱい広がってちょっとルール・マナーの中学生もいるというのはある程度確かなん

ですが、そういったことで、吉田町にもそういった中学生がいることは確かですというところは、今までの小学校から、保育園、小学校から培ってきたそういった交通ルール・マナーを守るといふところの精神が宿っている子もいるということになりますので、そういった子が少しでも増えるような形で、ある程度、中学校だけじゃなくて小学校からそういったことをしっかりと教育していくような方策をまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、交通安全という面では、非常にドライバーのほうも気をつけなきゃいけない、そうしたところでいらささせちゃいけないという意味もありますので、ぜひそのような取組をお願いしたいと思えます。

最後になりますが、今回のこういった交通安全に関するいろんな取組というのは、国、県、そしてその下、市町となってきたらいいけれども、国、県が動かないと、こういうものが動いてこないのかというのをすごく、今回いろいろ見ていて思ったんですが、町独自の、常にそうした対策というものをしていっていかないと、非常に思うんですよ。大きな事故が起ると、国が動いて、県が動いて、市町、そうじゃなくて、ふだんからそういったことをやっていかないといけないのかなと思います。県からこういうプログラムができたから、我々もそれのっかってやりますよじゃなくて、独自のことをやっていって、本当に交通安全に関してはよろしいかと思うんですが、その点についてお考えはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

交通安全対策といっても、ハード対策、ソフト対策、いろいろございますが、私のほうからは道路管理等の関係でハード整備というところでお答えさせていただきたいと思うんですが、それこそ、7月に策定させていただきました、吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム、これはPDCAサイクルということで、これ1年で、危険箇所の抽出から、点検、そして対策で検証というふうに回っていくわけなんですけれども、もともとは県で策定させていただきましたプログラムに基づいて、町独自で作ったものではございますが、これは策定させていただきましたので、今後はこのプログラムにのっかって毎年、ここでは子供の移動経路ということではございますけれども、これに限らず、全般的な交通安全のハード整備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

終わろうと思ったんだけど、今、具体的に話があったんであれなんですけど、これPDCAサイクル、何でもかんでもPDCAサイクルで1年で回すみたいな話があるんだけど、こういった交通安全であるとか、災害に関して、PDCAサイクルもへったくれもなく、何か起きたらすぐに動くというのが一番大事だと私は思います。その点について、PDCAサイクルを1年かけて回して、1年後にこういうことができましたじゃないと思うんだけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

P D C Aということの中で、私のほうから答弁させていただきますが、P D C A、決して1年ばかりではなくて、今議員がおっしゃったように、すぐにやる、小さなP D C A、大きなP D C A、数年かけてやるP D C Aも当然ありますので、それは事象があればすぐに対応できるものは対応していくということが大事かというふうに思っております。

先ほど交通安全の関係のお話ありましたが、上から、いわゆる国、県から下りてくるということだけではなくて、当然ハード的なもの、全国的な事象とかあれば、当然上からもこうした点検とかありますが、常日頃、先ほど議員がおっしゃったように、交通安全であれば意識の醸成ですね、実際に今、住民の方も朝立っていただいたり、子供たちの見守りもしていただいています。そうしたのを広くもっと意識、生徒もそうですし、住民の方、また運転手も含めて、交通安全の意識醸成というのを図っていければというふうに思っております。

また、そうした意識啓発を各団体を通じて行っていければというふうに思っておりますので、決して上からだけではなくて、下からも、議員おっしゃるように、大事なことだというふうに思っておりますので、今後そうしたことで進めていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回このような形で質問させていただきまして、交通事故ゼロの町ということで、ぜひ目指して、我々もちゃんとやっていかなきゃいけないし、ふだんから児童・生徒、園児を守るということでやっていきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、12番、平野 積君。

12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

私は、通告いたしました公共下水道事業について質問いたします。

町は、令和2年度に、公共下水道事業について、汚水処理ビジョン及び公共下水道事業経営戦略を策定し、公共下水道区域の全体計画区域を920ヘクタールから379ヘクタールに縮小し、面整備は令和8年度までに完了予定であるということが記載されております。

私は、全体計画の縮小をするということに関しては大いに評価しております。ただ、汚水処理ビジョンや公共下水道事業経営戦略からは、令和8年まで面整備を続ける必要性が感じられません。

一方、国は、令和8年度まで、汚水処理人口普及率95%以上を目標としております。

そこで、前回の一般質問の答弁を基に、以下の点について質問を行い、令和8年度まで面整備を続ける必要性をただしたいというふうに考えております。

1、令和8年度まで下水道布設工事を続ける理由としては「379ヘクタールに縮小した下水道の全体計画区域のうち、未整備の区域は、浜田土地区画整理事業の区域内が中心となりますことから、浜田土地区画整理事業との調整により、一般的な区域に比べて整備費を抑制しやすいこと、また、残りの事業量については、近年と同程度の事業量を、令和8年度まで継続することにより概成できる見込みであることから、下水道事業につきましては、令和8年度まで整備を継続する方針でございます」の御答弁について。

①浜田土地区画整理事業とどのような調整を行ったのか。

②一般的な区域に比べどのぐらい整備費を抑制できるのか。

③「残り事業量」及び「近年と同程度の事業量」とは何か。

④令和2年度の整備面積は4.24ヘクタールということでございますけれども、計画は7.66ヘクタールとなっております。この差をどう考えているか。

(2)国が目標とする汚水処理人口普及率95%以上にするロードマップはに対する答弁「汚水処理人口普及率については、令和元年度末で78.9%となっており、第5次吉田町総合計画では、令和5年度の目標値を84%としておりますが、国が目標としている95%に少しでも近づけるような施策を今後検討し、実施してまいりたいと考えております」について。

①検討している汚水処理人口普及率向上策は何か。

②令和8年度まで下水道布設工事を続けた場合と、令和4年度以降下水道布設工事を行わず合併浄化槽での汚水処理人口普及率向上に集中した場合とでは、どちらのほうで令和8年度末の汚水処理人口普及率は上がるのか。

についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 公共下水道事業についての御質問のうち、1つ目の令和8年度まで下水道布設工事を続ける理由としての「379ヘクタールに縮小した下水道の全体計画のうち、未整備の区域は、浜田土地区画整理事業の区域内が中心となりますことから、浜田土地区画整理事業との調整により、一般的な区域と比べて整備費を抑制しやすいこと、また、残りの事業量については、近年と同程度の事業量を、令和8年度まで継続することにより概成できる見込みとなることから、下水道事業につきましては、令和8年度まで整備を継続する方針でございます」の答弁についてのうち、1点目の浜田土地区画整理事業とどのような調整を行ったのかについて、お答えをいたします。

下水道事業につきましては、土地区画整理事業の道路整備に合わせて工事を進めることにより、通常、下水道工事で行わなければならない舗装の撤去や復旧の工事費が削減できる場合がございます。

現在、重点的に下水道の整備を進めております、浜田土地区画整理事業区域につきましては、区域内の道路計画、現道との接続場所及び排水路の位置が明確になってきており、土地区画整理事業と同調して下水道事業を行うことが可能な状況となっております。

そのため、下水道本管の埋設に併せて各区画への取付け管の設置を行うことにより、下水道への接続を希望された際に速やかに接続ができることから、工事費の削減だけでなく、区画の利用促進にもつながるものと考えております。

議員の御質問にあります、浜田土地区画整理事業との調整につきましては、過去に土地区画整理事業との調整を行ったということではなく、今後、実施する土地区画整理事業と下水道事業の工事時期を合わせるなどの調整を行うことで、効率的かつ効果的に下水道整備を進めようとするものでございます。

次に、2点目の一般的な区域に比べどのくらい整備費を抑制できるかについて、お答えをいたします。

1点目の御質問でお答えしましたとおり、土地区画整理事業の道路整備と合わせ工事を進めることにより、効率的に下水道整備が実施できる場合がございます。

この効果といたしましては、道路の形状により異なりますが、今年度の工事で一例を申し上げますと、川尻南部汚水幹線工事の第2工区におきましては、土地区画整理事業で実施するアスファルト舗装施工前に下水道管を埋設できることから、設計金額では、舗装が必要な場合の工事費、5,431万円に対し、752万円の抑制ができておりますので、引き続き、土地区画整理事業との調整を図り、効率的に事業を進めてまいります。

次に、3点目の残りの事業量及び近年と同程度の事業量とは何かについて、お答えをいたします。

議員の御質問にあります、残りの事業量につきましては、未整備区域において必要となる管渠整備の延長を基に算出した事業費、15億2,900万円のこととなります。

また、近年と同程度の事業量につきましては、過去5年間の実績による1年当たりの管渠建設費、2億1,000万円のことでございます。

なお、これらを比較した結果、近年と同程度の事業量を令和2年度から令和8年度までの7年間継続することで、下水道を概成できる見込みとなったものでございます。

次に、4点目の令和2年度の整備面積は4.24ヘクタールとのことであるが、計画7.66ヘクタールとの差をどう考えているのかについて、お答えいたします。

議員の御質問にあります、計画7.66ヘクタールは、第2回経営戦略審議会の資料中の数値のことと推察いたしますが、この数値は、浄化センターへの汚水流入量を予測するために下水道事業計画区域内の残りの整備面積を、令和8年度までの7年間で単純に割った数値でございます。

なお、3点目の御質問でもお答えしましたとおり、残りの事業量につきましては、管渠の延長から算定をしておりますが、管渠の整備延長と整備面積との関係は、道路や水路、土地の形状により決まるものであることから、仮に同じ管渠の延長を整備しましても、整備面積は異なる性質のものでございます。

このため、未整備区域につきましては、毎年度の整備面積は異なることとなりますが、近年と同程度の事業量を令和8年度まで継続することで概成できるものと算定しておりますので、令和2年度の整備面積4.24ヘクタールと、議員の御質問にあります、計画7.66ヘクタールとの差に問題はないものと考えております。

続きまして、2つ目の国が目標とする汚水処理人口普及率95%以上にするロードマップはに対する答弁、汚水処理人口普及率については、令和2年度末で79.2%となっており、第

5次吉田町総合計画では、令和5年度の目標を84%としておりますが、国が目標としている95%に少しでも近づけるような施策を今後検討し、実施してまいりたいと考えております。このうち、1点目の検討している汚水処理人口普及率向上策は何かについて、お答えいたします。

汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティ・プラントを利用できる人口に合併浄化槽を利用している人口を加えた値を住民基本台帳人口で除して算定するもので、汚水処理施設の普及状況の指標となるものでございます。

当町における汚水処理は、下水道と合併浄化槽によるものとなりますので、汚水処理人口普及率につきましては、下水道工事を計画的に進め、利用できる人口を増やすこととくみ取り及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進することにより向上することとなります。

合併浄化槽への転換を促進する施策といたしましては、本年度から宅内配管工事及び単独浄化槽の撤去工事への補助額を拡充したところでございますので、この効果を踏まえまして、今後、検討を進めてまいります。

次に、2点目の令和8年度まで下水道布設工事を続けた場合と、令和4年度以降下水道布設工事を行わず、合併浄化槽での汚水処理人口普及率向上に特化した場合とでは、どちらのほうが令和8年度末の汚水処理人口普及率は上がるのかについて、お答えいたします。

1点目の御質問でもお答えしましたとおり、汚水処理人口普及率は、下水道を利用できる人口が増えることで上昇いたしますので、下水道布設工事を続けることにより、確実に汚水処理人口普及率は向上いたします。

一方、合併浄化槽につきましては、単独浄化槽の所有者の転換意思がありまして初めて整備が進むものとなります。

このため、引き続き、下水道布設工事を続ける場合のほうが、令和8年度末の汚水処理人口普及率は上がるものと考えております。

なお、現在、下水道事業を進めている浜田土地区画整理事業区域につきましては、県が定める榛南・南遠広域都市計画において、下水道を整備する区域となっていること、また、下水道法に規定する県との協議を経た下水道事業計画におきましても、下水道の整備を進める区域となっていることから、合併浄化槽による汚水処理を進める区域ではございません。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

最初に、基本的なことを確認させてください。

私の2番目の質問で汚水処理人口普及率という言葉を使いまして。国もそう使っております。また、本日の答弁でも汚水処理人口普及率としております。しかるに、2月に策定した吉田町汚水処理ビジョンには、汚水処理施設整備人口普及率という言葉が使われています。もっと言えば、案では汚水処理人口普及率だったものをわざわざ本ちゃんて整備を入れています。これは、異なる意味で吉田町は使い分けているのか、同じ意味なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そこは同じ解釈でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） この汚水処理人口普及率を算定するための汚水処理人口のうち、合併浄化槽整備人口は合併浄化槽を使用している人口そのものでありますけれども、公共下水道人口というのは、下水道の面整備を実施した区域に住む人の数であります。よって、実際に下水道に接続している人口では、つまり、水洗化人口ではありません。それはよろしいですね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 国の言う汚水処理人口は、下水道の整備を行えば 100%接続するというを前提として、その市町から排出される水がどれぐらいきれいになるかの指標にしているというふうに考えられます。しかし、実態は、吉田町でいえば、下水道に接続済みの人口は整備した人口の 72%に留まっているわけであります。

この国の方針というのはそうであっても、吉田町から排出される水をいかにきれいにするかという観点で、我々は水洗化人口プラス合併浄化槽という観点で考えたほうがよいと、それをいかに伸ばすかと、今は計算すると 70%を切っています。そういう観点で、しっかり吉田町から出る水をきれいにしていくという観点でいくと、それも頭に入れた計画を進めていかなければならないと思いますけれども、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃるところで、この指標につきましては言ったとおりでございます。当然それが終われば、人口普及率上がっているけれども、接続率が上がらない限りはその公共水域のところについては変わってこないもので、当然そこは力を入れてやっていくものと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 町は、平成 30 年度に、整備人口のカウント方法をちょっと変えたので、平成 30 年を起点にして見るしか、人口に関してはできないんですけども、下水道に接続済みの水洗化人口を比較しますと、平成 30 年度は 7,853 人、令和 2 年度は 7,998 人で、145 人の増加です。それに比べて、合併浄化槽整備人口は、平成 30 年度が 1 万 1,587 人で、令和 2 年度が 1 万 2,174 人、2 年間で 587 人増えています。

経費を考えますと、下水道の面整備に年間工事費として 2 億円ぐらい使っているわけですが、4 年間で 145 人増やし、合併浄化槽は 2 年間の補助金で 4,200 万円使って、587 人増やしています。

吉田町から排出される水をいかにきれいにするかの観点で、この事実というのは、当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

結果として数値が現れているので、その課題に向けて当然整理していくべきだと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 本年度から、答弁にもありましたけれども、合併浄化槽設置費補助金を、単独浄化槽から合併浄化槽につけ替える場合、5人槽でいえば、従来の本体工事33万2,000円に加えて撤去工事費9万円、宅内配管工事30万円を支給することになり、合計で72万2,000円の補助金が出ることになりました。

お伺いしますと、7月末までに18件、8月末までに27件の単独浄化槽から合併浄化槽への切替えがあったと聞きました。

これ、従来からすると驚異的な伸びですよね。この状況をどのように捉えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

補助金、今回拡充した効果が大きく現れていると感じております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ところが、9月10日に、令和3年度の浄化槽設置費補助金は予算上限に達したため受付を終了しますという、驚くべき通知が出ているわけですよね。やっと町民の中で出てきた単独浄化槽から合併浄化槽に替えようというそういう機運というのを、水を差すような通達ですよね、これ。

それでお伺いしますが、上限に達するまでに何件の切替えがあり、何件の新規の補助を出したのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

もともと認められた予算がありますので、現時点では上限に達しているのが実情で、現在までの数は、ちょっと細かい数字は今持っていませんけれども、新設と転換合わせて60数基だと認識しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 次の質問、ちょっと、副町長にお伺いしたいんですけれども、本年度一般会計の補正ということはもう6度やってきました。本定例会においても、9月3日、早期議決をやっております。9月10日に、その前に上限に達するのかもしれませんが、上限に達しそうだという観点でいえば、これ増額補正というのは考えなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） この問題については我々も議論いたしました。

1つは、これは全部町の単独ではなくて、国・県の補助をいただいておりますので、もう補助がこれ以上来ないということで、今後やろうとすると全額町の単費になるということが一つあります。ですから、そこを単費までで全部やるかということちょっと財政負担が重くなるので、そこはちょっと今までとは事情が違うので、増額補正するときに財源の問題でちょっと違うという事情が1点ございます。

あと、実務的にといいますか、浄化槽の工事をやる場合にある程度の時間がかかります。完成したときが年度内でないと補助金の今年度の対象になりません。そうすると、これは若干、町民の方に御不便をおかけすることになるんですが、少し施工時期を後送りすることによって、来年度予算はまた来年度予算で確保いたしますので、今回一切認めないということではなくて、来年度に少し工事を送ることによって来年度予算で対応させていただこうかということで、ちょっと苦渋の決断的なところはあるんですが、今年度の増額補正ということは今回はやらないで、来年度予算で対応すべきではないかというのが、町の判断でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 財源とすれば、財調もあるとは、町単でやるかどうかという決断だと思うんですね。それに関して、今、副町長が答弁された、住民の方はちょっと工事時期を遅らせてもらう、それに関する、公になっていませんよね。吉田町のホームページに載っていることからすると、終わりましたで終わっているんだけど、そういうお願いというのはどこかでやる予定なんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

これ、うちの当町だけに限ったことではなくて、ほかの自治体でも同じような状況が出て、それこそ令和2年度から配管補助金が出たことによって、一定の転換促進がどの自治体も起きている状況で、打ち切っているところも吉田町同様そういうところも実際あります。実際、予算がすごく潤沢であればいいんですけども、今の状況だとかいう状況の中で調整が可能であれば来年度補助金まで、施主さんと調整してやっていただければ一番理想なんですけれども、基本どこの自治体も同じような状況が出ていることから、浄化槽設置業者は常にいつも補助金幾らあるかどうかという確認をしながら工事施工をしているんで、来た業者についてはその辺の調整は可能かどうかということで、随時言いながら、今現時点では出せないということで説明しているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今の答弁でいくと、業者を通じて、やりたい町民の方にお伝えするという方法を取って、町としては積極的にそういう話はしませんということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

基本的に、そうですね、現状、申請するのは施工業者であって、施工業者がこちらに来て、今に限ったことではないんですけども、常に補助金がどのぐらいあるかとかっていう確認しながら申請手続きやっているんで、基本的には業者に補助金を出す出さないの話はしていることになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 新規に家を建てようとする、自分でこれぐらいまでには家を建てたいという計画立てますよね。それを下水道、浄化槽のために納期を遅らすというのは考えられないと思うんだけど、何でそういうことしたのかちょっとよく分からないんですけども、そもそも今年の予算は、細かく言えば前年より低いわけですよ。こういう補助を手厚くするという事は分かっていたのに、予算を抑えたというのはなぜでしたっけ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

予算を抑えたというよりは、令和2年度に、今、それこそ転換はここ数年片手程度の基数しかいっていない中で、この配管補助金、あと浄化槽の撤去費用、30万円プラス9万円についての補助金を活用した事業を進めたいということで、令和2年度に県との協議をしている中で、今持っている計画の予算の中で進めていくものには、そのままプラスできるということで確認したために、その予算になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと今、意味が分からなかったんだけど、もう1回説明していただけますか。県との協議において、今のままで、その辺もうちょっと詳しく。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

当然これ、国と県との連携してやっている補助事業になりますんで、この金額につきましては、今抑えてあるという言い方はちょっと適切か分からないですけども、今ある計画の予算の範囲内で新たに配管費用と撤去費用を追加して補助金を出すことはできますよということをお願いしたんで、その中でやろうということで拡充したものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ということは、県は補助金は今までどおりです、あと、それをどう使おうがそれは町の勝手ですという理解でいいですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 今、例年並みの予算の範囲、国から来る配分の金額、県の配分の金額、その中で新たに拡充して実施することは問題ないということで進めたものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、来年度も同じような予算になってしまうということなのか、やっぱりこの状況を踏まえて、増やそうと考えているのか、そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

当然、転換促進のためにやっているものなんで、そこは、それこそちょっと、幹部と話した中では、ここはしっかりもっと協議した上で、可能であれば増額できるのであればしていきたいように要望していくものであります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、1つ目は、国とか県からの補助金をたくさんもらう交渉をする。それができなかつたら、町単でやるという心づもりはあるということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） おっしゃるとおりに、国、県の補助をもらうというのが、まずやるべきことかと思っています。その補助の増額の具合を見て、あと、今年度の執行状況を踏まえてどうするかというのは、その後の判断をさせていただければと思っています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと先の話にもう行っちゃうんですが、新規の方も断わるわけですね。新規の方だけでも何とかありませんかね、補助。いや、ずらしてもらおうというのは、切替えをね、どう、ずらしてもらえませんかというけれども、新規で家を建てる人に出せませんというのはちょっと酷な話じゃないかなと思うんだけど。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 制度的にというか、広報でも、補助が尽きたらもう終わりますよという形のアナウンスはさせていただいておまして、今のところでは、ちょっとそこは難しいかなと思っています。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今まで予算の執行率ってそんなに高くないんで余るとたかをくくって、やってないんかいという話になるので、今年は無理とおっしゃるのであれば、来年はしっかりやっていただきたいと思います。

先日これ配られましたよね。そこにその補助金に関して、令和3年度から浄化槽補助金などの見直し検討をし、令和5年から新規の補助制度の適用と出ているんだけど、これはどういうことをお考えなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

1点は、今回拡充したのも含まれているんですけども、それ以外については、まだこれから業務委託で事例とかで検討していくところにはなるんで、今これがという決まったものは持っていないんですけども、今後検討して、ここの浄化槽、要は促進策、要はこの汚水処理人口普及率を上げるための施策がどういうものかということはやっているものになります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そういうのはどんどん進めていただきたいんですけども、ただやってすぐ予算がありませんというようなことだけはやめていただきたいと思うんですが、そこはよろしくをお願いします。

で、人口減少についてお伺いします。

令和元年度から令和2年度の人口の変化を見ますと、処理区域内の人口が278名減っている。下水道に接続した人口、水洗化人口が107人減っています。その間の吉田町の人口の減少は177人、つまり、区域内の人口は吉田町の全体より極めて減っていると、これを公共下水道事業決算の質疑において聞いたところ、課長は、住吉、川尻の人口が減っているからという答弁がございました。

そこで、その地区別の人口の増減を調べてみました。住吉地区は令和元年度から令和2年度に161人減少しています。川尻は51人減少しています。これ、足せば217人です。住吉、川尻、全体の人口減少が217人に対して、処理区域はより減っていると、278ですから、減っているということでもあります。この処理区域の人口が、川尻、住吉の周りの人口よりも多く減っているということに関して、それは何なんだと、そういう分析というのはやられていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

現実的に、1世帯ずつ、3人が2人になったり、2人がゼロになったとかはちょっと分からないんですけども、個々で地区ごとで人口が減ったところについての分析の細かいもの、細かいというか、その分析はしておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） やはり、この計画を進めていく上で、その区域内の人口の動態というのはしっかり調べて、この計画を進めていっていいのかどうかということは、常に意識して調べていくべきだと思いますけれども、そこはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

当然、毎年出ている吉田町の統計要覧とかの数値、世帯数の増減とかも地区別で出ているものがありますんで、その辺も見ながら、そこは注視しているつもりで、つもりというか、いつも見えていますんで、いつもというか、逐一見てやっているものになりますんで、そこまでは確認しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先週の金、土、日で、カーリング見ましたか、日本代表を決める、女子の大会だったんですけども、もうなかなかいい試合だったんですけどもね。カーリングというのは局面があって、投げた瞬間から、何を狙うかとAプラン作るわけですよ。ところが、投げた瞬間この球がどう動くかというのを想定して、Bプランに変えようか、Cプランに変えようかということを常にやっていくわけです。

お伺いしていると、もうAプランそのものまっしぐらに行くぞとしか聞こえないんですけども、そういう、こうがこうなったときにどういうふうに変えていこうというようなお考えはないんですかね。年間の要覧をみて、まあ、考えますというような話じゃないと思うんですけども、どうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 状況に応じてそのプランを変えるというのが、どういうことを指しているのかというところら辺がちょっと理解できていないんですけれども。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 副町長にお伺いします。

下水道事業、人口が増加していくときに、面整備どんどん進めていくというのは大いに結構なことだと思うんですけども、人口が減少している状況において、面整備をどんどん広げて、もう要するに、そこから人が減っているとすれば、本当に進める意味があるのかどうかというのは、どういうふうにお考えでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） カーリングのお話があったんであれなんですけど、私も北見市というところに2年おりました、あんまり今でもお話ししたことがありません、テレビも一生懸命見ておりました。余談です、すみません。

御質問の件ですが、おっしゃるとおりに、やっぱり見直しというのは必要なんだと思っております。

このロードマップにもございますが、例えば、経営戦略についてはまた令和7年度に見直しということも考えておりますので、それは社会経済情勢が変化すれば、特に人口減少というのは大きな要因になりますので、令和7年度と一応予定しておりますが、仮に急激な人口変動みたいなことが起これば、当然それは前倒しで見直すとか、そういうこともあり得ることでは、考えなきゃいかんことだとは思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、答弁にももう既にあったんですけども、今回379ヘクタールを縮小して、計画上335.31ヘクタール面整備すると、それが8年までなっている、これは残りの40ヘクタール、要するに1割強残すわけですよ、面整備をしないと。これはどういう地域のことなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

379ヘクタールというのは当然面整備なんで、その区域全体を囲ってありますけれども、例えば、1路線に住んでいないところについては、ヘクタールの計算はしていますけれども、ここは家がないんで現状今整備しないという形で抜いてあるものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ、前回も聞いたんですけども、うちなんか区域内に入っているんですけども、道が私道なんで、町は、入れませんと、で、そういう区域はないんですかと言ったら、それはありますとおっしゃっていたわけですよ。今の答弁はちょっと違いますよね。そういう地域は結構あるんですか。この前は、ありますとおっしゃっていたんですけども、何ヘクタールぐらいが相当するんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃっているのは、私道で下水道が入っていないところがどのぐらいあるかということをおっしゃっているんですか。そこにつきましては、今数値は持っていないので、そこだけじゃなくて、それ以外にもありますというのは承知しているんですけども、数値を今持っておりません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 幾つか手持ちの資料がないということなんだけれども、あとで出していただけますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） すみません、今、何番目の質問か、ちょっと僕も分かっていないんですけども。計算しないと出ないんで、今持っているかどうかと、ここで今承知していないんで、すぐ渡せるかどうか分かりません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 1つは、新規と切替えが何件あったか、手持ちに資料がないとおっしゃったと。で、今のそういうものが何ヘクタール、ヘクタールまでいかないのかもしれないけれども、そういうものはどのぐらいの面積あるのか、それが何件ぐらいあるのか。では、それはちょっとあとでお願いします。

その335いかなくても、例えば、300辺りで、もう300もいっているのかもしれませんが、それで止めると何か問題が起こるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

問題と言っているのがどのようなことなのか理解できていないです。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） じゃ、問題ないですね、ということですよ。問題が分からないんだから。

今日の答弁で、浜田の地域というのはもうやるしかないんだということですよ。そこはそれでいいと、もうやるしかないということなんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） これにつきましては、汚水処理ビジョンなんかで、効率的に進めるにはどうしたらいいかというシミュレーションをした結果、浜田の土地については、これも何回も答弁させていただいているように、浜田は、議員の質問にありましたように、比較的効率的にできるという部分もありますし、現在の事業量、毎年2億1,000万円程度の事業量を7年間続けることで、ある程度概成できるということで県とも調整をして、あそこは都市計画区域という形で定めて下水道整備というのが基本ということでやっておりますので、その計画に従って我々はやっていこうというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） このペースでいけばできますとおっしゃっているんだけど、要するに、もし8年度までに、浜田の地域が未完成の部分が残りましたとした場合は9年度も工事するというお考えですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そのときの状況にもよるのかもしれない、その浜田の土地区画の整備の状況による、下水道の、それこそ人口の状況によるかもしれませんが、現状は8年までで目標として定めていますので、8年度までにできるようにしていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 質問は、できなかったときどう考えていますかという質問です。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

そのときの状況を見て、最終的には判断したいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 要は、先ほど言ったカーリングですよ、最後の最後、結果が出て考えるということやっけていいんでしょうかと言っているのと、もう1つは、残しててもいいんなら、この文書、県と下水道を整備する区域になっていると、これを完璧にやらなくていいのであればもっと早くやめてもいいということなのかという質問です。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

やめるということがどういうことか理解できていないですけども、もともとが979ヘクタール、じゃ、そもそも戻っちゃうんですけども、そもそも予算を認めて今回汚水処理ビジョンと経営戦略を作らせていただいたんですけども、それにつきましては、もうもともと吉田町の状況が920ヘクタール、現状今30年やって、約ざっくり200億円ぐらい使ったものを、整理としても30%程度しかいっていないものを、あとこれも3倍やっても100%にならないものを、これ、979をどうするかというのを汚水処理ビジョンでやっていますので、この今回、業務委託の中では、現状の379ヘクタールを新たにゼロベースで考えて、やるかやらないかという整理はしていません。あくまでも379ヘクタール以上のところについて、プラスアルファがどこまでいくかというところを一番課題にして整理していたんで、そのところについては現状の計画、もう、平成30年で認可を取った区域で有利という形になっていますので、そこについては今回業務委託で検討はしていません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 920から379減らすという英断というのは、もう極めて私は評価している。で、その中で、8年というのは計画立っていますけれども、正直言って、中身はあんまり考えていませんと、これから考えますと、その進め方に関しては、というふうに関こえたんだけど、答弁のほうを見るとしっかり考えているというようなニュアンスが来るんだけど、どっちなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

それこそ土地区画整理が主なんで、その土地区画整理のどこに道路を造るか、そういう数値を基にして算出しているんで、あくまでも概算になります。まだ、実施計画もまだこれからになりますので、細かいところの数値については、概算で今この数字という形出ているものになりますので、その整理はしっかりやっているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 要は、問題は、浜田土地区画整理区域をやらなければならないのか、状況を踏まえて、未整理の部分が残ってもいいのか、そこはどうかですか。そこによって全然違って来るんだけれども、それ、教えてもらえますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

もう原則区域になっているので、下水道整備を進めていくものだと解釈していますけれども、当然、外部要因がどのように関わってくるかちょっと分からないんですけども、そういうものの状況になっては、もしかしたら、影響というか、そのときに判断が出てくるものがあるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 今の答え、副町長、それでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今の課長の答弁のとおりだと思っております、計画を進めていく中で、先ほどのBプランですか、そういったことも当然あり得るんだろうとは思っております。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） では、最後にします。

令和4年度の予算編成というのがありますけれども、そこに当たっては、吉田町から排出する水をいかにきれいにするかという観点で、もう資源としても限られているわけですから、限られた資源をいかに有効に使うかということで考えていただきたいと思います。

下水道の整備をどう進めていくのか、合併浄化槽の設置補助金をどうするのか、じっくりと検討していただきたいというふうに考えます。

で、来年3月の予算を楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 以上で12 番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時05分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は、13人です。引き続き一般質問を行います。

◇ 楠 元 由美子 君

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

〔2番 楠元由美子君登壇〕

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元由美子です。

私は、令和3年第3回吉田町議会定例会の一般質問におきまして、事前に通告してありますとおり、自然災害発生時における町民の、よりよい避難行動のための情報提供についてをお尋ねします。

町は、東日本大震災以降、津波防災町づくりを喫緊の課題とし、平成23年11月に作成した津波ハザードマップに基づき、15基の津波避難タワーを完成、昨年度、川尻工区における防潮堤の整備、また1,000年に一度の大雨を想定した洪水ハザードマップを作成と災害に強く安全・安心に暮らせる町づくり事業を推し進めることで、安全を形あるものとして見える化してきました。

そうした中、最近、線状降水帯と呼ばれる大雨が全国で発生し、我が町の町民生活においても、少なからず影響を及ぼしています。

町内には、一級河川の大井川をはじめ、二級河川の湯日川及び坂口谷川、普通河川の大幡川ほか、多くの河川が流れており、水資源に恵まれた我が町にとって、自然災害への日頃の備えはとて重要であり、町民からも、行政が行う治水対策は常に注目されており、今年度策定される新たな吉田町国土強靱化地域計画は、最悪の事態を回避するため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を計画的に実施し、強靱な町づくりを目指すものとして大いに期待しています。

また、町民が参加する防災訓練は、年3回、9月及び12月は突発地震対応型訓練、3月は津波避難訓練を行っておりますが、コロナ禍の影響で、ここ2年間は中止となりました。また、同じくコロナ禍の影響で、行政や自治組織主催の様々なイベントも中止となり、コミュニティのつながりが希薄となりつつある現状です。

今年の8月から新たに始まった吉田町公式LINEでは、スマートフォンなどの情報端末が手元があれば、いつでも、どこでも、最新の情報を受け取ることが可能となり、我が町にとって大きな飛躍となりましたが、いざというときに、町民が慌てず落ち着いた行動をするための意識づけにつながる情報提供には、まだ課題を感じます。

以上を踏まえ、以下の点について質問します。

1、公表された洪水ハザードマップは、どのように活用されたのか。また、今後、どのように活用していくのか。

2、町民が参加する年3回の防災訓練は、9月及び12月は突発地震対応型訓練、3月は津波避難訓練を行っているが、台風や線状降水帯による大雨などの風水害の避難指示も目立っている昨今において、私は、風水害に対する防災力や町民の避難行動に対する情報・訓練などの必要性も大切と考えるが、町はどのように考えているか。

3、自治会へ所属していない方、町外から仕事などで吉田町へ来ている方々の、いざというときの避難行動を、町はどのように促しているのか。

平成25年に町が取り付けた海拔何メートルの表示板はその役割を果たすものの一つと考えるが、私は、さらに、近くの避難場所やそこまでの距離なども同時に表示されることで、もっと多くの人たちを安全に導くことができると考えるが、町はどのように考えるか。

4、町が推進している吉田町地域防災指導員は、避難指示が発令された今年の7月29日は、どのような活動の場があったのか。また、どのような位置づけの下、活動されたのか。

5、危機管理監を単独で配置したことによって、防災対策はよくなっているのか。また、行政の組織力は向上しているのか。

以上が、私の質問の要旨であります。明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 自然災害発生時における町民の、よりよい避難行動のための情報提供についての御質問のうち、1点目の公表された洪水ハザードマップはどのように活用されたのか、また、今後どのように活用していくのかについて、お答えいたします。

令和2年度に作成しました吉田町洪水ハザードマップは、大井川、湯日川、坂口谷川の3河川における想定最大規模降雨による浸水の範囲などを地図面に示し、学習面には、風水害時の避難行動、警戒レベルや防災気象情報の入手先、事前の備え、避難の心得などを掲載しております。

このハザードマップにつきましては、2月の町政連絡会において御報告しましたとおり、解説動画と併せて町ホームページにおいて公開し、広報よしだ3月号において内容をお知らせするとともに、ハザードマップを町内全戸に配布し、町民の皆様の災害の備えとして御活用をいただいております。

現在は、防災関連の会議や研修などの場において、解説動画の視聴やハザードマップを使用した事前の備えや避難方法の説明などを行っており、今後は、自主防災会などの研修や訓練においても有効に活用していただけるよう、広く町民の皆様に周知してまいります。

次に、2点目の町民が参加する年3回の防災訓練は、9月及び12月は突発地震対応型訓練、3月は津波避難訓練を行っているが、台風や線状降水帯による大雨などの風水害の避難指示も目立っている昨今において、私は風水害に対する防災力や町民の避難行動に対する情報・訓練などの必要性も大切と考えるが、町はどのように考えているのかについて、お答えいたします。

町では、各防災訓練を計画する際に、県の訓練実施要領を参考に町の訓練実施要領を作成しており、各自主防災会は、町の実施要領を参考に訓練計画書を作成しております。

議員の御質問にありますように、近年、大雨などの風水害が増加していますことから、今後は、毎年12月に予定しています地域防災訓練の町の実施要領に、ハザードマップを活用した災害危険度の確認、避難行動判定フローやマイ・タイムラインを活用した避難行動の確認といった風水害に対応する訓練項目を追加し、各自主防災会には、それらを踏まえた訓練計画を作成していただくよう呼びかけてまいります。

また、訓練時以外におきましても、町のホームページや公式LINE、吉田町洪水ハザードマップなどを活用し、大雨に備えた情報発信や啓発を継続的に実施してまいります。

次に、3点目の自治会へ所属していない方、町外から仕事などで吉田町へ来ている方々のいざというときの避難行動を町はどのように促しているのか、平成25年に町が取り付けた海拔何メートルの表示板はその役割を果たすものの1つと考えるが、私はさらに近くの避難

場所やそこまでの距離なども同時に表示されることでもっと多くの人たちを安全に導くことができると思うが、町はどのように考えるかについて、お答えいたします。

町では、災害情報発信の多重化を図り、様々な方法で情報伝達を行っております。その中で、自治会に加入していない方や、来町者に対しましては、同報無線と防災ラジオ、町ホームページやよしだ防災メール、ヤフー防災速報アプリ、町公式LINEなどを通じて災害情報をお知らせすることが可能でございます。

特に、昨年6月に、ヤフー株式会社と災害協定に係る情報発信等に関する協定を締結しておりますので、国内で多くの方に利用されておりますヤフー防災速報アプリ及びヤフージャパンアプリの利用者が当町を訪れている場合におきましては、スマートフォンなどの位置情報から、町の災害情報をお届けしております。

また、議員の御質問にあります海拔表示板につきましては、平成25年の2月から3月にかけて、町内の施設に29か所、町内の電柱に100か所、また、町内10か所の津波避難ビルに案内標識を設置いたしました。

この標識には、避難場所までの距離などの明記はしておりませんが、いつでも避難場所が確認できるよう、町ホームページに避難場所の情報を掲載しているとともに、災害発生時には、吉田町公式LINE、ヤフー防災速報アプリなど様々な情報発信ツール活用し、避難行動を呼びかけてまいります。

次に、4点目の町が推進している吉田町地域防災指導員は、避難指示が発令された今年の7月29日、どのような活動の場があったのか、また、どのような位置づけの下、活動されたのかについて、お答えをいたします。

町は、自主防災会の活性を図るため、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを目的とした活動を行っていただく方を地域防災指導員として認定をしており、その活動には、自主防災会の連携強化と防災情報の共有化、地域防災情報の収集・伝達、自主防災会長等の補佐などが挙げられ、災害時には、各自主防災会の支援業務に当たっていただくこととなっております。

議員御質問の7月29日においては、自主防災会の活動が行われておりませんので、地域防災指導員の活動実績はございませんでした。

次に、5点目の危機管理監を単独で配置したことによって、防災対策はよくなっているのか、また、行政の組織力は向上しているのかについてお答えする前に、危機管理監が設置された背景について、御説明申し上げます。

令和元年度以前の危機管理体制につきましては、防災関係は防災監が所管し、その他の事案は各担当課長が所管しておりました。

しかし、近年の危機管理に関しましては、地震・風水害のみならず、感染症やテロなど多種多様な事案が想定されますことから、危機管理に係る全ての事案を統括し、職員を指揮監督することにより、危機事案の集約化及び速やかな対応を図ることを目的として、昨年4月1日から危機管理監を設置することとしたものでございます。

さて、議員御質問の危機管理監を単独で配置したことによって、防災対策はよくなっているのか、また、行政の組織力は向上しているのかについてでございますが、先に申し上げましたとおり、これまで危機事案については各課において対応しておりましたものが、危機管理監を配置したことにより、危機事案の集約化及び速やかな対応を図るといった体制が整いま

したことから、組織力が向上し、防災対策の面からも、より強固な防災体制を講ずることができているものと考えております。

また、今まさに発生しております新型コロナウイルス感染症という危機事案に関しましては、危機管理監が、町民の皆様への情報提供に関することや、新型コロナワクチン接種に関することなど様々な対応における陣頭指揮を執っており、迅速かつ的確に遂行できているものと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 今、町長より御答弁をいただきました。ありがとうございます。

少し再質問をさせていただきます。

1の再質問です。

この洪水ハザードマップなんですけど、こちらのほうに避難所などの一覧として27か所が表示されております。有事のときの避難所として全て開放するのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

その時々状況によりまして、避難所の開設場所が変わってくる場合がございます。ですので、ここの場所は全て開放するわけではございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

全ては開放するわけではないという中で、あちらのハザードマップのほうに全部載っておりますと、皆さん、自分は自分の一番近いところに避難ができると思われている方が多いかなとは思っております。

この洪水ハザードマップを活用して、先ほどの町長答弁の中でも、今後、町民の皆様にもっと周知していただくように有効に使っていきたいというような、活用していくというような答弁がありました。この洪水ハザードマップを活用して、もっと地域を限定して、避難行動の目安ですとか、避難経路などの選定を支援する情報など避難時に必要となる情報を記載したものがあれば、町民の方もさらによりよい避難行動につながるものになると考えますが、町はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

まず、洪水ハザードマップに関してなんですけれども、こちらにつきましては、想定最大規模降雨による浸水を想定されるものになってございまして、町長答弁にありましたように、町内の3河川、大井川、湯日川、坂口谷川、こちらの河川の浸水したものの重ね合わせ図になります。この洪水ハザードマップが全て、吉田町に大雨が降った場合このような状況になるわけではございませんので、各破堤された場所から、浸水されたところが変わってくる関係もございまして、今、議員おっしゃいました、各皆さんの避難経路云々とかという形のをうまく、どのような形にしていくかというところはちょっと課題はあるんですけれども、あくまで避難先とか、そういうものにつきましては、町のほうの広報、

またLINE等を通じて、避難場所等をお知らせをさせていただいて、そのところに早目早目に御避難をしていただくというような対応を取っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、まだ、一応1,000年に一度の大雨に対応した3河川のハザードマップということでありまして、いざというときは、町の広報ですとか、LINEでお知らせしていただいただけという答弁でしたが、この洪水ハザードマップを皆さんに配布して公表したはいいいんですけれども、例えば、町民がやっぱり内容を十分に理解して、いざというときに的確な避難行動が取れなければ、ハザードマップはうまく活用されていかないものと考えます。町民への情報説明会などの必要性について、町はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

こちらの洪水ハザードマップの周知を兼ねてという形の御質問かと思っておりますけれども、まず、洪水ハザードマップにつきましては、町のほうで、それこそ全戸配布をさせていただいておりますし、あと、そのほうの活用といいますか、中の内容をどのような形でやっていくかというようなことなんですけれども、それにつきましては、各自治会さんとか、自主防災会さんのほうですね、また、そういうところを通じて内容等の御説明をさせていただきますし、既に各団体さんのほうからお話しもありまして、その場所に行きまして、町のほうから解説動画の関係とか、洪水に関する情報等も併せて御説明のほうをさせていただいております。

併せまして、各地区にもそういうような御要望がまたありましたら、町のほうから出向かせていただきまして、説明のほうをさせていただきたいと考えてございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今、団体さんのほうから説明のほうの要望があったということで、説明に行かれたというお話でしたが、こちらのほうは、例えば、私が質問させていただいた3番のところですね、町外から仕事などで吉田町に来ている方々とかの、いざというときの避難行動に対応しての町の取組の一環になりますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

こちらのほうで、先ほどちょっと御説明させていただきました団体へのこちらの説明につきましては、もうハザードマップ自体の関係のものをどういうものかということを含めて御説明いただきたいというような御依頼ありましたので、その件について御説明のほうをさせていただいたところでございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） そうしますと、町のほうは、特に要望があれば、出向いて説明には伺うというような対応の仕方というふうな形になりますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 基本的には、要望にお応えするような形でいきたいとは思っておりますけれども、既に全戸配布というような形でも配布をさせていただいておりますし、町のホームページのほうも掲載をしておりますして、情報自体は周知のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

吉田町の公式LINEのほうが始まって、かなりこちらのほうで情報提供ができるような大きな役割になってくると思います。

今後、内容のほうもこれからまたいろいろと、もう少し何か、各地区ごととかの細かい何か、情報提供の内容が瞬時に分かるようなものになったりとか、そういったいろいろと、その方がその場ですぐに見たい情報が見られるような内容にまたさらに進めていただいて、皆様にとってよりよい情報の提供のものになるように、今後お願いしたいと思っております。

次の質問をします。

海拔何メートルの表示板のほうなんですけれども、先ほど町長答弁のほうでも、設置場所幾つか御答弁いただきました。こちらのほうに関してなんですけど、比較的、住吉及び川尻地区の交差点、榛南幹線、湯日川沿いなどに取り付けてあるように見受けられますが、中には草に覆われて表示が見えなくなっている箇所ですとか、年数が経って表示が薄くなっているような箇所もありますけど、そちらのほうの管理はどのようにされておりますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 町のほうで設置させていただいたものは町のほうの管理になりますので、町のほうで管理のほうをさせていただくような形になります。設置場所の関係とかも確認のほうをさせていただいて対応のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうしますと、今までも、もちろんそういった表示のほうの管理のほうは、パトロールなり何なりをされてきたというふうなお話でしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

個々の対応というわけではないんですけども、それこそ、町職員が現場といいますか、外に出たときとかですね、そういうときに確認をさせていただくとか、そのような形で対応のほうをしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

その対応しているというお話なんですけれども、何か表示が見えるところはいいんですけどね、比較的車の通りが多いところとかで、せっかくならばある表示が、本当に何か草で隠れてしまっただけでその意味を果たしていなかったりですとか、あと、表示が本当薄い場所もあったりとかして、実際何か、本当に管理されているのかどうか、やはり町民の方にも疑問

に思われていた方もいらっしゃるので、その辺はやっぱりこの御時世なのでね、早急に対応をお願いしたいと思います。

次の質問にいきます。

こちらのほうの表示板のほうなんですけれども、比較的多くの方が目につくような場所に表示されているケースが多いですけれども、こちらのほう、特に海拔が低い箇所に取り付けは本当に必要だと考えるのですが、取り付け際の優先箇所とかはどのような形で取り付けたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

この海拔表示の取付けにつきましては、それこそ東日本大震災あった以降の対応ということで、その海拔表示をつけたことによって、町民の皆様には防災的な意識を高めていただくことというようなことがありまして、設置したもので、沿岸部を中心に設置のほうをしたものでございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

実際やっぱり必要などところに取り付けていただいているとは思うんですけれども、やはり新しい道路ができたりますとか、建物が増えることによって、また水の流れが変わってきたりですとか、新たな注意が必要な箇所も出てくる可能性があると思います。貴重な情報提供の一つとして、定期的なパトロールとかはされているようなんですけれども、見直しも含めて、また今後さらに注意深くパトロールをしていただくことをお願いして、できれば、ここ結構海拔が低いんじゃないかというところがついていかなかったりとかするような場所もあったりすると、私は思うんですけれども、またそういったところも検討していただいて、表示板を今後増やしていただけたらありがたいと思います。

次の質問にいきます。

町が推進している吉田町地域防災指導員ですけれども、今回避難指示が発令された7月29日は特に活動されることはなかったという、先ほどの答弁をいただいたわけなんです、町が掲げている第5次総合計画の第1章に当たる、災害に強く、安全安心に暮らせる町づくりの目標として、吉田町地域防災指導員を養成し、指導員になる方は年々増えてきていると思います。せっかく養成した防災意識の高い指導員でありますので、ここ2年間、防災訓練が中止となって活動の場がないように見受けられるんですけれども、町民の防災意識の向上につなげるために、定期的な町との情報交換が必要だと私は考えるのですが、そのような定期的な情報交換とかは行われているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

地域防災指導員と町との情報というような形で、それこそ地域防災指導員さんの皆様につきましては、町のほうも認定させていただいて終わりというわけではございませんで、フォローアップ等の講座等も開催を町のほうでさせていただきまして、防災意識の向上とか、知識を持っていただくというような観点から、講座のほうに参加していただき、町のほうとも連携を取りながら対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） そうしますと、地域防災指導員とは、防災の情報の共有を、認定後のあとも、町としては意見交換をするような場を設けているということではなかったでしょうか。

この地域防災指導員の方が本当に、町が一生懸命養成して人数を増やしている中で、この活躍の場というのが避難訓練とかそういった場に限られてしまっているような感じに、私は見受けられるんですけども、このなかなか訓練ができないこの御時世の中、一般の町民の方々もいざというときにどう避難すればいいのかという、そういった情報提供を必要とされている方もいらっしゃると思うんですけども、そういった防災訓練のときだけでなく、もう少し何か、地域防災指導員が関わられるような役割というのを何か町がもう少ししっかりと示すような形のほうが、より一層町民の方々にも情報提供に大きく関わってくると考えるのですが、その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

地域防災指導員の方がということで、すみません、防災訓練ですね、だけかというようなお話かとは思いますが、必ずしも地域防災指導員の方が防災訓練だけのところで関わっているわけではございませんで、各地域防災指導員、個人の活動ということで会合といいますか、講習を開いていただいて、防災の講座とかやっていたりの方もいらっしゃいますので、必ずしも防災訓練だけというような活動しているわけではないということをご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） もちろん専門的な知識を持っていらっしゃる方だと思うので、そういった講習会も開いている方もいらっしゃるということも存じてはいるんですけども、もう少し何か自主防災会の中の役割として、何か地域防災指導員のほうをどういうふうに町が活動していただきたいかということが、何か今一はっきりしていないように私は考えるんですけども、その辺の自主防災会とのつながりというか、その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

地域防災指導員の位置づけというような形を御説明させていただきますと、地域防災計画の中に指導員というような形で既にもう位置づけのほうをされておりまして、その中で、先ほど町長のほうで答弁がありましたように、防災関係の講座といいますか、個別の指導、きめ細やかな自主防災活動の指導とか、町の施策の広報、あと、自治防災会長の補佐、支援というような役割を担っていただくというのが、地域防災計画のほうに既に盛り込まれてございます。

こちらのものにつきましては、また自主防災会と防災指導員さんと連携しながら、どのような形で、防災訓練であるとかいろんな活動を含めてですけども、やっていくというような話し合いをまたちょっと密にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今の、じゃ、答弁ですと、そこに町の防災課も加わって、地域防災指導員と自主防災会と町の防災課が一緒になって、どのような形がよりよい避難行動につながるかということとはまた話し合うような場を設けるといような答弁でよかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員おっしゃるとおりになります。

地域だけで、それこそなかなか活動というものができるようなお話ではございませんので、町も一緒になって、地域と一体の中で防災、訓練だけの話ではないんですけれども、そういうものにちょっと取り組んでいくといような形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

この御時世で、なかなか皆さんが集まって合同の避難訓練というのは行えない中なんですけれども、せめてそういった専門的な知識がある方々だけでも連携を取って、いざ皆さんが困らないような避難行動も、皆さんにちゃんと指導できるような体制をもうちょっと何か作っていただけると、本当、町の防災力の向上にかなりつながると思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

町民が参加する3回の防災訓練のほうも、今後、現状に合った風水害の避難訓練を取り入れていただけるような答弁もいただきました。町民によりよい避難行動を知ってもらうための機会が増えてよかったと思います。

コロナ禍で今までのような訓練ができないときでも、防災に特化した防災課が主になって、吉田町の地域防災指導員、自主防災会を通して、町民によりよい避難行動につながる情報提供に今後も努めていただくようお願いいたします。

あと、町長答弁からいただきました、危機管理監のほうの業務のほうですね、多種多様の事案のことにも対応していただいて、町のほうでも職員の方の指揮、監督することによって、危機事案の集約化及び速やかな対応を図ることを目的としてということで、今、新型コロナウイルスの件とかでいろいろと危機管理監が本当に活躍されていると思われます。今後とも、町長と危機管理監の今後の御活躍を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、2番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 零時57分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 盛 純一郎 君

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

〔3番 盛 純一郎君登壇〕

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

毎回、簡潔に手短に要件をと思っておりますが、気がつくとも時間いっぱい使ってしまうことがあります。今回、コロナ禍、感染拡大防止、緊急事態宣言継続中ということでもありますので、今回こそ少し短くと思っております。

さて、行政職員の方、日々の業務の中で、ワクチン接種、陽性者の自宅療養者へのケア、その他困窮する町民のための仕事、増大していることと思います。頭の下がる思いもございますが、そうした部分に敬意を払いつつも、一方で、簡単に収束も見通せない状況、ウイズコロナとしての生活様式の変化、それに伴う行政の在り方、その変化も積極的に模索していく時期なのではと考えております。

私の質問事項は、町の行政手続における認め印について伺いたいと思っております。

要旨でございます。

本年5月のデジタル改革関連法の成立、同年9月、今月1日ですね、中央省庁におけるデジタル庁の設立がございました。これは行政デジタル化の推進のため、省をまたいで是正などしていく、そういう強い権限を持っているとのことでもございました。国が主導するデジタルガバメントの実現、また、新型コロナウイルス感染拡大の防止、リモートワークやオンライン診療、オンライン教育の推進、役所への申請・認可作業の効率化、迅速化など、町の行政に大きな変革を求めるものであると認識しております。

デジタル化の実現におきましては、自治体の基幹システムの不統一性ですとか行政機関でのデジタル人材、それに明るい方の不足など様々な諸問題があることを勉強しております。そうしたものの一つに認め印の存在があるという見識もあるかと思えます。

認め印につきましては、私、特に近年、これ本当に必要だろうかという考えが顕著になってまいりました。添付の資料の中にも散見されるんですが、本人の認証という部分においてもはやそこまで大きな意味をなさないものなのかなと思っております。また、申請の意思確認みたいな意味でもあれば、それはむしろサインですとか電子署名というか、ネットによる申請、そうしたもののほうが有用ではないかと考えております。努めて意味を見いだすとなれば、文化的な側面といいますか、伝統の維持だとか、あるいは書類の様式美であるとか、そうした部分でしかないのかなと考えております。

戻ります。

書面、押印、対面を前提とした全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則としてそうしたものを不要としたデジタルで完結できるようにするという指針が政府からも示されております。添付資料の中にもございます。こうしたものの推進において、現在、各自治体の取組は様々です、早いところ遅いところ。その中でも特に、押印の必要な書面でのいわゆる認め

印、三文判、これについては自治体の裁量でかなりやれるんじゃないか、直ちに廃止可能なもの相当数あるのではないかと私は考えております。

そこで今般、特にその書類、住民の手続における認め印、ここにちょっと絞って質問させていただきます。

一つ目です。

当町において、国や県に求められる様式、これを除いた認め印、これが一体どのぐらいの種類があるのか、そしてその把握をしているか、調査をしているかということ伺います。

二つ目です。

これまでに認め印が必要とされている書類、多くあると思いますが、この中で廃止が妥当と考え実際に廃止したのものがあるか。それは過去においても、あるいは直近においても御答弁いただきたく思います。

三つ目でございます。

町として認め印廃止への今後の進め方、これをどのようにするか。例えば今年度、あるいは来年度、目標を設定するお考えはありますか。

四つ目です。

自治体の中には先進的な取組をしているところもございます、例えばなんです、プロジェクトチーム結成等により現状の把握あるいは優先的な廃止の可否決定を行い、既に積極的に削減に取り組んで実績を上げている、そうした自治体もあるようです。当町にも、規模とか条件とか大分違うところもあるかと思うんですが、そうしたお考えがないかというところをお聞かせいただきたいです。

以上、御答弁お願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町の行政手続における認め印についての御質問のうち1点目の、当町において、国や県に求められる様式を除いた、認め印の必要な書類の種類はについてお答えいたします。

現在、町民の皆様が行う行政手続のうち、当町の規則、要綱等に規定されている手続において、申請の際などに押印をお願いしているものは約280種類でございます。

次、2点目の、これまでに認め印が必要とされている書類のうち、廃止が妥当と考え、実際に廃止したものはについてお答えいたします。

現時点において当町の規則、要綱等に規定されている手続のうち、押印の廃止をした手続は主に福祉分野の10種類でございます。これらはいずれも標準的な事務手順が国から示されている行政手続で、国の押印の見直しにより押印が廃止されたことを受け、当町におきましても同様に見直しを実施した結果、押印を廃止したものでございます。

次に、3点目の、町として認め印押印の廃止への今後の進め方はどのようにするか。今年度や来年度の目標を設定する考えはについてお答えいたします。

行政手続における押印の廃止は、押印を求めている書類における押印の必要について見直しを行った結果、廃止することが可能と判断したのものについて実施するものでございます。

今後の押印の見直しをするかにつきましては、内閣府から示された地方公共団体における押印見直しマニュアルを活用してまいりたいと考えております。このマニュアルには押印の見直しについての国の取組の考え方や基準等をベースとしており、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も盛り込みながら、地方公共団体における押印の見直し手順が整理されておりますので、その手順を参考に見直しを進めてまいります。

また、見直しの時期についてでございますが、押印を求めている書類における押印の廃止の可否の検討及び様式の改善等手続につきましては、今年度末の完了を目標としております。

なお、押印の見直しの目的は、マニュアルにも記載がございますとおり、押印をなくすことにより住民の皆様への行政手続における負担を軽減し、利便性の向上を図ることでございますが、単に押印をなくすだけでなく、申請手続のオンライン化、受付業務やその先につながる業務の業務フローのデジタル化といった行政サービスの向上を目指す必要があると考えております。こうしたことから、申請手続のオンライン化等につきましては今後のデジタル庁による自治体DX推進の動向を注視しながら進めてまいります。

次に、4点目の、プロジェクトチーム結成等により現状の把握や優先的な廃止の可否決定などを行い、既に積極的削減に取り組んでいる自治体もあるようだが、当町にプロジェクトチーム結成などの考えはについてお答えいたします。

押印の見直しにつきましては、3点目の御質問でもお答えしましたとおり、地方公共団体における押印の見直しマニュアルに示された地方公共団体における押印の見直し手順を活用することにより、現状の把握や廃止の可否決定がスムーズに行えるものと判断しておりますので、プロジェクトチームの結成などはせず、総務課を中心として見直しを進めております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

簡潔で明確な御答弁いただけたと思っております。

それでは、幾つか再質問させていただきたいと思っております。

まず、申請書類において、町の裁量である程度押印についての見直しが行えるものが280種類という認識なんです。御答弁ではもう回答いただけているので、今年度末までにそこをまずピックアップして可否検討を行うと。

実際に、じゃ、これをなくしていこうというもの必ず出てくると思うんですが、それは来年度からという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

押印の可否を今年度中に見直しをさせていただいて、様式を整えながら来年度に向かってというところがございますので、そのところを押印がなくなるというふうな形で考えておりますので、今年度末にはそのところをちゃんと可否をはっきりさせて翌年度にというところを考えております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

私、ちょっと急進的なところありまして、なくせるならもうあしたからでも来週からでも、意味を考えた場合ですね。なかなかそのような形で取り組んで、来年度にはもうそういうところに着手していくというお答えをいただけている分には、そこで引き下がるというか、一定の回答を得たのかなと思っております。

もう一つお聞かせください。

国ですとか県からこういう様式で出してくださいというものの中に認め押印がある。この場合、町はなかなかそれを町の裁量で要らないだろうというわけにはいかないと思っているんですが、最近やはり、今のそのデジタル行政への移行などを踏まえてかなり減ってきている、むしろないんじゃないかなというぐらい思っているんですが、その辺り、いまだにその県の組織とか国の組織で押印を求めているものって、今、数はいいんですけれども、例えば減っているとかそのような現状をちょっと教えていただきたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

国や県というところのお話でよろしいですか。

国や県につきましては、国・県の制度が変更になって通達が来るというふうな形にはなっていると思っておりますけれども、先ほども答弁のほうでお答えさせていただいた、国のほうは行政手続の見直しを行って出てきたものが、福祉分野であるよということの御答弁させていただいているんですが、そういったものはこれからも出てくるのではないかなというところは見据えております。

ただ、今、現時点で総務課、私どものところで把握しているところは福祉分野にこれだけあるよというふうにお答えをさせていただいておりますので、今後、もっと調べていけば今も通知が来ているのではないかなというところも推察するんですけれども、どのくらいあるかというところはちょっとまだ把握ができていません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

その件は、県や国の書式でもうなくなっているだろうという認識が共有できていればいいかなと思っております。

一つ、すみません、添付資料の1ページのはじめにのところでちょっと触れてある、最後の段落の辺りなんですけど、とにかく自治体は押印廃止に向けて、これ多分、依頼通達というよりはお願いという感覚なんですけど、そのようなところ見直しを行ってくださいというような文言も入っております。これが、実は出たのが今年の12月、タイトルの表紙にあるんですが、12月十何日という日付でした。10か月ぐらいたっております。そんな中、その改革法案の成立とかデジタル庁今月できたりしております。

ここからもう10か月ぐらい空いている中で、例えばより強めの依頼ですとか通達、こういうことしてくださいというようなものが中央省庁あるいは県あたりから来ているというようなところは、私がネットで調べた中ではそのものがちょっと見つからなかったんですが、この10か月何もなかったのか、それとも、要は自治体とそういう中央との関わりでこういう話が出ているというようなものがあればお聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

国から、強い要請というふうな通知ではないんですけども、今年度に入って自治体DXを推進していくために手順書のほうの作成を、国のほうで手順書が出てきて、そのときに押印のところも少し触れるような形にはなっておりますので、先を見据えた中での押印の見直しというところで私ども考えていますので、押印だけに限って早くなくしてというふうな通知はなかったというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 盛です。

分かりました。そのことに関しては受け止めておきます。

二つ目の質問、まいります。

廃止に実際したものは主に福祉分野を中心に10種類という御答弁でございました。一つ一つ聞くつもりはないんですが、やはりその廃止したことによる効果とか影響とかそこら辺がどうだったのかというのはちょっと確認しておきたいんですが、その辺り把握されていらっしゃるでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

押印がなくなったことで、課題ですか。失礼。

押印をなくすというところの問題については、すごくたくさんある数が、たくさんある書類の中でどういうふうに判断していくかというところがあります。それをちゃんと漏れなく判断して押印をなくすかなくさないか、道理的な理由があつてなくさないよというふうに見いだしていくのかどうかというところがありますので、非常に懸念するところは、数が多いので漏れはないかというようなところを懸念しているわけです。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） すみません、もう既に実施してあるものなので、その結果どういうメリットがあったかとかそういうのを実感しているかというところをちょっと伺いたかったんですが、そこよりは別の質問をさせていただきます。認識の共有を図りたいと思います。

今後、町として何か町民の方に書類申請される際には、認め押印もう発生しないと考えてよろしいのでしょうか。サインで代替するのか、そのときの書類の出し方によってまた変わってくるかと思うんですが、もし別手段をお考えでいらっしゃるのであればそれも併せてお答えいただきます。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

基本的に、見据えていくところが自治体DX、そこに見据えて押印が廃止されていくというところがあるので、そこはある意味通過点というか、押印を無くしていくのは通過点というふうな形にもなりますので、全然、新たにしたものでそこがまた押印しなければならないのかというと、オンライン申請が早めに進んでいけばそこも押印も要らなくなるし、手続も簡素化されていくのではないかなと思いますけれども、今後、ある程度出てきたものは押印を求めるかといひましても、そこは押印求めなくても必要性はないということ判断すれば求めなくてもいいという書類になるのではないかなと思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番(盛 純一郎君) すみません。基本的にはなくなるだろうという認識です。行政のデジタル・トランスフォーメーションですね、それを進めていくところの認識で少し、今後、ほとんどの書類が認め不要な、あるいはもっと言うところの書類が電子申請、これ移行されていく、しかもここ数年以内でという認識が私にはあるんですが、その辺りの認識は共有できているのかということをお伺いします。

○議長(大石 巖君) 総務課長、久保田明美君。

○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

まず、押印をなくすための意味というかそのところをやっぱり職員の中で情報共有していなければいけないので、そのところはやっぱり情報共有するためにはちゃんと説明会もするし、自治体DXに関してもしっかりと認識していくような形で啓発していかなければならないと考えております。

○議長(大石 巖君) 3番、盛 純一郎君。

○3番(盛 純一郎君) 分かりました。

三つ目の質問に関してでございます。

もう具体的に今年度内にまずは洗い出しといいますか、認め押印をなくす方向で恐らく検討していただけたらと思っておりますが、こうしたところを取り組んでいるよというアピールも実は私、必要なんじゃないかと思っております、先進的な自治体なんかはこういうことをやっていますということをよく、町のアピールといいますか、その地域のアピールにも使っている側面が勉強していくとありました。

しかも、これ、コロナ禍でもできる小さな行政改革の取組の一つかなと思っておりますが、仮にそのプロセスとか、結果こういうものを公表しますというようなところ、これ、例えば町のホームページですとか広報でこれが膨大な、280ある何ぼでどの類いをどうやるかというのがあるんですが、そういうものをつまびらかにするというか、ある期間で、例えば来年の3月以降とかで表明するというか発表するというか、そのようなことは期待してもよろしいでしょうか。

○議長(大石 巖君) 総務課長、久保田明美君。

○総務課長(久保田明美君) 総務課でございます。

もちろん、町民の皆様にはお知らせしていかなければならないというところではございますけれども、何にしても例規を整備しながら廃止していくような形になりますので、そこは整わせながら、いつから廃止するかというところが見えてきますので、3月いっぱいまでではそういうことをしなければならぬと思っておりますので、そういった整ったところではいつからか、4月からではあるんですけれども、押印はいらなくなる、新しい申請書ができますというふうな形ではお知らせする必要はあるかなというふうに思っておりますけれども、どういう形にするかはまだこれから考えたいと思います。

○議長(大石 巖君) 3番、盛 純一郎君。

○3番(盛 純一郎君) 3番、盛です。

今のコメントは理解いたしました。

いずれにせよ、対面手続の減少ですとか申請のスピードアップ、これにもやはりその認め押印の廃止というのは一定の効果がある、町民の利便性の向上につながっている部分出くると思います。それで、先ほど申し上げたように自治体の姿勢のアピール材にもなり得ると

思っておりますので、あまり費用、期間をかけずに早めにやる自治体であってほしいなと思っております。

すみません、四つ目のところなんです、プロジェクトチームはつくる考えはないという御答弁だと思いました。

私、この、ちょっと調べるに当たって、神奈川県相模原市なんかの事例では、若手とか若い職員はかなりデジタルデバイスに精通しているというところもあると思うんですが、どんどん意見を出させて、それをよくもんで、最終的に1,500近くの認め押印を既に去年12月の段階でもう廃止したというようなことでございました。

専門のチームを立ち上げてというのは、その各課から恐らくそうした方を引っ張ってその会議を重ねてという形だと思うんですが、この町でそうしたことに取り組むのは、基本的には総務課さんという御回答でありました。その御答弁を聞いて、やり方はまた考えていかなきゃと思うんですが、その今の総務課さんの人員で今年度内に調べ上げて、当然、そこでは各課から書類を上げてもらうというようなものも出てきますとは思いますが、やれるのかなという懸念もちょっとあるんですが、その辺のちょっと、意思というか総務課長、さっきからお答えいただいているので、やれますか。大丈夫ですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

プロジェクトチームというお話だったんですけれども、プロジェクトチームは恐らく押印廃止を含めて将来的なDXをどういうふうに進めていくかというところのプロジェクトチームかもしれません。

今回、押印の廃止というところの視点でお答えさせていただきますと、全部で、総務課で検討するわけではないので、各課にお願いして各課で所管している事務について必要か必要でないかというところを検討していただいく話になりますので、そのところはこういうふうにやっていくかというところは総務課が責任持って各課に伝えなければいけないと思っておりますので、それで今回は、今、人員の心配もしていただいておりますけれども、とにかく総務課でまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね。例えばニュースなんか見ていると、静岡県庁でもそういうプロジェクトチームつくって、実際に多分、県様式のものなど見直しを随時行っていくということでありました。町の規模からいっても、そこまででも総務課さんでやり切れればいいなとは思っております。

それでは、次、最後の質問にしたいと思います。

この認め押印廃止、あくまで今回はその町民の申請書類に絞らせていただいたんですが、どうしてもこの、添付の資料も抜粋してあるんですが、その中にはやっぱり行政内部の認め押印が残ったままだとまずいよねという意味でいろいろ書いてございました。ただ、今回、ちょっと質問の趣旨とは外れるので、ただ、町民の認め押印を撤廃するのであれば、同時に行政内部でのその、もし認め押印をまだ出していて、要するに回していくような体制があるのであれば、先ほどから何度も自治体DXの話は出ておりますが、そうしたものに対しても随時といいますか、同時にといいますか見直しを行っていくべきではと考えておるんです

が、そこについてどういう認識でおられるか、もう一度聞かせていただいでよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

内部資料というところでお話しだと思うんですけども、内部資料につきましても、もう既に職員が保険の適用とかいろんな申請を共済組合、県に出すときにはもう押印も廃止されていますので、そういうところを見据えながら、内部資料もだんだんに押印のほうもなくしていくような方向になると思います。その中でも、人事とか会計とかそういうところもこちらのほうに載っていますけれども、そののところも同じように必要性について検討していかなければならないと思っています。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今回、答弁がすごく簡潔かつ明確だったので、具体的な納期とか種類とか全ていただいたので、あまりあれこれ、実は質問を用意してはあったんですが、大体お答えもいただいているので、早く推進していただきたい。

今、思ったのは、来年の4月ぐらいから変わっていくのかなという認識はあるんですが、私としてはもう、すぐ廃止でいいんじゃないというところではちょっと、その手続といいますかそういう、法令とかまでいなくても、要するに町の書式を大きく変えていく話で少しタイミングが、時間がかかるのは認識しているんですが。

やっぱり町民の方が窓口に来てうっかり判子を忘れちゃったといったときに、じゃ、取りに帰ってくださいとか、もう1回来てくださいとか、出直してくださいというようなことはなくなるというのと、サインじゃ駄目なのかと常々思っておって、今の御答弁になると、恐らく今年度中はそうしたことは残っちゃうとは思いますが、それは、あえて言います、何とかならないんでしょうか。要するに、認め押印がなくてもサインなんかで今のなんかは代替できるのは、その法的根拠がない部分かなと私は思っているんですけども。

まず、伝統として続いてきたとかそういうものかというところかもしれないと思っているんですが、窓口に来て認め押印をないと書類が成立しないというような状態がサインで代替できるのは今年度からでもいいんじゃないかと思っているんですが、その辺りってどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

先ほども申し上げましたけれども、町の事務をやるに当たっては根拠があります。そのところの根拠を例規に基づいたものでやらせていただいている。そこをちゃんと整えたら、そこはもう押印をなくすと。あるいは申請書に押印だけがなくなるというところの話ですが、町民の皆様は窓口には来ていただかなければならないという手間はありますけれども、そのところは、なくすことは例規をちゃんと整えればやっていけるのではないかなというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） コロナ禍でもありますし、あまりその、要するに優先順位といいますか、今、一番力を注がなきゃいけないところはむしろそちらのほうだとは思っていますが、そちらの、今のその押印廃止は一つの手段でしかないという認識は事前に共有させてい

いただきました。その先に大きなそのデジタルの変化と申しますか、もしかしたらその自治体でそういう基幹業務に携わる人がこういうものの推進によってかなり減って、町民のサービスも迅速で享受できると。自治体の方はその、そちらのリソースエネルギーを福祉とか介護とか教育とか医療とか、そういう部分に向けていければいいなという思いもございませう。

それでは、また、その来年度以降のこの進み具合注視して、私の一般質問終わろうと思ひます。ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 以上で、3番、盛 純一郎君の一般質問が終わりました。

◎議案第58号、議案第59号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、議事日程第2、町長から、第58号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について及び第59号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての2件の追加議案が提出されました。会議規則第35条の規定により、日程第2、第58号議案及び日程第3、第59号議案の2議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和3年第3回吉田町議会定例会に追加で上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回、追加で上程いたします議案は、補正予算について2件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第58号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

本議案は、令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,607万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ118億5,660万円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和3年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ21億6,888万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が追加で上程いたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第 58 号議案 令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 7 号）について御説明申し上げます

別冊の補正予算書、令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 7 号）の 1 ページを御覧ください。

まず、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,607 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 5,660 万円とするものでございます。

また、第 2 号にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページから 3 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算（第 7 号）の内容でございますが、今回の補正予算は県の最低賃金改定に伴う会計年度任用職員人件費の給与改定分に係る増額のほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費及び予備費の増額に関する予算を計上するものでございます。

それでは、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和 3 年度吉田町一般会計補正予算（第 7 号）に関する説明書の 3 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14 款国庫支出金につきましては 10 万円を増額するものでございます。これは、2 項 3 目衛生費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について 10 万円を増額するものでございます。

続きまして、18 款繰入金につきましては 1,597 万 2,000 円を増額でございます。これは、2 項 1 目基金繰入金におきまして今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございまして、財政調整基金から 1,597 万 2,000 円を繰り入れさせていただくものでございます。

なお、これによりまして、令和 3 年度末における財政調整基金残高の見込額は 16 億 2,629 万 5,000 円となります。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

2 款総務費は 121 万 3,000 円を増額でございます。その内訳でございますが、いずれも会計年度任用職員人件費における増額補正で、1 項 1 目一般管理費におきましては 10 万円の増額、10 目人事管理費におきましては 93 万 5,000 円の増額。

また、5 ページの 2 項 1 目税務総務費におきましては 11 万 2,000 円の増額、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費におきましては 6 万 6,000 円の増額でございます。

続きまして、6 ページの 3 款民生費でございます。

こちらは 37 万 4,000 円を増額でございます。その内訳でございますが、いずれも会計年度任用職員人件費の増額補正です。まず、1 項 1 目社会福祉総務費におきましては 2 万 2,000 円の増額。

7 ページの 6 目人権・地域改善費におきましては 4 万 7,000 円を増額でございます。

次に、7目介護保険費におきましては、介護保険事業会計繰出金につきまして、会計年度任用職員人件費の給与改定に伴う事務費繰出金3万2,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては2万3,000円の増額。

また、8ページの3目保育所費におきましては25万円の増額でございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

4款衛生費でございます。こちらは38万7,000円の増額でございます。まず、1項1目保健衛生総務費におきましては、会計年度任用職員人件費2万2,000円を増額するものでございます。

次に、2目予防費におきましては12万2,000円の増額でございます。これは、会計年度任用職員人件費を2万2,000円増額、また、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種証明書交付に係る特定消耗品費10万円を増額するものでございます。

次に、10ページの3目環境衛生費におきましては、会計年度任用職員人件費を21万9,000円増額、また、6目健康づくり事業費におきましては、会計年度任用職員人件費2万4,000円を増額するものでございます。

11ページを御覧ください。

7款商工費は7万7,000円の増額でございます。これは1項3目観光費におきまして、会計年度任用職員人件費7万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、8款土木費は2万2,000円の増額でございます。これは、1項1目土木総務費におきまして、会計年度任用職員人件費2万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、10款教育費でございます。こちらは49万7,000円の増額でございます。その内訳でございますが、いずれも会計年度任用職員人件費における増額補正で、1項2目事務局費におきましては2万3,000円の増額。

また、13ページの3目教育諸費におきましては1万9,000円の増額でございます。

次に、2項小学校費の1目学校管理費におきましては22万4,000円の増額、また、3項中学校費の1目学校管理費におきましては6万9,000円の増額でございます。

次に、4項2目公民館費におきましては6万6,000円の増額、4目図書館費におきましては2万2,000円の増額でございます。

次に、15ページの5目ちいさな理科館費におきましては2万7,000円の増額、また、5項3目体育館運営費におきましては4万7,000円を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

14款予備費でございます。こちらは1,350万2,000円の増額でございます。これは、1項1目予備費におきまして、応急対策等の不測の事態に対して早急に対応するため、予備費を充用したことに伴いまして、今後の不測の事態に備えるため、予備費を増額するものでございます。

以上が、第58号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課からは、議案書の2ページ、第59号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

別冊の令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,888万7,000円とするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものがございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明申し上げます。

令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページ、歳入を御覧ください。

7款繰入金でございます。県の最低賃金の改定に伴う会計年度任用職員人件費の給与改定分に係る増額補正で3万2,000円の増額でございます。

次に、歳出でございます。説明書の3ページを御覧ください。

1款総務費でございます。歳入で申し上げましたが、最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員人件費における給与改定分に係る増額補正で、人件費3万2,000円を増額計上するものでございます。

以上、福祉課から第59号議案につきまして説明申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明がありました、日程第2、第58号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）について及び日程第3、第59号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案の議案審議につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。また、議案審議は22日の本会議で質疑を行い、24日の本会議で討論及び採決を行いますのでよろしく申し上げます。

◎第8号報告の報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、法令に基づく報告を行います。

第8号報告 令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の修正についての1件について、担当課長から報告をお願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から第8号報告といたしまして、令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の修正について御説明申し上げます。

議案書の3ページと4ページ及び参考資料ナンバー13の1ページを御覧ください。

先日、令和3年9月1日、本定例会の初日におきまして、第5号報告といたしまして令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率について御報告させていただいたところでござい

ますが、今般、このときに御報告をいたしました健全化判断比率のうち、将来負担比率につきまして算定誤りがあったことが判明いたしましたことから、このたび、修正後の将来負担比率を監査委員の審査に付しまして、改めて議会に御報告させていただくものでございます。

算定誤りの内容につきましては、令和3年9月2日に県から、誤りが多い事例として将来負担比率の算定における充当可能基金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とした基金については、当該基金のうち要返還額として計上し、充当可能基金から除く必要があるため、正しく計上されているかと確認の依頼がございました。該当する基金について確認をした結果、充当可能基金のうちの要返還額として控除して算出していなかったことが判明いたしました。具体的には、参考資料ナンバー13の4ページの中段の一番左側でございます充当可能基金の欄が今回の修正部分となっております。

修正内容といたしましては、この充当可能基金の中に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資といたしました新型コロナウイルス感染症経済変動対策貸付資金、利子助成基金297万9,000円につきまして、要返還額として控除して算出すべきところを控除せずに算出していたため、修正して再算出した結果、修正前と比較いたしまして297万9,000円減少し、この充当可能基金については30億9,274万円となるものでございます。

そのため、修正を行った結果、議案書の3ページでございますとおり修正前は将来負担比率が59.4%であると報告させていただいておりますが、算定誤りを正した結果において求められた修正後の将来負担比率は59.5%でございました。

令和2年度の算定における特殊な事項であったとはいえ、今後、このようなことがないように、適正な事務執行に努めてまいります。

以上で、第8号報告 令和2年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の修正についての説明とさせていただきます。

○議長（大石 巖君） 以上で報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 1時48分

開議 午前 9時00分

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 17 日目でございます。
-

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は 13 名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大石 巖君） 日程第 1、一般質問を行います。
会議規則第 57 条第 1 項及び第 2 項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第 3 項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1 人の質問及び答弁に要する時間は 60 分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 山 内 均 君

- 議長（大石 巖君） 8 番、山内 均君。
〔8 番 山内 均君登壇〕

- 8 番（山内 均君） おはようございます。
私は、吉田町が平成 2 年度から進めている下水道事業に焦点を当てて、税の不平等や制度の不合理性及び町を二分するような下水道事業について、町の考えを追求してきました。お尋ねをしてきました。しかし、本旨は吉田町全域を合併浄化槽及び下水道で水洗化を進め、水環境を良好なものにし、生活排水対策を確実にを行い、町民が安全に安心して生活できる吉田町をつくるため何を問うべきかを考えてきました。質問の中では、生活環境を守るために戦略を立てなければならない吉田町の現実としての例を挙げながら、水洗化構想について考えてまいりたいと思います。
質問事項 1 です。
町全体の水洗化構想及び合併浄化槽による水洗化計画について。
質問の趣旨となります。一人一人の日常生活から排出される生活排水が河川や海を汚している。生活排水による道路側溝や水路、河川の汚れを解消するためには、下水道区域外も含め、全てを浄化槽及び合併浄化槽による水洗化が必要である。良好な生活環境をつくること

は、住みよい町をつくるための必要条件である。現在、吉田町は下水道事業と合併浄化槽による生活排水処理の水洗化を進めているが、第5次吉田町総合計画に示されているとおり、単独浄化槽から合併浄化槽への転換は進んでいない。単独浄化槽は、し尿だけは処理をするが、生活排水は直接排水路に流すこととなる。そのため、悪臭による環境悪化が起きている。合併浄化槽への事業転換は早急に必要となる。一方、下水道区域は排水路に流れるのは雨水だけであり、排水による環境悪化の問題は発生しない。

そこで、以下の点について質問をする。

1、単独浄化槽が多数を占める旧戸建て住宅団地内では、夏季には側溝に放出された生活排水が悪臭を発生し、環境悪化を起こしている事例がある。早急な調査が必要であると思うが、認識しているか。

2、単独浄化槽による生活環境悪化の懸念に対して、どのように考えているか。

3、下水道事業と合併浄化槽事業による町全体の水洗化の構想はあるか。前回の一般質問で、この下水道事業について令和8年度までという計画を立てたという答弁があった。令和8年度は浄化槽行政への転換期になるのか。また、合併浄化槽における水洗化計画の必要性をどう考えるか。

町の考えをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町全体の水洗化構想及び合併浄化槽による水洗化計画についての御質問のうち、1点目の単独浄化槽が多数を占める旧戸建て住宅団地内では、夏季には側溝に排出された生活排水が悪臭を発生し、環境悪化を起こしている事例がある。早急な調査が必要であると思うが認識しているかについて、お答えいたします。

し尿のみを処理する単独浄化槽につきましては、平成12年の浄化槽法の改正以降は新規に設置することが禁止されております。議員の御質問にありますとおり、単独浄化槽は風呂や台所などからの生活雑排水が処理されずにそのまま側溝等に排水されてしまうことから環境の悪化につながるものでございますが、現在、単独浄化槽に起因する悪臭の情報について、町に届いている具体的な案件は承知しておらず、早急な調査が必要であるとの認識はございません。

次に、2点目の単独浄化槽による生活環境悪化の懸念に対して、どのように考えているかについて、お答えいたします。

1点目の御質問でもお答えしましたとおり、単独浄化槽では生活雑排水は処理されず、生活環境の悪化が懸念されることから、合併浄化槽への転換が重要であると考えております。

町の浄化槽設置費補助金では、本年度からこれまでの合併浄化槽本体の設置費に係る補助に加え、宅内配管工事費と単独浄化槽の撤去費への補助を新たに追加し、転換の促進を図っているところでございます。

8月末までの補助金の申請状況を申し上げますと、既に転換の申請が27件と、昨年度の申請3件と比較しましても大幅な増加となっておりますことから、補助金を拡充した効果は大きく表れているものと受け止めております。

また、浄化槽につきましては、合併浄化槽であっても法定検査を実施していなければその性能を維持することができず、生活環境の悪化につながってしまいますことから、法定点検を確実に実施していただくことも重要となりますので、県と連携して行うダイレクトメールの送付や広報よしだなどを活用して周知を図ってまいります。

次に、3点目の下水道事業と合併浄化槽事業による町全体の水洗化の構想はあるか。前回の一般質問で、この下水道事業について、令和8年度までという計画を立ててやっていると答弁があった。令和8年度は浄化槽行政への転換期になるのか。また、合併浄化槽における水洗化計画の必要性をどう考えるかについては、町全体の水洗化を町の汚水処理施設の整備手法と捉えてお答えいたします。

汚水処理の方法につきましては、集合処理と個別処理に分けられ、当町におきましては集合処理である下水道と個別処理である合併浄化槽のいずれかということになります。

昨年度、汚水処理施設の整備計画として汚水処理ビジョンを策定いたしました。当該汚水処理ビジョンにおきましては、現行の下水道全体計画区域を大幅に縮小する方針を示させていただきました。また、縮小後の下水道全体計画区域内の管渠整備は令和8年度までに概成できる見込みであり、令和8年度以降は浄化センターの改築の更新に重点を置き、管渠につきましてはストックマネジメント計画に基づき、適切に維持管理を実施していくものでございます。

汚水処理ビジョンは、下水道整備区域と浄化槽整備区域を新たに設定し、実効性の高い汚水処理施設の未普及の解消を目的として策定したものでございます。議員の御質問にございます浄化槽行政への転換とはどのような意味なのか不明でございますが、当町は令和8年度以降、浄化槽事業のみを実施するというものではございません。議員の御質問にございます合併浄化槽における水洗化計画というものはございませんが、汚水処理ビジョンは下水道だけではなく、合併浄化槽の整備を含めた内容となっておりますので、この汚水処理ビジョンに基づき、合併浄化槽への転換促進策などを検討してまいります。

以上で答弁は終わるんですけども、私、議会というものに対して、議員の皆さんに対しては、今流の言葉で言うとリスペクト、非常に尊敬しておるんです。その意味では、基本的に、インテグリティって御存じですか、インテグリティという英語、御存じですか、分かりますよね。基本的に、なぜ私が議員さんに対して、また議会に対してリスペクトするかというと、私は行政を考えています。皆さんはチェックをします。チェックにおいて、基本的には、議員さんに求められるのは非常に高い道徳的、また倫理的な原則と価値観を持って妥協なくそれを遵守すると、そういう形で、いわば行政のやる様々なものに対してチェックしていくという意味で、議員さんというのはもうそういう意味での、倫理性というものは非常に高く要求されるんです。それ、お分かりだと思いますけれども。

その点、山内議員も、もちろん議員でございますので尊敬しておるわけでございますけれども、この頃ずっと下水道の質問に対して、いつも分からないことがございます。議員さんのお宅は単独浄化槽でございますよね。単独浄化槽というものが、いわば水をきれいにすることに対して問題があるというふうなことはたびたび議員さん御指摘されているんです。しかしながら、議員さん、単独浄化槽から合併浄化槽への転換というのはなかなかしてくれないですよ。それは、どこか御意見があると思うんですけども。そういったとき、議員さんというのは基本的に、山内議員も、アンビバレントな、いわば部分をお持ちなのか

など思ってしまうんですよ。アンビバレントという意味の部分だと思いますけれども。要は、あることに対して肯定的な感情と否定的な感情を併せ持っている、非常に難しい人間の心理、無意識になるんですけれども、そういうふうなことなのかなと思ったんですけれども、単独浄化槽はいわばちょっと問題があるという御指摘は持ちながら、なおかつ御自分では変わらないという、それには高い考えがおりと思うんですけれども、いつか、この時間でも構いませんので、御披瀝いただけるとありがたいなと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答弁いただきました。町長からも考え方、それぞれの考え方があると思いますけれども、私は私なりにやっぱり考えを持ちながらやっていますので、それは今日この中で、再質問の中で明らかにしていきますので、また結果はどう出るか分かりませんが、ちょっと期待はしてください。

まず、再質問したいのは、質問の中に悪臭の環境悪化、それについて質問させていただきました。答弁の中では、そういう返事がないから、返事というのは住んでいる人からの苦情、そういうのがないからないよということですね。それをいただきました。しかし、この質問をやるに当たって、現実的に言いますと、まず旧の市街地の構成した部分、その部分に特定しますけれども、今カネハチの片岡店がありますよね。その北側に大きな団地ありますね。約320戸ぐらいらしいんです。その中のある方が、夏の排水は大窪川まで本当は計画しているんですが届かない、要するに、当然届かないでしょう、流量が少ないですから、単独浄化槽は。そうすると、その水が蒸発しながら途中で止まって、やっぱり全部悪臭を出していると。我々は実際に吉田町の中でいろんな苦情、苦情というかそういう、苦情ですね。根本的には生活環境の悪化の苦情とか、そういうものを聞いていって、その中で、では行政に対して、今やっていることに対して、どうしてそれを表していくかというのは我々の役目ですよね。議員の役目だと思っています。施策を考えてくれるのは町の人たちですよね。だから、その施策に対していろいろな不都合とか不合理性があつたときには、聞こえたときにはそれをもってやっぱりそれはどうなんですかと聞くのが私の仕事だと思っていますし、一般質問に関してはそれが重要だと思っています。

先ほど言われたとおり、私は下水道をターゲットにしているわけではなくて、実際にやりたかったのは今日のことだったんです。もう一つ、計画の中にひょっとしたら経済的な計画も含まれて、私の構想の中ではありますけれども、そういう意味で質問させていただきます。

今、1つの例を出しましたけれども、下水道区域外である今言った団地、神戸の南に位置する320戸ほどの住宅が集まる集団、住宅団地です。質問のとおり、単独浄化槽から放出される生活排水から発生する環境悪化の一例を示しました。今、町長の答弁にあるとおり、そういうお話は届いていませんよということだったんですけれども、現実的にそういうものはないんですか。全然町に届いたことはないんですか、もし届いたことがないとしたら、我々の怠慢だと思ひますけど。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

一切ゼロということではなくて、過去に一度そういう、ちょっと何年前か把握していないですけども、何年か前には一度そういう連絡が来まして、この浄化槽の業務については県が主体的に動いている部分がありますので、県と連携して単独浄化槽のおうちにいきまして、転換をするようなことで訪問したことは過去にはありますけれども、最近ということ、ここというところでは連絡が来ているというのではないです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 多分、そういう言葉そのものが届いていないだけだと思いますよ。実を言うと、先ほど町長が言った、私のうち、言いましたよね。私のうちは単独浄化槽です。確かにそうです。なぜやらない理由は、最後に、大きな問題を抱えていますので出しますけれども、実は単独浄化槽でやっていて、うちの場合も排水、要するに家庭用の排水を含めた排水路が前の側溝しかないんです。それが無いんです。ところが、その側溝も多少地盤沈下を起こしていて水が流れていないんです。現実的に。何度か、二度ほどかな、お願いをして見ていただいたことがあるんですけども、やっぱりもうヘドロがたまっています。そういう状況がどこにもあるんです。それと同時に、多分いろいろ見ていくとわかると思いますけれども、多くの道路側溝が木が生えている状況、皆さん多分見たことがあると思いますけれども、ありますよね、側溝から木が、間の継ぎ手を通して出てくる。要するに、そういうものを確認していますかということなんです。確認をしてくださいということなんです。その辺は、でも実際にやってみてください。もし本当になかったとしたら、ちょっと私としては違和感を持ちますので、その辺はどうですか。やっていただけるような約束というのはできますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

道路側溝ということで、建設課のほうからお答えさせていただきます。

道路側溝、土砂がたまったり、議員おっしゃいますように木というんですか、草が生えているところもあることは承知しております。御要望等いただいて対応させていただいているところでございますけれども、そういうところを把握しているかどうかということにつきましては、今現実どこがそういう状況になっているかというのは承知しておりませんが、またそういうところも注視しながらパトロール等を行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 生活をするには非常に大事なものであるし、環境というのは、吉田町が前面に出して、大事な部分だと思いますので、それに関してはまた私のほうでもそういう、ひょっとしたらアンケートというか、聞いてみて、こういうのがありますよと、そして動いてくださいねということも言うかもしれませんけれども、その辺はそのときによって私もやろうと思っていますので御承知ください。

それから、幾つか例を挙げますけれども、現実的に、私のうちの、自彊小学校の西に300軒ほど大きな団地があるじゃないですか。あそこも旧の住宅団地で、ほとんどが単独浄化槽です。それで、3.11以降に自彊小学校が100人以上増えているところが、今現在住宅ラッ

シュになっています。私の周りで。ここ1年間で8軒ぐらい建ちました。恐らくまだ建つでしょう。藁科製材のあの団地のそっち側です。そうして、現況を言いますと、合併浄化槽も入れて、全ての水、お風呂の水から、かなりの量、どのくらい出るのかな、出ると思います。水が出ますよね。きれいになったやつが。それが8軒のうちができただけで側溝が、水がきれいな側溝に流れているんです。今まではなかったことなんです。ですから、そういう現実があるもんですから、私としては皆さんが困っているのではないかとこのことを上げさせていただきました。

ただ、下水をやっているところ、下水道をやっている区域では排水溝に流れるのは雨水だけですよね。まずそれを確認しますが、浄化槽、下水道区域内での、要するに雑排水と雨水は2系統、別回路ですよね。排水は別管理ですね。吉田町の場合は。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

下水道区域内で下水道を供用開始していれば下水道につないでいるんで、側溝には流れないということで、残っているお宅、単独、合併ありますけれども、その方については側溝に流れているという形になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 下水道が配備されている区域というのは、今言われたとおり単独の、基本的には雨水だけ入りますので、こういう環境悪化の発生はしないんです。でも、現実的には住吉にありますよね、いろいろ臭いの部分がありますね。あれば、やっぱり1つのシステムがどこか壊れているんです。そして、本当は出ないはずのやつが臭いが出てくると。水産関係ですから、当然臭いがないというのはないですけども、それは容認をしても、下水道区域はそういう形で環境悪化というのは非常に少なく、そして単独浄化槽を使っている旧の地域というのはそういう水環境の汚染が発生する、そのぐらい、それ一つとっても私がいつも追及している下水道と浄化槽の違いなんです。だから、平等にしてほしいということでいつも思っています。それはそういう、今私が言った平等、差があるじゃないかと私は思っているんですけども、町としてはそういうものの感覚というのはありますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

すみません、もう一度質問の要旨をお願いします。

○8番（山内 均君） 単独浄化槽の場合には、今言った水環境の悪化が発生すると。排水路ですよ。ただし、下水道区域に関しては今言われた雨水だけが流れますから、そこにはそういうものが発生しないんです。そこにもう格差が出るわけです。その格差というものに関して、危険というお考えは持っていますかということです。持っていただきたいというこの質問ですが。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

下水道を使っているお宅であれば、当然側溝で臭いがすることはなくなっていますし、単独浄化槽が残っていれば、合併浄化槽に比べて8倍の水質環境が悪くなるということも一般的に出ていますので、当然そこは、今まで何度も繰り返しになりますけれども、汚水処理人

口普及率を上げていくことが重要でありまして、また、下水道区域については接続率というところも係ってくるので、そこはしっかりやっていくべきところだと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 結構大事なところなものでくどくなりますけれども、許してくださいね。

それは、やっぱりそういう形を持っていただいて、そうして、どこに、吉田町が本当に住みよい形をつくっていただくというのが私の、つくっていただきたいというのが私の本心なんです。願いなんです。

それと、もう一つだけ事例を紹介させていただきます。備前守トンネルがありますよね、皆さん通っていますね、備前守トンネル。あの北側に吉田病院があります。吉田病院の北側の、名前出していいかな、お茶屋さんの南側、よく警察が取り締まりやって車止めているところ。あの地域が、雨が降ると、以前にはなかったんですけども、少なかったんですけども、雨が降ると冠水をして、そしてそのお宅から苦情があって呼ばれました。それは、常に床下浸水をするんです。その一つの理由というのは、多分道路が高くなりましたので、今までは神戸川が全体が流れていたその下側が、水没というか浸水したんですけども、冠水をしたんですけども、それがだんだん道路によって冠水がそっちへ、前に来たんです。引越しをした道もあるそうです。そういうのを考えていくと、そのときに、その冠水をした水が、今言われた単独浄化槽から排水された、排出された油分であるとか臭いを持った水であるとか、私は感染症対策に対しても必要だと思っておりますけれども、そういう水があふれるんです。そういう認識というのはありますか。要するに、単独浄化槽から出た水が、それがそういう冠水として道にたまっていくよと。そこには不合理性がありますよ、危険性がありますよという認識ですが、そういう認識ってお持ちですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

単独浄化槽から側溝に流れている水、合併浄化槽も側溝に流れていますけれども、その水が床下浸水したときに環境対策にどうかということですが、ちょっとずれているのかもしれないですけども、雨水によっていつも流れているよりは薄くなるので、それほど影響があるという解釈はできないんじゃないのかなと思いますけれども。ただ、床上浸水することは好ましくないとは思いますが、どのぐらいかというのは、ちょっと何とも言えないところです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 認識がないということですね。

やっぱり、それは、可能性としてはあるんです。例えば、住吉・川尻、よく住吉冠水するでしょう。あの水というのは、北区のほうから、単独浄化槽から出たそういう汚水そのものが全部あそこにたまるんですよ。そういうことなんです。そのぐらいの危険性を持っていると私は思います。だから、そういう意味では、単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを早くやってくれと、重点的にやっていただきたいと。そして、吉田町そのものを住みよい町にしていきたいと、それが私の最終的な、下水道の全体をどうするかという今回のテーマに

なっていますけれども、それに対する考え方というのは、どうですか、ありますか。下水道を早くやらなきゃならんという。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

繰り返しになりますけれども、そこは人口普及率併せて、下水道については接続率も含めてやっていくべきものだと思っておりますので、そこは上下水道課としてしっかりやらなくてはならないと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ありがとうございます。

そうですね、実際そうしていただかないと。ここではなく、そこに住んでいる人たちにとっては一種死活問題ですから。私はそういうふうに思うんです。住吉もやっぱりそうだと思うんです。そして、冠水したところにはできるだけもう出ないようにしていただきたいというのがテレビを見ている感想です。それが私のやつです。

一つ一つの事例は挙げていくと切りがありませんので、そういう形で、なぜ水環境を改善しなきゃならないかということは、合併浄化槽によって、合併浄化槽でも下水道でいいですけども、水洗化によってなすべきもの、最大の目的は多分そこにあると思うんですけども、私はそう思っています。水洗化の最大の目的は、環境をよくして、全体に住みよい、安全な町をつくるというのが目的であろうとは思っているんですけども、多分同じ考えですよ、どうですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 先ほどと同じ回答になります。しっかりやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ぜひ、その辺も。本当に困っている人たちいますので、ぜひよろしくお願いします。今日のやつはしっかりと報告をしておきますけれども。

それから、下水道と合併浄化槽の全体の構想ということでやっていますけれども、今改めて聞きますけれども、吉田町の全体の構想の中で水洗化という構想、その中で、下水道区域の普及率ではなくて全体での水洗化率というのはどのぐらいあるのかというのは確認をされていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

水洗化率というのが、用語で言うと下水道のものだけになるんで、下水道区域の水洗化率で言うと令和2年度末で72%ということになっております。一般的に言う汚水処理人口普及率については、下水道と合併浄化槽に切り替えたお宅の合わせた数値になりますので、その数値は令和2年度末で79.2%という形です。下水道で現状が37.8%と合併化槽で41.4%ということで、現時点では79.2%の汚水処理の人口普及率という形になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 多分質問の趣旨が届いていないです。吉田町全体見たときに、合併浄化槽、下水道と合併浄化槽による水洗化がどのぐらい進んでいるかというのは8割だと、とてもじゃないけれどもそんな数字なんかはないでしょう。それは、多分何かと勘違いしていますよね、8割というのは、下水道区域ですから、下水道の計画区域の話ですよ。

○議長(大石 巖君) 山内議員、もう少し質問の項目をはっきりしていただけますか。今の答弁で。

8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 言っているの分かりませんか。全体の、吉田町全域の水洗化されている、どのぐらいの割合で水洗化されていますかということです。把握はしていないということなら把握していないということで答えていただければいいです。中途半端じゃなく。

○議長(大石 巖君) 先ほどの答弁で数字が出ていると思いますが。

○8番(山内 均君) だから勘違いしているでしょうと、勘違いしています。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

先ほどと同じで、汚水処理人口普及率については79.2%ということで、下水道が37.8%、合併浄化槽が41.4%になるんですけれども、下水道の場合につきましては接続していない方も今計算に入っていますので、現状接続率が72%ということを経換すると、37.8%に72%を割り戻すと27.2%になります。その27.2%と合併浄化槽の41.4%を足すと68.6%になるので、およそそのぐらいの数値だと思っております。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) それではお聞きします、改めて。下水道区域の中での何戸中何戸ぐらいが今接続されていますか。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

人口普及率で計算しているの、元が実際住んでいる人数になります。それが共用開始している処理人口が1万1,101人に対して水洗化しているのが7,998人なので、それで72%という計算になります。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 浄化槽はどうですか。単独浄化槽と合併浄化槽の数字です。現在、要するに単独浄化槽が使われているうちというのは何軒あるかというのは確認はしているんですか。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

決算のときにも言ったんですけれども、今までここの浄化槽の区域の基数がまだ正確に、浄化槽台帳を整理するというので県が、令和2年度から法律改正して進めたところなので、ここの精度はちょっと低いですが、今うちで把握をしている基数は1,363基という数字を持っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これは単独浄化槽ということで確認をしているということですね。分かりました。

次にいきます。

浄化槽に関しての普及率、それを最大限にできるだけ早くやっていただきたいと。実際、下水を平成2年から始めていて、そして30年たった。30年間たった現在がさっき言った、何%って言うていましたっけ。下水の普及率って。79.2は全体だったですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

37.8%、先ほどお答えした数値です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 基本的に、数学やっていて、パーセントというのは大体ごまかすためにやるようなもんで、私はそういう認識していますので、本当は何軒、分子と分母がはっきりした数字が分かればいいんですけども、それに関しては、今日は構いません。

今言われた1,363基、それが合併浄化槽をこれからやっていくに当たって、どのくらいの期間でそれを、単独浄化槽を合併浄化槽に切り替えていきたいと思いますかというような構想、計画、ビジョンというのはお持ちですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

年度ごとで何基という計画をつくって持っている数字はないんですけども、第5次総合計画の中では令和5年度までに42%という目標を持っておりますけれども、国は令和8年度で、国は現状はもう90%を超えているんで言っている部分もあると思うんですが、国全体として令和8年度までに下水道、農業集落排水とか含めて95%という目標でやっていますんで、当町まだ80%にのっていませんけれども、それに近づけるような形で進めていくもので考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 残り2割というのは、とてもじゃないけれども信じられなくて、これ後でまた自分なりにやりますけれども。

それで、今どのくらいの年数を、どのぐらいに全体的な、100%に近くするためには計画というのは持っていますか。あるんですか。計算はしていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

先ほどと一緒に、計画は持っていないですけども、今、それこそ今年度始めた転換、単独浄化槽に対しては撤去費と配管費を含めて転換促進を図っている中で、それ以外にも何かできることがあるかどうかということは、しっかり今年、来年の中で検討した上で、促進できるようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 聞きたいことは、吉田町の中ではそういう構想って持っていますか。単独浄化槽から合併浄化槽に切替えを済ませるといふ状況、済ませるのにどのくらいかかりますかという質問なんですけれども。計画していますか。していないならしていないでいいです。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

令和5年、84%というものはありますけれども、それ以外の計画は現時点ではありません。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 今言われた1,363基、まだ単独があるということだったですけども、それはそれで数字を、その数字を拾って行ってちょっと計算してみると、例えば吉田町の水洗業者が何軒がありますよね。単独浄化槽から合併浄化槽に設備を、全部を替えるためにはということ考えていますけれども、1,363基ということは、例えば吉田町の業者が、5軒の業者が年間に200件、もしやっていくとすると、大体1年半で終わっちゃうんです。1,363、200件の5で1,000。年間、5軒の業者が100件やったとしても3年間、そういう計算になると思うんですけれども、そういう計算をやっていくと、下水が32年間やってこまできたのが、わずか3年ぐらいで、吉田町の業者だけでもしやったとしても、年間50戸できちゃうと思うんです。そういう計算、私はするんですけれども、そういう計算というのはなかなかすることはないですよ。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

基数を、例えば5軒で割り戻せばそうなる計算になるというのは理解できましたけれども、そこは理解しております。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 現実的ではないということですね。現実的ではないということだと思いますけれども、そういう意味でいきますと、浄化槽を、水洗化を本当に早急に上げるためであれば、さっき言ったいろんな、水の環境悪化とかそういうものの解消を考えていくと、そんな時間をかけなくてもできると思います。金額はもっと少ない。考えているより。金額として。

それで、先ほど町長が言われた、なぜやらないかというところに入りますけれども、今現在、国で換算している、30年度換算していますが、5人槽で83万7,000円。今回、中の配管を入れて、30万上乘せをして113万。そこに補助をされる金額、吉田町じゃなくて全体で補助をされる金額というのが、今までは5人槽で33万2,000円に60万、30万上乘せするわけです。浄化槽入れ替えるときに、配管やるわけです。上乘せの30万で。違いますか。

○議長(大石 巖君) 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長(山脇一浩君) 上下水道課でございます。

今までの、令和2年度までは5人槽単独浄化槽、転換するには33万2,000円しか出なかったものが、令和3年度から配管費が30万円と単独浄化槽の撤去費9万円、合わせて39万円がプラスになっているので、合わせて72という形になっております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 分かりました。今撤去の分だけ私のほうで単純計算ちょっとしなかったもんですから。

ただ。その中で、補助されたときに、それでも実際に現金が動くのは、建てる人が50万近くお金は出るわけです。単純計算して。5人槽で約恐らく50万くらいは出るでしょう。7人槽で60万から63万、出ますよね。今、私がもし浄化槽を単独から合併に切り替えたとして計算をしていくと、自分の持ち出し、5人槽でいけるんでしょから、50万は自分が出さなきゃいかん、50万円です。そして、それはいいです。50万出したときに、それは個人の負担、水洗化というために個人負担が50万出るわけです。下水道のときには、もう負担というのがありませんから、下水道やっていますからね、公のお金で、そうでしょう。首傾げていますけれども、そうですね、税金をつぎ込んでやっていますよね、なかったらできないでしょう。私はそう理解しているんですが、そのときに、我々としては、1つは下水道のために税金として納めているのは都市計画税ですかね、納めている1つの税金がある。我々個人としては、下水道区域以外の人たちが合併浄化槽に切り替えようと思ったら。そうすると、下水道のお金を払い、自分で水洗化のために50万何がしかのお金を払い、しかも検査も、検査も下水道の場合には、先ほど町長が言われた、検査の費用も払うんですね。下水道に比べると、その水ってのは下水道ないはずなんです。もちろん、自分たちで払うの当たり前、自分たちは払っていますけれども。下水道以外はそういう三重苦を持っているんです。私の計算、先ほど町長のなぜやらないかと。そうすると、簡単に50万と言いますけれども、なかなか出せないですね。だから、選択肢の中に同じ環境省でやっている個人設置型と市町村設置型があって、国はそっちでやりますよと言っているわけだから、なぜそっち側に移行しないのか。ここが一番大事なところなんですけれども。その理由ってあるんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

環境省でやっている浄化槽の補助金には、今当町でやっている個人設置型の浄化槽の補助金、あと、それ以外に、今議員がおっしゃった市町村設置型の補助金という種類もあって、国が市町村型にしろということは言っていないと思います。

各自治体でどの補助金を使ってやるかということでやっているものになりますので、そこは各自治体で選定するところだと思いますけれども、全国的に見ると、この市町村型ってそれほど進んでいないという認識でいます。過去の答弁の中でもいろいろ話させていただいたところはあるんですけれども、なかなかやっぱり、当然市町村設置型って個人の敷地の中に町の所有物があって、それを町が資産として持った上で維持管理していくというところの面もありますし、当然市町村設置型の事業につきましては、それこそ下水道事業と同様に公営企業会計でやっていかなくちやならないし、下水道と同様に使用料が毎月何千円という設定をした上で、その中で維持管理を賄って運営していくというところもあって、その部分も町で当然業務としてやっていくものになりますので、保守点検の費用は、使用料、毎月何千円か取ってやっていくという形になりますので、市町村型がこれから進んでいくという感じも持っていないですし、ちょっと近隣の市町で市町村型やっていると聞いたところ、配管補助金30万プラスになったところがあるので、今後は個人設置型の区域を広げて促進し

ていきたいということも確認しておりますので、現状は今の形で、個人設置型を進めていく中で促進策を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の答弁に関しては、じゃどうするかという、アイデア考えていけばそういうことですよ。やっているというところがあるということです。特に、過去にやったような、富士市のような例もあるわけです。ぜひ、そういうものに関して、税の平等ということを考えながらやっていただきたいんです。それが、本当はやろうと思えばできるし、やっているところがあるということはやっているところがあるんです。掛川もやっていたよね。その辺を、ちょっとまた、ぜひ選択肢の中に入れていただきたいと思うんですけども、そういう選択肢の中に入る可能性というのはないですか。あるなしだけでいいですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

それこそ、先ほどと繰り返しになりますけれども、掛川市が今までやっけていまして、現状1,702基だと思っておりますけれども、設置してあってやっけていましてけれども、今後はそこについては個人設置型ということも聞いている中で、一番やっぱりネックになっているのが、今十数年、始めてからやっけていましてけれども、毎年毎年維持管理費が、当初からちょっと懸念があったようなんですけれども、そういう部分もある中で、今現状としては配管補助金が30万付いたことによって単独でということも聞いておる中で、当町としても現時点はその形で進めていくものでやっけていこうと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言った三重に我々は払っていますよという意識を持った中で、合併浄化槽への転換なんか多分できないでしょう。ということは、私ではなくて、ある会合でそういう発言やっぱり出るんですよ、出ていますので、その辺は、私はぜひ選択肢の中に入れていただいて、そして水環境が本当に早くできる状況をつくっていただきたいと思いません。

私は、今回は言わなかったですけども、その環境の構想の中には下水道、合併浄化槽を言っているんじゃないかと、町に大きなお金が、仕事が発生するんです。例えば、1,000軒のうちが補助を含めて工事をやっけると、100万としても10億の工事が出るわけです。現実には、そういうのも含めて、いろんなことを考えていって、ぜひ浄化槽の転換というものをやっけていただきたいというのが今回の本質です。

ぜひ、浄化槽への切替え、絶対に必要なことは水洗化をして、そして先ほど言ったいろんな問題が出てくることを阻止すること、なくすことが行政の役割だと思っております。吉田町の行政の役割だと私は思っておりますので、ぜひその辺も含めて対応をしていくような状況をつくっていただきたいと思うんです。多分、合併浄化槽に切り替えていくというものに関しては異論ないですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

議会の中でも出ましたけれども、今年度配管補助金を出すことによって今まで3基ということで進まなかったものが9月、上半期、9月10日現在で転換が29基、転換だけでも増えていくんで、その効果もしっかり見ながら、実際、先ほど議員50万と言ったんですけども、そこが実際どのくらいあるかというところは分からないところでありましてけれども、その施策、その状況もしっかり見ながら進めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

最後にしますけれども、今言ったいろいろな状況が現実起きていますので、生活環境の悪化であるとか臭いの問題であるとか、そういうものも含めて、ぜひ町が選択をするのではなくて、やっぱり町の人たちが、いる人たちに、生活をしている人たちにどうしていただきたいかというのをやっぱり最優先に聞いていただきたいと。その中でぜひやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

長々やりましたけれども、本当に皆さんが浄化槽切り替えられない理由というのは、いろんな人に聞いてもそういう理由、お金の理由が大きな理由となっていますので、ぜひその辺は認識をして、いい選択肢をお願いします。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◇ 八 木 栄 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、令和3年9月の吉田町議会定例会一般質問において、先に通告してありますように、中央幹線整備事業について質問いたします。

町内の都市計画道路は、津波防災まちづくりなどにより飛躍的に整備が進みました。しかし、いまだに未整備のところがああります。今回、私は都市計画道路中央幹線について質問します。

中央幹線は、西は寄子橋から住吉のほぼ中央を東に走り、東村地区で止まっています。この区間については随分前から使用しておりますが、一部歩道がないところがあり、とても気になっていました。昨日の同僚議員の質問にもありましたが、本年6月28日、千葉県八街市で起きた下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、男女5人の児童が死傷した事故は記憶に新しいところです。この中央幹線も通学路に指定されており、歩道の完全な整備がなされていないことが児童の登下校の安全を損なうことと危惧するところです。また、児童だけではなく、この地域に暮らす人たちやこの道路を利用する子供から高齢者の方々の安全を確保し、安心して通行できるためにも歩道の早期整備が必要であると考え、以下質問します。

(1)実施計画書には、中央幹線整備事業として令和3年から5年にかけて7,740万1,000円の事業費が計上されており、事業完了の予定は令和6年度以降となっております。年度別の事業内容は。

(2) 千葉県が事故があつてから全国的に通学路の安全について調査が実施されたと思うが、当町では歩道のないこの区間についてどのような意見が出されたのか。

(3) 児童の安全な登下校や住民の安全を考えると早期の歩道設置が望まれるが、町としての考えは。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 中央幹線整備事業についての御質問のうち、1点目の実施計画書には中央幹線整備事業として令和3年から5年にかけて7,740万1,000円の事業費が計上されており、事業完了の予定は令和6年度以降となっている。年度別の事業内容については、お答えいたします。

中央幹線は、川尻地区の大幡川幹線を起点とし、坂口谷川に架かる寄子橋を終点とする延長4,490メートル、両側に2.5メートルの歩道を有する全幅12メートルの都市計画道路でございます。全線のうち、東側は大幡川幹線から東名川尻幹線までの延長590メートル区間、そして西側は県道吉田港線から寄子橋までの手前、川尻住吉線までの延長1,629メートル区間におきまして供用を開始している状況でございます。このうち、県道吉田港線から寄子橋の手前までの区間につきましては、都市計画法による事業認可を受け、昭和63年度から平成18年度にかけて道路の整備を実施いたしました。議員の御質問にありますとおり、一部、延長約70メートルにわたり歩道整備が完了していない区間がございます。

中央幹線整備事業は、第5次吉田町総合計画・後期基本計画の実施計画書におきまして、令和3年度から令和5年度にかけてこの歩道未整備区間の整備を計画し、事業費を計上したものでございます。

実施計画書における年度別の事業内容を申し上げますと、令和3年度には歩道の測量設計や用地調査の実施、令和4年度には用地取得や物件移転補償の実施、そして令和5年度には歩道の整備工事を実施し、この区間における事業を完了させる計画でございました。この計画にありますとおり本年度の事業着手を目指してまいりましたが、事業認可を受け整備を進めていた頃から20年以上が経過をし、社会情勢や積算基準が大きく変化をしており、土地所有者や関係機関と協議を進めるための精査を行う必要がありましたことから、引き続き事業着手に向けた整備を進めているところでございます。

なお、県道吉田港以東の未整備区間につきましては、事業の実施年度が未定でありますことから、完了予定を令和6年度以降としております。

次に、2点目の歩道のない区間についてどのような意見が出ているかについては、今年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受けて、その後、この歩道の未整備区間における町民の皆様や関係機関などから出された御意見をお聞きしているものと推察し、お答えいたします。

この事故を受けて、全国的に通学路における交通の安全を一層確保する取組が進む中、当町におきましても通学路等の合同点検を計画しているところでございます。現在、合同点検に向け危険箇所の抽出調査を行ったところでございますが、歩道のないこの区間につきましては危険箇所の1つとして挙げられております。

3点目の早期の歩道設置が望まれるが、町としての考えはについて、お答えいたします。

歩行者が犠牲となる痛ましい交通事故は依然として全国的に発生をしており、歩行者が安全に安心して通行できる道路環境整備の重要性はますます高まっております。

当町では、これまで歩行者の安全を確保するため幹線道路や主要幹線を中心に歩道を整備してまいりましたが、議員御質問の中央幹線の歩道が整備されていない区間は、通学路でもありますことから、歩道整備の必要性は十分認識をしております。今後も土地所有者や関係機関と協議を重ねながら、整備を進めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私の質問に的確に答えていただいたもので、再質問するようないかなとも思っているんです。一応、今の答弁で令和5年度には歩道の整備工事を実施して、この区間における事業を完了させる計画ということで、あと2年間で一応終わる予定ですということですが、それについて、できれば少しでも早くということを考えるわけです。実施計画の中には4年、5年と載っていたもので聞いたんですけれども、それをもう少し前倒して、少しでも早くするような考えには、実質上できるかできないかとちょっと、大変なところもあるかもしれませんが、そういう少しでも早くということに対してはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

今、3年で整備のほうを計画しております。この3年としておりますのは、まず1年目は、町長の答弁でもございましたように、準備と申しますか、測量や調査ということで1年見込でおります。そして、2年目の用地取得、物件移転補償なんですけど、やはり物件移転補償では移転というのが関わってきますので、これはかなり時間を要するものと捉えております。その関係で、これも1年というところで今計画のほう立てています。最後の1年につきましては工事ということで考えておりますが、基本的にはこの3年計画ということで、3年ということで今計画のほう立てさせていただいておりますが、財源とか予算との関連もございまして、少しでも早く歩道が供用できるように検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

昨日の同僚議員の一般質問の答弁の中で、平成24年の通学路における交通安全の確保について、町内の通学路の対策箇所については既に完了していると答えていたんです。なので、これが、歩道がない部分がこのに入っていないんだなというふうに思っているんです。今、こうして令和5年には終わると聞いたんですけれども、一応、これが入っていないという理由というのは何かありますか。対策箇所は終わったよというふうに聞いたけれども、これはまだ終わっていないことで、これが入っていないというのは何か、昨日の答弁の中のことですが、完了しているところに入っていない。今完了していないから入っていないなら分かるんですが、これ自体が入っていないという理由がありますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

昨日の答弁にもございましたとおり、24年度以降の通学路点検につきましては、平成24年度と平成26年度に実施のほうさせていただいております。その際も関係機関通じて危険箇所を抽出したところで、その中から対策が必要なところを計上させていただいたわけなんです。その24年度、26年度に終えた点検の結果は、そのときにはこの歩道未整備区間が対策が必要な箇所として取り上げられなかったと、そういうことでございます。

以上であります。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

このところを今回一般質問に上げたのは、自分があそこを通るたびに、なぜここだけないんだということで大変気にしていました。そういう中で、周りの人から、あそこだけ歩道がないもんで、おかしくないということで随分伺いました。それで、実際自分は地権者のところに行ってお話もさせてもらったりしました。そういった中で、あそここのところは本当に自動車学校の仮免許の路上コースというか、それで実際仮免許というちゃんと免許を持っていないもんで、横に教官が乗っていて運転するもので危なくはないかもしれないですけども、ましてやちゃんとした免許を持っていない人も運転して、普通車から大型まで通っているもんで、そういうのを、1時間あそこで見ているとかなりの台数が通るもんですから、そういうのを思うと、やはりちゃんと車道、歩道を分けないと危ないんじゃないかなということも考えたもんで、今回こうやって質問させていただいたんですけども、町長にちょっとお伺いします。

やっぱり、町長もあそこを通ってみて、あそこだけ歩道がないと違和感を感じたということはあるですか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 違和感を感じるとかそういうことよりも、基本的に地権者の方といわば単純な話、あそこの土地を買ってどうのこうの、そういうふうな地権者の方との話合いがついていけばいつでもできるわけでございますので、違和感ということよりも、むしろそっちのほうが本当に重要だと思っております。

確かに、あそこは私有地でございますけれども、子供たちが私有地を通過しておりますので。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

地権者の方も、自分の土地を提供して子供たちがなるべく安全に通れるようにというふうに関心も伺って来ました。今回質問させてもらって、実施計画に載っているとおり、金額が、その金額で全部が賄えるかどうかちょっと分からないですけども、実際用地買収と、あと補償、ものの補償とかあるものですから、その辺で年度別のことを聞いたんですけども、実際、今の答弁で今年を入れて3、4、5年とかけて完了させるよというふうに関心も伺ったもので、これは皆さんにいい報告ができるなど自分は思っております。

いろいろ再質問考えていたんですけども、これも今やると決まった。自分としては、さっき質問したように、少しでも前倒しできないかなということでも思ったんですけども、そ

れもちゃんと建設課長から年度別にやらないかんこと実際に伺ったもので、そういうことで、時間が全然少ないんですけれども、私の聞いたことにちゃんと答えていただいて、ちゃんと工事をやっていただくということで、再度確認をしますけれども、5年度中に完了をさせる計画というふうに伺ったんですけれども、実際計画なもので、実施計画だと途中で中断するとか、ちょっと後に回すというのがあるもので、その辺で、このことは、今ここで答弁いただいた中で、この間における事業を完了させる計画だということで、実施して終わらせていただきたいという思いがあるんですが、その辺は確かな回答はいただけませんか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 土地所有者との話し合いが決着すれば終わります。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 地権者との話し合いが上手に進んで、合意すれば終わると、そういうふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当たり前のことです。

○10番（八木 栄君） では、私も当たり前として、それは……

○議長（大石 巖君） 発言は挙手をしてください。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私も、当たり前のこととして、令和5年度にこれが完了できて、皆さんが喜ぶ姿が見られるということを望んで、本当に時間的に過去最短、何かありますか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） すみません、ちょっと誤解があるかもしれませんが、答弁では5年度に事業、この間に事業を完了させる計画でございますという答弁になっております。ただ、その後いろんな事情変更があって、今事業着手に向けて準備を進めているところということで、まだ事業着手できておりませんので、詳しくまた建設課長から答弁あるかと思いますが、議員、今5年度に事業完了する予定という認識だと、ちょっとそこは違うかと思えます。そこはちょっと建設課長からフォローしていただければと思います。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 町長が地権者とうまく話が進めばそれもできますというふうに伺ったもので、そうじゃないんですか。

○議長（大石 巖君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 地権者との交渉が終われば、できるだけ早めに工事に着手していく、そういうことを言っているんです。だから、今言ったように計画ですから、計画ということは当然その前に前提があるわけでしょう。前提が地権者との交渉がまとまるかどうか、ここだけです。それを、議員先走ってつかぬことを言って環境を悪化させないようにお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） いろんなことが本当にうまく行って、計画どおり進んで、最短でこの工事、このところ、下水もあそこ通っていないんですけれども、先ほど下水の一般質問ありましたけれども、あそこができることによって、下水もあそこ通るということもあるもので、あの道ができれば結構ほかの、町の中でもいいことだらけなんです。そういうこと

で、最短で、何でもかんでもうまく行って最短でいくといつ頃できる予定ですかね。完了するのはいつ頃になりますか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

現在の実施計画では、令和3年度に着手して令和5年度に完了という計画をさせていただいておりますが、これは副町長からの答弁にもございましたとおり、事業着手させていただいてから3年というふうに見込んでおります。したがって、現時点では事業着手というところにはまだ至っておりませんので、今後地権者の方、また関係機関と協議を進めて、いよいよ事業が着手できるとなった段階からカウントして3年ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 着手してから3年なもので、最短で、今から話を進めてもらって、全てが上手にうまくいったとして、最短のときで完成がいつになるんですかと聞いているんです。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） すみません、ちょっと説明のほうがり足りなくて、申し訳ございませんでした。

今、令和3年度に着手して令和5年度までという計画をしております。これが今年度事業着手に向けた準備を進めさせていただいて、来年度着手できるということになれば、現段階では令和6年度完了ということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 副町長、もしあれなら1回あそこ通ってみて、通ったことありますか。あるとしたら、多分そういういろいろ感じてくれると思うものですから。それも含めて、今いろいろお願いした結果、最短で令和6年に完了できるよということでございますので、私としては、要望といたしまして、最短である令和6年度に完成して、皆さんの喜ぶ顔が見たいということで、ぜひそうなるように期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

〔6番 蒔田昌代君登壇〕

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田昌代です。

私は、令和3年第3回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり妊婦への新型コロナワクチン接種について、子宮頸がんワクチン接種についてを町長に質問いたします。

1、妊婦への新型コロナワクチン接種について。

質問の要旨。令和3年8月17日に緊急事態宣言に係る吉田町の対応方針とともに、担当課から新型コロナワクチン接種について、その進捗状況と接種計画についての報告がありました。8月23日現在、県内における新型コロナウイルスの感染拡大は止まらず、当町においても新型コロナウイルスの感染者数は増加傾向を示しています。また、9月に入ってから毎日のように新型コロナウイルス感染症に罹患した方の数が報告されています。報道によれば、千葉県内では新型コロナウイルスに感染し、自宅療養中だった妊娠29週妊婦が医療機関の受入れが難航し、自宅で早産し、赤ちゃんが死亡したニュースが報道され、全国に衝撃を与えました。自宅療養者が増加し、容体急変時の対応の重要度が増す中で、県内の医療機関の受入れも大変厳しい状況であると考えられます。

そこで、接種計画において、今後の年齢階層別の接種計画で妊婦の接種計画についてと医療機関への受入れ体制について、以下の点について質問します。

(1) これまで新型コロナワクチン接種を受けた妊婦の数は。

(2) 妊婦への新型コロナワクチン接種について、どのような相談があったか。

(3) 妊婦の医療機関への受入れ体制について、県や医師会との話し合いはされているか。

2、子宮頸がんワクチン接種について。

質問の要旨。現在、コロナ禍での新型コロナワクチン接種が主である中で、子宮頸がんワクチン接種については平成25年6月21日から厚生労働省の積極的勧奨が中止となったままです。この文言については、積極的な勧奨、接種の差し控えに訂正させていただきます。

そうした中、先日8月17日、静岡新聞夕刊の新聞記事で、妊婦健診の際の子宮がん検診で、受診者の約40人に1人が精密検査が必要とされ、1年間に200人以上にがんが見つかることが日本対がん協会の自治体を対象とした調査で明らかになったとあり、その中で、30代から40代の女性で近年増加傾向で、妊娠後に見つかり、状態によっては子宮摘出などの治療のため出産をあきらめる必要が出てくるとありました。今後、こういったことを未然に防ぐためにも、子宮頸がんワクチン接種や子宮頸がんの検診は必要なことだと考えますが、子宮頸がんワクチンについては、接種後の副反応について、ワクチンの効果について、まだはっきりしないことが多いことから、積極的な勧奨、接種の差し控えとなっております。

当町では、子宮頸がんの検診を検査項目に入れ検診を行っております。今年度、各自治体は対象者全員に子宮頸がんワクチン接種について、接種のお知らせをしたということを知りました。

そこで、子宮頸がんワクチンの接種状況について、以下の質問をします。

(1)積極的勧奨が中止となってから、子宮頸がんワクチンの接種者の数の推移についての分析は。

(2)子宮頸がんワクチンの接種者の数と検診率と、検診結果を踏まえてどのように対応するのか。

以上が私の質問です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、当町における妊婦等への接種計画について、御説明申し上げます。

現在、静岡県内でも依然として収束が見通せない新型コロナウイルス感染症は、その感染経路のうち、家庭内での感染が増加している傾向が見られます。また、妊婦においては妊娠後期に感染すると早産率が高まり、本人も一部の方が重症化するとされております。これらを踏まえ、当町では、妊婦に加えまして、妊婦の配偶者、パートナー、さらにその同居する家族で接種を希望する方々を対象として、可能な限り早期に新型コロナワクチンを接種していただくことができますよう、8月25日から優先予約受付を開始したところでございます。

なお、優先予約の対象となる方のうち、8月24日現在で吉田町に住所を有する妊婦は108人ですが、今後妊娠した方につきましても、町に妊娠届を提出した時点で優先予約を行うことができることとしております。

それでは、1点目のこれまで新型コロナワクチン接種を受けた妊婦の数はについて、お答えいたします。

町では、9月13日現在で、妊娠中に1回目のみ接種を受けた方が65人、2回目の接種を受けた方が6人いることを把握しております。

次に、2点目の妊婦への新型コロナワクチン接種について、どのような相談があったのかについて、お答えいたします。

妊婦のワクチン接種に関する相談は、8月末までに吉田町新型コロナワクチン接種コールセンターに9件ございましたほか、保健センターにも母子健康手帳の交付の際などに数件の相談がございました。

その相談の内容は、いずれも妊娠をしている人は優先接種が可能かといった内容であり、妊婦等への優先予約を開始いたしました8月25日以降につきましては、直近の予約可能日に加え、妊婦の接種における注意点などを御案内させていただいております。

次に、3点目の妊婦の医療機関への受入れ体制について、県や医師会と話し合いはされているかについて、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染者の把握及び病床の確保など医療機関等の調整につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき都道府県が行う

ものとされております。したがって、当町を含む志太榛原圏域の医療提供体制につきましては静岡県中部保健所が関係機関と連携を図りながら病床の確保を含む体制を整備しております。こうした中で、妊婦が新型コロナウイルスに感染した場合の医療機関への受入れ体制につきましても、従来からある周産期医療体制を基に、静岡県中部保健所が医師会や病院等の関係機関と協議を行いながら既に体制が確保されており、現在は国からの要請に基づき、さらなる体制の確保に御尽力されているものと認識をしております。

続きまして、子宮頸がんワクチン接種についての御質問のうち、1点目の積極的勧奨が中止となってから子宮頸がんワクチンの接種者の数の推移についての分析については、お答えをいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種といたしまして平成25年4月に予防接種法の定期接種に規定されましたが、その2か月半後の6月14日には厚生労働省からヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての通知により、市町村長に対し積極的な勧奨を差し控える旨の勧告がなされましたことから、当町におきましても、それ以降、積極的な勧奨を差し控えてきたところでございます。

その後、昨年1月31日に開催されました第45回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会から子宮頸がん予防ワクチンに関しまして、接種対象者及び保護者に対して十分な情報を伝えるためリーフレットを個別に送付するという方向性が示され、7月には県から接種対象者のうち高校1年生相当の年齢の方に対する情報提供について各市町で対応を検討するように通知がございました。

それを受けまして、当町では令和2年度中に高校1年生相当の年齢となる方のうちワクチンを接種していない130人に対しまして、昨年8月に国が作成したリーフレットを個別に郵送し、情報提供を行いました。また、昨年10月9日には、先に申し上げました通知の内容が一部改正され、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者及びその保護者に対しまして、情報提供のさらなる充実を図ることとされました。

なお、市区町村の具体的な対応といたしましては、国の改定されたリーフレットを用いて、接種を受けましょう、接種をお勧めしますなどの定期接種の積極的な勧奨となるような内容を通知に含まないように留意した上で、対象者への個別通知により周知を行うことが示されました。

これを受けまして、当町では6月に高校1年生相当の年齢及び中学3年生の対象者のうちワクチンを接種していない268人に対しまして、個別に郵送で通知いたしました。

以上が当町における国から子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨を差し控える旨の勧告を受けてから現在に至るまでの対応でございますが、議員御質問の子宮頸がんワクチンの接種者の数の推移につきましては、このワクチンは1人につき6か月間に3回接種する必要があり、その延べ接種者数を見ますと、平成25年度が186人、平成26年度が5人、平成27年度が1人、平成28年度がゼロ人、平成29年度が4人、平成30年度が8人、令和元年度が7人、令和2年度が79人となっております。この実績を見ますと、積極的勧奨が差し控えとなった後の平成26年度以降の接種者数は毎年数人程度となっておりますが、昨年度は一部の対象者にワクチンの有効性や安全性を判断できるよう個別通知を行ったことにより、保護者及び接種者自身が希望し、接種を受けた方が増加したのではないかと分析しているところでございます。

次に、2点目の子宮頸がんワクチンの接種者の数と検診率と検診結果を踏まえて、どのように対応するのかについて、お答えいたします。

子宮頸がんワクチンの接種者数につきましては、1点目の御質問でもお答えしましたとおり、検診率を子宮頸がん検診の受診率、検診結果を子宮頸がん検診の精密検査結果と捉えて、お答えいたします。

当町における二十歳から69歳までの子宮頸がん検診の受診率は、県の平均と比較して高い水準を維持しており、精密検査によるがんの発見数につきましては、平成28年度及び平成29年度はそれぞれ1人ずつ、平成30年度から令和2年度までは1人もいない状況でございます。

今後も、子宮頸がん検診の受診率の向上を図るとともに、子宮頸がんワクチンにつきましては、国の方針どおり、個別通知により対象者及び保護者に十分な情報提供を行った上で、希望される場合には円滑に接種を受けていただくことができるよう、引き続き医師会をはじめとした関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今答弁をいただきました。ほとんど答弁書の中、答えていただいた中に私の欲しい答えはほとんど載っているんですが、幾つか質問をしたいと思います。

8月25日から妊婦さんの優先予約の受付を開始したというふうにお答えしておられますが、そのときに議員の提供資料というものの中に、それも令和3年8月25日の健康づくり課から資料の中に、内容について、内容の中に、早期接種を希望する妊婦等は吉田町保健センターに電話連絡することで通常予約枠外での接種予約を受け付けますとなっておりますが、年齢、妊婦さんの年齢からすると電話でなくてもいいと思うんですが、若い方が多いと思うので。通常、普通のワクチン接種は高齢者の方、ネットで予約ができるということなんですが、なぜ、年代から見てもネットでやるということは別に困難なことではないと私は考えるんですが、電話連絡をすることでということになったのはどういう理由からでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

妊婦さんのこのコロナワクチンの優先予約につきましては、まずは電話ということでさせていただきます。その理由といたしましては、まず通常の予約枠というものはウェブ上、予約システム上で全部公開をされていまして、どの年代の方でも予約ができるような形になっております。そうしますと、その希望する日にちがシステム上予約枠が全て埋まってしまうと、幾らウェブで妊婦さんが予約したくても予約ができない状況ということが想定できましたので、まずは妊婦さんを早めに予約していただくためには、直接保健センターに電話をいただいて、ウェブで公開している予約枠と別枠を設けましたので、その枠の中で、1日の上限の人数に達するまでは順次予約を入れていけるという状況を、体制を確保いたしました。当然、ウェブがいいよという場合にはウェブで予約していただいても構いませんが、そういった場合、日程が、予約が埋まっていると後ろのほうにずれる場合もございますし、そ

ういった優先的に妊婦さんを、とにかく予約を取っていただきたい、そういったところの体制を整えるということが電話ということできせていただきました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

ネットで公開されているので、埋まってしまうと妊婦さんが予約取れないので、別枠で用意されている予約に、直接電話で言うていただければそこに入れていただけるということを理解しました。その結果、今お答えになった、9月13日現在で妊娠中に1回のみ接種を受けた方が65人いるということで、2回目、それでももう2回目の接種を受けた方が6人いるということを把握しておりますということなので、すごく対応が早いなと思っております。皆さん、妊婦さんはやっぱり関心が高く、接種を受けられたということが分かって、すごくほっとしているところです。

ワクチン接種の相談ですが、それも優先的に受けられるかどうかということが9件で、ほかに、優先的な接種が可能かという質問以外に、ほかに何か相談というのはありましたでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

通常の母子手帳交付の段階であるとか、この8月25日の優先接種ができますよといったお知らせの後には、どういった注意事項がありますかだとか、大丈夫でしょうかとか、そういった御相談もありましたが、そういった場合には、まず主治医に御相談をしていただくこと、そういったところを伝えさせていただいてまいりました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

その他の相談で、保健センターで受けられて、やはりちょっと判断できないというか、そういった場合は主治医に御相談くださいということで、主治医に相談できる、そういうアドバイスいただくと主治医に聞けばいいんだということが妊婦さんにも分かって、より詳しい説明をドクターにしてもらおうと妊婦さんも納得していただけるのかなと思うので、すごく、そういった体制ができていていいと思います。

妊婦の医療機関への受入れ体制について、県の中部保健所が関係機関と連携を図りながら病床の確保を含む体制を整備しておりますとなっておりますが、具体的にどこがどうするという、そういったお話も、どうなっているという詳しい、どこの病院で受けます、どういうふうにしますというような詳しい話は町は把握しているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町としましては、そういった医療に係る志太榛原圏域の会議に出席を求められた場合にはそちらに出席をいたしまして、そこで医療機関、中部保健所が整えた体制については、このようになっているといったような情報としてはいただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

ずばり、妊婦さんで、この近隣市町で新型コロナウイルスに感染した方というのはいらっしゃったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

新型コロナウイルスに感染された方、陽性になった方につきましては、その陽性と判定した医師から保健所に発生届が出されて、その後、保健所のほうで積極的疫学調査が行われるというような流れになっております。その中で、町としましてはどなたがどのように感染をされてどうなったか、ましてやそこに妊婦さんがいらっしゃるかとかということは、圏域も含めて、町としても承知をしていないところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今のお答えからすると、やっぱり、県の毎日出る感染者数の状況とか、数と状況について出てくる資料から見ても、やはり推察することはできないんですけども、何か、そこまで、個人情報か何かでやっぱりそこまでしか言えないというのがあるのかなとちょっと推察するんですが、やはり、その際個人情報の保護という視点から、町としても、把握はしているけれどもちょっとお伝えできない状況なんではないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康づくり課では、妊婦さん全員の方、それから新生児訪問等で妊婦さん、それから産後のお母さん方と支援のために連絡を取ることがございます。その中で、仮に御本人からこういうことがありましたということがあれば、その時点で把握をするということになるかとは思いますが、もしそういうことで把握したといたしましても、その時点でその方に今支援が必要かどうか、感染したことによって支援が必要かどうか、それから、過去そういうことがあったのか、そういった状況を含めてその方に対する個別の支援というところに保健師は関わりますので、その方にとっての個人情報といいますか、その方を支援するための情報として把握することはある場合もあります。それがあったかどうかというものを皆さんに公表するといったところはございませんので、そのところは御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、本人からの申出があれば、必要な支援等もしあるような場合は、そこで町としても分かって、必要な支援をしていくということが理解できました。

続いて、次の子宮頸がんワクチンの接種についての再質問をしていきたいと思っております。

本当に、お答えいただいたんですけども、令和元年は接種者が本当に1回目が2人、2回目が3人、3回目が2人という、令和元年はそういう、決算書を見ると載っていますが、今年、令和2年の決算書を見ると、145ページなんですけれども、実施者の、1回目が28人、2回目が28人、3回目が23人で、結構人数が増えました。これは、リーフレットを個

別に郵送したということで、対象の年齢の方にリーフレットを郵送したということで、このリーフレットの効果があったと町としては考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町長の答弁にもございましたとおり、やはり国が作成いたしましたリーフレットの中にある情報を読んでいただきまして、接種を希望していただいた方が増えたというふうに分分析をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

子宮頸がんワクチンの接種とは別に、子宮頸がんの検診についてちょっとお聞きしたいと思います。

前期の計画の結果から見ても、子宮頸がんの受診率はかなり高い水準というのは本当に出ておりまして、なんだけれども、でも精密検査によるがんの発生については年度によってそれぞれ1人ずつとか、1人もいない状況というのが把握できました。

この子宮頸がん検診の受診率の向上を図るために無料クーポンというのを発行しているとお聞きしたんですが、その無料クーポンは対象者が決まっているのか、対象の年代とか、そういうものはちょっとどうなっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

子宮頸がん検診の無料クーポンにつきましては、国のがん検診推進対策事業というところで行われているもので、子宮頸がん検診につきましては、満20歳になった女性の方のその学年の方にクーポンを無料クーポン券ということで送付をさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

国のがん検診の対象ということなので、国から何か補助をもらってこの無料クーポンって行っているのでしょうか。お願いします。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

先ほども国のがん検診推進事業というところで、国の補助金を活用させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、国から補助をもらって満20歳の女性に行っているということなんですが、やはり、先ほど私も言いましたけれども、静岡新聞の夕刊に出ていたのは、30代から40代の女性にこの近年増加傾向があるということなので、妊娠中にそれが、頸がんがあるのが分かって、妊娠しているんだけどやっぱり治療のために子宮を摘出する、妊娠をあきらめるといいう、出産をあきらめるといいう方もあるものですから、その無料のクーポンを町独自で、ちょ

つとこの年齢層だけ、大体出産可能年齢の方々に町からクーポンを配布するとか、そういった考えとかってありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この国の無料クーポンの事業でございますが、満 20 歳の学年の方々に対しての事業ということに今なっております。当町だけではなく、全国的にやはりその年代の受診率は、なかなかこの検診の内容から見ますと、受診率が高くないというのは、国の課題にもしているところでございます。今、このがん検診、子宮頸がん検診を含めて、国のほうでは職域の検診をやっているところもあるし、自治体の検診、それぞれのがん検診対策事業という中でどのように進めていくかということの検討が続けられております。

そうした中で、当町の今受診率、議員がおっしゃっていただきましたように、高い受診率を維持しているということもございますので、今後その受診率自体をどう見ていくかということも課題がありますので、がんの受診率向上、それから確実に精密検査を受けていただく、そういったがん検診そのものの内容の精査と申しますか、そういったものを引き続きしていきたいと考えておりますが、この無料クーポンをどうするかといったことにつきましては、現在はこの国の事業に沿って町は行っていくというふうに関時点では考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6 番、蒔田昌代君。

○6 番（蒔田昌代君） 6 番、蒔田です。

クーポンは国の事業でやっていくという方向でということをお聞きしました。

がん検診の、子宮頸がん検診の受診率、すごく高いんですけども、やはりそこも上げていったほうが大事かなと思うんです。なぜそう言うかということ、やはり子宮頸がんワクチンで予防できるというのもあるんですが、ある種のヒトパピローマウイルスに対してはそれが効果がないんじゃないかということも厚生労働省で検討されているので、やはり二本立てでやっていくべきだと思うんですけども、ワクチンがちょっとどうなんだろうということなので、やはり検診率を上げていく、検診を受診してもらって早期がんの発見につながっていくというのを重きを置いたほうが今の時点ではいいんじゃないかと私は考えるんです。なので、ワクチンではなく受診率、ワクチンの接種率も上がっています。でも、結果が出るのは、分からないですけども、まだ先だとは思いますが、ワクチン接種しても、それ以外のヒトパピローマウイルス頸がんになってしまう可能性も否定できないので、そうすると検診率を上げていったほうが、検診で見つかるというほうを上げていったほうがいいと私は今のところ考えるので、受診率を上げるためにも、やはり、ちょうど受けたい年齢、妊娠可能年齢の女性というのはやはりちょっと働いている、忙しい時期なので、なかなか行きづらいと、行くのも忙しいし大変、都合つけるのも大変だと思うので、やはりそこは、クーポンがもし、今二十歳の方が対象ですけども、もう 1 段階ある 30 代とかその年代別にしてもらって、そこに無料クーポンがあるとさらに、無料があるんだったら行ってみようかなというふうに感じて検診に行く方がいらっやと思うので、私は、これは国の施策のほうなんですけど、もし町が独自でできるんだったら一番いいかなと思ってちょっとお話をさせていただきました。

やはり、検診、こういったワクチンもそうですけれども、出生率、少子化対策、出生率を上げるためにも必要なことだと思うので、せっかく妊娠したのに病気で産めないとなると、少子化、子供が生まれないというのは少子化につながってくるので、少子化対策の一つにもなると私はちょっと考えますので、町独自であったらいいなと思ってお話をさせていただきました。

子宮頸がんのワクチンについても、やはり国からいろいろリーフレットが出て、積極的接種の勧奨を差し控えるということなんですけれども、ワクチンの接種も必要なだけけれども、やっぱりちょっと不安材料もあるので、その説明をきちんとしていただきたいと思います。

私の娘のちょっとお話なんですけど、大学のお話なんですけど、大学のときに一緒に友達になった方なんですけれども、鹿児島の方なんですけれども、やはり同じくらいの時期に、中学校ぐらいにワクチンを接種したら、その子はやっぱりちょっとひどい副反応が出て動けなくなってしまって、鹿児島から福岡の病院に治療に行ったそうです。その治療に通ってということを経験して、娘もちょっとびっくりで。でも、その方は今元気に大学通って、卒業して、就職しました。そういう方もいます。子宮頸がんワクチンの副反応というのは、副作用というのはすごく皆さん怖がられているんですけれども、実際、本当に怖い症例もあるんですけれども、まず、これから町にお願いしたいことは、やはりそういった方の副作用とか、打った方のその後の情報とかというのは収集できるものなんでしょうか。相談とかというのは、令和2年に打った人とか、過去に打った人とか、これまでちょっとこの薬の副作用について何か相談とかありましたでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

子宮頸がんワクチンを接種した後の体調の異変だとか副反応につきましては、特に町に打った方についてからの御相談等はございません。もし、接種をした後にその副反応が疑われる場合があった場合には、接種した医師から副反応報告というものを上げてもらうようになっておりますが、そちらも提出はされておきませんので、そういった重い、重篤な副反応というものは起こっていないというふうに認識はしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、これまで子宮頸がんワクチンの副反応について相談はなかった、重篤な報告もなかったということで、安心しておりますが、これからやっぱりどういったことになるか分からない時代ですので、やはりワクチン受けられる方にも積極的に接種はしないんですけれども、やはり情報提供して、いろんなワクチンに関する、接種の回数とかそういったものもありますが、情報に対して積極的に、町からも情報収集と情報提供をお願いしたいと思います。

この事業というのは、今回リーフレットでお渡しする、個別に送る、対象が高校生というのは、今後ずっと続けていくということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

この子宮頸がんワクチンにつきましては、一部報道でも見かけたんですが、引き続き国のほうでこの委員会で今後この子宮頸がんワクチンの在り方というものを検討、副反応を含めて検討していくというところで、国がこのようにしていきましようという方針が変われば、変わった形で町としても対応をしていきたいというふうに考えておりますが、現在の情報提供の方法につきましては、町の医師とも相談しながら、こういった年代でこういった情報提供でいいじゃないかというところも御相談をさせていただいて昨年度から始めておりますので、状況が変わらなければ同じような形になるかと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今回、この妊婦への新型コロナワクチン接種と子宮頸がんワクチンの接種についてお話を、質問をさせていただきました。一番、今回新型コロナワクチン接種について、医療体制が取られているかどうかというのが私の一番の関心どころでした。それを、体制は整えているということなので、安心しましたが、やはりちょっと危惧するのは、コロナだから妊娠を控えよう、もう一人子供が欲しいんだけど、ちょっと今はやめようといって、それを、時期を逃してしまって子供を逃してしまうということもあるので、そうすると少子化、子供が少なく、吉田町で生まれる子供が少なくなるんじゃないのかなというふうにちょっと考えますので、現在吉田町も、令和2年の決算書を見ると203人ということで、この数字をキープするためにも、やはり妊娠、出産、これ少子化対策につながると思うので、町のほうもそういった医療体制についてちゃんと取られていますよということをお願いしてもらいたいと思うんですが、それについては町は何か、その医療体制、妊産婦とは限らないんだけど、コロナに、取りあえず妊婦さん向けに、一応報道にあった妊婦さん向けにこういう医療体制を取りましたということをお願いする機会というのは考えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今の議員の御質問を、妊婦さんが新型コロナウイルスに感染した場合の医療体制が、県がちゃんと取っていますよといった御案内をするといった内容でよろしいでしょうか。

医療体制について、町がどういった役割を持って町民の皆様にお知らせするかというところは、県とも連携を図りながらお知らせをしていかなければいけないというふうに考えております。町独自で何かを行っているわけではございませんので、そういったところは情報のすり合わせ、それから、町はこういうことを考えているけれどもといったところを県と話をしながらでないと、町独自でお知らせをするといった、正確なものではないと言うと何か表現が違うような気がするんですけども、新型コロナ感染症の対策の中の医療体制ということで考えれば、町としては静かに医療機関を見守るだとか、医療機関に対して必要な支援があれば行くとかといったところで今まで行ってまいりましたので、医療体制全体、どういふふうになっていますよといったような御案内までするかといったら、広く広報する必要はないかなというふうにも考えます。

ただし、こういうことがあって困ったであるだとか、個別な御相談については、やはりそこについては、それこそ関係機関と連携を図り、その方にお伝えする情報というものをしっ

かり、必要な方に必要な情報をお伝えするという事は今後もやってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

今、町の体制についても、新型コロナウイルスの感染症の対策の中での個別な相談等、必要な方には必要なことを伝えるということの答えをいただきましたので、安心して、医療体制も相談をすれば、不安等あればお答えしてもらえるとということが分かったので、とても理解できたので、今回の私の一般質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 以上で、6番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時24分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会 21 日目でございます。

本日は、11 番、河原崎昇司君から欠席の届出があります。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日は、提出されました第 45 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第 4 5 号の質疑

○議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。

日程第 1、第 45 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第 45 号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の 1 款から 11 款、21 款についての質疑を行います。

引き続き、歳出の質疑を行います。議事日程のとおり、本日は 1 款から 4 款及び 12 款から 14 款までとし、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

また、歳入の 1 款から 11 款、21 款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いいたします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とにならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

決算書または決算資料のページ数を示して質疑をお願いしたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

最初に、歳入の 1 款から 11 款、21 款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 5 番、山口です。

歳入の1款、決算書の12ページ、13ページ、町税について今日は2つほどお聞きしようと思っております。

町税のうち、一番上に載っております収入未済額が1億825万についてお聞きします。先日の全員協議会でお聞きしたことについての、担当課長から大口案件は滞納整理機構を利用すると発言がありましたが、先日、静岡県の滞納整理機構の定例会では、昨年度の直接徴収事業は6億8,000万円、徴収率は43.1%の報告でした。同機構を利用した当町の徴収率はいかほどになったものなのでしょうか。また、その徴収率が不能に終わった場合は、そのまま不納欠損額のほうに回るのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

今、議員ご質問の滞納整理機構に移管をしました令和2年度の金額など徴収率ということですが、説明書の68ページを御覧いただきますと、大きな7番の(2)のほうで、徴収実績を載せてございます。その中見ていただきますと、本税額で本町43.4%の徴収率ということになってございます。

それから、5件移管をしたわけですが、全てが完納したというわけではございません。まだ残っているわけですが、移管した分はまた町に戻されて、町のほうでまた滞納整理を続けていくという形になっていくと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、その不納欠損額についてお聞きしようと思っております。

不納欠損額は415万円というふうになっております。そのときに、担当課長はどのような対策をするかという、未納者に対しては催告書を通知したり、税務相談をしたりというような返答でしたけれども、これは、今日、担当課が皆さんいらっしやらないんですけれども、町税だけではなくて、町民課の国民健康保険税や福祉課の延滞未収、または水道料金等で、同一人物が欠損の対象にはなっていないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

ただいまの町税以外に、ほかの町の徴収金も同じ人が滞納していないかというような話ではございますけれども、同じような方もいらっしやると思いますし、町税だけ未納になっているという方もいらっしやるだろうと思いますし、そこは税務課としましては承知はしておりません。調査もちょっとしたことありませんので、ちょっとほかの課のことに关しまして、滞納者が同じかどうかというところは、ちょっと承知をしておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） そうすると、各担当が今のご返答ですとばらばらに請求を出したり、訪ねて行ったりというような作業をしているというふうな考えでよろしいんですね。

○議長（大石 巖君） 税務課長、大石剛久君。

○税務課長（大石剛久君） 税務課でございます。

今、議員おっしゃられたとおりでございます。ただ、税務課としましては、町税と国民健康保険税、このほうの徴収のほうは、税務課のほうでやらせていただいているという形でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） 町債、決算書 56 ページから 59 ページについてお伺いします。

令和 2 年度の町債借入金は 10 億 6,730 万 4,000 円と、そのうち通常分が 5 億 1,120 万 4,000 円、津波防災対策分が 5 億 5,610 万円、津波避難タワー設置事業を実施した平成 25 年以來、久しぶりに津波防災対策分が通常分を上回りました。また、借入総額も平成 25 年以來の 10 億円台の大台に乗ったということではありますけれども、町債として借り入れる事業のうち津波防災対策分として扱う事業に関するその基準というのはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

津波防災に資する事業というところで、当然その事業について充てているものにはなりません。その中で、当然年度ごと借り入れる額というのは、当然その年度に実施が必要なものであるかどうか、そういったところも予算のヒアリング時に精査しながら、起債立ててでもやらなければいけない年度であるとか、そういったところを加味しながら事業については選択をしていると。さらに、その事業それぞれについても、当然、起債を借りられる適債性というものもございますので、そういったものを見ながら、これまで当町進めてきている津波防災町づくりに資する事業に充当しているというような形になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） 今のお話しだと、聞くほうの主観によるというような感じがするんですが、より客観的な基準というのではないと。俺が防災に係ると思えば防災に入れるみたい

に聞こえてしまいますが。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

当然、今回、借入れしている事業、充当する事業自体ですね、これまで津波防災として位置づけてきているもの、さらに、避難路として位置づけられているもの、そういったものは当然こういう事業に当たっております。それ以外でも、当然、津波防災、災害に対して早急に手を打たなければいけないものというところに入れておりますので、それが主観的だと言われるとあれなんです、基本的にやはり事業として、災害対策として必要なものというのを町の中で当然精査しながら、事業として充てているというものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12 番、平野 積君。

○1 2 番（平野 積君） この津波防災対策分を通常分から切り分けたのは平成 24 年からあります。切り分けた理由は、東日本大震災が起こって、吉田町の町債借入れルールである借入額は償還額を上回らないということではその津波防災対策というのはいけないということで、これを切り分けましょうということになり、私の懸念は、以前は今、課長もおっしゃ

ったように、津波防災という津波防災に係る町債の借入れというイメージを持っていましたけれども、最近のを見ていると、津波対策、防災対策というようなイメージ、津波防災じゃなくて、津波対策、防災対策というようなイメージで捉えてしまうような事業も入っているのではないかと懸念があります。以前は、道路工事をするにも冠がついていて、都市防災総合推進事業何たらと、それは避難路だろうと理解できたわけですがけれども、最近はその冠もなく、防災の何がしか関係があればその津波防災対策のほうへ入れているのではないかと懸念がして、結果的にどんどん町債の借入れが増えていかないかというのがちょっと懸念ですけれども、その辺はしっかりと基準を持って、やっぱり基本的にはできるだけ抑えるという方針で進めているということによろしいのか。答え言ってしまったようなものですけれども、どうなんですかね。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

当然、町といたしましても起債をどんどん増やせばいいとは当然思っておりませんので、本来のルールの中で納めるように努力はしてまいります。その上で、どうしてもやはりその年度にやらなければいけない事業等ございますので、そうした中では津波と言われても、ただなかなか津波だけと捉えるのも、なかなか今、地震の関係もあったり、なかなかその災害自体も切り分けることも難しい部分もございますので、その辺は精査しながら、起債の借入れが伸びていかないように管理をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 借り入れるときには利子というのを結構関係してくる、これはこちらの資料を見ると利子も結構幅がありますよね。そうしたときに安い、例えば、防災絡めれば安い金利で借りられるというようなものがあるのか、ないのか、その辺が一つの基準になっているのかどうかとか、その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

防災以外にも起債借入れについては、当然、町として有利なものを選択して借り入れるということはやっておりますので、さらに、災害対策としていろいろ有利なものがございますので、そういったものを借り入れながら事業実施するというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時16分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

決算資料の20ページにあります多文化共生推進事業費についてお聞きします。

こちらの事業のほうの中で、6月に開設しました外国人のコーディネーター、外国人の方の一元的窓口をつくったということで、コーディネーターを2人配置されたということで、先日こちらのほう、事業のほうの展開のほうで比較的多かった8月、244件というお話を聞きました。2人というコーディネーターをこの1か月244件対応するというのは、かなり大変な感じがするんですけども、どのような形でうまくスムーズに対応をされたのか、教えてください。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このコーディネーターの方の対応でございますが、まず一つが窓口対応でございます。もう一つは、それからあと電話ですね、それからあとメールのやり取りということの中で、その3つを主としまして、それぞれの相談に乗っているというところになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

窓口以外にも電話、メールということで、対応のほう幅広くされているようではありますけれども、こちらのほうかなり一番多かった244件の8月などは、この2人の対応で十分に間に合ったのか、それとも最初に想定していた2人のコーディネーターで、こちらのほうに対応が大丈夫だったのか、それとも意外と件数が多くてもう少し違った形の方法も必要かと、そういった課題とかはありましたでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このコーディネーターの方々とは随時情報交換をしております、また、毎日のように報告等、今受けているところです。その中でも件数ありましたけれども、回せないとかそうしたことはなく、また時間外が発生するとか、そうしたこともなく、その時間、今の勤務時間の中で全て処理ができたということでございます。今のところは、こちらのほう対応ができていたというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

特に時間外の対応もなく、スムーズにできていたというお話を聞きましたが、外国人の方の人数が、町内のほうも令和2年3月31日の時点では1,701人、令和3年3月31日の時点では1,826人ということで、125人増えているような現状がございます。今後、また増えていく可能性もある中で、またその辺も含めコーディネーターの方との課題のほうもまた出てきたときには、スムーズにできるような対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の10ページ、11ページ、広報広聴事業の中の11ページのところのアプリに関してなんですが、これはよしポケかなと思っております。

まず、最初に、保守管理業務委託料ということで載っておるわけですが、よしポケで通知が来てぱって見ようとするとなかなか開かないという現象が続いておりました。今どうなっているか分からないんですけども、この決算において、その原因についてちゃんと追及をして、改善をするというような動きもこの金額の中にあっただのかというところで、まずお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

よしポケニュース、アプリなんですけれども、非常に皆さん登録をしていただいて、皆さんご活用していただいているんですが、やっぱりニュースが届いて、見るときに集中してしまうので、そここのところの不具合が出たというところで、原因はこちらのほうも把握しております。そここのところの解消をするためにどうするかというところにはなりますけれども、今、LINEのほうを始めさせていただいた中で、LINEのほうもやっぱり皆さん使いやすく、皆さんたくさん入れていただいているところの現状もありますので、LINEに移行していくというところで、アプリについては、今後、今年度中に中止させていただきまして、不具合をどういうふうにするかというところは、LINEに移行していくところも一つだし、そのLINEの委託料の中にそれが入っているかというところ……

〔発言する人あり〕

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

LINEの話はできないと思うんで、2年度決算なんで、だから、この決算時において、令和2年においてそういう不具合があったと、それに対する業務委託料を払っているんだから、何かしたか、それによってどうなったかということをお尋ねしております。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

失礼しました。対応をさせていただいております。不具合のところは直ぐ様にですね、管理会社のほうに連絡をさせていただいて、原因究明と対応策をお願いしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君）　そもそも、このアプリのキャパが小さかったのかなというのがあります。それも、開始してすぐからその辺のところは分かっていたのかなと思うんだけど、その辺を改善せずずっと来たということに関して、どうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君）　総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君）　総務課でございます。

よしポケニュースにつきましては、新しいアプリということで、今回初めて開発をしていただけで皆様にお使いいただいているというところになります。やっぱり、サーバーの容量の不足とか、そういうところがやっぱり改善する余地があったのかもしれないけれども、今のところそういった対応については、直ぐ様に対応ができなかったというところの反省はございます。

○議長（大石 巖君）　9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君）　9番、増田です。

ダウンロード数なんですけど、3,816件ということでありまして。この数が多いのか、少ないのかというところがあります。大体、町内のスマホの普及率がどれくらいあって、この数字が妥当かどうかというようなデータを持っているかと思うんですが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（大石 巖君）　総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君）　総務課でございます。

スマホをお持ちになっている全国民の中で8割、9割がもうお持ちいただいているという中で、町の中の人数に割り戻したときに、今、約3,800というところになりますけれども、なるべく若い世代、子育て世代にやっぱりニュースを発信したいというところもありましたので、そういったところではまだまだ目標値4,000、5,000というところありましたけれども、今回、若い世代に届けたいというところで、十分周知はさせていただいたというところではこの数字が多いか、少ないかというところはなかなか検証できないところではありますが、この数字は今回3年間続けさせていただいた中では、まずまずここまで伸びたのはありがたかったかなというふうに思っております。

○議長（大石 巖君）　ほかに。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君）　同じ広報広聴事業についてお伺いします。

この説明書の意図に、円滑な広報広聴活動により情報発信やコミュニケーションの充実が図られているというふうに記載されています。その観点で取組内容や実績、効果を見ますと、情報発信はやっている。けれども、広聴活動というのはここに記載されていないわけで、広報広聴事業と銘打っている限り、やっぱり広聴事業というのもしっかりやっていかなければならないと思うんですが、そこに関して、ここに出ていないわけですが、どういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大石 巖君）　総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君）　総務課でございます。

広聴活動というところでは、皆様の御意見を伺ったりとかというところでは、毎年各自治会を回らせていただいて、町政報告会をやらせていただいて、その中で自治会の皆さんから

御意見をいただくというようなこともやらせていただいていたんですけども、昨年度は実施できなかったというところがあります。

そして、今、広聴というところでは、ホームページに問合せですとか、お問合せフォームがありますので、そんなところでご意見をいただくというところは、かなり最近になると、やっぱりコロナの関係もありますけれども、お問合せフォームでご意見をいただいているというところがあります。各課にご意見をいただいたものについては流させていただきます、それに対する回答を皆様にお配りするというような形で、質問した方にお返しするというようなこともさせていただいています。

広く皆様に広聴活動につきましてはなかなかできていないような状況ではありますけれども、今年度、来年度につきましても外に出ていけるかどうかは分かりませんが、そういった活動をどういうふうに広げていったらいいかというところを考えているところではあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） コロナ禍であるということで、なかなかそれ難しいとは思いますが、この状況を踏まえてより広報活動と。やっぱり皆さんの声を聞いて、それをこれからいけば予算に反映させるとか、そういうことをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内です。

説明書の14ページを見てください。庁舎管理費です。庁舎管理費の中に、玄関入ってくると一番最初に目立つのが雨漏りですよ。実は、私は設計屋としてずっとこの方思っていて、毎年、毎年何で入ってこないか、抜本的な改修が、補修が。この雨漏りに関して、建築でいきますと、酸性雨が入ってくると構造的な欠陥を持つわけですよ。そうすると、イの一番にやらなきゃいかんことなんですけれども、その辺はどういうふうな形で、なぜ、毎年、毎年の決算、予算、その計画の中にこれ入ってこないんですか、一つの諦めがあるんですか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

雨漏りについては、個別に対応を今させていただいている状況です。結構大きく改修をさせてもらった年もございまして、その状況がどうなるかということで経過を見ながら、それ以上の対応が必要かどうかというところを見ながらちょっと実施させていただいているものですから、ちょっと本来であれば、議員おっしゃるとおり計画的に直していくということが可能であれば一番それがいいんですが、ちょっと今、結局どこがどういう形で雨が回ってくるかとか、そういったところがなかなか計画的にやるのがちょっと今難しい個別な対応ということになってしまっておりますので、そういったところで今のところそういった計画で上がってきてはいないという状況です。

ただ、今後、やはり建物の管理というところでは、議員おっしゃっているように計画的にやっていくことは必要だと思っておりますので、ちょっとこちらについては今後検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 先ほど言ったとおりです。世の中、今、酸性雨の問題が出ていますよね。鉄骨に対して酸性雨がどういう影響を及ぼすかというのは、我々は嫌というほど分かっていますよね。

それと、構造的なことを言うと、ああいう内どい、内どいと言うんですけれども、屋根の中に、外に普通といつきますよね。中にいるのは内どいと言うんですけれども、内どいの最大の欠陥は、雨が降ったときに風で、強風で1メートルぐらい水が上がってくるということなんです。基本的に今の状況見ると、止めようとしてもこれ多分止まらないです。じゃ、どうするかというと、私は一つの案として出すんだったら、といを使いますね、中にといをつけますね。そのといを、例えば、鏡で囲ってやるとか、家康みたいに金箔張るとか、そういう何かの化粧をして、逆に吉田町のあそこのといの部分にインパクトを与える。そうすると、そういうことによってこの吉田町の働いている、来る人たち、いる人たち、みんなが一つの関心度というか、共感度というか、そういうの持つと思うんですけれども、その辺の計画、計画と言うか何て言うんですか、気づきの中での改修というか。逆に言うと、化粧にする。化粧というか、それを逆に使って見えるように、人に与えるように、我々よくやりますけれども、例えば、節があったときにそれを当たり前に行っているんだよね。そういう形で何かをね。設計屋の人たちはみんな思っていますので、ぜひその辺は根本的なやつやっってください。そうしないと、雨を止めようと思うなんてちょっと大変だと思うし、逆に言うと、あそこで無理に雨を止めていくと、雨が必ず外へどこかへ行きますから、逆に取り込んじゃっていく、そういう形で庁舎の管理が非常に必要なことだと思うんです。その辺はまたどう考えるか、ぜひその中でやる必要があると思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員おっしゃっていること、よくこちらでも分かります。という中で、やはりどういう形で今対応ができるかというところを、やはり業者さんとも話をしながら今進めている最中ですので、そうした中でどういった方法が本当にあるのかというところで、今言ったような方法も考え得るのであれば、そういうのも考えますし、それ以外で効率的に何かもってできるということであれば、そういうこともやはり考えなければいけないという中で、ちょっと今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 酸性雨、鉄骨の酸化するときの速さというのは、我々が想像するよりもうんと速くて、それが起きたらもう決定的な欠陥になりますよね。その辺は、ちょっともちろんぜひ来年度でもいいですから、そういう形で、毎回、毎年毎年でいいから、この中に予算として入れておいてもらって、できなかったものに関しては常に反省、検証していくよ

うな形を取ってほしいんですよね。ぜひその辺はやっていただきたいと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

雨漏りの改修費として計画的に入れていくのか、ちょっと今なかなかそういったすぐにはできないので、当然、庁舎の修繕料ということでございますので、そういったことでまず対応も可能ですので、当然それがまた分かって計画に載せていけるようになりましたら、そういう形も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

先ほど同僚議員質問で、総務管理費、説明書の10ページ、11ページですね。文書広報費、広報広聴事業費の中で、なかなか広報活動としては、成果としては出ているようですが、広聴活動が昨年度、今年度も続いているちょっとコロナ禍でできていないと。その中で、特に、町政報告会などもなかなかままならなかったという事情もありました。先ほどお答えの中で、問合せフォームなどで問合せをしてもらおうというようなお話だったんですが、昨年度で結構なんです、例えば、問合せでレスポンスの、反応ですね、問合せがあったらこのぐらいのタイミングでお返しすることになっているとか、そのような決まりですとか、そうしたものはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

お問合せがありましたら、すぐに各課に情報を流させていただいて、回答もなるべく早く出すというところで、必ず回答についても各課でこれでいかどうかというところをもんでいただいて、お返しするというふうな形になっていますので、期限は長引かせないで早めにお返しするというところは基本にさせていただいています。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その姿勢継続いただければと思うんですが、昨年度、特にやはりコロナ禍で、メールフォームを使って問合せする方もいらっしまったでしょうけれども、やっぱりなかなか操作がおぼつかない人は、直接、課に電話するとか、そういうような問合せもあったと思うんです。例えば、昨年度の中で、集約していただいて結構なんです、こんなような相談事というか、問合せがあったよみたいなもの、それを例えば総務課にでもいいんですが、集めて公表するようなお考えというのはありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

公表につきましては、割とお問合せフォームにつきましては個人的な問題とか、地域でこういうことが起こっているけれども何とかしてくれと、地域というと町内会とかですね、そういうところのお話もあったりする中で、共通して皆様にお知らせしなきゃいけないこともあるかと思えます。それについては広くお知らせしていく必要があるかと思えますけれども、個人的に起こっている問題については、なかなかできないかなというふうに思います。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10 番、八木 栄君。

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木です。

説明書の 24 ページですけれども、ふるさと納税推進事業費ですけれども、意図というところに、特産品のブランド化を図るとありますがね、ブランド化を図ることによって、ふるさと納税をたくさん頂くように拡大していくと思うんですけれども、それをどういう形でこれを広めていくかというか、ブランド化してそれをふるさと納税にうまくつなげていくという、そのどういう形で進めていくのかをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまふるさと納税の関係で、特産品のブランド化ということで今お話をいただいたわけです。ふるさと納税制度につきましては、あくまでも手段というふうに私ども捉えておりまして、そうした中で返礼品の中に町の特産品等をお知らせをしながら、また吉田町の魅力を商品として全国に発信をしていくというようなことをする手段として位置づけをしているところでございます。そうした中で、吉田のこれまでもウナギというところありましたが、ウナギだけではなくシラスであるとか、そうしたほかの吉田町の特産品というところですね、食べ物だけではなくて、商品としましてもお知らせをしているというところでございます。

ですので、その手段の中のさらにその手法としましては、いわゆるふるさと納税のポータルサイトを活用して、ポータルサイトは日本中どこからでも見られるというところもありますので、そうした中で吉田町の商品、また吉田町を発信していくというところで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10 番、八木 栄君。

○10 番（八木 栄君） 10 番です。

特産品のブランド化ということで、以前、産業建設常任委員会のほうで地場産品とかということちょっと調査したんですけれども、特別ね、吉田町にはブランド品があるということたしかうたってなかったもので、特産品ということはあるんですけれども、それをブランド化したというふうにちょっと聞いていなかったんですけれども、現在あるならちょっと教えていただきたいですけれどもね。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

このブランド化の関係でございますが、ふるさと納税という一つの手段を使ってということ、先ほど申し上げましたけれども、もう一つ、今現在、まちづくり公社で、今、吉田のべっぴんガイドというところでウナギ、シラス、またあのエトセトラということで、吉田町のブランド化を図ろうということで、これすみません、今年度事業にもなってくるわけですけれども、昨年度から引き続き、今年度、吉田ブランドというところを図っていきたいということで、現在そちらのほう動いていただいているというところでございます。ですので、ブ

ラントというのがなかなか認証の関係があるものですから、そうした中で、今年度、認証委員会を立ち上げてというようなことで今動いていただいているというところでございます。

ちょっとブランドというのはなかなか難しい、議員のほうも吉田町のブランドということで、産業の関係やられていたかと思いますが、やはり認証というところが一つかぎになってくるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の56、57ページ。情報化推進というところで、57ページの左側の最後のほうにウェブ会議に対応できる仕様のパソコン27台の借入れということでございますが、この27台についてどういった使い方をされてきたのか。実際、職員が自席でやるのか、わざわざ会議室へ持っていくのかというところで、まず1点お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

パソコンにつきましては、ウェブ会議用ということでノートパソコンを27台用意させていただいたんですが、これについてはそれぞれの会議室で使うためのもので、8か所とあと町民ホールについては数台、やっぱり広く皆さんに使っていただきたいというところではありますので、そこのところは台数が増えてはいますが、全部ウェブ会議用のパソコンというところでございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ウェブ会議専用の使うんだったら、タブレットでも十分いけるのかなと思うんですが、そこのところの検討はされなかったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ウェブ会議につきましては、有線でパソコンのほうつながって使用するというところの使用になっていますので、今のところそこのところでタブレットの検討はしておりません。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、ウェブ会議は有線で、Wi-Fiもあちこち今回設置していますよね。じゃ、そのWi-Fiと、そうするとそのパソコンの有線、そどう使い分けているのか、ちょっと分からなくなってきたんだけど。元々Wi-Fiで会議室とかでできる、ましてやタブレット等にすれば各職員、何名参加するか分からないけれども、1人ずつ持ってウェブ会議できる、そのほうがよっぽどの有効に利用できると思っていただけたんだけど、今の話だと、じゃ、各1台くらいずつしか有線でつないでできないということですね。27台あって、1つの会議で3人、4人使うといたら、それだけラインをこうやって引っ張ってできるようになっているということよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 会議室のウェブ会議用の使用については、有線でやらせていただいていますので、もともと、有線でつなぐというところの使用をさせていただいていますので、会議室で、市民ホールにつきましては何台もパソコンを置きながら研修を受けるような形で使用させていただいていますので、基本、会議室での2階、5階、6階といったところの会議室については、パソコン1台につき1つの有線で使用するというふうな使用をさせていただいています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、ウェブ会議をやるときには、何かスクリーンか何かに映し出して、1人が担当してやっているというような形の会議ということでしょうか。自分のイメージだと、会議ですから、各職員、参加者が述べたいことを述べて、当然コミュニケーションしながら会議をしていくのかなと思ったんですけども、そういったことができる環境にあるんですか、1つしかつながないなくて、すごく何か自分のイメージと違うんですけども、そのところをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） ウェブ会議用にインターネットにつなぐパソコンは1台置きます。その中で何人かの職員が会議に参加するといったときには、それ用のカメラも置きまして行わせていただいていますので、パソコンは1台つなぐというところの仕様になっています。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） カメラはいいよ。カメラで各職員を映すことは可能でしょう。でも会議で、じゃ、議論をすとかといったときに、じゃ、音声つきのカメラということですか。何か違うんじゃないかなと思うんですが、大丈夫ですか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

パソコンを1台置きまして、そして、円卓会議用のシステムを使って、発言者とマイクにカメラが向くというような機械を置いてやらせていただいていますので、パソコンは1台でそこはつながっていますけれども、相手に対してはマイクとカメラが置いてありますが、発言者に対してはカメラが動くというところで、相手に対しては発言者の顔が向こうに見えるというところになります。1台のパソコンで1対1でやる場合もありますし、何人もいてやる場合には、そうした器具を置いて会議をやるということにしております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

システム自体は分かりました。一度、我々議員にその現場を見せていただくことというのはできるんでしょうか。確認しないと分からないですよ。ですから、そういった機会を一度設けていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

もちろん、見ていただくのは結構だと思います。今、すごく会議室もいろんな会議が行われていて、1日何台もウェブ会議で使っているような状況です。そんな中で機種が空いてい

ればそのときにやっていただいて、どこかと議員がつないでいただいて、やっていただくという、実際に体験していただくことはできるかと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 議長をお願いします。ぜひ機会を、予約を入れてお願いしたいと思えますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大石 巖君） それについては、また事務局を通じて当局と話をしてみたいと思えます。

ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

説明書の14ページですけれども、庁舎管理費。庁舎管理費というのは、庁舎及び周辺施設ということで、この間特に思ったんですけれども、駐車場の区画線が軽四輪のところ、南側のところ、自分たちが使っているところがそうですけれども。この間、乗用車が軽四輪のかなりボディが寸法が大きくなって、ほとんど普通車と変わらないくらいかなとなったものですから、できたら軽四輪という枠を外して、区画、軽四輪という枠を外して、大きくすると、広くするとちょっと台数が減っちゃうかもしれませんが、そういうふうにしなないと何か。普通のところで空いているところがあれば、そこに止めればいいですけれどもなかなか。しっかりした人は軽というところに止めたがると思うものですからね。そうすると、軽四輪もなかなか大きくなっちゃったもので、その開けたりするときもドアを当てないように気を使ったりとか、雨降りなんか特に傘をささなきゃいかんもので、そういうときに相手の車に傷つけたりということもあるものですからね。できれば、全部普通車という形の中でやっていただければいいかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今、議員おっしゃったところを、一応、現場のほうも確認をさせてもらいつつ、ちょっとどういった形で対応できるかということで、またちょっと検討してまいりたいと思えます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書40ページの自治会運営費に関してです。この自治会運営費は、もう長年同じようなルールで支給されているということでもありますけれども、つい先日、実際に自治会に入られている方は、そこに住まわれている方々の65%ぐらいであるというようなお話を聞きました。そうすると、今のルールは、そこに住まわれている世帯数に対して400円掛けてお配りしているわけですが、やっぱり自治会にお金、自治会費を支払っている方々の世帯数に対して、お金自体はちょっと増額していただいて自治会に渡すほうが、自治会にとっては現実的な話だと思うんですが、そういうお考えというのはないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

実際に自治会に加入していただいている件数が非常に減っているという現実を、私も承知しております。その中で、世帯数につきましては、例えば、住吉区全体にやっぱり自治会としての役割というのは、住吉区全体をやっぱり掌握していただきながら運営をしていただくということになりますので、加入している件数だけそれにプラスするというのではなくて、全体をやっぱり運営していただくということになりますので、自治会に加入している件数プラス何件というふうな形にもなっていますけれども、実際のところ、全世帯の件数掛ける400円というところでは出させていただいていますけれども、運営費としましては、それぞれの各区を、全体を掌握していただきながら運営をしていただくという意味で、この件数でやらせていただいています。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 結果的には全区域、地域を網羅して見ていただくことにはなるんですけども、やっぱり加入率が下がってきているということからすると、1世帯当たりの金額を増額して、その世帯数だとすると、自治会もちょっと増やそうと、より自治会に入ってもらおうというそのモチベーションが上がってくると思うんで、そういうことによって65%を70%にし、75%に上げていくというのも一つの方策だと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

自治会の皆様の努力で上げていただくというところもありますけれども、いずれにしても町のほうから隣組に加入していただくということは今言えない状況ではありますので、やはり自治会の皆様、町内会の皆様にそこのご苦勞をおかけするような形にはなるかと思えます。そのところを加味しても、今この件数でやらせていただいて、そのモチベーションを上げていただきたいというところもお願いしていますし、今、各自治会で努力、それぞれ上げていただく努力も私ども聞かせていただいておりますけれども、そういったところも何かご支援できることがないか話をしながら、やらせていただきたいなあというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 今の平野議員のお話なんですけど、実は、私ども昨年そういう議論をさせていただきました。いろいろこのコロナ禍で税収も減るといこともあって、いろんなことをちょっといろいろ見直しの中でそういう議論もありました。一つ、我々も問題点と感じていたのは、実は世帯は増えているわけですよ。そうすると、人口はそんな増えない中、加入率も減っている中、世帯数だけが増えていくと、何か財政負担は増えていくということ、どっちかというそういう観点からちょっと議論した中で、やっぱり議員がおっしゃったような意見もあって、一つの方策だと私はなるほどなとそういう議論させていただきましたが、結果的には従前どおりという形で議論がまとまらなかったんですが、私は、個人的にはそういう方向も十分あるんじゃないかと思っていますが、今後も我々の検討課題として、去年、引き続き検討という形で考えておりましたので、またそこは今の議員の意見も踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内です。

39ページを見てください。自治会振興費です。この中に、効果のところの一番最後のところに、女性を町内会に1人当たり、1人入った段階で30万円補助しますよと。最初はね、意味であり意義であり、理念というのはよく分かったんですね。ただ、これがもう定着をしてきたと思うんですね。私も町内会、結構、第一町会とかやらせてもらって行くんですけども、それによって女性が入ってきた効果というのは、皆さんよく分かっていて、周りが非常にコミュニケーションができやすくなったような気がするんですね。そうすると、いつまでもこのインセンティブつけるのはいいけれども、1人当たりと言うと、そこのところに女性の共同参画と書いてあるけれども、これ女性の共同参画を図るものであって、1人とかやっていくとね。もう定着をしていて、その中でもそういう各自治会がそういうシステムを持ち始めていると思うんですね。もう定着をしてきた段階で、どこかでこれを、インセンティブを外さないとずっと1人で、何かそういう差別、私の印象ですと差別なような気がしてしょうがないんですけれども、その辺はこれから、去年まではこうなりましたけれども、その辺の考えとか、そういうのはどうなんですか。私はもう外すべきだと思っているんですね。その辺はどうなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

女性登用の補助金の加算というところになりますけれども、これにつきましては平成27年から実施させていただきながら、おおむね10年間は見据えて、時限的補助金というところで創設させていただいています。その中で、当初、各地区、女性の方を町内会長に任命していただいて、活用していただいたところもありますけれども、今、北区はずっと定着して、女性の町内会長ができています。残念ながら、ほかの自治会につきましては女性の登用がなかなかできない状況ではあります。そうしたところで、なぜ女性の登用ができないかというところもありますけれども、今回、今年度につきましては、北区はそうして定着してきた様子を聞かせていただきながら、自治会の皆さんに聞いていただいて、こういうふうがいいこともありますよといったこととか、こういうふうに定着してきたんですよというようなお話を聞いていただこうという場面をつくらうと思っています。それについては、自治会の皆さんも御了解いただいていますので、そこで、このインセンティブは別なお話になるんですけども、女性を登用する町内会に入れるか、入れないかというところの皆さんの自治会の感じ方というところもありますけれども、そういったお話を聞いて、今回どうして考えていくかというところをですね、皆さん御検討いただければなというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、私の頭の中も同じことを考えていて、自治会同士で研修というか、何かに行って、よく視察というか、そういうことをやっていくことによって、より確実なものができるような気がするし、ぜひ、これから女性が出てくるのはもう分かっているものですから、その辺を上で上限をつくるんじゃなくて、逆に逆転してもいいわけですか

ら、その辺はまた、今、課長の言われたとおり、その辺を進めていただいて、和やかな形の、会議ができるのも一つの方法だと思うし、そういう形でぜひやっていただきたいと思いますけれども。答えは、要望です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開をします。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大石 巖君） なければ質疑を終結します。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 説明書の328ページです。財政調整基金費。全協でもお話というか、一応、今日に関係したことを言わせてもらいましたが、吉田町毎年、今年に限っては4億4,000円の黒字を計上したということで、非常に喜ばしいことだとは思いますが、ただし、財政調整基金の解説というか、ちょっと見ていくとね、この中に地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金と、これはまだいいですね。そのところに、財源に余裕がある年度に積み立てておくと、この辺はちょっと異議がありまして、災害など必要やむを得ない理由で財源が不足した年度に活用すると、それが地方財政法に規定をされているという、こういう資料があるんですけどもね。今年の決算見ると、町のほうでは20億円くらいがそういう一つの目標値を持っていると、すると、今、令和2年で15億、ほぼいい金額でいっていると思うんです。財政調整基金がこれだけの有効な形を持っていて、積立てができていたと、理事の話ではちょっと決議は、結果的にそうなるということは言われたんですけども、私はもうこういうのは一つの目標値を持って、そしてそれに向かってやっていく。なぜかと言うと、目標値を持ってやっていかないと、結果的に積みなくなったときに、結果を出すために無理をするわけですよ、どうしたってよく見せるために

ね。そうすると、どこかが犠牲、縮小されたり、圧縮されたりする可能性というのはあると思うんですよ。私に言わせると、まず、毎回出ている通学路の草刈りですよ。先月ちょっと頼んだら、すぐやってくれました、県でね。やっぱりね、そういうところに必要なところに持っていく、必要なものは必要として持っていく、そんな大きなお金じゃありませんからね。でも、そういうのも、例えば、20億の目的を持った財調を念頭に置きながら、例えば、ふるさと納税で町長にお任せとかあるじゃないですか、そういうとき、そういう中に防災とか、そういうあれがありますので、そういうのに積み立てていくとかね、そういう計画的なものを持って行って、全体に施策にバランスが取れるようなものはもっと取れるじゃないかという気がするものですから、その辺はどうでしょうかね。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政調整基金につきましては、やはりその積む金額についてある種、結果論な部分はございます。ただ、財調に積むだけではなくて、当然必要な事業がまずあって、そこにまず充てた上で、その残額というところで基金に積み立てているものでございますので、必要な事業については、予算上は積み上げているという状況でございます。

ただ、今やっている事業に、さらにこういったところ充実させたほうがいいんじゃないかという議論はいろいろあると思いますので、そういった部分については、今後予算のときにちゃんと精査しながら事業の充実を図っていくというところに財源も充てていくということは、考える必要があるかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、課長が言われた、それぞれをしっかりとやりながら余剰化ができたらいくと、それも一つの方法だと思うんですけども、私の思いとしては、一番今心配しているのが災害ですよ、災害。この金額はもう幾らというのは上限はないですからね。予算、ちょっと脅かしますけれども、最近、NHKでメガクエイクというのを盛んにやっているのを見ていますか。特集やっていますよ。そこで今度、長野県の高山で震度4があったでしょう、あそこ多分何か起きますね、集中的に來ていますからね。それがここへ來る可能性は、フォッサマグナ通じて來る可能性というのは、我々の中にはあるわけですね。そうすると、今言ったこの財政調整基金が、結果的にそこにいくんじゃないかと、一つの目標を持ってやっていかないと、全部が賄うことはできないですけども、必要なものだけ是可以する形の基金をやっぱりやっていく。私は、やっぱり計画的にやっていくことが必要だと思うし、15億は非常にいい金額だから、そういう形のやっぱり絶対に必要だと思うんですけども、その辺の危機感というか、そういうのに対する危機感に対する財政調整基金の在り方とか、そういう方向とか、そういうのはどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

当然、財政調整基金の性質としてそういった災害等、何かあったときの財源として考えるべきものでございますので、ただ、先ほど議員もおっしゃったように、災害時でどのくらいのものが本当に必要になるかどうかというところは、やはりなかなか誰もが分からない状況でございますので、うちの目安として一つ、20億ということがございますので、それに向

かって今はそういう形で動いていると。今後、また状況が変わって、そういった金額が分かるようになれば、当然、それを目掛けて積んでいくということもあると思いますので、そういったところを毎年ちゃんと見極めながら、検討していきたいなと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 本当にさっき言ったふるさと納税というものに関しては、皆さんが寄附をしてくれた中に、それには色はついていないわけですからね。町長にお任せという欄が結構あって、それが前回聞いた時には一般財源化していきますよという話だったから、その辺をちょっとうまく使った形でのやっぱり計画的なそれをぜひやっていただきたい、準備はしっかりしていただきたいと思うんですけども、その辺、何かありましたらお願いします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

ふるさと納税の話となりますと、それは町長にお任せの部分は、当然普通に財源として充当させていただいておりますので、ちょっとそこをイコール基金に積み立てるという話は、財調のほうに積み立てるという話ではございませんので、御寄付をいただいたものというのは、当然、有効活用、適切に使用していきたいと考えております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 決算書の316ページから319ページです。

この予備費は、当初予算で2,000万で1,073万円の増額補正を行って、16件、1,794万5,000円を他会計に流用しているわけでありまして。この予備費を他会計に流用する際のルールというか、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

予備費をほかの予算に流用する場合のルールといたしましては、当然、当初想定されていない中でその予算がないと、さらに、本来、議会に補正予算認めていただいて積んでいくのは通常でございますが、そういったなかなかそこをやっているいとまがない。さらに、その課の中でもほかに財源として用いることができないという状況の中で、やむを得ず予備費というところで使用するということになってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 予算として予備費を設けるということに対して反対するものではないんですけども、極端な話をすると、今の現状で当初予算が足りなくなった、2,000万円

以下だと予備費からそこに流用すると、その予備費に財調から2,000万円持ってくる、これを繰り返すことできるんですね。極端に言えば。したら、なにがしかのルール、要するに当初予算というのは議会が承認したものであって、それをうまく使えば予備費でどんどん使い込めるといようなことは避けたいという思いがあって聞いているわけですけども、その辺に対するお考えは。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員おっしゃったように、そういう形ができるか、できないかと言われれば、そうかもしれませんが、ただ、当然、予算というのは議会がお認めいただいているところですので、本来、補正で対応できるものについては、当然、補正で対応してまいります。

ただ、近年、災害等起こって、やはり想定以上にそういった対応をしなければならない。今年度も落雷等あって、そういったものはすぐ直さないといけない、そういうのもやっぱりございますので、そういった部分にあくまでも限定で対応するものとして予備費ということ考えておりますので、そういったご心配されていることはないということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大石 巖君） なければこれで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時24分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

説明書の111ページ、児童虐待防止事業費についてお伺いします。

令和2年度、途中から相談員を1名増員し、相談体制の充実を図らせたことによって相談件数を多く受け入れることができたということだったんですが、一方で、一時保護となった児童の数が令和元年度に比べて令和2年度には増加したということで、そうした際に相談対応するための相談員や職員のさらなる増員が必要ではなかったのかと思うんですが、その点はどうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

児童虐待防止事業費についての相談員の人を増やすというご質問ですけれども、相談員を何人にしたらいいかというのは、各市町の状況や各市町の体制によってそれぞれお考えがあると思います。当町の規模で何人の相談員が妥当かということの一つの検討のこととしまして、国が設置を求めています子供家庭支援拠点のことについて参考にしてみますと、人口と当町の児童数から考えまして、支援員が2名常駐していることが最低基準ということになっております。そのことから思っても、当町の場合は議員もおっしゃっていただきましたけれども、令和2年度からの途中から3人体制という形で配備させていただいておりますので、必要最低以上の人数は確保しているというふうに思っております。

人数、相談件数も増えておるといふ御心配もいただきましたけれども、支援員の資格としまして、うちのほうで求めているものは、上から言いますと医師だとか、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理士、保健師、助産師、看護師、保育士、教師と様々な資格があるわけなんですけれども、そういった有資格者が必要だと捉えております。なかなかそういった有資格者につきましても、ほかの施設につきましても必要な資格だということで、今なかなか人員の確保が難しいということになっております。当町の場合も保育士と保健師で、それから町の職員につきましても社会福祉士ということでも有資格者がそろっておりますので、当分はこの体制を維持できるように頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

現状の人数で対応していくということだったんですけれども、相談件数も増えているというのもありますし、よりきめ細やかな対応をするというところで、私としては、できたら相談員さんや職員の数が増強することによって、そういうことにもきめ細やかに対応していけると思うんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

相談員の増員ということで、全ての相談業務がこども未来課の相談員がやっているわけではございません。窓口としましては幾つもございます、福祉課のほうに相談される方もいらっしゃるし、あと、当課で設置してあります保育園だとか子育て支援センター、児童館、それから保健センターのほうでも御相談がされるというようなことも、窓口としては幾つもあるというふうに捉えております。そういった初歩の、ファーストタッチですね、その情報をうちのほうも集約しまして、どの業務が問題解決に当たったらいのか、支援していったらいいのかということも捉えて、割り振りも検討してまいりますので、相談業務に関しては町全体でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

相談の件は了解いたしました。よろしくお願ひします。

次に、決算資料129ページ、放課後児童クラブ健全育成事業費についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響で学校が休校した際に、感染対策として放課後児童クラブの運営を行っていましたが、児童数が増える中で、感染対策としての3密は守れていたでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

昨年度、学校が休校中のクラブ運営につきましては、各小学校、あと教育委員会事務局とも御協力をいただきながら、学校の体育館を借りたりだとか、あと学校の中にあります図書室をお借りしたりだとか、もちろんグラウンドをお借りしたりだとかといった施設をお借りしながら子供たちを分散しながら業務に当たることができました。そういった意味で、密を防いで運営ができていると思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

分散させて3密を防いでいたということで了解いたしました。

では、感染対策をしながら放課後児童クラブに預けている保護者たちもいらっしゃると思うんですけども、この放課後児童クラブの定員を超えたときの、感染対策をしていたときですけども、超えたときの対応というのはどんなふうに考えていたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

クラブは、複数、当町では11クラブ、クラブを運営しておりますけれども、それぞれのクラブに定員数ということで、子供さんたちを何人お預かりできるかということで、床面積から計算した定員を持っております。それ以上、子供さんをお預かりするというのは、あまりよろしいことではないので、それ以上子供さんたちが入所を希望する場合は、学区内ではかの空いているところに子供さんたちを受入れをするというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

学区内で対応するというので了解しました。

そうした際、休校や授業時間が短くなる場合、支援する支援員も通常の業務とは異なる対応をしないとならないと思うんですけども、そうした場合、支援員への支援をどのようにお考えだったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

昨年度の休校中ということでお答えをさせていただきたいと思えます。学校の休校に伴いましてクラブで子供さんをお預かりする時間が長時間になりました。そのときの対応としましては、学校が休校でしたので、町で採用している教員補助とか、学校司書、それから各学校に配置しているALTの先生方ですね、そういった先生方の御協力をいただいて、クラブ運営を行わせていただきました。また、当課の職員、児童館の職員、また子育て支援センターもコロナの感染防止ということで休館をさせていただいた期間でしたので、そういった職員もクラブのほうに投入しまして、みんなでクラブ運営をさせていただいたという経緯でございます。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今、111ページの今のところでちょっと確認をさせてもらいたいことがあるんです。今言っていた相談件数、確かに相談件数が、昨年が2,545件、そうですね、今年が3,398件、かなりの数の上昇率ですよ、3割から4割くらい。実は、私も自彊小学校の出身、生まれが出身で、吉田中学校の第2回生なんです。あの当時から、必ずこういう問題というのはずっと延々と残っていて、そして、いろんな人、嫌な思いをした人もいるでしょうけれども、その中で、いろいろ私も耳を澄まして聞いているわけですよ。そうすると、結構いろんなものが来るんですけども、相談の件数の中で一番大事なことは、どのような分析をしているかということですね。分析の内容は、当然、個人情報法がありますから聞きませんけれども、その辺の分析の結果というのはしっかりと出ていると思うんですけども、そういう分析はやっぱりしっかりとしているんですか。その分析の結果はどこに、例えば、相談に行くところというのは、そういうの結構あるんですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

件数が、R元年度とR2年度を比べて増えた理由というのは、全員協議会のときにもこちらからご答弁させていただいたとおりでございます。なぜ件数が増えた要因ということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内です。

聞きたいことは、件数が増えたとかそういう理由ではなくて、その後出てきた相談の結果の分析、要するに困っている人が本当にいたとしたら、それは助けなきゃいかんというやつがあるわけですよ。救うためのものを行っているわけですから。そのときのそういう相談の分析の中で、当然あったでしょう、弁護士とかね、いろんなところへ行くでしょうけれども、その分析というのは吉田町としてはやっていますかということです。そのやつをもしやっていたとしたら、これだけ増えてくる中で、傾向とかそういうものが見えてくるはずなんですよ。テレビでやっているインターネットの中で、タブレットの中でいじめがあって、とうとう子供が自殺をした事例が出ましたよね。こういうものに関して、絶対対応しなきゃいかんということなんですけれども、その辺の分析というのはどういう感じですかということです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

相談の内容につきましては、もちろん町の職員だけでは解決ができる問題ばかりではないので、児童相談所だとか、警察だとか、ほかのいろいろな機関と内容を共有させていただきながら、どこにどういった支援をしたらいいのかということで、こちらのほうも対応させていただいております。

どんなケースが多いのかというお話になりますと、一つの例を挙げさせていただきますと、当町では、ネグレクトと言われるものがすごく多いです。育児放棄と言っちゃうと、ちょっと言葉がすごく重く受け止めますけれども、例えば、病院に連れて行かないだとか、ち

よっと身なりが不衛生になるだとかといった、ちょっとこう、どうしても保護者が子供にかけてあげられないというようなケースが非常に多いというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われた児相であるとか、警察であるとか、そういうね、私が聞いたかったのは、そういうルートが結果的にはしっかりしていますよと、それを確認をしたかったですね。今、去年の事例でそういう形を聞いたときに、その中でも大変なこともあるんでしょうけれども、その辺のルートがしっかりしていますかという確認をしたかったわけです。その辺をもう一度。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

そういった相談件数に上がった人たちにつきましては、要保護児童対策地域協議会というようところで、皆さんで見守りを行いましょうというような土俵に上げさせてもらうという形になっております。その要保護児童対策地域協議会というのは、年数回、4回、3回という会議を行っておりますし、また、それ以外に、本当に小さな打合せというか、ケース会議と言うんですけれども、この子について今後どうしていこう、この子を学校に行かせるためにどういった支援が必要なのか、この子を家庭の中でうまく養育するためにはどうしたらいいのか、お母さんにどういった支援が必要なのかというような相談のケース会議をやっております。その件数もですね……個別ケース会議ですね、そうですね、私のほうの手持ちで言いますと、30回くらいですね、年にやっておりますので、そういった感じで個別に支援が必要なことに対しては会議のほうを重ねておることになっております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そこを確認しました。

もう一つ大事なことを聞きます。例えば、我々に耳に入ったり、死角に入ったり、見えたり聞いたりしたときに、どういうルートでこっそりと分からないように受けてくれるところはどこなんですか。例えば私が聞いたときに、こういう問題が聞きましたよ、ありますよと、その目の前で見たときに、それをどこでどういう形で我々はあなた方に知らせればいい。そのルートをしっかりと教えてください。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

児童相談所のほうで運営しております番号が189、いち早くというような語呂で皆さんにお知らせをしているんですけれども、その189の電話番号につなぎますと、職員のほうが、相談員の職員らが出まして、本人から、またはそういった事案を見たというようなことも含めて全て受付をしていただいております。そこで、御住所等々が言える方がそこでどこどこに住んでいるという情報を知り得て、そうしたら私たちのほうに、こういった連絡があったとちょっと調査のほうを依頼したいというようなことで対応をしております。

以上でございます。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書 94 ページ、高齢者社会参加推進事業費です。

吉田町のシルバー人材センターの事業というのは、まさに高齢者の社会参加の事業であり、会員にとってもメリットはあると思うし、町民の皆さんにとってもメリットがある事業だというふうに思っております。ただ、ここ数年は会員数が減少し、就業実人数、延べ人数ともに減少しています。会員の減少に対して何か対策というのは、お考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

シルバー人材センターの会員数が、それこそ伸び悩んでいるといったところのご質問ですが、シルバー人材センターに属する方というのは、60歳以上の方という方が原則決まっております。現在、退職年齢が延びていることによって、65になってから退職したのですがシルバー人材センターに登録する方というばかりではない状況ですので、町のほうでもシルバー人材センターと打合せをしながら、どのようにしたら働きたい方を就労できるかというのを検討させていただきました。どのようなことをやりたいのかなといったところも少し話し合いをさせていただいて、家事援助をやりたい方、女の方であればお買物をしに行くお手伝いならできますよという方とか、あと、剪定まではできなくてもざっくり木を切ることとか、草刈りをするということをやってみたいよという方も結構いらっしゃるというのを聞いたので、そういった方が入りやすいように、少し講習会のほうをさせていただきまして、皆さんにご利用いただきながらシルバー人材センターに登録をしていただけるようなことをやっています。

あと、広報のほうにもちょっと載せさせていただいて、シルバー人材センターにはこういうものがありますよといったものも紹介をさせていただいております。町のほうだけではなくて、シルバー人材センターのほうでも広報活動をしていただきまして、新聞折り込みでシルバー人材センターに加入しませんかといったこととか、さっき言った講習会のチラシを入れるですとか、そういったことをやっております。

そのほかに、会員になってからもずっと長く続けられるようにということで、会員同士のサークル活動といったものも行っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） いろいろ検討されているということでございますけれども、このその下に総合戦略KPI、高齢者人材活用センターで活動している高齢者の人数 609 なんですよね。今、271 人ですか。半分だとすると、やっぱりさらにもう一步踏み込まないと、この目標値というのは達成し難い、なかなか難しい。けれども、高齢者は増えているはずですので、パイは増えていると思うんで、そこを何がしか引っ張り込むというか、そこをちょっともう一步踏み込んでやっていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

こちらにあるKPIですけれども、どんなものをカウントしているか、目標値に対して令和2年度幾つだったかといった数字になりますが、このセンターを利用されている方の人数になりますので、ちょっとシルバー人材センターに属している人の数ではなくてですね、すみません分かりにくくて。センターを集団室と相談室と2つの部屋があるんですが、そちら

を利用された方の、令和2年度に利用された方の人数になります。ですが、実は、令和元年度はもう少し利用している方が多くて、2年度から少し減っていることもあるものですか、もう少しこのセンターをほかの方にも利用していただけるように。どんな方が利用しているのかと言いますと、さっき言ったシルバー人材センターのほうに属している方が、趣味クラブをやるときにその部屋を使ったよという方が今は多いんですけども、その前まではほかの外部の方が、ちょっと定期的に週1回利用させてほしいということでお部屋を使っていたという経緯もあるんですけども、2年度からはちょっと使っていないものですから、そういった定期的に使う方も少なくなったものですから、人材センターに属する方もそうですけども、なじんでもらってここの部屋を使っていただけるように数を増やしていきたいとは考えております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） ちょっと609の認識が足りなくてすみません。そうすると、令和元年度、令和2年度の人数はどのぐらいになっているのか。この609というのは延べ人数なんでしょうか。その辺、お願いします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課です。

KPIの数ですが、1,662人が実は元年度に利用してくれています。これは延べ人員になりまして、先ほど申させていただきましたように、週1回そちらを定期的に利用していた方がたくさんいらっしゃいましたので、その方たちが延べ使った数といったものが加算されています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかにありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 87ページを見てください。出産育児一時金についてお聞きをします。

まず、全協でも聞きまして、87ページです。説明書のほうです。

その中で、正確に繰り出したという話だったですけども、20年と元年が20件、令和2年が17件と、半数近くまで減ってきたのね。そして、その決算の認定に対して、当然検証は行ったはずなんですけれども、国民健康保険の担当課、国保のほうに繰り出しをしたということになりますと、国保の担当課とはどんな検証とどんな認識が、検証というか認識が行われたんですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ちょっと今、多分議員ちょっと混同されているかもしれませんが、ここに書いてあるのは国保の出産一時金のことです。議員、検証というのは何か出産祝い金のことと何か勘違いされていませんか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この問題はなぜ取り出したのかと言いますと、出産育児の一時金というのは12月31日でという形は出ていますよね、あれじゃないですか。

〔「違う」の声あり〕

○8番（山内 均君） 違うんですか、出てないんですか。

〔発言する人あり〕

○8番（山内 均君） ちょっといいですか、私が言いたいのは、適切に国保のほうに、国保会計に振り込みましたよということでしょう。その辺、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） ですから、議員が12月で終わったとかというのは出産祝い金です。ここに出ているのは国保の出産一時金です。違います制度が。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、同僚議員にちょっと助けていただきまして、110ページのところに出ている児童福祉費。

○議長（大石 巖君） 110ページですか。

○8番（山内 均君） 出産祝い金事業ということだと思んですけども、そうですね。

〔「そう」の声あり〕

○8番（山内 均君） その関係で言いたいことは、出産祝い金の事業が確かに3月のときの説明はいただいたんですね。そのときにいただきました。そしてそのときに、8月のときに初めて表に出して、12月31日になくなりますよという話ですよ。第2子と第3子、そういう話じゃなかったですか。

○議長（大石 巖君） すみません、2年度の決算ですから、その中で質疑をお願いします。

○8番（山内 均君） 決算でそういう形があったから、決算を踏まえてどういう、人数が減ったことによる議論の中で、どういう議論があったんですかということを知りたいんです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

児童福祉費の中にございます出産祝い金ということのR2年度のこども未来課の分析というようにござりますか。

出産祝い金につきましては、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略ということの中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという目標を達成するための施策の一つとして、こども未来課のほうで実施しているものになります。具体的な数値目標で合計特殊出生率の2.07を目指すということと、児童・生徒の総数2,500人を目指すということの2つを重ねてやっている中の1つ、合計特殊出生率2.07を目指すということで、こども未来課のほうでやっているということでございます。

平成29年から令和元年までは県の補助金を活用させていただきながらこの制度をやってまいりました。今ご説明をさせていただいている決算に関しましては、町の単独事業ということで事業を実施しておりました。

実際の29年度からの出産数の話をさせてもらいますと、4年間続けてまいりましたけれども、ある一定度の効果はあったと、横ばいから微減というような効果というような形になっております。出産祝い金があったから横ばい、またはちょっと下がったぐらいかなということも言えるものです。具体的な数値を上げさせていただきますと、平成29年度の出生数に対しまして、第2子、第3子以降生んだ方は、出生数に関して43%でございました。平

成 30 年度に関しましては、祝い金の該当者、2 子、第 3 子以降については 53%、令和元年度につきましては 51%、令和 2 年度に関しましては 48%という形で、横ばいからちょっとこう下がっているという形に当課では思っております。

もっと右肩上がりのものを期待してこの制度をやったんですけれども、なかなかそういうふうにはならなかったというふうに、経過になっております。これは、女性が出産可能年齢ですね、具体的に国のほうで言っていますと 15 歳から 49 歳までと言われている出産可能年齢というものがあるんですけれども、その出産可能年齢の年齢が吉田町の場合は、人口のほうが減ってきちゃっているという形になっております。

国のほうで言われております厚生労働省の人口動態統計によりますと、女性の結婚は平均して 29.4 歳だと言っています。第 1 子出生年齢が 30.7 歳、そして考えてみますと、次の出産につながっていると、女性は 30 から 40 の間に第 2 子、第 3 子を出生するという可能性が出てくるんですけれども、その年齢層が 29 年度から 30 年度にかけて 54 人減っております。30 から令和元年にかけては 21 人減少しております。令和元年度から令和 2 年度にかけては 70 人ぐらい減少していると。それで、ちょうど第 2 子、第 3 子に続けてもらいたい女性の数がどんどん下がっちゃっていると。

その出産人口を増やすために一体何が必要なのかと、働く場所の支援なのか、住居の支援なのか、はたまた教育の充実なのか、待機児童がない保育園なのかクラブなのか、医療体制の充実なのか。そういった施策を町の中でもう一度考えるというふうに今まで 4 年間やってきたんですけれども、そういった感想を持っております。今まで当課のほうでお金をかけてやってきた事業なので、ここまでの出生数が保たれていたということも一つには言えると思いますけれども、全体的にはそういった数値になりました。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8 番、山内 均君。

○8 番（山内 均君） すみません、いろいろ。私が一番問題と思うのは、やはりこれは吉田町の人口ビジョンとありますよね。当然、世の中が減ってきて、我々団塊の世代がいなくなればどんと減る世界ですよ。その中に、吉田町がこれから一番求めていく重要なものには、人口ビジョンの中にあるような子供たち、人口をいかに保っていくか、減らすじゃなくてね、保っていくかということ考えたときに、今言われた平行に行くことは、低くてもね、平行に行くことが最低な条件であって、それ以上のものはやっぱり求めて、生んでくれる方たちに生みやすい状況をつくっていく、それとこの今言った、これだけ 20 人から 11 人減ってきた状況を踏まえて、町のほうではこの結果をもってどんなことをこれからやろうとするかという方針があれば。そこを聞いたかっただけですからね。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、議員からご質問のありましたとおり人口ビジョンですね、こちら関係は、当町 2060 年に 2 万 9,000 人を維持ということで目標を立てまして今進めているところでございまして、これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略第 1 期、それから第 2 期ということで現在今、進めているところです。町の方針というのはまさにこの総合戦略ということになります。

先ほども担当課長からもありましたけれども、そうした人口の移動というかそうしたものがあありますが、ただ単に何もしなければ人口もう減る一方です。これは吉田町だけではなくて、どこも全体的には減るという中で、いかに吉田町に住んでいただいて、定住をしていただいて、子育てからお年寄りまで住んでいただけるか。また、社会増をどう増やしていくかというところが一つポイントになってくるというふうに思っております、現在、このまち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらに基づいて町としましては方針を掲げまして、いろんな事業展開をしているという中で、その中の方策の一つとして祝い金というのがあったわけですが、当然、今後この総合戦略に向けて当然手法も変えていかなければならないというふうに思っておりますので、そうした見直しを常に行いながら、次の施策、手を打っていくというようなことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 結果的なものは分かりました。ちょっと、先ほど最後に言ったそれに対して町がこれからこういう状況を踏まえて、そして大事なものを、人口ビジョンを踏まえて、これから町がやろうとしていることがもしあったら、教えてくれるものがあればと思って、これに期待している人たちがいっぱいいますのでね。ちょっとありましたらお願いしたいんですけれども。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

理事のほうからもご答弁させていただきましたけれども、人口を増やす施策というものはいろいろあります。当課、こども未来課だけでお話をさせていただきますと、当課の業務としましては、子育て家庭のための支援ということになりますので、R2年度でやりました支援員の増員もそうですし、保育園のことの支援ですね、待機児童がない保育園をつくるどうか、そういったこともそうですし、そういったことに対して今後も含めて検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書101ページから102ページの心身障害者自立支援事業です。

この事業は、決算額見ますと5億8,785万9,000円と高額な事業になっています。国や県からの補助もありますので、町の持ち出しとすれば、負担とすれば約4分の1だということでございますけれども、この102ページに出ておりますように、多くの事業所で福祉サービスというのをっております。このサービスに対して、町はそういう事業所をどのくらいの頻度で現場に行って、サービスの状況というのを点検されているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員ご質問の事業所の点検をどれぐらいしているかということなんですが、現場に行っただけの指導というのは、もちろん県が行っている事業になるものですから、県が1年に一度、指導監査といったものを行っております。

それ以外に、町のほうで、うちの町が、うちの町の子供が、子供だけではない、うちの町の障害者の方たちがよりよく生活できるためにはどうしたらいいかといった形で、委員会のほうを開かせていただいております。計画を立てる相談員さんたちの相談員の会合ですとか、あと事業所、子供の事業所をやっている事業所に対しての会議だとか、あと就労を行っている者の成人の人たちが行っています事業所に対して、どのように事業を行ったら適切に、本人が望むような就労ができるのかといったところを打合せを行ったりするんですが、定期的には偶数月と奇数月に分けて、児と者、子供と成人という形で分けて町のほうでは毎月やっていることにはなるんですが、2か月に一度という形で事業所の打合せのほうやらせていただいております。ケースで、うまくいかないケースですとか、そういったところも一緒に話をしているところです。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 私としては、実際に障害をお持ちの方々、それに直接意見を伺ってほしいなという思いがあって、こういう話をしているわけで、今の話だと中間、世話をされている方を踏まえて、そこで委員会を開いて聞いていると。でも実際にやっぱり生で聞くと、いろんな意見出てくると思うんですよ。だから、その辺も踏まえてそういうシステムというのをつくっていただければなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

利用されている子供さんやご家族の方、そして実際に働いていらっしゃる成人の方の御意見ということですが、3か月に一度ですとか、6か月に一度、計画のほうをもう一度見直すという作業を行っております。ケア会議という形になって、もう一度見直したりですとか、継続できるかといったところの話をするわけなんですけど、御利用者さんからも直接その会議に出席していただきまして、言葉を聞いたりですとか、計画相談の方も実際に、例えば放課後等デイサービスのほう伺って、本人がどんなやり取りしているかなといったところも見てきて、どういうふうに継続していきたいかといったところも話を聞いておりますので、ご本人さんからの話を聞く場面というのも計画相談だけではなく、そこに町の職員も入りまして聞いてきているというような形になっております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の90ページ、敬老事業ということでございますが、ここ数年、対象者をだんだん絞ってきていますよね。そうした中で、もらう方に聞きますと、何の行事というかなくて、ただもらいに行くだけというようなのはすごい心苦しいよみたいな話を聞いたことがあるんですけども、町としては、過去は敬老の日を祝う何かイベント的な式典かな、やっていたと思うんですが、昨年に関してはコロナの関係もあって何もできなかったのかもしれないけれども、その辺のただもらいに行くだけというのが、この敬老事業としてどうなのという思いもあります。そうした中で、ましてや年齢を絞って、80歳、85歳、90歳以上と、敬老と言ったときに、どう範囲を今思っているのか分からないんですけども、そうしたときに、や

っぱりそれに漏れた方なんかで、去年もらったけん今年はくれんだのとか、いろんな話が、余計高齢者の方は忘れちゃうというか、こう君あるだよと言っても、なかなか分からない。そうしたときに、じゃ、敬老の事業としてただ記念品をくれるだけじゃなくて、何かしらあれば、ああというのがあるかもしれないんですが、そういった計画というか、そういったものは一切立てずに、ただもう慣例的にこうやってやってきたということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃるように、今、敬老事業のこれから行います記念品の贈呈につきましては、お菓子をもらいに行くだけということで、行事的な行事ではなくなってはきていますが、敬老事業そのものにつきましては、このお菓子の詰め合わせだけではなくて、米寿のお祝いのほうをさせていただいたりですとか、100歳のお祝いをさせていただいています。大きなイベントというような形は、なかなか高齢者の方が一つのところに集まるといった足の確保ですとか、危険を冒してまでといったところ、あと、介護保険事業も始まりまして、定期的に事業所へ出かけていらっしゃる方もあるので、イベントに来ることもなかなか難しいものですから、こういった長生きをしていただいて皆さん今までいろいろ町に貢献していただいてありがとうございますといった意味の配るだけという形ですが、お祝いのほうをさせていただいております。議員がパワーをどう維持していけるかといったところ、敬老品をもらったところでもっと長生きしようと思ってもらえるようなイベントといったもの、イベントそのものは難しいですけども、そういった何か皆さんがこれからも元気でいようといった事業ができればなあと考えております。

この敬老事業そのものでは、そういったもらうというところのお話しかないんですが、介護予防の事業につきましては、今残存している自分が歩けることができるよとか、手先は器用だよといったところを活用しながら居場所へ行ってもらったりですとか、体操の教室へ行ってもらったりということで、機会はできるだけ増やさせていただいております。ほかの市町よりも吉田町はそういった町独自の事業というのを活発に行っておりますので、皆さんが選んで行きたいような事業を、またやったださるボランティアさんや事業所の方と相談しながら、さらに皆さんがお元気でいていただけるように事業を組み立てていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

理解はしています。そうした中で、今、課長のほうから足、現場へ行く足の話がされたんですけども、そういったものはこの中には過去もなかったんですけども、そうした中で、80歳過ぎて85歳、90歳というとなかなか自分で来られることは非常に難しくなってくるのかな、そうしたときに、この事業費の中にそうした送迎の部分が全くないんですが、それはどこかで手当しているからないというのか、当然、家族の方が連れて来るのがとか、健康のために歩いてきたほうがいいよという思いがあって、そういった費用というものはつけていないということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

事業によっては近くまでお迎えに行きますといったものを行っていたり、おうちまでお迎えに行きますといったもので、事業の中で送迎をやっているものですから、移動支援事業といった事業としてはピックアップは少ないんですけども、一つは高齢者の移動支援事業、今、介護のほうに移動してしまっていますが、この敬老事業での現場へ送迎するといったものは、昔のイベントをやっていた頃は大型バスを出しまして、各公民館等で出ていったんですけども、大型バスに乗ることもなかなか大変であったりとか、そのバスの時間に間に合わない人がいたりということもございましたので、ちょっとバスでの記念品をお渡しするところの送迎バスというのはやめたところです。あとは、ご本人が取りに来なくても、ご家族の方でも、ご近所の方でも、はがきを持ってきていただければお渡しすることができるというような形になっているものから、この事業につきましての移動のための経費のほうは計上しておりません。

ほかの介護予防の事業につきましては、ボランティアの方が送迎してくださっているものもありますし、介護保険事業所が空いているバスで、空いている車で、空いている時間のところで送迎をしてくれている事業所もあります。介護予防事業をやっている中でもそういった送迎をやっている事業所もございますので、敬老事業ではないんですけど、これからも健康で長生きしていただきたいという事業の中では、送迎もひっくるめた事業というものは行っております。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ですから、これに関して、敬老事業の記念品を取りに来る帰るに関して、そういったものも利用してもらって、本当に足のない方、足のないと言ったら失礼、交通手段がない、歩いていくには大変だという方に対して、そうしたのもありますんで御利用をどうぞというような企画ができるんじゃないかなと、じゃ、経費をかけずにやるとしてねと思って、先ほど発言させてもらったんですけども、2年度に関してはそういうことやっていないよというのは分かるんですけども、今後そういったものも利用しつつ、じゃ、経費はあんまりかけられないけれども、そういったものがあるんだからというようなお考えは今後お持ちになって、計画に入れていくというようなことはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

この記念品を取りに来るための交通手段といったところは、令和2年度はもちろんここに書いていないです。3年度も計画にも入れてございません。お電話で取りに行くことができないんですけどもといった方が中には年に1回あるかないかといったこともありますが、日曜日でも配っていますよということで御案内しますと、じゃ、家族が日曜日に取りに行きますというような形で対応は今させていただいているところなので、今のところは交通の手段をとったところは考えていません。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番、山口です。

111 ページ、同僚議員 2 名が今同じような質問をしたので、関連質問をします。児童虐待防止事業費ということで、先日、全員協議会で私、質問書を提出しまして、実際の訪問件数が課長のほうから 230 件という報告がありました。先ほど、189 という電話がかかってくると、法律が変わりまして 24 時間以内にはかけなければいけない、また、牧之原警察署から担当課に電話があつて、訪問したということも聞いております。230 件という 3 日に 2 日ぐらいは出ているんですけども、これは先ほど相談員の方が 3 名いらっしゃるということだったんですが、この 3 名の方、女性かどうか分からないんですけども、その方たちが決まって訪問するのか、それとも職員の方が交代で行かれるのか、24 時間ですので、土日とか夜間とかも訪問されて苦勞されていると思うんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

相談件数 3,398 件が全て 189 から回ってきたもの、または警察のほうからこども未来課のほうにつないだ件数というものではございません。この中の一部がそういったものもあるということで御理解いただきたいと思えます。ここの件数は、直接相談者の方がこども未来課に訪問してきてくださったり、御連絡をくださったり、または誰を介して、例えば学校を介してだとか、保育園を介してだとか、そういったもろもろの件数ですので、またはこちらから御連絡を差し上げているということのトータルだということをお願いいたします。

それから、相談員 3 名と言っているのは、今は女性が 3 名ということです。どういった、例えば夜だとか、休みの日だとか、訪問をどうしているかとかという御質問ですけども、ローテーション等は組んでおりませんので、緊急連絡網という形で連絡網はつくってあります。その連絡網で職員から誰に回すか、その事案によって誰が担当しているのかということもございますので、そこで対応させてもらっています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 分かりました。

藤枝の児童相談所にお邪魔したときに、町の担当者がいらっしゃるんですけども、今、男性、女性と言っただけではいけないんですけども、暗に、担当課は男性が少ないんじゃないかと言われたこともあります。女性が行ってというわけじゃないんですけども、割と訪問して怖い思いをしたことが、前にも聞いたんですけども、そのようなことはなかったのかなと思って、ちょっとそのこともちょっとお聞きします。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

相談員 3 名というものは女性ということでお答えをさせていただきましたけれども、当課ではもちろん男性職員もいますので、男性の統括と共に訪問のほうはさせていただいています。町単独で行くばかりではございませんので、児童相談所と同行をすると、児童相談所も男性、女性いらっしゃいますので、そういったペアも気をつけながら、業務のほう当たっております。

以上でございます。

[「了解です」の声あり]

○議長（大石 巖君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 19 分

再開 午前 11 時 22 分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。

次に、4 款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、平野 積君。

○12 番（平野 積君） 説明書 154 ページの地球温暖化防止対策事業費です。

補助金に関しては、令和元年度は太陽光発電システム 13 件、26 万円、蓄電システム 11 件、110 万円と別々に補助金を出しておりましたけれども、令和 2 年度は既存住宅へ太陽光発電システム及び蓄電システムを同時に設置するものに補助金を出すことになり、3 件、30 万円になってしまいました。この変更した理由と、この件数が減ってしまったということを経済温暖化防止ということからして、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

こちらの補助金でございますが、令和元年度までは太陽光、これは新規も既存も関係なく太陽光と、あと蓄電池を設置した場合に補助金のほうを交付させていただいております。令和 2 年度からは、国のほうの方針も太陽光単独ではなくて、やはり国のほうの方針がゼロエネルギー住宅と言いまして、太陽光、蓄電池、ほかのもろもろのものを利用しまして、エネルギーがゼロになるような形で、そういう住宅を今後進めていくという方針に国のほうも単独ではなくて、そういう総合的なものに補助金を出すというところが変わってきました。

吉田町につきましても、今まで別々に出していたもの、そういうゼロエネルギー住宅というところのものを、新規はかなりもうセットでついていたりだとか、かなり価格もその中に含まれている形の中で進んではきておるし、国のほうにもかなり手厚い補助金がございます。ただ、一番このなかなか難しいのが、既存住宅にこの太陽光と蓄電池以外でやるとなると、国の補助というのがリフォームだとかかなり予算的にもかかってくるし、なかなかリフォームのほうが進まないというところもございまして、吉田町は既存住宅のところ太陽光と蓄電池を両方一緒につけた、同時につけているうちについて補助金を出していこうということで、令和 2 年度から補助要綱を変えまして、そちらのともかく総合的にゼロ住宅を目指すという方向に展開いたしまして補助金を交付している。その関係で、令和 2 年度につきましては 3 件ということで事業のほうを進めさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この3件に減ってしまった、ルール上、セットじゃないと補助金出ませんということにしたんで、そうなんだと思うんですけども、これ町の単独事業でやっているわけですよ。そうすると、やっぱりそこは国がそうおっしゃったとしても、実際に温暖化防止、太陽光を設置すれば、電気減るわけですから買うのがね。で蓄電すればより有効になるということからすると、この事業全体からすると、別々に出したとしても、目的に達すると思うんだけど、そこをあえて国のほうがそういう方針決めたから、町もそういう方針です、新規じゃなくて我々は既存住宅に焦点を絞りましたと言われても、既存住宅で新しく太陽光つければいいと思うんだけど、何かそこをセットにしたのがまだまだ、なかなか理解できないんだけど。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそ、今までの傾向からいくとやはり太陽光のほうがつけやすいというところもあって、太陽光を進める中ではある程度件数があるんですけども、例えば蓄電池のほうがなかなか進んでこないという中で、総合的にやはり両方とも同時に進めていきたいと、そういう中でゼロ住宅を進めていきたいというところで考えたときに、やはりセットでお願いしたいというところがございます。

先ほど言った新規と既存のところなんですけれども、新規のところはやはりある程度新規住宅の中ではセットで価格に含まれて、メーカーのほうもある程度進めていく、国のほうも新築住宅に関してはかなり補助金もあるという中で、今度その既存住宅のほうについては、先ほどお話をさせていただきましたが、かなりやはり既存住宅の国の目指すものをクリアしようとするとかかなり金額もかかるし、普通のリフォームだけではなくて、かなり金額にものすというところで、リフォームのほうで国の補助金をもらうというのがなかなか難しいというところを、町としてもそこを何とか町の単独事業で補助していきたいというところで、両方セットで既存住宅であれば、町として単独で補助していきたいと。あくまでもやはり単独、太陽光だけ、蓄電池だけではなくて、やはり総合的な観点から補助金のほうを交付していきたいという考え方がございまして、今回のような形にさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ堂々巡りになってしまうかもしれないんだけど、せっかく町単でやっているわけだから、わざわざ国の方針であるセットにしなければならないと。既存住宅に対して配慮するというのはすばらしいことだと思いますけれども、それであれば、令和元年は太陽光が13件、蓄電システムが11件、ただ一緒じゃないと駄目だということで3件に減ってきたわけですよ。やっぱり、設置をして進めるということであれば、別々にしたほうが設置は促進されるとすれば、別々でもいいのではないかという思いはあるけれども、そこはどうですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

ある程度予算の範囲内の中である程度進めていきたいという部分もございまして、太陽光だけにやはり予算のほうかけるわけにもいかないというところで、あくまでも予算の範囲内

で、有効的に節電を進めていきたいという中で考えたときに、やはりその国の弱いところを何とか町の町単で補っていきたいというところがございまして、今回のような制度変更をさせていただいたというところでございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そこはもう納得はしないけれども、それで置いておきます。

この事業の意図に、限りある資源を有効利用できるよう、省エネ意識の啓発と環境負荷の少ないエネルギーの導入を推進し、CO₂の削減に努めるということが書いているんですけども、今やっていることは補助金出すだけですよね。この意図に従って、この事業は進められているのかどうかということに関してはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今回の地球温暖化防止対策事業費というところでは、補助金というところで効率のいいエネルギーの導入というところで助成をしております。一方で、その啓発活動といたしましては、次の環境教育推進というところで、ここである程度、やはり皆様にCO₂の削減であるとか、省エネであるとか、そういうところに意識を持っていただきたいというところで、令和2年度につきましては、今までエコキッズという事業で、小さい頃からそういうものに意識を持っていただきたいという事業を継続して行ってきたわけですが、令和2年度はそれこそコロナの影響でちょっとできなかったんですけども、その代わりに中学校の総合的な学習の時間という中で、今回は省エネというよりはごみの減量と、今、SDGsのことについてうちのほうから中学校のほうに出向きまして講義をさせていただいたというところで、補助金とそういう啓発活動の両輪でそういうものを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 多分そういう答えが返ってくるんだろうと思っていたわけですが、これね、平成19年に吉田町地球温暖化防止推進委員会というのが設置されているわけですが、これは機能しているんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この推進委員というの、庁舎内で、各課で委員さんを選定させていただいております。そういう中でどれだけエネルギーが削減できているとか、そういうものについて実績を出していただく中で検討するというような委員会は、庁内の中では進めさせていただいておりますが、庁外的にどこかほかの人というところはまだ、そこまではいっておりませんが、そういう形では活動させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ最後にしますけれども、やっぱり地球温暖化防止という世界的な気温、話題になっている対応をしていかなければならないという事業に対して、吉田町がちょっといまいち遅れて、それは失礼かもしれないけれども、遅れていないかという思いがあって質問しているわけですが、その委員会の事務の所掌に関して、実行計画の策定及び見直

しに関すること、毎年の重点目標の設定に関すること、実行計画の進捗状況の点検及び評価に関すること、その他、地球温暖化対策の推進及び省エネルギーに関することを委員会というのはしっかりやっているというのが委員会設置要綱に記載されているわけですが、そういうことをしっかりやっているということであれば、吉田町それに対して対応されているんだろうと思うんだけど、今お話をお伺いする限り、本当にやっているのかなという思いがあるんですが、そういう実行計画、ホームページ見るとできた頃はずっとあったというような記載はあるけれども、それがどのようなものであるかも分からない。毎年の重点目標は何であるかも分からない。その評価が何であるかも分からない。こういう状態がいいのかということですが、どうでしょう。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり議員おっしゃるように、今こういう時代になってきますと、やはりCO2の削減であるとか、省エネであるとか、そういうものはかなり重要になってきます。今、それこそうちのほうの活動といたしましても、先ほど言った庁舎内のそういう現状を把握するような形でしか活動をしておりませんので、今後そういうやはり時代の中で、ある程度そういうことも検討しながら、なるべくそういう事業のほうに生かしていくというような形で委員会のほうはちょっと進めていきたいなというふうには考えておりますが、やはりこういう、今後そういうものは大切になってくるというふうには当課でも認識しておりますので、そういうことに関しては進めていきたいと、検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

衛生費の150ページの環境衛生推進事業、飼い主のいない猫避妊去勢手術補助金が148万7,000円と。毎年の話なんですけれども、この件に関してちょっと過去を振り返ってみると、平成26年から多分始まって、26年が40件、27年が205件、28、29年が213、15、30年が125、元年が213、令和2年度が117、トータルで1,128頭が、過去の吉田町が始まって以来やっていますね。金額として1,612万9,500円。私、見た中で感じがしたのは、この効果というものは非常に出てきているような気がします。確かに昔と比べて、これが全ての状況ではないと思いますけれどもね。そういう結果が出ているんですけども、その結果が出ているものを取って百十何件、去年、令和2年が117件と減ってきますけれども、この数値は目標というのはお持ちなんですか。例えば、一つの目標設定をして、そうしてそこにやっついていかないと、延々とずっとやっついて、それでなぜこれ出すかと言うと、先ほどからずっと通している、人間の困っている、町の人たちが困っていることもいっぱいあって、その優先順位をどこかでけじめをつけてください。そうして、そういう思いで、一つの施策の優先順位の中で、町の人たちの優先順位の中でやれませんかということをお話しているんです。この計画というものはお持ちなんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、目標設定ということでございますが、一応目標といたしましては総合計画の中でも令和5年度までに1,500頭目標に事業のほう進めているというところでございますが、どのくらいということになりますと、なかなか難しいのが、飼い主のいない猫という分母がどのくらいかということが分からないというところもありまして、そこから何割削減であるとかという目標がなかなか立てづらいというところもございます。

ただ、飼い主のいない猫というところも猫の繁殖からいたしますと、1頭に対して年間であると大体20匹程度の猫が増えていってしまうと、なので少なくともこの事業をやらなければ、倍々ゲームでどんどん増えていくという中では、先ほど議員さんもおっしゃっていただいたとおり、成果のほうは出ているんじゃないかなというふうには思います。

なかなかこの避妊去勢手術だけで予算にも限りがございますので、それ以上の成果を出そうというところで、平成30年から子猫譲渡会というのをボランティア団体のほうで開いていただいて、なるべく小さい猫に関しては引取り手も結構多いものですから、そういう中で小さい猫に関しては引取り手を探して、親を探してそこで飼ってもらい、そこで避妊去勢の手術もその飼い主の方が責任を持ってやっていただくということも並行して行う中で、なるべく猫の頭数を減らしていくという取組を今しているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 目標値としてお聞きをしましたがけれども、1頭につき20頭増えてきますよということを考えていくと、延々と続けていきますということですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この避妊去勢手術の事業を進めていくと同時に、やはり今、法律的には飼い主の責任というのがだんだん重視されてきてまして、県とかでも殺処分ゼロを目指していくという中で、なかなか引き取ってもらえないというのもございます。そういう中で、この補助事業も進めながら、うちも広報であるとか、そういう多頭、住民の方から連絡をいただいたときに、県と同行しながらそういうお宅に行って指導をさせていただくとか、そういうソフトの面も一緒に含めまして、なるべくこういう猫を少なくしていきたいという努力はしておりますが、やはりなるべくそういう不幸な猫をなくすためには、この避妊去勢の事業というものは大切になってきますので、そのほうはそのほうで進めていく、ソフト面はソフト面でまた新たに進めていくという両輪で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言ったような例、本当にやっているんですか、この町で。もしやったとしたら何件かやったんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり住民の方からの多頭飼育であるとか、あとはこういう猫の餌やりの、こういう町民の方がいるだとか、そういう連絡が来ますので、ちょっと今、数字持ち出せなかったんですけども、例えば2か月に1回であるとかで連絡が来れば、県と連絡を取りながら訪問をして、活動をしているということもございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 訪問をしているということで納得はしませんけれども、そこはそれでいきます。

ただし、この問題というのは、ここで今日、今回取り上げたのは、確かにだんだん減ってきている可能性として見えてくる形で、私は感じていますよと。そのときにこの問題というのは意外と一つの地域性、地域というか地域ね、吉田町だけではなくて牧之原とか、そういう連携が一つの必要なものがあるんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの考えと同時に、そういう連携というのはやっているんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

連携という中では県の動物保護協会がございまして、そこが音頭を取ってそういう啓発活動も一緒に、この辺だと牧之原、吉田、島田辺りと連携を取りながら、そういう活動も進めております。そういう中で、例えば保護協会から補助金を各市町にもらって、そういったものを新たに活動を進めていったりだとか、そういうこともしておりますので、そういう中では連携を深めているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 連携というのは、私が言っている連携というのは、それぞれ分担ですよ、地域の分担。猫って住民票ないでしょ、分からないですね。もし、一番心配するのは、吉田町に持って来る可能性というのは十分あるわけですよ、吉田町だけでやっていると。それは分かりますよね、当然のことだから、そう考えることというのは。そういうこと考えてくるんですけれども、その辺の懸念を払拭するためにもそういう周りとの連携をしながらやることが必要じゃないですかという私の懸念です。

それで、多分、今の話だとこれからはやってくれるだろうとは思いますがけれども、今言った飼い主への指導というのは、方向性、方針性を持ってやってはいるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

飼い主の方へのそういう教育というのは、先ほど言ったみたいに連絡があれば訪問して、そういうところで指導させてもらうということもございますし、保護協会のほうでも年間何回かそういう教育のイベントというか、そういう講習を開いて、そういうところに参加者を募って、犬猫の飼い方というのをそこで勉強していただいたりだとか、そういう活動もしている中で、教育のほうは進めさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私が言っているのは、その去勢手術のそういう形のものを地域の問題としてやっていますかという話、啓発ではなくてね、現実的に。要するに、吉田町だけがこれを背負う必要はないんじゃないですかという話です。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員がおっしゃる吉田町だけがという話ではなくて、この制度に関しては焼津もごさいます、藤枝もごさいます、島田もごさいます、川根本町もごさいます。各市町ごと二制度を持っておりますので、そういう中では、こういうお互いにそういう不幸な猫をなくそうという活動は進めております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その件は了解しました。

もう一つ聞かせてくださいね。153ページになります。例によって、合併浄化槽の話です。

これも今回初めて吉田町にあと1,363件ありますよという数字が出てきました。毎年これを見ていきますと、平成28年が3基、29年4基、30年5基、令和元年が3基、令和2年が3基、これね、1,363を3で割るとどのくらいになると思いますか、454年ですよ。それで、もし30件やったとしても、吉田町言っていましたよね、27件がとたんに増えましたよ。それでも45年かかるんですね。言いたいことは、この水洗化という、その今言ったこの経営戦略のKPIの中での目的は、住環境の良好な整備ですよ。それを、目標というのは、本当は目標を設定をしてやっていていただきたいんですけども、その辺の目標というのはどうやら吉田町ないんですけども、つくっていくという方向性というのは持ちませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

5次吉田町総合計画の中では、令和5年で42%というものはあるんですけども、それ以外には特別、基数でというのは目標自体がないんですけども、あくまでも人口普及率、国で示している95というものについてしっかりやっていくということで、やっていくものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この合併浄化槽の、皆さん、例えば、設定をするに、活用するまでに、掘削から始まって、底盤つくって、実際につけるまでというのはどのくらいかかると思われますか、確認はしていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 浄化槽の設置する工事の内容ということでしょうか。実際、現場がコンクリート打っているのか、ないとか、その状況によって違うと思いますが、浄化槽入る区域を穴を掘って、ベースを打って設置して、砂締めしてというので、実質2日及び3日かかると思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 全くそのとおりです。専門家に、私の隣にいますので聞きました。2日で完成するそうです。2日です。そうすると、この計画というのは、少なくとも持っていたきたい、持って目的を達するためには45年も50年も先じゃ駄目なんですよという結果がここから出るわけです。そういう意味で、どうしてもお願いをしたいということですが

れども、そういう結果の方向性というのはどこかには、町の中のどこかにはあるんですか。いつまでをいつまでぐらいにここに持っていきたいという計画というか、希望というか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

国では95%、県でも95%にするには、下水道と合わせて令和18年という目標の中でやっていますけれども、あくまでも現状は、ちょっとここ一般会計なんですけれども、下水道と浄化槽合わせて、県よりも今、汚水処理人口普及率少ないですけれども、県を抜いて早く95%という目標に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その目標に向かっては、やっぱり必要なことは、今言った2日でできる浄化槽をやってくださいということですよ。それをぜひやっていただきたい。それに向かって今後の目標もちょっとこういう3基ごとではちょっと困りますので、450年かけるわけにはいきませんので、やっていただきたいと。

それともう一つはね、ここに補助金を含めて、例えば5人総勢113万7,000円とかありますよね。その金額が、その金額を1,363で掛けると、どのぐらいになると思いますか。ちょっと外れますけれども、約15億になるんですよ。15億円が吉田町の業者がもしやっていたとしたらそこに仕事が生まれるわけなんですよね。私、そういう計算をしながら、一生懸命、こういつも、いつもお願いをしているんですけれども、そういう形の認識というのをしながら、やっぱり計画を立てていただきたいと、そういうことでお願いをしたいんですけれども、その辺どうでしょう。町の仕事が、15億の仕事がこここのところに眠っていますよという話をやっぱり現実のものとして、吉田町のやる方向として出していただきたいということです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

吉田町で浄化槽設置できる業者というのは八十数社いる中で、現実にも今、町内業者というのは5社しかいない中で、そこが増えてくれて、町内の業者がやってくれば一番理想なんですけれども、なかなか現実的には町外のところがすごく多いというのが現実で、その辺、制度もある中でやるものなので、町内業者が地元だからということで、今年度配管と撤去ということを新たに増えたんで、そういうことはもうちょっとここで、積極的にという話はあるんですけれども、なかなか現実的には進んでいない状況になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、実はね、その話を近くの業者の人、吉田町のやっている、山の上にありますよね、話をしたときに、そんな話じゃないですよ、すぐにやれる、そんな仕事があれば我々はいつでもやりますよという、仕事の生きがいを持っているものですから、ぜひその辺でしっかりやっていただきたいというのが、私の願いなんです。回答はいいですけども、ぜひその辺はね、決算で見るこういう件数ではなくて、しっかりした方向性を持った、しっかりした施策をやっていただきたいということでお願いをしておきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。

先ほど隣の議員が言ったところで、150 ページ、151 ページの飼い主のいない猫去勢手術補助金でね、これは過去ずっと自分も言っているんだけど、これ件数が減って、全体が減っているかと言ったらそうじゃないと思う。これ、団体の方に補助をしているわけですよ。その団体の方というのは、去勢とかこの手術に関して安いところを探して行っているわけですよ。今回、昨年あたりコロナの関係もあって、行きたくても行けなかったかもしれないし、そもそも安い獣医さんを探して行くところが非常に問題が最初からあって、この辺の近所ではなかなか高くてもやってもらえない。本来、そっちの獣医さんのほうに補助をするような形で一定の去勢の手術の金額をそろえていったらどうだというのは、過去、私はずっと言っているんだけど、その辺のところに関して、それ以後全然ないんだけど話が。獣医さんとは全然話ができないというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

やはり、今の避妊去勢手術なんですけれども、ボランティアの方、これほとんど補助金が出るまでの間、交通費であるとか、そういうのは全て自腹でやっていたというところがございます。先ほど議員さんおっしゃるとおり、町内の中で、やはりある程度、うちの今、出しております2万円と1万円の補助金で何とかやっていたら、うちのほうも、ボランティアの方もかなり負担が軽減されるということもございますので、やはりうちのほうからも、何度か獣医さんにはお声をかけさせていただいて、どうかという話はさせていただいております。やはり、獣医さんほうもなかなかやりたい、やっていただきたい、やりたいというその動物愛護の観点からは協力していきたいということもございますが、やはりそういう中では、これだけ件数がありますと、やはりほかの診察にも影響が出てしまうという病院のほうの経営の関係もございまして、なかなかその辺がうまく理解を。この今の2万円と1万円という補助金でできるかどうかということも、なかなか難しいところもありまして、そういう面でお話をさせていただいたんですが、なかなかまだ了解を得られていないというのが現状でございます。やはり、今おっしゃるとおり、町内の中の獣医さんの中で完結できれば一番いいとは思いますが、そういう検討につきましては、またうちのほうから獣医さん、先ほど言った動物愛護協会の支部、榛南支部という支部がありますので、そういう会合の中でもちょっとお話をさせていただいて、なるべくそういうことが実現できるような形ではまた検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） その点が一番大事なと思います。団体の方に補助をしてやってもらうというよりも、根本的に獣医さんとの話をして、そっちのほうで対応していけば、団体に入っていない方でもやっぱり連れていきたいけれどもお金かかるという話がありますので、それ過去からずっと引っ張ってあると思います。そこはやっぱりちゃんとしていかなきゃいけないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

その安い、何で安い、安いところというのは、新人の獣医さんが練習台でやりながらやっていくから安いんだそうです。その方が経験積んでくると値段上げていくそうです。というのは、本当にもう経営として考えてやっていることだと思いますので、その辺もちょっと聞いてもらって、新しい獣医さん呼んでもらって、その人達には安くやってもらうとか、いろんなやり方があると思いますので、獣医の人たちとコミュニケーション取って、上手にそこを打開していただければありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。答弁要りません。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

説明書の147ページ、風疹の追加的対策についてちょっとお聞きしたいと思います。

令和元年の風疹の追加的対策は、抗体検査、予防接種と、令和2年の抗体検査、予防接種の実施率を見ると、かなり令和2年のほうは上がっています。令和元年から3年まで、風疹の追加的対策は延びたんですけれども、そのときに以前の説明では、国が見越した実施率ではないため、令和元年から3年まで延びたというふうに解釈しているんですが、ちょうど令和2年なんですけれども、この数字というのは、国が見越した実施率に対してやりたいという実施率があって、それに対して町は今どのような実施率に近づいているのか、それともまだまだなのか、そちらはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

風疹の追加的対策につきましては、令和元年度から3年間ということで時限付きの措置ということで国の制度として始まったわけですけれども、国が目指している実施率に対しましては、全国的にまだそこを目指せていないという状況にあります。

当町におきましても、その実施率にまでは目標には至っていないというところで、国といったしましても、この新型コロナの影響もあつたりだとか、計画的に進めてこれなかったというような状況もございましたので、3年度までの目標としていたものを延期をするといったような今情報がございますので、全国的にも目標に至っていない状況であり、当町におきましても同様の状況であるというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 6番、蒔田昌代君。

○6番（蒔田昌代君） 6番、蒔田です。

そういう状況の中でも、令和元年と令和2年と数字ですね、抗体検査、予防接種の実施率も上がっています。令和2年の町民の周知についてなんです、令和元年を周到して、令和元年と同じように周知してこの結果なのか、それとも何か変えて、何か工夫したりとかしてこの結果なのか、そこをお聞きしたいです。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

令和元年度と令和2年度の周知方法につきましては、個別通知をすることと、それからホームページを使いまして、令和元年度の送付をした対象の方も令和2年度に受けてくださいだとか、あとは広報よしだを使いまして、実施をしていただくように周知をしてまいりまし

た。計画としましては、年度末までに一度実施をしていない方に再勧奨という計画も立てたわけですが、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の状況もございまして、その再勧奨を取りやめたというような状況がございます。そうしたことから、令和元年度、令和2年度同じような周知方法で、このような結果になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後零時03分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 22 日目でございます。
本日は 11 番、河原崎昇司君から欠席の届出があります。
ただいまの出席議員数は 12 名であります。
これから本日の会議を開きます。
本日は、提出されました第 45 号議案の質疑を行います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎議案第 45 号の質疑

- 議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。
日程第 1、第 45 号議案 令和 2 年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから、第 45 号議案についての質疑を行います。
昨日に引き続き、質疑は歳出の 5 款から 11 款についての質疑を行います。質疑は款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので御了承願います。また、歳入の 1 款から 11 款、21 款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いをいたします。
質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。
それでは、質疑に入ります。
歳出の 5 款労働費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
次に、6 款農林水産業費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
8 番、山内 均君。
○8 番（山内 均君） 山内です。おはようございます。

説明書の199ページの一番下の欄に、まずこの1の欄に566万5,000円をかけて吉田町の津波対策整備計画検討業務委託ということですね。この検討業務委託といいますと、お聞きしたいのは、これは要するに本設計はこれから出てくるということですか。だからこの566万円のお金をかけて検討というのは、例えば何をどういう形の、かなり膨大な資料を予測するわけですが、566万5,000円をかけた結果、検討をすることができた。その意味がちょっと分からないんですけれども、その辺は、例えば多分どこかのコンサルタントが当然やるわけでしょう。そのコンサルタントが本設計をやるための前の段階のこの566万5,000円ということで確認をしたいんですけれども、そういうことなんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

199ページの津波高潮危機管理対策事業費の吉田漁港におきます津波対策整備検討業務という内容でございますが、令和2年度におきましては、これまで検討していた3案、これまでも県でシミュレーション等を行っておりまして、その結果、効果のあると思われる案について3案のほうを検討して、昨年度出した状況でございます。それを今年度、令和3年度についてシミュレーションを行って、その効果を見るという計画でございます。その後、本設計実施工事に着手していくという予定でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今聞いたとおり3案が出てきた。もう現状出ているわけですね。検討された結果、その3案をまとめて一つの最終的に案として出したわけですね、検討する案として。そういうことですね。

そうすると、その中の作業の大きさとかそういうものを考えていくと、金額的なものですが、高いような気がするんですけれども、その辺はどういう形で予定価格とか、そういう設計価格とか、この案に関しての設計価格というのはどういうところで出すわけですか。

例えば我々のときにはもう出すところが決まっています、一つのデータがあって出すんですけれども、これ検討というのはどういう形でこの案を持ってくるのか。これから本設計に入ると、本設計だとよく分かるんです、成果が出てきますからね。その辺はどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

内容につきましては、各案における問題点、課題点の抽出等、あと関係機関、県でありますとか実際使われております漁協、南駿河漁業協同組合等との協議等を実際やりまして、そういうところにコンサルタント、設計業務、この検討業務を行っているコンサルが入った中でいろいろな協議をしていくということの内容を行いました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうすると、私の思っています本当に単純な疑問というのは、今言った作業の中で、もう準備されていた作業からそういう一つにまとめる中で566万5,000円は、要するに当局としては妥当であるという判断を、その判断が私とちょっと違いがあるものですから、それは妥当であるという判断でもちろんやったということですね。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそこの検討業務につきましては、普通であれば県の設計基準ですか、そういったものを使用してやるんですけれども、この業務につきましては、それが無いということでありましたので、コンサルタント会社複数社に見積りをもらって、その中で金額を、たしか平均直下だったと思いますが、そういったところで適正な価格ということで発注して、入札をしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にします。

複数社、要するに3社、少なくとも3社以上でということでもいいですね。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

3社以上でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 同じところですか。

今お話聞いていても、この設計業務委託をしたことに対して何をアウトプットとして求めて、この設計委託を出したのか。ただ当局が関係業者と話をするときに来ているだけというふうに聞こえたんですけども、何を求めてやったんですか、これは。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそこの業務につきましては、先ほども言いましたが、3案を提案といいますか、当然町との協議の中で出しました。一番、吉田漁港の津波対策をやるに当たってコスト面とか、今後のランニングコスト等を考えて3案というのを選出した。それに伴って、県とか関係機関との協議も加えてやったということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それで3案のうち一つに決まったということでもいいですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

現時点におきましては、3案のうち一番有効であると考えられる1案ということを選定しております。それに基づいて今年度、今シミュレーションを実施しているという状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 津波避難タワーを建てた頃、当局から返ってくる言葉は、スピード感を持ってやっているぞという話があったんですけども、3案のうちどれにしようか、それ決まりました。次の年には、それでシミュレーションをやります、それで次の年には本設計

に入るのかも分からない。何か必要でやらなければならないなら、もっと早くやれよという思いがあるんだけど、結構時間をかけてやる理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ緊急に伴う施設ということで、防潮堤等も今やっておる中で吉田漁港、既存の利用者がいるという中で、我々も早く津波対策をしたいという思いはありますが、そういった方々の協議もやはり必要になってくると思いますので、そういった平時の利用も考慮しながら、何が一番いい整理方法というか、こういったものを構築していったらいいかというところの検討もやはり必要になってくると思っておりますので、早くやりたいという考えはございますが、昨年度その検討業務をやって、また今年度シミュレーション業務、来年度実施設計、それから工事という今計画であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） このシミュレーションをやるのに1年もかかるんですか。とてもそんなに思えないんだけど、1年もかかるようなことをお願いしているということですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今年度のシミュレーションの事業は既に発注をしております。予定工期としましては、3月までの工期ということで、やはり期間は1年かかるということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書184ページの担い手育成総合対策事業費です。この農地利用集積奨励補助金が6人に30万6,000円支給されております。また、その効果には優良農地である吉田田んぼの有効活用に向けて利用設計を積極的に推進し、規模拡大を図る認定農業者への農地流動化へ経営の安定化に寄与したと記載されています。この吉田田んぼの集積化というのは、町が積極的に指導して実施したのか、それとも買いたいよ、売りたいよという人がいて手を挙げて、それに補助金を出しただけなのか、その辺はどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

担い手育成総合支援事業の中の農地利用集積奨励補助金の関係でございます。吉田町につきましては人・農地プランを作成しております。目標としましては、担い手さん、認定さん等になりますが、そういった方たちへの集積、それから集約というところが今、目標ということで進めております。当然、所有者の方から相談が産業課のほうに来ると、農業委員会ですね、来るというところから、そういった農業者とのマッチングもしておるという状況でございます。昨年度の結果につきましては、6人の認定農業者さんが、こういった集積の補助金を活用して耕作のほうをしているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） この吉田田んぼというのは優良農地であると考えているわけで、吉田田んぼの形態とか、経営面でどのような姿というのが町としては望ましいのか、それを目指すための設計図みたいなものは産業課はお持ちなのでしょうか。

今話を聞くと、相談があって、欲しい人みたいな、そのマッチングをただけという。要するにどういう形を理想としているのか、そのためにどういう努力をしようとしているのか、その辺がちょっと見えてこないのですが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

先ほども申し上げましたが、認定農業者、あと集積、それから集約というものがございませぬ。吉田田んぼにつきましては、やはり集積はされているところも多いんですが、その先の集約ということで、ある1団の、1人の農業者が1団のところを耕作するというふうにもっていきたいというふうにご考えてございます。

そういった中で昨年度、先ほど言いました人・農地プランがありまして、その実質化をやるということで、5年、10年先の吉田田んぼをどう継続して耕作していくかということで、農業者の方等と話を進めていくということで、昨年度やりました。実際話合いができればよかったんですが、新型コロナの影響で、なかなかそういった人集めができなかったということで、今年度その内容、作業の繰り越しといいますか、やりまして、今年度、そういった話を農業者の方等と、あと農協であるとか県であるとか関係機関の皆さんを集めて、将来、吉田田んぼを残そうと、そういう集約に向けた取組を行います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

207ページの観光振興費の18節、ここは様々な負担金という形で出ております。⑤のところの、上からいきますと県立自然公園運営協議会負担金、静岡県観光協会負担金、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会負担金、これは県絡みのことで負担金という形で出てい るんだけど、これはある意味、会費みたいな内容なのか、何か起こすことによって、それにこの負担金を出すことによって我が町に何かしらの利益というか、観光に関してのものがあつたのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今、議員おっしゃられました負担金等につきましては、特に観光の関係でございますが、県一体となって誘客ということで、大きなところで言うと2年ほど前にJRと共同でディステーションキャンペーンというのを3年かけて実施したという実績もございませぬ。そういったものに対しての、町のPRも同時にしたという状況でございます。

それから、あとの自然公園につきましては、県の自然公園地域が決まっているものですから、その関係する市町が参加している協議会になってございまして、自然公園に関する、これまでも看板の設置でありますとか、そういったものをこういった協議会の中の活動費の中で設置したということを取り組んでおります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。

県でそういったPR、大きな事業に対して吉田町をPRするためにやったというようなことを今答弁があったんだけど、それとシティプロモーション、どう違ってきているのかなど。今の話だと、何かシティプロモーション的なことに使っているのかなと思うんだけど、その違いというのはどうあるんですか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、観光の中でシティプロモーションはどうかかってくるのかということですが、当然ここは、ぱったり2つに分かれるというものではないというふうに思っております。当然シティプロモーションの中にも観光、手法として入ってきますので、シティプロモーションは総括的な考え方になって、観光というのは、その中の一つの事業ということになるかと思っております。

確かに予算取りとして観光事業ということで、今回、観光振興費ということで分けさせていただいていますが、当然シティプロモーション、私ども企画のほうで今総合的にやらせていただいておりますが、そこは連絡体制を取りながらお互いに今やっているところでございますが、なかなかここからがシティプロモーションという、なかなか切れないというところがありますので、それぞれ協力して行っているというのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。

では次にいきます。なかなかシティプロモーションと区別はできないよという中で、たまたまというか、観光のほうへ予算をつけている決算をしたということでもあります。

それで次のところで、富士山静岡空港周辺地域観光振興研究負担金、これは、企画のほうの35ページの富士山静岡空港周辺観光産業交流推進エリア協議会というのが出ていますよね、35ページのシーガーデンシティ云々で。これとは全く違うものであるということなんでしょうか。こちらの35ページのほうは、お金はほとんどついていないのかなと思うんですが、こっちのほうでそれも出しているのか、全く違うものなのか、ではどう違うのかというところをお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず結論から申し上げますと、この実態がどうなのかということは、別組織ということになります。

まず、私ども35ページのほうを先に御説明をさせていただきたいと思いますが、こちら取組内容の実績のところに記載をされておりますとおり、実は県のほうで現在“ふじのくに”

のフロンティアを拓く取組の中で、これまで各それぞれの市町が行っていたものを地域で見たいということの中で、この吉田町、島田市、それから牧之原市は、静岡空港を中心としまして2市1町でこの空港を活用した観光、産業、交流のエリアというものの認定ができないかというところがございます、この形成を、2市1町でこのエリア形成をどうかというお話が県からございまして、その協議会を行うということの中で、2市1町で連携をした取組をしたいということの中でこの協議会を開催しております。

実際にこちらのほうにつきましては、吉田町についてはもう既に、“ふじのくに”のフロンティアに取り組む地域としましては2地域ございます。物資供給拠点確保事業、それから企業活動維持支援事業ということで川尻と北区にそれぞれ1か所あります。今回、こちらはそれぞれ今町が進めている中で空港を中心としまして各インターチェンジ、そこを中心としてエリア形成を、空港を中心としたエリアができないかと、人の流れをつくる、ものの流れをつくるということの中でエリア形成を目指しているものでございます。

現在、当町は吉田インターのところターミナル化を図りたいということの中で、それから併せてシーガーデンをつなげたいということで、町全体をこのエリアの形成にできないかということは今模索しておりまして、この2市1町で行っている中で、この空港の周辺観光産業交流促進エリアというのが県の認定をこのほど受けたという状況でございます。これはあくまでも計画方向性ということの中で、面的なものになるものでございます。

後ほど、先ほどの207ページのところにつきましては、こちらは周辺の地域観光振興研究会ということで、こちらはそれぞれ会には目的がございますので、この件については産業課長のほうから御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

207ページの富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会についてでございますが、構成市町につきましては8市町、6市2町でやっております。東は藤枝市から西は掛川市までということになってございます。

この研究会の目的としましては、富士山静岡空港を核として、この地域を周遊旅行商品を作るということとか販売を行うということを目的として、観光交流人口を増やすと、地域へ呼び込むという形で実施しているものでございまして、中に2つの部会があります。国外部会と国内部会、2つありまして、それぞれ市町、手分けして2つの部会を展開しているということで、国外につきましては昨年度なかなか、ふだんですと海外に行ってPRを実施しているということでございましたが、昨年度はコロナでそういったこともできないという中でPR動画の作成等を実施しました。国内部会につきましても、やはり周航先である北海道にほうに行ってPR等をしていたということでございますが、それも昨年度はできないという中で、動画等を活用したプロモーション事業の実施をしたという実績になってございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そうしますと、昨年はコロナの関係で現地に行くことができなかったとかということで、その代わりPRビデオを作ってどうのこうのという話だったんだけど、この負担金に関しては、何かやったら、それをその6市2町あたりで分けてその負担金を決めているのか。

だったら、現地に行かなかったから安く今回は済んだのか、逆に高くなっているのか、その負担割合とかというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

各市町の負担割合につきましては、一律 25 万円ということで、これがこの研究会ができた空港開港直後から 25 万円で実施しているということで、その負担金それぞれ 8 市町出しておりますので、その予算に見合った事業展開をしていくということで、今、手元に海外、国内の北海道とか今までやっておったという中で、昨年度は違うものを行ったというところで、ちょっと決算のほうの資料がないものであれなんです、もし金額のほうが前年度より予算が残とかということであれば、それを繰り越しして今年度等に使用していくということで、それに合わせた事業を協議して進めていくということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 9 番、増田です。

そうしますと次のDMO関係の負担金も、これはもう一律ということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

今御質問の中部・志太榛原地域DMO負担金のことでございますが、5市2町でこの事業を実施しているというところで、負担金につきましては市とそれぞれの町と金額が違うというふうなことでやっておりまして、昨年につきましては、吉田町は 110 万円というふうになっております。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 全協のときにお聞きして、DMOに関してはティー、ラーン、シーの3つの事業というか、そういう中でやってきましたよという話があったんだけど、そもそもDMO負担金というのは、するが企画に支払うものということでよろしいんですね。会があって、そこに払うのではなくて、するが企画さんが何かしらのことをやることにに関して負担をしていくということですよ。

DMO本来の意味として、地域の観光をいろいろ企画したり何だりする法人だよというのがDMOですよ。単なるイベント屋ではないと思うんだけど、その辺に対してこの負担金を出すことによって、これは一時的なイベントに対してやるのではなくて、もう常に恒常的にこの地域を観光としてやっていこう、観光として何ができるんだろうというのをやっていくのがこのDMOだと思っております。ですから、吉田町に関してこの1年、令和2年においてコロナ云々ではなくて、どういったことをやってこられたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ令和2年度の事業内容ということでございますが、吉田町に関するところでございますが、ティーの事業、茶氷、それが1件継続して実施したというところで、あとラーン、この事業につきましては町内企業1社が参加して、MANAVIVAというプログラムの作成ですが、そういったものを実施しております。あと、これはコロナで中止になりました

が、「伝」という町内企業の有志が集まってやっているイベント「伝」、このあたりの支援のほうも継続してやっていただいている中で、企画提案でありますとか誘客等の継続支援を実施するという予定でございましたが、残念ながらコロナでできなかったという状況でございました。あと加えて町の観光協会のイベント、凧揚げまつりにつきまして、これを来客増を目指す形でどういった内容、提案というんですか、そういったものをもらえるような形で協議もしてきました。

あとそのほか昨年度につきましては、するが企画観光局のアドバイザー的な機構みたいなところの方がおまして、その方と一緒に吉田町のほうに来ていただきまして、ヒアリングといたしますか意見交換をやりました。そういった中で町の状況、シーガーデンシティ構想でありますとか、そういったものを説明させてもらいました。その方からは、観光の魅力は吉田町たくさんありますよというお言葉をいただいております。工場でありますとか、そういったところをもう少しうまく使ったらいいのではないかというアドバイス等をいただいておりますので、そういったものをするが企画観光局と今後、どういう形で今のティー、ラーン、シーの事業と絡めた形で周遊できるということも地域をまたいでという案もできると思っておりますので、そういったするが企画観光局との関わりを積極的にということでは、町のほうとしても考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

志太榛原地域、県中部ということで5市2町の連携の話もあると思います。そういうものもひっくるめて、またその中の一つがこれだよと、今一つ一つ聞いたんだけど、結局何か大きなものが一つあって、その中でいろいろな会をつくって、そのたびに負担金、負担金、負担金とやっているわけですね。何かもっと集約してできないのかなというような提案というのか、やたら細かく細かくしている。

さっきの企画課長の話もそうなんだけれども、せっかく富士山空港とある中で、その中でまた今度1市2町という細かいものをつくって、何となく負担金が欲しいがために何かつくってやっているというふうに見えちゃうんですよ。それに対して町として、いやこういうのはもう一つにまとめて、何とかならないのとかという提案、県なり5市2町連携について。そうしてやっていかないと、何か細かいものを一つ一つ、今度もう一つ何かつくろうかみたいなこと、そのたびに負担金を出してくださいというのは、何か不合理というのか、あると思うんだけど、そういう点について、町として何か提言というのか提案というのか、ましてや我が町はシーガーデンシティ構想という中で、すごく大きな構想があるんですよ。それこういったものが見合ってきているならいいんだけど、ただ小さいのをいろいろ小さくしたり大きくしたりして、負担金ばかり請求されて、ちょっとよくないというのか、その成果がちゃんと見合ってくればいいんだけど、それがなかったら、もうちょっと考えたほうがいいと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から御質問というか、御提言も含めて御意見をいただいたところですが、確かにいろいろな、例えば富士山静岡空港を中心にいろいろな会があったり、また、中部とい

うこともありまして、なかなか分かりづらいというのは、まさに私たちも同じようなことを思っているところもあります。ただ、それぞれが目的を持った小さな団体があったり、目的を大きく捉えた団体もありますので、その辺はしっかり見極めながら、会の運営のほうに私たちも一緒にやっていきたいというのはございます。

ただ、今後この5市2町の関係につきましても、今年度見直しを今、行っているところですので、先ほどのDMOの考え方も、事業としてもどうなのかという事業評価も行ってありますので、この辺はまた事業の仕立てであるとか、その辺明確になるように、ちゃんと成果が出るような形で提言のほうも行っていきたいというふうに思っております。

また、今まででも会の中で、逆に縮小した例もございます。というのは、大井川の流域の関係も大井川清流を守る研究協議会からいろいろあるわけですが、その中の一つが大井川連絡協議会、そちらは、うちのほうからちょっとこれ見直したほうがいいんじゃないかということで、一応これは廃止になりまして終了ということになっているものもございますので、目的がもう達成されているんじゃないかというようなこともしながら、見直しを行っておりますので、今後引き続き、その見直しを含めて町のほうとしましても働きかけを含めて行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 206ページの企業立地振興費は、ここに書いてあるとおおり3件で1億3,000万円、もちろん県も入っていますけれども。そのときにちょっと聞くというか、確認をしたいのは、多分ここ立地のときに立地条件、立地のときに一つの不動産の単価、単価というか不動産売買の価格に関してとか、それに関して、例えば昨日も最近の路線価が発表されましたよね。非常にこの金額を算定するに当たって、不動産鑑定額でやるのか、不動産鑑定士が鑑定していた金額でやるのか路線価でやるのか、もしくは実際の取引の、今の世の中は物すごい乖離があるわけですね。ひどくすると倍くらいの乖離が非常に見えてきたときに、この金額を設定する設定基準というのは、例えばこういう土地の価格の鑑定とか、そういうものに関してはどういう基準を採用して決定をしていくわけですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この企業立地促進事業費補助金の関係の用地に関してでございますが、民間と民間との土地の売買ということでございますので、町として、その金額に関しては関与していない状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 民間と民間のあれだけから我々関係ないと言うけれども、そこに補助金を出しますよね。補助金を出しているわけですよ、これ。そのときに補助金を出すときに例えばですよ、3.11から価格の変動、もう不動産鑑定額とは全く違った取引が起きているわけですね。三星のときもそうだったんですけども、そういう決め方、そういう実質の取引価格とか、そういうのは常に考慮されているものなんですか。もしされていないとなったら、かなりの乖離の部分は不合理な部分が出てくるんじゃないかと私は感じているんです。

けれども、その辺はどうなんですか。やはり、要するに今聞きたいことは、今言われた民間と民間だから我々はそのに関知しないよ、でも補助金は言われたとおり出しますよという話じゃないでしょう。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この用地費の適正かどうかというところでございますが、あくまでも民間と民間の売買の中でやっているというところでございますが、町と、それから県のほうの協調助成というところでございますので、県のほうの確認も取って、補助金交付をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今聞いたとおり民間と民間だから関係ないよという話ですけども、でも実際には、そこに補助金として提供されるのは税金からですよ。そうすると同じ効果を持つに当たっても、やはり民間と民間であろうが、どこであろうが適切な形をそこにやはり委嘱していかない限りは、みんな来たらできなくなっちゃいますよね。その辺のやはり一つの歯止めとは言わないけれども、やはり実際の金額の価格の決め方というのを当然反映させるべきだと思うんですよ、私は。例えば土地価格、乖離といいますけれども、ひよっとしたら半分の価格で実際にはやっているかもしれない。でも不動産鑑定士とかそういう価格できたときには3年とか、路線価のときにはそんなに簡単に落としませんからね。国の中では落とさないようなシステムを持っていますから、そうするとそこに乖離が発生したときに、我々はやはり税をもっと適正に使えないかなと私は思うわけです。その辺はどういうものなんですか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、山内議員からの御質問は、恐らく補助は適正かどうかというところかということによって解釈しておりますが、まず1つは、やはりこの企業立地につきましては補助制度、やはりしっかりとしたまず目的、それから対象経費等もでございます。先ほども産業課長のほうから申し上げましたとおり、この制度は吉田町だけではなくて県も協調ということ中で行っているということで、まずは制度としては、しっかりとした形で運用されているというふうに思っております。

先ほど市民との関係で話ございましたが、逆に行政が民間同士の関係を阻害するようなことというのはなかなか難しいのではないかというのがちょっと1つございます。経済とか、今立地の関係ですので、これからそこで経済というか、そこで用地を購入して事業を展開していくということがありますので、そうした中で金額の妥当性というのは、やはりそれぞれ契約を締結しているものですから、そうした中で補助目的、それから補助の限度額というのがありますので、そうした中でしっかり審査をして、この補助金のほうは支出しているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 私の懸念というのは本当は違うところであって、この金額を出すことによって、例えば吉田町は企業立地、来ますよね。補助しますね。その後、何年間は続けなさいという条項はあるんですか。

逆に言うと、一番怖いのは前にもちょっと出たことがありまして、土地を今の乖離した中でここで買って、それを意図的に用途変更しながら売買をしていく、利ざやをという物すごい危険な部分を背負っているわけですね。私はその危険な部分に関して、やはりもっと介入をして、介入とは言わないけれども、ちょっと調査として研究をして、その中で本当に必要なものがないかというものを考慮しているかということです。もちろん考慮していただきたいんですけども、過去にも多分そういうことってあると思うんです。あるんです。だから余計そう思うんですけども、その辺に関してもうちょっと実際の売買価格と国が示す路線価であるとか、鑑定士が示す鑑定価格であるとか、乖離をしていったときにそこにはもう少し補助する側として、適正な今の危険な部分を念頭に置きながら、そういう部分をしっかりとしたものにしていって、誰が見てもこれはというものをつくってほしい、そこが本当の狙い、常にいつも思っているんです。

だから、私こういう仕事をしていきますと、それを建築法上できるんですね。いくら縛りがあってもできちゃうんですね、法律上。その辺を踏まえて、やはり必要なものは必要であるかどうかということですが、これ物すごく私としては高く感じるんです。一気に4,400万円出すと、坪2万円のやつなんか2,000坪買えちゃうわけですね。ところが手放したら、とんでもない金額になるわけですよ。そういうものがないとも限らないということで、こういうものを言って心配するわけですけども、その辺はしっかりとした形は取れているということで解釈をしますけれども、どうなんですか。

○議長(大石 巖君) 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長(中山孝宏君) 産業課でございます。

それこそこの補助金の交付につきましては、補助金を交付する前年度に事前調査的なものを行っております。企業のほうとのやり取りもありまして、それで当年度になりまして正式な補助金申請というところでやっております。そこで審査して、県のほうもやりますけれども、そういった中で適正であるということで判断をして、補助金を交付するという流れになっております。

その後につきましては、用地のほかに雇用の関係ですね、従業員を申請時と同じ人数を確実にキープしているかどうかという確認を補助金交付後3年間、毎年確認をしている、企業のほうから書類を提出してもらうこともやっておりますので、そういったことでも状況を確認して、補助金交付については適正であるというふうな形で進めております。

以上です。

○議長(大石 巖君) 8番、山内 均君。

○8番(山内 均君) 今言われた人工との関係、それももちろん人工による税金の関係、交付税の関係とかそういうものを含めて、私は駄目だとは言っていないで、そういうものをちゃんとした、意識的にしっかりとしたそういうものを持ってやっていただきたいということなんです。それを一つこういう機会がありましたので、一応私のやるべきことはこういうことだと思っていますので、まずそれをまた酌んで、しっかりとしたものをやっていただきたいということです。民と民で突き放すではなくて、ぜひその辺はお願いいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 5 番の山口です。

歳入と一緒にちょっとお聞きします。決算書の 12 ページ、13 ページ、町民法人税と説明書の 203 ページの 18 節にあります助成金についてお聞きしたいと思っております。

資料によりますと、令和元年度は、対法人税が前年比 17.8%の減、昨年度は 20.8%の減で、仮に今年度が昨年度並みなら平成 30 年度の約 7 億 2,000 万円の半分の計算になります。税務課長の説明ですと、事業者数は変わらないので町に入ってくる均等割というのは変わっていないと思います。法人税割分が減少していると考えております。前年度、法人に対してどのような対策を立てたのか。例えば説明書の 203 ページにありますけれども、商工費は中小企業振興費等がありますけれども、ほかにどのような対策を立てたのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

事業所支援ということで、昨年度コロナの影響を受けたということで、この 203 ページの中小企業振興費の中の経済変動対策貸付資金利子助成金というものを町として県と協調してやっております。1 年間につきましては無利子ということでやっております。

この効果ということで、それこそ信用保証協会のほうの貸付データというものが町のほうに来ます。そういったものを確認する限りですが、この経済変動対策の利子助成金、これを利用した事業者について、倒産したというケースはないというふうに考えられますので、この町として支援したということは、事業継続の手助けになったというふうに捉えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 5 番、山口です。

先ほどの同僚議員の質問の中で、今、中山課長のほうが雇用を守る、雇用を維持するというので、3 年間、企業にお聞きしたり、維持しているのかどうかということをしているということで、町内の経済活動にしても生産活動を助成するというのも商工費に関しては割と大事なことだと思うんですけども、実際に例えば企業のほうからこういうものがないのか、こういうことをしてほしいとかというのは、実際に何かほかにあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ事業者支援という形で、去年、プレミアム商品券を実施させてもらっております。これは、やはり町の商工会との協議の中で商工会からの要望があったということも理由の一つでございますが、町としては経済対策、一番その事業が適しているという判断の下、そういった商品券発行事業を実施する商工会に補助金を交付して、支援したということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 5 番、山口です。

これで最後にしますけれども、町長の説明もあったと思うんですが、町長のほうからも一番経済活動で有効なのがプレミアム商品券であるということの御説明が最初にあったんですけども、例えば先日の新聞報道によれば、島田市では国の臨時交付金を利用して、市内中小企業や個人事業主、農林業者に対して応援給付金 10 万円を直接渡すという支給がある発表がありました。そのような声はなかったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 昨年度の決算の中での話ですね。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ今、近隣の市町で県の応援金に上乘せするような形で給付金ということだと思います。それは3年度の事業でございます。昨年度についても給付金というところでやった自治体もあるというふうには把握してございます。吉田町へのそういった事業者からの声ということであると思いますが、産業課のほうに一、二件、そういった給付金やらないんですかという問合せは実際ございましたが、先ほども言いましたが、商工会との協議の中で商品券、これが地元の事業者への経済的支援になるということで、一番有効的だという判断で商品券のほうを実施してございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時59分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

説明書の212ページの防潮堤整備事業費ですが、一応芝張りも終わって、この決算の中では側道の設計ということで、今側道の工事をやっているような形で、一応防潮堤の工事が終わったということになってはいますけれども、現状が芝張り、自分が考えるところに芝張り工事で芝張りをやって、終わっちゃって、張っただけでそれで終わっちゃってというのか、それとも自分は根っこがつくまでちゃんと、植栽工事なんかだとちゃんと水をかけてくれたりして根っこが張るのを見てくれたりするもので、芝張りもそういう感じかなと思うんですけども、今現状ですと芝生が全然見えなくて、雑草と言うんですか、長いもので1メートル近く背の高いものが生えたりして、全面が草で覆われちゃっている感じですけども、そう

いう中で芝生が見えないんですよね。それで、この辺のことで一応終わったんですけども、その後の何かメンテナンスというんですか、その辺がどうなっているかちょっと分からないもので、その辺の説明をいただきたいんですけども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

防潮堤整備事業ということでお答えさせていただきます。

川尻工区の防潮堤、ここで言う防潮堤では、もともとあった既存の堤防の裏側に実施した背後盛土ということでお答えさせていただきますが、この背後盛土は、令和2年度の工事におきまして盛土とのり面への張り芝、あと階段、坂路の舗装など施工が全て完了して、これらの施設につきましては、令和3年5月18日に国土交通省のほうに引き渡しというものを行っております。したがって、今現在は、もう国土交通省の管理ということでございまして、芝につきましても、現在は国土交通省の管理下ということでございます。

議員おっしゃられますように、現状、草がかなり生えてきてしまっていますが、草の根本には張芝があるんですが、この草につきましては、今国土交通省の管理下というところで、維持管理上、必要な除草は国交省のほうで今後もやっていただけると、そのように聞いております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

町が使ったお金で全部やって、それを完了して引渡しということで今伺ったんですけども、結局見たところ悪いもので、町のものではないですけども、その辺は今これ決算で、ちょっと関係ないかも分かりませんが、その辺国のほうへ依頼して、早期の除草ですか、そういうのをやらないと誰が言ってもただ、悪く言えば残土の山に雑草が生えた感じにしか見えないというんですか、言い方は悪いですけども、そういう感じなものですから、美観も何もなくて、よく見ると町の関係の多目的広場のほうののりのほうにもずっとつながって生えちゃっているもので、その辺もあるもんで何とかならないかなと思うんですが、答えらたらちょっとお願いします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

防潮堤につきましては、背後盛土は今完了して国土交通省に引き渡しをさせてもらったんですが、手前につきましては今年度も引き続き舗装工事等を施工させていただきますので、防潮堤は、やはりにぎわいの創出の場としたいというのも町にございますので、その草につきましては、やはり見栄えのいいものではございませんので、ちょっと国土交通省と調整しながら、なるべく景観に配慮するというんですか、そういった方向の話し合いを続けていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

214 ページの道路維持費というところでございますが、先ほど同僚議員が言われていたんだけれども、やはり道路の除草の問題についてちょっとお聞きしたいんですが、つい先日、ここ一、二週間、これは県道の話なんだけれども、榛南幹線の歩道が物すごく草で覆われていて、もう使用できない状況であったと。それを県のほうがちょっと動いたというか、最終的にはやってくれたんだけれども、草の根本が民地であったと、これは勝手には刈れないというような、最初判断があったそうです。でも、あまりにも現状がひどいということでやってしまったみたいなんだけれども、町道とかにおいても民地のほうから草が生えてきて、ましてやつるのあるやつで、びっしりなっちゃったとか。仮に県道であっても、もともと町民の民地といったときに、どういった対応をされていくんでしょうか。

道路維持に関しては、本当に草が生えていたり穴凹があったりとかいろいろあるわけで、そうした中で一つの例として上げているんだけれども、そうした場合、民地から生えてきて道路を覆った草であるとか、そういったものをどうやっていくのか。ただ地主にお願いしてもできないですね、多分。そうしたとき、どういう対応をされるのかということをお願ひしたい。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

道路維持の中で道路に生えている草というお話でございますが、先日県道でもございましたように、町道でも同じような案件は見受けられると思います。基本的には、やはり民地から生えているものは勝手に、いくら町道の上とはいえ勝手に切ることは基本的にはできません。したがって、まずはその民地の方に草刈りをお願いするというにはなるんですが、それでできない場合は、やはり通行上の問題がございますので、民地の方にお断りをいただいて町のほうで実施するということが可能だと思います。そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） それをやるのに非常に時間がかかったら意味ないと思うんだけれども、そこでごねることはめったにないかもしれないけれども、そうした場合、代執行みたいな形でやってしまうということもできるということによろしいですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、田邊 誠君。

○建設課長（田邊 誠君） 建設課でございます。

町のほうで草刈りをやるということで、私の記憶の中ではそういうふうに駄々をこねるといいますか、駄目だよというふうに言われたという記憶はないんですが、仮にそうなったとした場合、大事なのはやはり安全に通行しなければいけないというのがございますので、ちょっと代執行というのは、ちょっとまた検討させていただきたいと思いますが、そこはやはりちゃんと道路として開放すべきだと思いますので、そのような検討も続けたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8 番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私もちよっとそこで懸案をしているので、少しだけ聞かせてください。

全協のときにいろいろ聞いたときに、道路、通学路とか年に3回くらいの切る回数ということを環境課長が言ったと思うんですけども、今現在、吉田町でああいう道路の関係で年に3回という何か基準というか、そういうのはあるんですか。要するに子供たちの通学路を使っている中に毎回言いますけれども、昨日もそんな話が出てきた。うちの刈ってくれる人、年に少なくとも4回はやらなければ危ないと、子供たちは。あれ何かあったら誰が責任取るのという話が出てくるんですよ。そういう意味で3回とか4回、今は決算、吉田町の黒字のことも言ったし、そういう中で少なくとも、大きなお金をかけろというのではなくて、少なくともそういう危険性のあるところは察知をして、そしてまた教育委員会の人がいたら聞きたいんですけども、管理をしているときに管理として歩いているのかと、学校の人たちはこういうところ歩いているの、知っているの、見ているの、よく放っておくねというのが本音なんです。ぜひやってください。

今、私はそのスギモトさんという方なんですけれども、名前を出しますけれども、すごくやってくれる人、スギモトリクサブロウさんといいますけれども、その人に聞いたんです。一番有効な時期はどこなのかと。そうすると草が生える時期、彼らはよく知っていて、それぞれ春休みの前、夏休みの前、夏休みの後、その間にもう1回、冬はそれほどでなくということもありますので、その辺をしっかりと、私も情報を持ってきますけれども、多分そういう形をお願いするような形になると思いますけれども、やるのであれば計画を持って、そして一番有効なときと、それと子供たちの安全がどこで守られるかということを考えながらぜひやっていただきたいと思うんですけども、その辺の4回にできるかという、その辺は決算から導くと3回では無理だよということだったものですから、ちょっと聞かせていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、3回とか2回とか話があったんですけども、多分、全協のほうでお話しさせていただいたのは、湯日川のところに関しては、定期的に入って年2回、3回、ローテーションで刈り幅1メートルのところをずっと刈るような形でやらせてもらっているというお話をさせていただいたと思うんですが、草刈りにつきましては、やはり一番効率のいいとき、何とかやはり効率のいいときに刈って、なるべく回数を少なく、人手も足りないものですから、そういうところを何とかしていきたいというふうに考えておりますので、年4回がいいのか3回がいいのかというところは、それこそほかとの調整もございますし、かかれる人の具合もございますので、効率よく刈れる方法をうちのほうでも考えながら、草刈りのほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、湯日川の話が出てきましたけれども、まさにそこなんです。懸念をして、心配をして、そして常に見守ってくれているのが、課長の言った同じ千草橋の下の部分ですね。ぜひその辺は、もう4回じゃなくちゃ駄目という、一番有効なのは4回以上だよという話も出ていますので、ぜひその辺もやっていただきたい。もしやったら、県にある

じゃないですか、リバーフレンドシップが。そういうものを町が受けて活用して、そういうやつをやる方法もあると思うんですけども、自治会がやっているいろいろな問題が出ましたのでやっていませんけれども。問題が出たというのは、リバーフレンドシップでやったときに県から、やってくださいと電話がかかると、全部そこに行っちゃうんですね、苦情から含めて全部。そうするとやはりどうしても、もうやれなくなったよという結果が見えたものですから、そういうのを利用してやっていれば、前年のような本当に頼んで危ない状況を回避することができたと思うんですね。その辺も含めて、もっと効率的な方法をちょっと考えていただきたいというのが私の考えです。それはどうでしょうかね。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

それこそ草刈りについては先ほど言いましたとおり、かなりうちのほうに環境整備班として働いていらっしゃる方もかなり高齢化も進んでおります。あとはこういう、去年の夏あたりもかなり暑かったという中で、今までと同じような作業はちょっとできないというところもありますので、そういうところも加味しまして、なるべくそういう方に負担をかけずに、先ほど言った各河川管理者であるとか、ほかの施設の管理者もございますので、そういうところで民間を活用して、住民の方を活用しながら進めていくというのも一つの検討にはなると思いますので、またそれは各管理者の中で考えていかなければならないというふうには思っています。

うちとしましても、なるべく作業員に負担のかからないような、例えば機械化を進めるであるとか、あとはほかに委託を出して、もっと効率よく回るような形でやるとか、かなりやはり環境整備班の人数を増やすというのは、なかなかちょっと今の状況から難しいので、それに代わるものは、今後草刈りの中でも考えていきたい、検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 毎度のことなんですけれども、234ページをちょっと見ていただけますでしょうか。

これ区画整理のことなんですよ。前回、議員にいた方がいろいろちょっと聞き始めて、そして私に関心を持っていくと、なるほどなと思います。

これ組合に対する補助金ですよね。平成28年が310万円、平成29年が178万円、平成30年が178万円、令和元年180万円、令和2年180万円、いよいよ1,000万円超したんですね。去年これに対してどんなアクションを起こしていたんですか。その結果で何か得たものはあるんですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

区画整理の補助金ということでございますが、この区画整理の補助金は、これから事業をやる、組合に何もなくて出しているわけではなくて、組合が行った事業の実績において、うちの補助要綱に基づいて補助金を出しているものでございますので、それによる成果といいますと、例えば工事であれば道路が何メートルできたというところで、それに対して3分の

2の補助金を補助要綱に基づいて出しているとか、そういうのが成果となって表れますので、それが適正に使われたかどうかということに関しましては監査もしておりますので。そういう中で審査しているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） それと富士見ですよ。富士見の土地区画整理組合のことを言っていますよ、私は。それでここに書いてある要綱が、確かに要綱に従って払っていますと。基本的には区画整理の話に関しては、余剰地が完成して全部精算ができれば、それで最終的に終わりを迎えるわけでしょう。そうすると、逆に言うとそれを迎えることができないまでは、補助金の……

〔「利子補給じゃないですか」の声あり〕

○8番（山内 均君） 補助金というか、ここに本当に書いてあってね。富士見地区整理組合補助金と書いてあるんですよ。利子ではなくて補助金なんです。この補助金が、これからずっと毎月180万円つきますよ。どこかでやらないことには、決断しないことには延々ということになるでしょう。その辺のアクションというのは起こしたんですか。それとも、何かどうにもならん問題があるんですか。いずれにしても問題があることは聞いていますけれども、失敗なら失敗で、やはり頭下げてやるとか、やはりやらなければ延々とこれつぎ込むわけですからね。その辺はどうですか。どこかでしっかりと結論を迎えにやいかんと思うんですけども、その辺の懸念はどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、富士見ということで、富士見の補助金につきましては、土地利用の助成要綱の中に補助金の支出というところで第4条の補助金の交付という中に、これは富士見に出しているものは利子補給でございます。利子補給につきましては、前年度の決算における利息に相当する額の範囲内で組合のほうに支出するというところで、補助要綱になっておりますので、それに基づいて補助をしているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今これ聞いていくと、じゃ永久に出しますよという話をしているんですけども、私は、そこじゃまずいじゃないですかということですよ。

逆に、土地の本当に売買をして、なくなるのだったら吉田町が買っちゃえばいいじゃないですか。極論ですよ。そうしたらこういうお金が、1,000万円、2,000万円が10年、20年、1,000万円、2,000万円がずっとかからなくて済むわけですからね。それがやはり一つの、やったものに関する責任じゃないですかね。私はそういうふうを考えるんですけども、その辺は、もう延々と出すということで考えていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その辺の事業の進め方といいますか、あくまでもこれは組合施行でございますので、組合のほうで保留地、まだ富士見のほうも一部保留地が売れていないところもあるので、そこを売買するというところもございまして、町のほうの補助というか、町のほうからしまして

も、去年ですか避難タワーのところを、富士見の土地区画整理事業の中にある公園を避難タワー用地として利用させていただいたという中で、そこに組合の保留地を入れて、そこを町のほうが津波避難タワーの用地として買い上げた。そういうことで必要なものがあれば、町のほうでそれを買収してやるということもございます。

あくまでもうちのほうは補助要綱に基づいて組合のほうに支出しているということになりますので、その補助要綱に合致するものがあれば組合のほうに補助していくというスタイルで、これからも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 分かりました。何回聞いても同じ、要するに延々と出しますよということですね。そういう形で理解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） すみません、今最後、延々と出し続けますという、ちょっと議員の御発言があったので、まさに議員の問題意識は、私は大変重要な問題意識だと認識しておりまして、我々もこの富士見、ほぼ事業が完了した中で、どれだけ利子補給という形で出し続けなければいけないのかというのは、問題意識として町長以下、持っております。

ただ現状、やはり組合施行という中で、もし町がこれを出さなくなると組合員の方に全部負担をお願いしなければいけないと、それが現実的かどうかということもありますので、大変ちょっと我々も判断は非常に難しい判断を迫られていると思っておりますが、ただ、今すぐというのがなかなか難しく、少なくとも永遠に出し続けるというつもりではおりません。何らかの解決策は見出したいと思っておりますが、その解がなかなか見つからないというのが正直なところなので、議員の問題意識は重々、我々も共通して持っているところでございますので、それを踏まえて我々のほうも、できるだけどういう形で、いずれにしても町の税金をこういう形でつぎ込むことがずっと続くことは本当に適正なものではないと思っておりますので、ぜひ我々のほうも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） まさにどこかでそれを終えんするシステムがあるわけですね、必ず。それに向かって、常に副町長言うとおおり、やはり意識を持って、そして結果的にやらなければ何もならないということですので、だからそれに向かってはやってくれているとは思いますが、私もやっていて、この関係に関しては、どこかでやはり常に誰かが発信していかにかいかんと、そういう意味でやっていますので、ぜひその辺はよろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、11 款災害復旧費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

35分まで休憩とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書247ページの消防救急広域事業費についてお伺いします。

先日の全員協議会で事務委託費が高額になったということに関しては、救急工作車の更新や119番通報に関連する消防総合情報システムの部分更新などをやったためというふうにお伺いしました。一方、説明書251ページの消防施設整備事業の備品購入費で消防ポンプ自動車を買った。この消防広域化による静岡消防署で買う車両と吉田町で購入する車両、その負担のすみ分けみたいなものはできているんですか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

今の消防の広域化のほうのものと、251ページの消防施設整備事業費、こちらのほうの車両のすみ分けのお話なんですけれども、1点目の消防広域化のほうにつきましては、静岡市消防のほうの関係になりまして、吉田の消防署、そちらのほうで購入をされます車両です。もう一つの251ページでございます消防施設整備事業費、こちらにつきましては消防団のポンプ車両を更新させていただいたものになりますので、そのすみ分けになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、この救急工作車は吉田に置いてあるということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるとおり、吉田の消防署のほうに配備されているものでございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 257ページ、情報伝達充実強化事業費ですね。ちょっと昨日も課長にお伺いをいたしました。今回のこの決算では防災無線、アナログ親局の更新工事が完了した、そして一つのシステムが整ったということで、そういう確認でよろしいわけですね。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

こちらも議員のおっしゃるとおりで、アナログのほうの同報無線、こちらのほうは防災ラジオが聞けるものになりますけれども、こちらの更新をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今回質問するのは、このラジオを聞いている人の評価が、このガーガー音がたくさん耳に聞こえてくるものですから、それに関して昨日ちょっと課長と話をしたときには、これはアナログの性質上の問題、機械上の問題、その特異な問題であるからということでお聞きしたんですね。それはそれで町の人たちが、発信をしてくれていれば、それはそれで違う方法を考えながらトータル的にやってくれるというのが一番理想なんですけれども、でもその中でお年寄りの方なんかは、もう直接来るんですね。そうすると、その辺の感じに関しては、ぜひもう一度改めて性質的なもので、何が負の問題として起きるのかというのが分かっているならば教えてもらえますか。ガーガー音であるとか、そういう聞こえにくい部分の構造上の問題。

○議長（大石 巖君） 防災課長。柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

聞き取りにくいというところの話と今の防災ラジオの受信の関係になるかと思えます。

基本的に今のその機器上の構造というよりも聞き取りにくいというところのお話になりますので、そこにつきましては防災ラジオの、御自宅の中で聞けるところに移動していただくとか、そういう中でやっていただくということが一つということと、あとその中でも、防災ラジオが聞き取りにくいということでありまして、町のほうでは電話で確認、同報無線の流れている内容を確認いただくには音声自動応答サービスというのもございまして、こちらのほうは電話で同報無線の内容が確認できるものでございます。そのほかに、よしだ防災メール、メールを登録していただいた方につきましては、そちらのほうでも同報無線の内容を確認できると。

新たに町のほうで吉田町の公式LINEを始めさせていただいてございまして、その公式LINEの中でも同報無線の内容を御確認いただくということもできますので、そういういろいろな情報ツールを御活用いただいて、内容のほうを御確認いただければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、課長の言われた方式が公に出ていって、そしてその人たち皆さんが一番いい方法を選択してくれればいいですよ。ただ、今一番最初に気になったのは、いいところ、聞きやすいところへ持っていかってくださいますよ。瞬間的な地震速報とか、そういうものが持っていくうちに起きちゃうわけですよ。

要するに言いたいことは、そこで、その場所でなければガーガー音はどうするかという対応を、今言ったLINEであるとか、いろいろなシステムがありますので、それをぜひ入れてくださいということで、今日これ言わせてもらえれば、町の人たちには、私に言ってくれた人たちには何か作ってやりますので、そういう形でぜひ発信をしていただきたい。

そして、いずれにしてもこうやってくれて聞こえない人たちは、それだけでもって不都合と感じますので、その辺もぜひ、もうちょっとの発信をした形でやっていただきたいし、アプリも、今言われたたくさん使えるようになればそれでいいわけですから、目的は安全な情報をどうやって聞くかということだけですので、その辺もちゃんとした形でまたやっていただきたいと思うんですけれども、その辺の発信の方法とか、その辺もまたどういうふうにするかを検討していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

議員のおっしゃるところも重要なことだと考えてございまして、町のほうにつきましても既に広報紙とかを通じて同報無線、防災ラジオ含めて、よしだ防災メールとか、そちらの情報ツールのことにつきまして発信をさせていただいてございます。併せましてそういう適時期にそういう情報発信の関係のものもまた広報、いろいろなことを通じてお知らせをまたさせていっていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 説明書253ページから254ページの地震対策費です。令和2年12月6日に地域防災訓練を行っているわけです。新型コロナウイルス感染症対応の防災資機材を購入して、それを使った避難所運営訓練を実施したと。当初は自治会のメンバーとか議員も見学できるということだったんですけれども、それが中止になったということで、この訓練において、いろいろなことを吸収できたと思うんですけれども、その中でも大きな3つ、これを実際にやってみてこういうことが分かったんだというのをちょっと3つぐらい教えていただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

職員向けでやらせていただきました防災訓練の検証的なものの結果といいますか、そういう中でのお話かと思えます。3つほどというような話がありましたけれども、そういう中で特にとというような話になるんですけれども、やはりコロナ禍での対応というような形がございまして、まず1つ、スペース的な問題をどうするかというようなもの、あと防災資機材に当たるものになるんですけれども、今までですと、何もそういう防護的なものもなくても避難所の受入れとかというのができたんですけれども、そういう中でも手指消毒であるとか体温の測定とか、そういういろいろな資機材を配備しなければならなかったこととか、あと陽性者が来た場合、どうというような動線を確認するかと、そういうようないろいろな課題もありまして、そういうものをちょっと検証させていただいてございます。

その対応も含めて、今後、町のほうでどのようにしていくかということも検討の課題ということで、そういうものを進めていくような形にしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 訓練したわけですので報告書は作成されていると思いますけれども、そういうものは、どこのレベルまでそれを見ることができるんですか。自治会にはいつているのか、議員は見れないのか、ホームページに掲載しているのかとか、その辺でお答えいただけますか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

これはあくまでも、今回のものにつきましては職員の訓練ということでさせていただいた関係もでございますので、職員内での情報共有ということでさせていただきまして、それ以外の外部というところの発信というものはしていない状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 本来、自治会のメンバーもそういうものを見て、自分たちの自主防災会に生かしていこうということですので、少なくとも自治会には、町が職員で訓練を実施して、こういうことが明らかになったと、それを自治会に連絡することによって、それをまた自主防災会に広げて、実際、避難所をつくる時は自治会のメンバーが中心になってやることが多いと思うので、だからそのように生かしていくということをやったほうがいいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 防災課長、柳原真也君。

○防災課長（柳原真也君） 防災課でございます。

自治会のほうにも情報共有するような形を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

決算資料の264ページの教育振興事業費の中の10節、こちらのほうの修繕料のことで前回お聞きしました。R2年度3月から学校のほうで一斉に使い始めたことによって、破損されたものを修繕されたというようなお話を聞きました。今後もそうですけれども、こういっ

たものが発生する可能性があるのですが、こういった修繕費のほうは、学校内で起きたことに関しては全て学校のほうで修理のほうの補償をするような形になっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教育振興事業費の中の修繕料、ICT機器修繕についてということで御質問いただきました。こちらの修繕につきましては、今年の3月から1人1台端末ということで、各小・中学校、全児童・生徒が端末を持った形で今授業を進めているという状況でございます。

そういった中で、もし学校内で壊れた場合に修繕についてはどうしているかという御質問に関しましてですけれども、現在、今年度につきましては、保険のほうに個人で負担していただいているという状況にあります。学校内で起きた故意ではない故障、特に落としたりしたわけでもないのに壊れてしまったとか、そういったものについては、教育委員会のほうで予算の中で修繕をしているという状況でございますが、ただいま現在、保険の対象になっているということで1年間は実質、端末保証の対象になっていきますので、修繕された場合は、今、保証の範囲内で修繕をしていただいているというようなものもございますし、実質、保証の範囲でできない落下とか、そういった損傷につきましては、こちらの修繕費等で対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

今回、全員がこういった端末を持つということで、いろいろと注意しなければならないことも多いと思うんですけれども、何か起きたときはそういった対応で、保険のほうを皆さんが加入されているような形で学校のほうからも保護者の方に説明はされているということではありましたが、今後使うに当たって、もう少し子供たちにも使い方の説明だったりとか、また保護者の方にも御理解をいただくような、何かそういった説明を常時されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

保護者の方にそういった周知を常時されているかという御質問でございますが、端末を入れるときに、それこそ保険の紹介はさせていただいております。当然持ち帰り等も発生しますので、取扱いには十分注意してくださいということで保護者と子供さんが署名をした形で、パソコンの使い方についてしっかりと、ちゃんとした使い方をするようにということで、そういった書類をまず最初に書いていただいております。という中で、当然持ち帰りをするたびに各学校において各保護者に通知をして、持ち帰りしますので端末の取扱いについては十分注意してくださいというようなお願いをしたりとか、随時各学校のほうでは担任の先生が、気をつけるようにという話をしたりとか、そういったことで随時行っているという状況になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

随時周知していただくように説明をさせていただいているということですが、持ち帰りなどが増えてくるに当たって、先ほど学校内においては状況に応じて個人が入られている保険を使うのか学校側が支払うのかというのがある程度判断ができると思うんですけども、例えば持ち帰った家庭内においては、もう完全に個人の方に補償してもらうような形での理解でよかったですでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

持ち帰りの場合の故障した場合の補償については、基本的には各家庭で起きた内容については、各個人のほうで負担をしていただくということで周知をしている状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

そうしますと、学校内で使うときに対しての保険というか、そういったものは加入していただくように学校からも促していると思うんですけども、家庭のほうで使うに当たっての保険のほうの関係というのは別物になるんですか。それとも学校の中で加入していただくような形の保険の中でも、そういったところまで対象になっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

保険の内容につきましては、各保護者の方がそれぞれ入っている保険によって違うとは思いますが。という中で、基本は個人に対して個人が契約をして、保護者の方が契約して入るという補償になるかと思えますけれども、その中でどういった保険に入ったかということにもよると思えます。そういう中で基本的には、壊れた場合にそれを補償するよというような保険に入っていると思えます。うちの教育委員会のほうから、まず最初に、こういったものがありますよという紹介はさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） すみません、今の同僚議員のお話に少し付け加えさせてください。

昨年度でどんと入れました。それで今年度稼働としていきます。1年間は、学校の利用に関しては無償保証の対象になると思うので、例えば日常子供たちの取扱いによっては、何か故意でない場合の破損なんかは、その保険がある程度カバーしてくれる。それで家庭ユースに関しては家庭の自己判断で保険に入っていればそこで、何かあった場合の実費の有償はかからないという認識なんですけど、来年度、保証が切れたときの学校内での故意でない破損、このときに例えば、よくある話なんですけど、例えば携行タイプなので、やはりディスプレイをちょっと扱いが雑で割っちゃったとか、それこそ何かスイッチを入れても全然、うんともすんとも動かない。そうすると、今の話だと実費の請求が行ってしまうのか。それとも、そうしたものも払えないといった場合は、じゃその子には、極端な話ですよ、パソコン使えないとか、そういうことはあり得るのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほどの保険の話なんです、それこそ1年、これから保証期間が終わるに当たって、当教育委員会としまして、パソコンの端末の保証の問題についてはいろいろと今状況として考えている状況でございます、基本的には、全ての方に今後は全部保険に入っていて、どこで何が起きようとも保険で対応できるようなシステムにしないと、例えば保護者によっては、私は入るけれども、この人は入らないということになってしまうと、ここは保険で出たのに、こっちはどうするのというところで自腹で全部パソコン代払うんですかというところの問題が生じますので、基本的には全ての方に保険に入っていていただくような方向で、今ちょっと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） そうですね、これだけの大量導入なので、初期不良はその段階で見つかると思うんですけども、使っていて、やはり半年、1年したら、機械によっては急に調子が悪くなって動かないというのは何か出てくるものだと認識しております。その際に、なるべく家庭の方に負担がいかないような保険を今年度、考えていただきたいなと思います。

もう一つだけ、同じ話なんです、やはり子供の取扱いというのはかなり雑になるのをいつも民業で認識しているんですが、導入のときに例えばですけども、アクセサリというんですか、カバー的なもの、フィルムですとか、あるいは落下に対してもちょっと緩衝材といえますか、そういうものを例えば購入を推奨したり、あるいは学校でつけるよとそのような議論はなされたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

パソコンを覆うものについてということなんです、もともと今回導入させていただいたChromebookというのは耐震性にかなり優れておりまして、基本的に、あまりあってはいけないですが、児童・生徒の机からよく落下を実は何回もしているんですが、落下しても、基本的には壊れないよというような、それぐらいの耐震性がかなりあるChromebookを採用しております。という中で、具体的に吉田中学校につきましては、パソコン専用で入れる袋を用意して、それに入れて持って帰るよというような学校として指示を出したところもありますし、特に各学校において、教育委員会からこうしたほうがいいところまでは提案はしていませんが、当然ランドセルに入れるに当たっても厚いタオルを巻いて入れたりとか、そういった配慮をして対応してくださいねというような、個別に学校側がそういった指導をしたりとか、そういった形でやっているというところは聞いております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、中田博之君。

○4番（中田博之君） 4番、中田です。

同じく教育振興費事業費のところの265ページ、学校教育支援関係の取組実績の真ん中のところ、巡回相談員の相談時間が228時間で46人、これ前年度が240時間で46人と、相談時間が前年度と比べて減っているのは、これはコロナの影響によって時間が減ったのでしょうか。もしコロナによって相談時間が減ったとなれば、相談件数が減って時間が減ったとい

うことなので、相談回数などを増やす必要があったのではないかと思いますけれども、そのあたりはどのようにお考えだったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

巡回相談員についてということで御質問です。まず、巡回相談員はどういうものかといいますと、こちら巡回相談員に相談ということで、これは就学支援に係る、例えば特別支援学級に行くかどうかとか、そういったような特別に支援が必要な児童・生徒に対しての相談事業ということになりますので、そちらを御理解いただいた上でお答えさせていただきますが、こちらの巡回相談につきましては、まず、各小・中学校が1年間の計画を立てまして、巡回相談員はうちのほう2人雇っております、その2人の方が3小学校、1中学校に各月にそれぞれ月1回ずつぐらい回るような形で、年度当初として計画を立てております。

そういった中で、令和2年度につきましては、御承知のとおりコロナで5月中旬まで学校のほうが休校ということになっておりますので、巡回相談自体は4月は計画を立てる期間でしたので4月は計画をしていないのですが、5月の最初の頃の部分が中止になったというところ、それから後半の2月の部分で、ちょっと中止になったという部分がございます、その関係で相談時間が減っているというものでございますので、議員が懸念されている巡回相談の時間が減ったということで、必要な相談がなされていないんじゃないかというところにつきましては、令和2年度につきましては、そういったコロナ等で中止になっているところが承知しておりますので、例えば1人の相談に対して2人対応したり、同じ日に2人対応したりとか、そういった複数対応等をして、なるべく予定どおりに相談ができるような体制を取っていたという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

5番、山口一博君。

○5番（山口一博君） 5番の山口です。

同じく264ページで教育振興費についてお聞きしたいと思います。

20節、いつも同じところを聞いているんですが、吉田町で高等学校等奨学金90万円についてちょっとお聞きします。

初日の日に監査委員の意見書であったんですけども、教育債券は65万7,000円を増額し、年度末561万7,000円とのことですが、このことについて質問をします。この奨学金は1年で30万円、3年間で90万円貸与され、卒業後の4月から10年以内に自分が希望する日から返還が始まって月額7,500円、年間9万円を町へ返還していく制度であります。担当課に聞いたところ、現在、貸与者が今10名で4人が今現在償還中、3人が償還待ち、現在、現役高校生が3人ということでしたが、教育委員会に返還が大変だとか困難で中断したいとかという話はないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員御質問の高等学校等奨学金制度につきましては、優秀な生徒で経済的な理由により高等学校等の就学が困難な生徒に対して奨学金を貸与する制度ということで、当町におきましては平成20年度から実施しているものでございます。

こちらの中で、先ほど議員おっしゃったとおり現在のところ 10 人の方が償還貸与している状況でございます。現在、現役の高校生が 3 人おるわけなんです、こちらの決算書の内容の中にも高校生 3 人ということで 3 人の方が今貸与されているという中で、償還されている方もいます。という中で、基本は 3 年間、高校が終わった後に、その後すぐ返還の計画をこちらと打合わせをして立てさせていただいて、実は貸与終了後 10 年以内に償還を開始なので。最大 10 年後から償還を開始できますというところで、無理のない形で返還計画が立てられるという中でやっておりますので、現在のところ、特に返せないよとか、そういったような話は入っておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 課長がおっしゃるように 18 歳から 10 年以内に返しを始めるということだったんですが、心配したのは、例えば高校を出て 18 歳で初任給が大体今では 17 万円から 18 万円くらい、手取りで 13 万円から 14 万円ですので、その中でも年間 9 万円というのは結構大変かなと思ったもので今御質問したんですけれども、現在、県内の高校生の大学進学率は 52% です。2 人に 1 人は今大学に行く時代です。心配しているのは、このような貸与された生徒が、例えば国公立の学費は 4 年間で約 250 万円です。町の奨学金と合わせて全額お借りすると、340 万円の大学卒業した時点でマイナス資産を持たなくてはならないということで質問したんですけれども、要望になるかもしれませんけれども、町の返還制度の見直し、例えば返還額を下げるとか、そういったことというのはお考えはないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

奨学金の制度について見直しということでお話をお伺いしました。当町の奨学金制度に關しましては、教育委員会規則、教育振興事業に関する規則というものがございまして、こちらの中に返還債務の免除というような項目もございます。こちらの返還債務の免除につきましては、奨学金の貸与を受けた者が死亡し又は心身の著しい障害により労働能力が喪失し、奨学金を返還することが困難であると認められるときは、奨学金の返還債務の全部又は一部を免除するというので、現在の規則の中にはそういった項目がございまして。

という中で、かなり返済義務を免除する場合というのは厳しい状況になっておるわけなんです、先ほども申し上げましたとおり、貸与 3 年間、高校が終わってから、まず 10 年間の間で返済を開始できます。その後、10 年間かけて返済できるということになりますので、最大 20 年かけて返済というところ、それから最低一月 7,500 円というところの最低額もございまして、その辺につきまして、例えば大学進学の 4 年間については当然お金がかかりますので、そこは猶予の 10 年間の中の期間を使って 4 年間ちょっと待っていただいて、その後働き始めて、しばらくしてから返還というところでもできると思いますし、もちろん無利息というような決まりもございまして、そこについては特に変更しなくても返済できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 5 番、山口一博君。

○5 番（山口一博君） 最後にしますけれども、この借りられる生徒というのは、例えば出席日数とか、あとは中学校等、途中から高校でも借りられるようになったものですから、高校

の校長の推薦があればということと、もう1個、平均で内申点、通知表が3.0以上という縛りもあります。割と真面目に一生懸命やっている生徒が大学まで行って、同じことを繰り返しますけれども、人生のスタートがマイナスで幾らかというのは結構大変だと思ったものですから、例えば見直しはちょっと無理かもしれませんが、例えば吉田町に就職した場合とか町役場に就職した場合は、ある程度返還は待っていただけるとか、少し減額するとかという、そこまではちょっと無理ですかね。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

議員から今御質問ありました、例えば役場に入ればそういった返還の免除ができるとか、そういったものも含めて、いろいろ今後この制度につきましては、現在のところ特に返還について困っているとか、そういった話もない中で、そういった御意見も今受け止めましたので、そういったものも含めながら、今後こういった形でやっていけばいいかという一番いい形でやっていければなと思っておりますので、また御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 各学校の燃料費について、説明書でいけば275ページから続くんですけども、各学校の維持管理費の需用費、燃料費に関してです。

私は小・中学校体育館使用料の予算から受益者負担率や町の登録団体への割引、また学校体育と社会体育との使用率から計算して、各学校の燃料費の当初予算が低過ぎたのではないかと考えています。私の計算では、体育館使用料を146万8,000円と設定していますので、各学校の燃料費は466万円必要になる。当初予算の370万円より約100万円高くなるはずだというふうに考えています。この燃料費に関しましては増額補正を行いました。その主たる要因は当初予算の設定が低過ぎたと私は思っておりますが、補正時、燃料高騰の主たる要因を、コロナ禍で窓を開け、換気をしながら空調をかけていたために燃料費が高騰したというのは、ちょっと間違いではないかと考えております。これに関して話を続けると長くなるので、この場ではやめます。

それで補正をやった。補正についてお伺いします。各学校の合計の補正によって628万8,000円、予算現額が628万8,000円になって決算額が477万円となっております。執行率でいけば76%であり、その補正額に対する当初予算をオーバーした額の割合というのは40%ぐらいにとどまります。補正しますのでは少々のマージンは取らなきゃいかんというふうには思いますが、補正した額の半分以上残す結果になってしまったという、その原因は何であるというふうに考えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

補正予算を計上するときには、それまでの主に冷房による使用、これを見込んでその後、年度後半の使用料というものを算出しました。そのときには、一度補正をお願いするのであるから、2度の不足というのはもう生じることはできないだろうということでございました。冬場の暖房の使用であるとか、暖房によってどれぐらいの燃料費が、要は同じ時間当たりでも冷房とどれぐらい違うのかということ、なかなか机上の計算では難しいところもご

ざいまして、冷房をベースに計上したということで、補正予算をお願いしましたがけれども、結果として多めに残すような結果になってしまいました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今お話にもありましたけれども、夏場の燃料費をその執行率で計算して、冬場もそのペースでいったらということで予算を申請したということなんですが、そうすると、結果的には、冬場の燃料費というのは夏場に比べて低かったというふうに考えるということはどう思われますか。今、説明でもそういうお話があったと思うんですが、それでよろしいですかね。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

同じ時間かけた場合に夏場と冬場、冷房と暖房で燃料消費量がどうであったかということは、今後の検証にもよるものと思っています。設定したい温度と現在の温度がどれくらい違うか、夏場のすごい暑いときに20何度まで冷やしたい、冬場のとき、今10度くらいあるのを17度くらいまで上げたいというようなこの温度の違いであるとか、それから、これくらいであればかけなくてもいいと言って、コインを入れなかったというようなこともあろうかと思っておりますので、そこらあたりは単純に1時間当たり幾らというものでは、ちょっと出ないのかなと思っています。

いずれにしても、今後何年かやっていく中で少し検討をしていきたい問題だと思っております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） これ今年の3月の新しい料金設定のときにお話ししたんですが、要するにデータがないところで議論しても結論は出ないということで、課長もしっかり調べていきますよと、今も検証という言葉がありました。じゃそのときに学校教育課で、学校体育でどのくらい使っているかというデータがない限り引き算はできないわけで、そこは調査しましょうと、社会教育課のほうもしっかりそれを調査してやっていきましょうと、そこは、今はしっかりやられているということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

3月議会でそのような御質問、それから審議をいただいたことを覚えております。本年度から学校のほうにも実はコインを渡しまして、コインで管理をしていただくようにしました。従前は、学校であれば鍵を開けて、コインにかかわらず何時間でも利用できたんですが、逆に何時間利用したかというのが控えがないということでございましたので、今は社会体育であっても学校教育の管理下であっても、コインの枚数で、その時間をお互いが管理できるようにしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると箱を開けてコインを出せば、社会教育課で出したコイン数を数えて分かっているわけだから、それを引けばあとは学校教育課という考えで進めてい

ると。そうしたときに、もう今9月ですけれども、夏場までその金額がどのくらいになったかという計算はもうされているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

学校で使うコインのほうにはシールを付けて、生涯学習のほうにはシールを付けていないということで、後で箱を開けたときにどちらがこのコインをどれくらい使ったかというような区分もできるようにしてございますが、今この場でということはいいですか。そのような区別はしております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 区別はいいんですけれども、しっかり計算をやっていますかということです。というのは、これをやればできるはずだと思って調査を進めるんですが、実際に計算してみると、あっ、これが抜けているというようなことが結構あると思うので、それを計算することによって、できているのであれば年度末にはしっかりトータルで出ると思うんですが、それをやっていなくて、最後年度末にチェックしようと思ったときに、ああこのデータが足りないというようなことがないようにしていただきたいという要望です。そこはよろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

失礼しました。先ほど言いましたようにシールを付ける付けないで区別もしておりますので、年度途中のものも今やっておりますので、年度末には、その結果を御報告できると思います。今は数字を持っておりません。失礼しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

303ページの公民館の中央公民館活動費についてお伺いいたします。

まず、令和2年度の決算額が227万円だったですね。元年が561万円、かなりの金額的な差、当然その活動の差が出てきています。これはいずれにしてもコロナの影響によるということで考えていいわけですね。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

そのとおりです。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） シニアカレッジと寿大学の関係についてちょっとお聞きをしたいんです。今年の令和元年度にはシニアカレッジの受講者が31人で、大学特別公開講座申込みが30人と、これは元年のデータからです。2年のシニアカレッジの受講者が29人、データからは。それで元年の効果の中に、令和元年度の実績には2年制の寿大学卒業者で地域団体に活躍している人数が16人いることが分かったと。これはこの中に書いてあります。非常に素晴らしいことだと思うんですけれども、私もこういうものをここには望んでいたんですけれども、それで教育委員会でいろいろお世話になっているところが、吉田町には教育委員会が関係する放課後わくわく塾、自彊わくわく教室、住吉わっぱクラブ、かわしりっ子わんぱ

くサークル、片岡はきらめきと、いろいろこういうものがあるんですけども、その中に例えばシニアカレッジや大学を卒業された方に、先ほどの活躍していく場をつくって、例えば吉田町独自の認証制度などをつくって、そういうものを活躍する場を設定してやることであれば、もっとこれが生きてくると思うし、税金を使ったそれ以上のものができてくると思うし、これに興味を持ってやる人がもっと増えると思うんですね。

そういう形でそういうものを考えると、去年のものを考えていくと、そういうシニアカレッジ、例えば卒業した人の認証制度なんかをつくって、そしてやるような制度をつくってくると非常に効果が出るのではないかと思っはいるんですけども、そういうものの考え、結果から決算から見た考えをお持ちではないでしょうかということです。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

まず、シニアカレッジについてでございますが、カレッジ設置の目的は、シニア世代が新たな知識の習得や仲間づくり等により生き生きと充実した生活を送ることができるよう学習機会を提供するもので、一般教養講座では、大学教授等専門性の高い講師による高度な知識を習得するための講座を実施しています。つまり、そもそもの目的は、シニア個人の広範な知識の習得に重きを置くものであって、後に町で生涯学習の指導者となり得る資格を付与するものではありません。

では、現在町で実施している生涯学習に関連する事業の講師はどのように確保しているかという、生涯学習教室では意欲と資質のある方、それから児童向けに様々な体験をさせてくれるチャレンジ教室では、特別な資格は必要ありませんとして、資格要件を設けず門戸を広く広げています。その結果、生涯学習教室については昨年度後期に63の講座を、チャレンジ教室については昨年の実績がないものですから、本年度、令和3年度の数字に代えて御容赦いただきますが、18の講座を開設することができます。また、地域で青少年活動を支えたいという方がいらっしゃれば、資格不要で地域教育推進協議会に入ることができますし、放課後子ども教室に携わりたいという方も資格なしでそれぞれの小学校の子ども教室に関わることができます。

よって、資格要件を与えるようなカレッジを設けることは、あるいは現在の自由な生涯学習への関わりにハードルを設けることにつながるのかもしれない。

ただ、議員のおっしゃるように、せっかく意欲を持って学んだ方が卒業後に活躍できる仕組みも重要だと存じます。この仕組みには、議員もよく御存じの県のコミュニティカレッジがあります。これは、コミュニティーづくりのリーダーの育成を目的として開設されたもので、吉田町からも、これまでに47の方が卒業されており、地域教育推進協議会を中心に御活躍されています。町では、このコミカレ卒業生の増加をコミュニティーづくり推進事業費の中で図っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、その説明で聞くと、例えば先ほど言った令和元年の実績を16の方が地域団体に活躍をしていますよと。その活躍のイメージはどんなイメージなんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 先ほどの数字は、地域教育推進協議会に加わって活躍されたということだと思います。例えば同じくコミュニティづくり推進事業費では、コミュニティカレッジ、これまで47人の方が卒業されまして、24人の方が同じ地推協に今加入されて御活躍をさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

そういう意味だったんですか。私もそれに入っていまして、子供たちと一緒にやるわけですが、確かに、はっきり言ってシニアのカレッジとか、今言った機会を与える、広げるチャンスをつくるだけだったら、それは自分でやればいいわけですよ。勉強ですから、わざわざ税金を投入しなくても。そうでしょう。その我々が血税の中から、税金でその人たちにも払って行って、それをカレッジであるとか寿大学をつかって、そうしたそういう意欲のある人たち、当然そういう人たちはすばらしい能力を持っている人たちですから、それをなぜ生かさないかということなんですね。私は講師代を払ってでも、やはり生かすような形でやって、そして、ここにシニアカレッジありという吉田町のそういうものができると思うんですよ。もしそういうものができるとしたら、ここには知識がある人たちはいっぱいいるし、そういう人たちが集合して、そして例えば今理科館でも非常に好評なんです。行った段階で。そういうところへも活躍をしていく場がいっぱいあるわけですよ、吉田町の中にも。

それと同時に今、わくわくクラブに私も入っていますけれども、必ずみんな泊りで勉強をちゃんと見て、そうしてやるシステムを持っているんですね、御存じのとおり。担当者はすごく活躍してくれています。その中でやっていくと、どうしてもそういうものを子供たちを例えばいろいろな、公設学習塾もいいけれども、そういう大事なものがいっぱいあったとしたら、その中にも取り入れてくださいということなんです。取り入れるに当たっては、そういう形のシステムをつかってやる。そうすれば、ひょっとしたら吉田町初になるかもしれないですね。そういうものを考えているんですけれども、ぜひその辺が前向きな回答があると思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 生涯学習課でございます。

町単独で多彩な講師陣をそろえてカリキュラムを組んだり、仕組みをつくったり、仕掛けをつくったりということは、ちょっと難しいかなと思っております。また受講人数と、その事業に見合うコストが適正かというような問題も生じるかと思っております。それが先ほど言った、県のほうではコミュニティカレッジをやっているということでございます。

我々もシニアカレッジに、2年制のシニアカレッジに入っておられる方の中で、県のコミュニティカレッジのほうへこの後というようなお声かけもしております、それを年間2人くらい送り込みたいというような目標をもって、コミカレの派遣の事業費も計上しております。コミカレは吉田町単独でなくて、例えば中部支部なんかというような卒業後の団体もあって圏域で御活躍されています。広範な情報交換も行えて、よい活動だと思いますので、我々はシニアの方全員にとは言いませんが、シニアの方でこの方はというような方にちょっとお声かけをさせていただき、紹介をさせていただいて、コミカレのほうへ行っていただくと、それでまた吉田で地域に貢献するような、地推協のほうでも活躍を広げていただきた

い、そういうことを今までずっと続けております。これからも続けていきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、実は私ももう長いこと入っていて、そういう中でいろいろやらせてもらっていますけれども、ただしやはり子供たちは、泊まりながらいろいろな経験をして勉強していくんです。そのときに行くのは我々なんですね。逆に言うと、そういうちゃんと資格というか、要するにさっきから言うように吉田町独自の資格でいいんですよ。例えば防災士なんかもそうでしょう、吉田町防災士もそうでしょう。そういうことを例えば一つのステータスをつくって、そこから、私としては講師代を払ったっていいと思うんですよ。そういう形でやっていったときに、子供たちがこの連携と子供たちにいろいろな知識を与えるような状況ができれば、寿大学そのものが、やはりちゃんとした、税金を投与するだけではなくて、返ってくるようなシステムができるのではないかとってはいるんです。ぜひその辺も全て共有するのではなくて、ぜひちょっと頭の隅に入れておいていただきたいと、できればそういう形で進めていただきたいというのが、この決算を見ての私のお願いですけれども、その辺はまたよろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、内田宏一君。

○生涯学習課長（内田宏一君） 繰り返しになりますが、資格要件を設けることで、今自由に生涯学習に参加できているという仕組み、これに少しハードルを設けることになるというような側面もあろうかと思ひます。例えば夏休みに子供さんを預かって泊まり合宿をしていただいている団体、その方々の中にはコミカレを卒業してきた方も今活躍されていますし、それに携わる方メンバー全員がコミカレ卒業生でなければならないというようなこともなかろうか思ひます。子供さんを預かって、泊まりでやるには最低限これだけのことはというようなことをその方々に説明して、御理解いただいて、やれば足りるのではないかと考えています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 誤解があったようです。私は全員ではなくてということです。例えば16人のこういう形があったとしたら、それはやはり活躍する場を当然つくってくださいよということなんです。全員などとは一言も言っていない。やはりそういう人たち、知識があって、この知識はなぜ伝わっていかないかという人たちがいっぱいいるんですよ。そういう人たちにそういう話を持っていったらいいのになと思ひての質問ですので、回答としては要りませんけれども、ぜひその辺も生かせる方法、生かす場をつくる方法も考えていただきたいということです。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の267ページ、英語教育推進事業費というところであります。ここの効果ということで、ジェットプログラム云々でALTを配置して英語教育の充実を図ることができたと、2つ目には国際教育の充実と業務の効率化に寄与することができた。その下なんです

が、このK P I、日本語がよく分からないんだけど、外国の人と友達になったり外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う児童・生徒の割合となっていて、その割合が表示されていないで、その下にはコロナウイルスの影響により実施されなかったため把握できていない。これどういう意味なんでしょう。

事業としてはこういうことをやってきましたよ。K P Iとして、これどういう意味なのか全く理解できないのですが、ここについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

267 ページ、英語教育推進事業費の件で効果のところの総合戦略K P Iについてというこの御質問につきましてですけれども、こちらの質問につきましては、町の企画課のほうでやっている質問内容の関係になりまして、これが実施されていないという内容となっておりますので……

申し訳ございません。間違えました。訂正させていただきます。

こちらにつきましては、企画課のほうではなくて、全国学力・学習状況調査のところの中で質問がされている内容となっておりますので、こちらにつきまして、令和2年度は全国学力・学習状況調査が実施されておりませんので、把握できていないというふうに書いているという内容となっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 余計話が分からなくなってしまうんですが、学調をやっていないから把握できないということ。これ町としての総合戦略のK P Iでしょう。何か話が全然見えてこないんですが、どういうことなんですか。

ましてやこの英語教育推進事業費としてA L Tを雇っておいて、英語教育とか国際理解についてやっていますよと、それでK P Iとして、全然意味が分からない。話が通ってこないんだけど、もう一度分かるように説明をお願いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

総合戦略K P Iの関係につきまして、こちらにつきましては毎年、全国学力・学習状況調査は令和元年度まではずっと行われていたわけなんですけれども、そこの中の質問項目で、児童・生徒に対してこの項目があったという内容となっておりますが、令和元年度以前までは、その割合というのは出ていたものになるんですが、令和2年度につきましては、全国学力・学習状況調査が全国的に中止になったということになっておりますので、その質問項目も令和2年度は実施されていないということで、その質問もされていないということになるものですから、こちらの項目は把握できていないというふうに書かせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9 番、増田剛士君。

○9 番（増田剛士君） 分かりました。そういったものが全国的に統一的なものがなかったから答えられなかったと。じゃ町として、これだけのことをやっているんだから、町としてちゃんと我が町の児童・生徒たちはどう思っているんだろうかという調査をしたほうがいいじ

やない。それに関してコロナは関係ないと思う。何でそういうことをやっていかないのでしょうか。

全国のものが答えがなかった、できなかったからやらない。じゃこの国際理解教育って何ですかというところも本当に分からなくなってくるんだけど、教育委員会で考えている国際理解教育、何でしょう。英語教育に関することって何でしょう。学校で教える英語時間と、このALT等がやるもの、どう違う、最終的にこの町の子供たちをどういう方向にするためにこういったものを行っている、そこが理解できているんだったら、学調どうのこのじゃなくて町独自でできるんだと思うんだけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田町の英語教育推進事業に伴いまして、ALTの導入につきましては、各小・中学校に対してネイティブの外国人の方を4人、ALTを招致して今やっている事業となっております。

ALTをやっている目的としましては、通常の英語授業は当然日本人の先生が教科書を使って英語をやるということに対して、このALTの制度については、当然ネイティブの各外国に住んでいる方に来ていただいて、それでネイティブの言葉で実際に英語を感じてもらおうというところで、海外が近くなるとか、そういった海外に対しての日本人特有の恐怖心とか、そういったものも防げるというところでALTの授業を実施しているという状況になっております。

今回こちらのKPIについては把握できていないというふうに書かせていただいたんですが、具体的にこういった質問としては、やっていないからこういった形で計上させていただいたものでございますが、当然、当町教育委員会としましては英語教育推進事業として、各小・中学校に1人ずつ配備しているというところは、各ほかの市町に比べましても当然各学校1人ずつ配置というのにはなかなかないところで、かなり力を入れてやっているところでございます。各学校についても、児童・生徒がやはりALTの先生が来る授業は楽しいよという話も通常聞いておりますし、実際英語のALTの先生がイギリスの国だったりアメリカだったりというところの国の話を直接聞いて、じゃ私もそこに行ってみたいよとか、そういった声とか、本当にネイティブと触れ合うことによって海外を近くに感じるというところでは、非常に意味のある事業だと思っておりますので、KPI上のこういった調査が出ていないところについては、ちょっと申し訳ないですが、実際事業としてやっている中で非常に意味ある事業としてALT事業を確立できておりますので、こういった形でまた続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 続けることは何も問題ない。ただ、その評価として、ちゃんとしたものを上げていかないと、先ほど課長が言われたように他市町にはない、我が町にだけ各校に1人ずつ配置する、こんなすばらしいことをやっている中で評価がこの程度じゃ、この程度と言ったら失礼なんだけれども、おかしいと思いましたので、そこはちゃんとやっていただきたい。

それで、国際理解という中で今、吉田町では海外から来ている外国人のお子さん、もうかなりいると思いますよ。そういう中で英語だけではなくて、よその国の言葉、それこそ国際交流というか多文化共生、ほかにもあるんだけど、そういう中でやっていく、ただ英語圏だけが国際じゃない、そういうこともやっていくのが国際理解ということだと思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、先ほど教育委員会からありましたK P Iの関係でございますが、こちらにつきましては、重要業績の指標という中で、客観的指標という中で5年後、いわゆる令和6年、今現在の計画ですと令和6年を目標値として、先ほどの学調のときに一緒に行われるところがどうなっているのかというところをはかる指標ですので、この辺については、施策のほうとしましてはA L Tの全校配置によって英語教育が充実しているかというまず一つの指標となっているということで、さらに上の分野にいきますと、一番の目的は確かな学力の保障ということで、子供たちの学力を保障するというところがございますので、そうした中でK P I評価しています。今回このような書き方になっていたということになっておりますが、ここはちょっと致し方ないかなというのはあります。

ただ、議員がおっしゃりたいのはもうちょっと別の方法で、K P Iだけにこだわらず、ほかにもちょっとアンケートを取るなり、そうしたことができないかということの御指摘かというふうに思っておりますので、この辺につきましては、またちょっと検討のほうも担当課を交えてさせていただければというふうに思っております。

それから、あともう1点ですが、外国語の教育ということで多文化共生のお話がありました。この件については、私どもも多文化共生の事業を担当しておりますので、ここは国際感覚とか、そうしたところも養っていく必要があるだろうということもありまして、さらに学校のほうについては英語教育、これはカリキュラムの中で行っているものですので、当然教育委員会としましては、こちらの英語教育というのを重点に置くというのは必然的だというふうに思っています。ただ、やはり共生社会、いわゆる外国人との共生社会においては、いろいろな国の外国の方々が日本にいらっしゃっていますので、そうした相互理解を深めていくというのは、これは私どもの町全体としてのことになるかと思っておりますので、その辺は国際交流協会もいろいろ活動していただいています。令和2年度、今年度につきましては若干コロナ禍で活動もちょっと制限されている部分がありますが、そういった共生社会ということで、何とか皆さんが国際理解というか、そこが進むように意識醸成を図っていきたいと思います。また、さらに学校教育とも当然連携のほうもございまして、私どもも学校教育とも連携しながら、この事業の展開を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今の同僚議員の質問の関連ですけれども、そもそもこのK P I、目標は何%でしたっけ。

○議長（大石 巖君） 理事兼企画課長、谷澤智秀君。

○理事兼企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この第2期のところにおきましては、目標値につきましては、小学校、中学校ともに割合が100%という目標値を持っているものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 今回、令和2年度は学調がなかったということなんですけれども、吉田の学調やっていましたよね。ないというのが、もう早々に分かっているわけだから、そこで入れていけばいいという思いもあるわけです。意識調査をやっているわけだから。そこへ質問項目として入れていけば、今ここでいう小学校6年と3年を調べるとおっしゃっているわけですね。それよりも、今4年生からでしたっけ、3年からでしたっけ、英語は。3年からそこに置いていけば、各学年で、目標は100%かもしれませんが、各学年を経ることによって、6年生には100%になるよとか、中学校になったら英語が嫌になって下がるかもしれないけれども、3年生には100%にする。毎年そういうことを学年を追って見ていけば、どういうふうに動いていくのか、最終的に6年生が100%を目指すよりも、そうして段階的に毎年調べていけば、どういうことをやっていけばいいのかというのは分かってくると思うので、単に全国学調だけで今年の6年生は何%でしたと、次の年は何%でしたと見るよりは、しっかり年度を追って、学年を追って見ていったほうが、施策としてもどういうことをやっていけばいいのかというのが分かると思うので、そこはちょっと考えていただきたいというふうに思います。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、10款の教育費についてはこれで質疑を終結しますが、45号議案全てについて、これで終結したいと思います、よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これをもって45号議案についての質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時51分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名であります。

◎議案第58号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第2、第58号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから第58号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行い、引き続き歳出の質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑については、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第59号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第3、第59号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第59号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会 24 日目で、最終日でございます。
本日は 11 番、河原崎昇司君から欠席の届出があります。
ただいまの出席議員は 12 名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎委員会活動報告

- 議長（大石 巖君） 日程第 1、委員会活動報告を産業建設常任委員会委員長からお願いします。
6 番、蒔田昌代君。

〔産業建設常任委員会委員長 蒔田昌代君登壇〕

- 産業建設常任委員会委員長（蒔田昌代君） 6 番、蒔田昌代です。
産業建設常任委員会から、令和 3 年第 3 回吉田町議会定例会開会中に行いました所管事務の調査について報告をいたします。
令和 3 年 9 月 1 日、第 3 回吉田町議会定例会中の委員会において、所管事務調査事項として、土木事業等の要望についてを調査することを決定いたしました。
その調査結果を取りまとめたので、報告書の発表をもって報告とさせていただきます。
お手元に配付してあります委員会の報告書を御覧ください。

1 ページ。

記

- 1、調査事項、土木事業等の要望について。
- 2、調査の目的、土木事業等について、町民から行政に対する要望が多数出されている。そこで、町に対する要望の提出状況や内容及び要望に対する町の対応等について調査する。
- 3、期間、調査が終了するまで。
- 4、調査の経過、別紙のとおり。
- 5、調査結果、別紙のとおり。
- 6、まとめ、別紙のとおり。

報告書の最後には資料をつけてありますので、御覧ください。
まず、お手元の資料の 3 ページを御覧ください。

別紙は4、調査の経過となっております。

令和3年9月1日と9月9日の2回、委員会を開催しました。

内容については表にまとめてありますので、御覧ください。

4ページを御覧ください。

4ページから5ページまでは、5の調査結果と6、まとめとなっております、読み上げてまいります。

5、調査結果、(1)、以下の質問事項について当局から回答を受けた。

ア、土木事業等要望箇所調書の区分ごとに、年間の要望数、要望以外の実施箇所、要望実施率及び全実施箇所における要望によるものの割合について（平成28年度から令和2年度までの数値）。

イ、申請を受け付けてから回答するまでの流れとそれにかかる日数について。

ウ、要望に係る当初予算や決算について（平成28年度から令和2年度までの数値）。

エ、土木事業等の要望の優先順位について。

オ、要望に対応できない、対応が遅れる場合の報告について。

カ、維持管理における新たな仕組みづくりについて。

(2)、調査を踏まえ、現状と委員会の意見をまとめた。

ア、要望書の受付から回答に要する日数について。

(ア)、現状。

受付から自治会への回答までにかかる標準所要日数は、6日から63日である。日数がかかる要因としては、要望内容のほか、受付する課と対応する課が違うこと、回答が月に1回開催される自治会連合会定例会時のみであることが挙げられる。

(イ)、意見。

一連の事務の流れは、過去に町と自治会との協議を踏まえた上で行っている。日数がかかることもあるので、受付から回答までの日数をより短くすることを望む。

イ、町の土木事業等要望箇所調書に対する実施状況について。

(ア)、現状。

過去5年間の数値から、要望の8割以上が実施済みであることが分かった。残りの2割は、管轄外（市有地、国・県対応箇所等）や現状維持を依頼するもの、対応困難箇所であるものなどである。

(イ)、意見。

要望に対する担当課の取組については、適切に行われていると思われる一方、住民からは依然土木要望に対する不満の声がある。要望に応えられない2割に対する町のより丁寧な対応を望む。例えば、応えられない場合の回答の際は、書面だけではなく、対面や電話等口頭にて担当課が直接自治会に対して理由を説明することが考えられる。

ウ、要望事項に対する回答について。

(ア)、現状。

要望事項によって、回答書の内容は異なり、対応が難しい場合は、今後の対応の仕方も含めた回答をしていることを確認した。

要望事項の分類。

要望箇所が民地の場合。

要望箇所が国や県の管理地である場合。

要望箇所が町（建設課）の管理地で、必要性があり即対応が可能な場合。

要望箇所が町（建設課）の管理地で、即対応が困難な場合等。

例として、大規模な改修、段階的対応、一部対応と既存施設の活用、現状維持など。

（イ）、意見。

明瞭な回答を心がけていることは分かるが、その回答が相手に正確に伝わるための取組を、町全体で検討する必要があると考える。前述イの意見で述べた回答の方法と併せて、調書の提出元である自治会に対し、町の土木要望に対する取組や要望に応えられないことについて理解を深めていただくための説明会の開催や新たなルールの取決めなどを行うことを望む。

6、まとめ。

町に対して寄せられる要望の多くは、町の姿をよりよいものにするものであり、町もそうした要望に対し懸命に対応していることは確認できた。そうした中で生まれる不満が少しでも緩和されるよう、事務内容や手続の見直しを含め、町と自治会がより連携し合える仕組みづくりを検討してもらいたい。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

これから、議案審議に入ります。

初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。

審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。

引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。

それでは、審議に入ります。

◎議案第45号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第2、第45号議案 令和2年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第46号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第46号議案 令和2年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第47号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第47号議案 令和2年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第48号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第48号議案 令和2年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第49号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第49号議案 令和2年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第50号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第50号議案 令和2年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第51号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第51号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

私は令和3年9月、第3回議会定例会に議案提出されました第51号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対討論をします。

吉田町公共下水道事業は、平成2年1月に事業認可を取得し、整備に着手して以来、事業が行われ、令和2年度末までに285.97ヘクタールが整備済みとなった。吉田町の人口は2万9,382人、計画区域内の人口は1万1,101人、そのうち下水道への接続済み人口は7,998人である。

令和2年度は管渠整備事業では、片岡2号汚水幹線工事、第3工区から第6工区及び川尻南部汚水幹線工事、第1工区から第3工区を、地震対策事業では、既設管路耐震補強工事及び浄化センター反応タンク耐震補強工事を、施設管理事業は吉田浄化センター機械設備更新及び電気設備更新工事を実施した。また、住吉2号汚水幹線管渠更新工事などが実施された。町単独事業としても、取付管設置工事や枝線工事が実施された。

令和2年度の財政状況は、支出合計は9億6,617万6,433円。そのうち、他会計負担金、税金からの負担は4億5,648万8,233円である。また、令和2年度の汚水幹線工事では、新たに下水道を利用できる世帯を53戸増やしたが、接続は1戸という。これにしても少な過ぎる。特に、接続率の目標値を年1%以上に設定しているとのことだったが、パーセントで示す設定値は曖昧で不確定過ぎ、検証は難しいものになってしまった。また、実施された工事は、吉田町公共下水道事業の認可を取得した区域内に限られ、その外、すなわち区域外で

は、水洗化に対しては、合併浄化槽に頼ることになる。令和2年度は単独浄化槽から合併浄化槽への入替えは僅か3基であった。1基当たりの補助金が5人槽では33万2,000円であり、費用は3基分、補助金が99万6,000円が利用されたのみである。最重要課題、目的は、町全域を考えた水洗化構想が求められると思うのだが、違うだろうか。今の吉田町公共下水道事業には、税に対する公平性はない。北区など、事業計画区域外の地域には、税の負担のみで受益はない。税の公平性を考えると、市町村設置型の合併浄化槽による水洗化をお願いするものである。

本来、吉田町における水洗化事業とは、生活排水などの環境改善を行い、良好な生活環境をつくり、安心を守るために行われるものと確信している。将来の人たちへ負担を押しつけないのも我々の役割である。住吉2号汚水幹線に見られるように、管渠更新が始まり、負のスパイラルが間違いなく起きてくる。

最後に、下水道計画区域を市町村設置合併処理槽による公平で合理的な水洗化への転換で、生活環境の整備を行う決断を直ちにさせていただきたいとお願いをし、反対討論といたします。

以上。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、平野 積君。

〔12番 平野 積君登壇〕

○12番（平野 積君） 12番、平野です。

私は、第51号議案 令和2年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について賛成の立場で意見を述べます。

決算認定の第一義は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかの評価であります。それに関して決算書及び決算資料等を調査した結果、企業会計移行1年目で収益収支が黒字であること、一般会計からの補助金等が予算に比べ減少していること、企業債に関しても、令和元年度末の残高53億2,878万8,000円から令和2年度末51億6,850万円へと、残高が1億6,028万8,000円減少していることなどから、私は、適正かつ健全に執行されたと判断し、この認定に賛成いたします。

一方、決算認定において、議会には行政効果や経済効果を評価し、後年の予算編成や行政執行に生かすという役割があります。吉田町は令和2年度末に吉田町汚水処理ビジョンを策定し、従来全体の計画面積920ヘクタールを379ヘクタールに減少させる決断をしたことを、私は高く評価しています。しかし、下水道の面整備は令和8年度まで続けることになっています。吉田町の年間人口減少は177人に対して、下水道区域内人口がそれ以上の278人減少している事実を踏まえ、人口減少時において下水道の面整備を続けることが、企業経営上最善の策かどうかを活発に議論していただき、来年度の予算編成に反映させていただきたいと考えております。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

採決します。

本案は原案のとおり決定及び認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定をいたします。

◎議案第53号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第53号議案 令和3年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第54号議案 令和3年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第55号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第11、第55号議案 令和3年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第56号の討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第12、第56号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決しました。
-

◎議案第58号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第13、第58号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第14、第59号議案 令和3年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計及び特別会計等の決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第15、第44号議案 吉田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第16、第57号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定しました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第 17、発議案第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し
地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、八木 栄君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、八木 栄君。

10 番、八木 栄君。

〔10 番 八木 栄君登壇〕

○10 番（八木 栄君） 10 番、八木 栄でございます。

発議案第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに吉田町議会会議規
則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 24 日提出、吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、議会運営委員会委員長、八木 栄。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済
的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は、来年度
においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため
には、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠である
ことから、本意見書を国に提出するものです。

それでは、意見書を読み上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済
的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。

この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直
面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対
策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれ
る社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確
実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本
方針 2021」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を
確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏ま
え、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直し
は、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対
策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は本来国庫補助金等により対応すべきもの
であり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上です。

静岡県榛原郡吉田町議会。

説明は以上でございます。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから発議案第4号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

八木委員長、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第18、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で令和3年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

また、12月議会、議員の皆様の元気な顔に接したいと思います。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

本日、ここに令和3年第3回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日以来、24日間にわたり諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層御尽力賜りますようお願い申し上げます。誠に意を尽くしませんが、閉会の御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和3年第3回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時39分